

第二節藩政成立期

1 上杉領となる

上杉

一二〇万国

上杉氏は、もと越後に育った戦国大名である。長尾氏として土着し、戦国の動乱期の中で次第に領国化を拡大して来たのであるが、謙信の代になって関東管領山内上杉憲政から譲りを受けて、其の後上杉氏を名乗った。謙信は、特に智略武略にすぐれその戦歴を見るならば、南進して関東の雄であった小田原北条氏の勢力と交戦すること数回、西に進んでは越中（富山県）能登、加賀（石川県）にもしばしば兵を進めている。特に信濃（長野県）の川中島においては、甲斐（山梨県）の武田信玄の北進をばみ、永禄四年（一五六一）九月十日の暁天、謙信の奇襲攻撃によって始まった越後、甲斐両軍の大合戦において、謙信、信玄の一騎打ちという劇的な場面を展開し、語りつがれた戦史中の最大の華を現出している。謙信はいち早く京都に登り、天下に号令する望みをもっていたが、中途にして病に倒れた。後を継いだ景勝は数々の内訌や内紛を越えて、更に領国制を整え、早くから秀吉に近づき政権の中枢に参画していた。慶長三年（一五九八）蒲生氏を宇都宮に移したとき、遺領は上杉景勝に与えられ、景勝が奥羽の関門としての会津に国替えの命をうけたのは正月十日であるが、会津に入ったのは三月十日である。移封とか国替といっても実際には容易なものではなく、前領主からの資料に基づいて家臣の配置や、知行割りの根本的な事務の終了を待たなければならぬし、反面前領地については後任者への事務引継ぎ、或いは領内からの年貢の収取があり、場合によっては未進（滞納）の処理等複雑さを抱え、前節で触れた「蒲生四郎兵衛家来荷物伝馬人足之事」が、六月四日であることによって充分うかがえる。景勝の領地は、旧領の佐渡と庄内の田川、鮑海と合わせて一二〇万石といわれ、関東の徳川、中国の毛利に次ぐ大々名となったわけである。これを機として当地方は上杉氏時代を迎え、近世の終了まで一度も領主が変わることなく支配が続くことになる。初め伊達、信夫（福島県）の二郡と、置賜郡合わせて三〇万石は、太閤秀吉の特命によって、重臣直江山城守兼統に領地させたものとされているけれども、上杉氏の管轄下にあったことには間違いない。

新領地に対してその軍防的重要な箇所に、各部将を配置して領国体制を整備することが、最初のしかも重大な課題であった。当地は古く伊達氏時代から強大な隣国大名との境界にあり、荒砥と鮎貝には城が築かれ、有力な武将が

諸將の配置

配置されていたことは、これまで触れて来た通りである。上杉氏もこの両域には、有力な武将を配置して最上氏に備えたことは勿論である。景勝が領内各地に配置した武将のうち、県内の抜萃が第5表である（『藩制成立史の総合研究』米沢藩より）。

この表中※印は城代の同心給分を示しており、「文禄定納高」と比較すると越後時代の越後七郡四五万石、北信濃四郡一八万石の代りに、蒲生氏の遺領九二万石を合わせ得た増封の結果が明らかである。領内の支城数二八、それに配する城代は三〇人程であるが、まことに一二〇万石、大々名の貫禄を示しており、まさに偉容の觀を呈している。然し、内容的には佐渡の孤島、庄内地方も遠く離れており、甚だ一円性を欠く特異な成立状況は、軍事的な弱点を抱えているものであった。この弱点を補うために、長井市草岡から山中に入り、朝日連峯を越えて庄内に至る軍道も、険しい自然条件を打破して開かれたものであろう。置賜地方に配置された諸將の出身地が、多く北越地方でありすでに城主級の武将である。これらの者は遠く鎌倉時代から地頭として在地勢力を養いながら、上杉氏が領国を形成する過程のなかで、服従しながらも先祖伝来の土地を離れることなく、地縁的な統制の中で生き伸びて来たものである。これが領主の移封という不可抗力の条件のもとで、心ならずも新領地に移らなければならなかったのである。知行高について見れば米沢の直江は全くの別格であるが、置賜地方に配されたものは均衡がとれている。城代配置の方針については知る由もないが、荒砥と鮎貝のみについて見れば、泉沢は直江兼続の直臣で越後時代からの財政担当者であり、荒砥へは中津川彦六を代表としている程の重要な地位であった。中条は先祖が鎌倉幕府の補任状を携え地頭として下向し、戦国の動乱を生き抜いて来た旧族、当主与次三盛は二十歳の若年であったという。父は天正十年（一五八二）六月越中（富山県）魚津城に拠った時、織田信長の軍のため戦死している。この戦鬪は上杉方に多くの犠牲者を出しているが、その前日の二日に信長が本能寺で明智光秀のために殺されているので、魚津城がいま一日だけ防ぐことが出来たならば、包囲軍の撤退により、あたら戦死者を出さずにすんだ落城であった。

上杉氏時代の中で会津時代といわれ、米沢に直江兼続がいて当地方を支配したのは、慶長六年（一六〇一）六月までの短い期間であった。移封直後のこの期間はあまりにも急変な状況下であり、民政の上においては端緒にすぎたばかりであって、どの程度の進展があったか伝えるものは何もなく、有るものは最上戦争の話だけであろう。戦争というのはいつも準備の中から開始されるものであるだけに、城地の拡張や整備のために、或いは軍用道路や年貢のための耕地の拡大、開墾と多くの労役夫役に狩りたてられるような収取の前には、隷農主的な大農経営が徐々に分解し、兵農分離も近世化への指向を模索しながら、武士団が求める新しい体制に順応しなければならぬ村々の姿であったのである。

第5表 上杉氏の諸将配置

酒田	大浦	大宝寺	小国	鮎貝	荒砥	高畠	中山	金山	米沢	支城
飽海郡	西田川郡	西田川郡	西置賜郡	西置賜郡	西置賜郡	東置賜郡	東置賜郡	南置賜郡	南置賜郡	所在
志駄修理亮義秀	松平伊賀守助義 下次右衛門吉忠	木戸元齋範秀	松本伊賀同心三瀧 左近大夫等在番	中条与次三盛	泉沢河内守久秀	春日右衛門元忠	横田式部小輔旨俊	色部長門守光長	直江山城守兼統	城代
※五、〇〇〇〇 ※二、三〇〇〇	※三、二〇〇〇 ※二、〇〇〇〇	※五、〇〇〇〇 ※二、三〇〇〇		※一〇、〇〇〇〇 ※三、二〇〇〇	※一〇、〇〇〇〇 ※三、二〇〇〇	五、〇〇〇〇	※一二、〇〇〇〇 ※二、一六〇〇	※一〇、〇〇〇〇 ※三、二〇〇〇	※六〇、〇〇〇〇 ※五、四〇〇〇	知行高
一、五六三	一、五八〇 一、四五八	三、二八二	一八三	一、八六五	五、六三四	二、三〇八	一、四五八	四、四五八	五三、二一七	文禄定納高
越後与板衆	越後三島郡萩城主 越後士大宝寺を守るともいう	初め藤島城代越後士	初め松本伊賀守後越後士三瀧等在番	越後蒲原郡中条城主	越後蒲原郡大面城主	信州更級郡春日出身 越後村山城代	葦名氏遺臣初め山内姓	越後岩船郡平林城主	越後与板城主	備考

2 最上戦争 附福島御陣

戦雲 うごく

慶長五年（一六〇〇）秋、上杉の軍は直江兼続を総大将として、数万といわれる大軍をもって掛入石中山口、小滝口、萩野中山口、大瀬口、栃窪口の五方面、及び庄内軍も進攻させて最上義光の村山平野の諸城を次から次へと陥し、山形城を孤立に追いこみ、一方福島地方でも伊達政宗軍と交戦したことは、上杉の記録には「最上御陣」、「福島御陣」と呼称されているものであり、当地では専ら「最上戦争」として語り伝えられているものである。

慶長三年（一五九八）太閤秀吉は波乱の一生を閉じた。秀吉個人の力が大きな支えであった政権は、必然的に根元からの動揺を余儀なくされる。子秀頼が幼少のため後顧を託された五大老の足並みも、勢力の保持と拡大のためには揃うことがなくなってきた。間もなく前田利家は死に、遠くに領地を持った景勝や毛利らは、政庁を離れて領国に滞在することが多く、自然徳川家康の勢力が群を抜くことになる。もともと秀吉政権には、征服大名がそのまま従前の領地を安堵され、大々名として存在しており、中には加増によって地位保全を認められた者もいる。半面、自らの取立大名、特に政権の中核として実務を牛耳っていた吏僚的な大名は、ことごとく領地の規模が小さく、実力の点でも強いものではなかった。加えてこれらの大名と武將出身大名との間には、感情の上での対立も表面化している。このような政権の弱さ、内部矛盾をたくみに捉えて、暗に陽に手段を用いて次期政権獲得へと動くのが徳川家康にはかならない。

以上のような失業武士を新規に召抱えていたとされている。従って当地では、荒砥、鮎貝の両城も拡充、整備されたであろうし、朝日岳山中の軍用道路もこの時期に新設をみたとされている。このため多くの労役を必要とし、領民たちは求めに応じて労働力を提供し、大きな辛苦を味わったことは勿論である。このような領内の事情は隣国の親徳川派の大名によつて、或いは誇大に報告もされ、又有力な家臣の一人である藤田能登守信吉が、徳川方に寝返つて脱走するということもあった。この他にも様々な政治的思惑が大名間にあり、ついに上杉、徳川間の不信感は拭うことのできないものに進み、家康が江戸城に帰つて、いよいよ上杉討つべしの決意を固めるのが慶長五年（一六〇〇）の六月である。この間双方の交渉に曲節があり、景勝、兼続に急ぎ上洛を命じ、申し開きするように求められてもいるが、讒言や中傷するものを裁かず、一方的であるとして強硬に拒み続けている。

家康が、上杉討伐のため江戸を發つて北上するのが七月であったが、当時上杉をめぐる軍事的情勢は複雑であった。家康は奥羽の諸将とくに最上義光、伊達政宗に、上杉の東北方を攻撃するように要請している。そして、

「一扶持方之兵糧壺万石も入次第、山形出羽守より借り候て、於米沢扶持方可出者也」（『旧県史』後寛古文書）

という書状を発していた。このため角館城主戸沢政盛が、出羽方に参陣する一方において、伊達政宗軍が上杉方の城石城を攻めたのは七月二十三日であった。この戦は、城主甘糟備中守景継会津に出ている留守中のことであり、苦戦の果に落城し、多くの犠牲者を出した。この時最上義光は、すぐには一二〇万石大々名の軍陣に、徒らに挑戦の挙には出て来なかった。他方越後方面にも、只見川沿いに一部が進攻している。越後は上杉の昨日までの旧領であり、新領主は堀秀治であった。堀は移封後ただちに検地を断行したが、その内容は面積こそ一反三六〇歩の旧制をとったけれども、そのほかは太閤検地の指向に忠実であったから、すこぶる厳しいものになり、村々に於いて地侍と言われる兵農未分化の者や、有力農民の強い反感を買っていたのである。これら不平不満の分子を動員組織化し、武装蜂起まで煽動したのが上杉の進攻軍であった。この行動は兼統らによる策謀であるが、家康の求めに応じた堀秀治の軍勢が、会津進撃するのを未然に阻止した軍略上の効果に意義のあるものであった。先年上杉は、旧来の越後を離れるに際して、地侍層を意識的に残留させて後日に備えてあったとも云われている。これが、越後に於ける「上杉遺臣一揆」といわれるものである。

畑谷城を 東高玉の小口七左衛門が所蔵する直江兼統の書状文面は、
攻め る 次の通りである。

巳上（以上）

昨日は御出畏入存候

路次中くれ（暮れ）候ハんと案入申候、其以来珍義（異状）無之候、

正宗明日ふくしまおもてへ相動由申来候、但し実説は無之候

承合置候而可申人候、関東佐竹筋之儀珍義候は、可被仰越候、何さま

此方之儀承合候て与風（直ちに）以て参り御振舞□ほり申可候

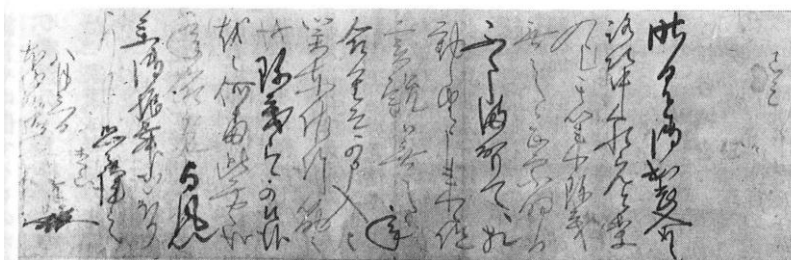
恐々謹言

八月三日

直山

兼統 花押

本越州様御中



第2図：直江兼統書状（小口七左衛門氏蔵）

本越州とは本庄越前守繁長のことである。この時代姓氏名を簡略する風潮は普通で、「本越」とだけあるのも珍らしくない。小口家に伝わる経緯については、後年本庄氏は福島城代から鮎貝の地に移り、明治を迎えた際、借財のため小口家に伝来の国俊作の刀を譲ったが、後この直江山城守兼統の書状と交換したものであるという（本間興一編『鮎貝史中編資料』）。

前述したように、家康が上杉討つべしとして江戸から五万九千余ともいわれる大軍を擁して北に進み、小山に着いて戦機を窺っていたところ、突如として石田光成らの関西における反徳川の挙兵の知らせをうける。このため家康は上杉打倒を思い止まり、石田軍と雌雄を決せんとしてひとまず江戸へ帰るのが八月四日とされているから、前記の文書はこの当時のものである。兼統は、家康郡の迎撃のため塩原に陣を張っていたか、或いは家康軍の撤退を開き単騎長沼在陣の景勝に会い、家康追撃を主張した頃のもの筈である。一夫の本庄繁長は、移封直後は森山（福島県）の城主であったが、緊迫した軍事情勢の中で軍事的手腕をかわれて、伊達政宗の軍に対して福島城代であった時のものである。

斯くして戦局の中心は徳川対石田軍となったため、上杉軍は鋒先を転じて伊達軍、最上軍を攻撃する余裕が出来たのである。然し二面作戦は採らず、先ず山形の最上義光を攻めるべく、直江兼統が米沢に下つて采配を振ることになる。伊達政宗は家康撤退の後、和を申し入れてもいたからである。

最上攻めの進路は前述のように東側から順に列記すると、掛入石中山口、小滝口、萩野中山口、大瀬口、栃窪口の五方面であるが、このうちの三方面は当町であり、特に直江兼統の主軍の進路が萩野中山口であったことは、軍事的に如何に重要視された地方であったかが理解される。因みに鷹山地区の中山部落を萩野中山と言うのは、領内に同地名の掛入石中山があった故に混同をさける為のもので、これは以後の近世文書にも襲用されて頻出する。直江兼統が米沢を進発したのが九月十日で、小松に泊り、翌日は萩野部落に夜営したと伝えられている。直江主軍の軍容は、『大日本戦史』に次のように伝える。

侍大将杉原下総守

同色部修理大夫

先陣春日右衛門尉

四千騎
良人五千人

二陣芋川縫殿亮

四千五百騎
浪人三千人

三 陣上 泉 主 水三 千 余

四 陣直江山城守兼統旗本一萬人

五 陣

色部長門 松木柰之助
高梨兵部丞 松木内匠助
軍奉行杉原常陸守親憲

八千五百人

この軍容は、総勢三万八千人になる。伝えるものによつては、四万と云い或いは二万とも云われており、いずれも計画的誇張があつて、その実数とは可成り距離があるものと考えられる。従つて部将名の違ふものがあるほか、前田慶次利貞が加つていたことはたしかであつた。直江主軍の最初の目標は、細谷城である。細谷城は部落の後方の山城で城主江口五兵衛光清（七千石）が、子の小吉、甥松田久治らと共に立てて籠っている。

山形の最上義光は、直江兼統らの進攻計画を知ると、急ぎいろいろ陳謝につとめており、「先年御差図を以家康伏見城へ移し申され候、御前様へ若松へ御下向之時分、拙者儀は山科大尾の原まで罷出、御門送り仕り御主同前に拝し申候事」其のほか自分の立場を種々説明した末に、

一 正宗儀は国元へ罷下り、則御領分を一郷も二郷も打破り、慮外を申上候ニ御かまいなく差置れ、拙者之儀ハ右より是非、御すねをだき入申可くと存候ニ付て、今日に至る迄御領分へ足輕壱人も出し申さずに、慮外を仕り正宗をハ差置れ是非頼入可と存じ、拙者へ御手向い之儀迷惑ニ存候事右条々聞召分られ下され候ハ、嫡子修理大夫を證人に差し上、其外家人證人之儀ハ、二重にも三重にも、御差図次第差上申すべく候、拙者之事ハ人數一萬召連、何万迄も御用ニ相立申すべく候間、然るべき様ニ仰上られ下さる可く候 恐々謹言

八月十八日 最上出羽守義光

直江山城守殿（『旧県史』卷一）

との書状を發している。義光は、いかに上杉軍の進攻を恐れていたかが理解される。實際當時に於いては、義光の力は到底上杉の敵ではなかつた。義光が、近隣大名及び叛逆心ありとみられる側臣達との死闘の末、漸く自己の大名領国制を整えることが出来たのは、

現在の村山四郡と最上郡だけであり、他には秀吉政権から与えられた秋田県の一部のみであった。そこで上杉の進攻軍に対しては国境の小城は犠牲にして、山形、上の山、長谷堂三城を守る軍略であった。

畑谷城主江口五兵衛光清は来攻に備えて鶴川をせき止め、前面の低地を湖水状態にして待ちうけていた。義光からは、畑谷城は大軍を防ぎ得るだけの城でないから、山形の本城に撤退するように諭すこと再度であったけれども、「危きを見て退くは男子に非ず」とし、敢えて抗戦に踏み切ったものといわれている。九月十二日夜半、直江軍の色部光長の部隊が畑谷城に攻めると、低地は前述のように一面の水であり、杉原親憲の兵が堰堤を切つて水を抜き、翌十三日は早朝から戦端が開かれた。城兵は門を開いて必死に戦ったが、直江軍らは東黒森山から三百の鉄砲隊をもって射撃した。東黒森山は畑谷城を見下す高さにあるため、射撃には有利であり城兵の勇敢な防戦も及ばず、短時間の交戦で城は落ち城将江口父子一族郎党は、ことごとく枕を並べて討死を遂げた。現在畑谷部落は、山形―長井線県道の途中に、静かなたたずまいを保っている山村であるが、ここに三八〇年ほどの昔、置賜と村山の両軍が、銃声を交えながらの死闘場面を展開したことなど、少しも思い浮ばせない程、遠い歴史の中に埋没して仕舞っている。

直江軍はまず諸戦に勝った。この時、部将上泉主水泰綱は「家康は西軍石田らを討つために遠く離れており、石田ら西軍が勝てば最上諸城は必然降参するであろうから、直ちに兵を収めては」と兼続に進言したところ、「ただ一つの小城を抜いただけで兵を収めて帰陣したのでは、後人の叱笑とならん」と言つて、次の攻撃目標である長谷堂に向い、ここで戦況を秋山伊賀守（二本松城将）に報告している（『旧県史』巻一、「奥羽編年文書」）。

尚々此書中調候半ニ、敵働候由申候間、則乗出敵の打つけにのり、頸式百餘取候、飛脚如見分候、猶追々可申上候、以上
庄内人数白岩さが江迄請取陣在候、以上

御状被見、仍去十三日最上領畑谷城乗崩撫切ニ申付、城主江口五兵衛父子共頸五百餘討取候、築澤之城をも明逃候、即在々令放火
昨十四日向最上居城在陣候処に、山形近辺之城五六ヶ所是も明逃候、此外二三ヶ所降参候、仕置丈夫ニ申付候、近日に隙明可申候
可御心安候 恐々謹言

九月十五日

直江

秋山伊賀守殿

御報

とある。文中に白岩、寒河江まで請取在陣とあるのは、最上攻略の計画としては置賜からの進攻だけでなく、庄内軍にも動員を命じてあったから、酒田城主志駄義秀は最上川から、大浦（大山）城主下吉忠は六十里越より共に進んで谷地城を攻め落とし、勢いに乗って白岩、寒河江も落城させたことが、兼続に報告されていたからである。そして寒河江には義秀を、吉忠には谷地の守備に当らせることになる兼続は、掛入石中山口から進んだ横田旨俊、木村親盛、篠井泰信らの一隊と、宮内小滝街道を進んだ倉賀野長左衛門及び、色部衆の一隊とも合流して、長谷堂攻略に進むのであるが、文中「在々へ放火せしむ」を見ると、戦争とは常に一般住民をも巻添えにして、非文明的な行為を敢えてしているのが目に付く。

八ツ沼城の戦い

上杉の最上攻めは、さらに当地方を基地として、最上川の兩岸に添って北上進軍し、八ツ沼城（朝日町）でも激闘の末、あまたの犠牲を払うという戦争が行われた。まず直江主軍の枝隊とも言うべき陣を見ると、東岸を五百川に進んだのが、大瀬陣将吉益右近家能、土橋久内維定らであるが、手明一〇〇人、足軽三〇〇人となっている。この隊の行動は『朝日町史編集資料』（第一号）によると、

大瀬口陣将吉益右近、土橋宮内少□□下足軽三百人、新戸（荒砥）与力堀川又七、赤間主水、横山監物、増川次右エ門、丹和泉其他地下馬上を引率、宇都野ヲ過キ五百川へ向フ、此所へハ最上方関三郎兵衛、加藤太左エ門取水ヲカマヒ、近在ノ郷民共ハ在所ノコトナレバカケ出ヲ禦キケル、三郎兵エノ馬石ニツマツキ倒レタル所ヲ、赤間主水馳寄り打取ル

と記録されている。守将関三郎兵衛は、ほかの一書に三郎右エ門とあり、砦（とりて）の名を鳥谷森としており、『米澤市史』も後者をとっている。これによって、泉沢河内守配下の荒砥在番衆が出陣していたことが明らかである。地下馬上とあるのは、農民兵士であるが、村々の大農は未だ武力を持っており、「最上陣」に於いて正規軍の外に出陣を要請されたものである。彼らは武装して馬上の人となり、自分の力に応じて数人の従者を随えて参加したのである。五百川（宮宿）の砦は大規模なものでなく、攻略が容易であったことは、その記述から吸み取ることが出来る。

次に西岸、栃窪口から最上領今平を越え、大淀、大舟木、松程を経て八ツ沼城に向った一隊は、栃窪陣将赤見外記、北条右近らの手明一〇〇人、足軽四〇〇人とあるが、ここには当時鮎貝城主中条与次三盛も加わっているから、山口新地の中条家臣の先祖たちも、共に出陣している筈である。八ツ沼城は部落後方の山城で、戦国時代には寒河江大江家の臣が城主であり、大江家の滅亡の際には最上氏によって攻めたてられ、落城の悲劇を秘めていた城であった。次に、前出の『朝日町史編集資料』によって激戦の模様を偲ぶことにする。

栃窪口ヨリ打向フ陣將赤見外記、北條右近□□百人足輕四百人、其外中條与次景資、外加勢武士トシテ西筑其他小田切武兵エ、渋谷内膳、大沼森之助、地下馬上伊藤豊後守引率し、栃窪口ヨリ大舟木ヲ経テ八ツ沼城ニ向フ、八ツ沼ニハ望月隼人正ヲ籠メ置キ、米澤勢押寄ル由ヲ聞キ大勢引率レシテ、立木川松程ノ端ヘ打テ出資ヒケル所、北條、赤見川岸マテ押寄ケレドモ折節洪水故渡スベキ様ナカリケリ、双方鉄砲打出シ外記川岸ニ乗出シ渡ルヲ見テ、伊藤豊後真先ニ渡リ向フノ岸ニ乗リ上ル所ヲ、大勢ニコメラレ敵式騎取切死、續テ大勢川ヲ渡ス、一文字ニ切懸リケル所、隼人正采配振ツテ下知ス、川ヲ渡セシ者後ヘ引ベキ様ナク追々馳込々々、渡リ攻ケレハ敵コライズシテ八ツ沼サシテ引退ク、隼人城ヘ遁入四方堅メ鉄砲打出ス、容易ニ近ツク能ハス、大瀬口ノ軍勢舟ニテ松川ヲ渡リ是モ八ツ沼城ヘ押寄ル、両口ノ勢一所ニナリ攻ケレハ、此ノ威ヲ見テ近在ノ郷民共大勢味方ニ加ワル、望月隼人正是マテトヤ思ヘケン、大勢ノ中ヘ馳入り手負、後城中ヘ引返シ自害ス

八ツ沼城の攻撃は東方の畑谷城とはちがひ、陥落までには多くの犠牲を必要とし、戦鬪は九月十二日であるが、これから四、五日の日数を要したと思われる。当地方にのこる語り伝えも、難攻であつた為に、中津川郷の地下馬上伊藤豊後らが、黒鴨、中平、日影を越え、荃ノ峯峠から大井沢道を選び、不意に八ツ沼城の背後を衝き、漸く落城に迫んだと語られている。戦に勝つた大瀬口、栃窪口の両軍勢は、一部を占領地の八ツ沼、宮宿に守備として止めたことは、上泉主水が小山田将監に出した九月十八日付の書状、「小山田文書」の末尾近くに、

「はたや色部衆、とやかもりに中条殿之衆被差置候事」『旧県史』卷一)

とあるが、「とやかもり」は前出の鳥谷森であることは間違いない。残りの部隊は更に北に進み、南進して来た庄内軍等と遭ひ、或いは長崎、山辺方面で直江主軍と合流して、山形城を遠望したことと思われるが、ここに予期せざる飛報が到着する。それは、関ヶ原に於ける石田三成ら味方軍の敗報である。戦局は急変し、昨日の勝者は茫然自失、直ちに退却に移らなければならなかつたのである。

兼統らの 村山地方に進撃した上杉軍のなかで、中軸の直江軍と大瀬、栃窪からの軍、並びに庄内から進んで来たものは先ず**退却戦** 成功を収めた。然し、掛入石中山城主横田旨俊、木村、篠井らの一隊は初めから苦戦で、上ノ山城を本格的に攻め

る以前、伏兵の襲撃を受け、民家に火を放つたりの攻防戦が続き、ついに部将木村親盛が討死している。それというのも、最上義光が山形の西北部の諸城は犠牲にして、全力を上ノ山、長谷堂二城を守るため精銳を投入していたからである。一方長谷堂城の攻撃に九月十四日、直江兼統らは村山平野に出て、直ちに包囲の陣を敷き戦機を熟するのを待った。直江軍は敵を城より誘い出し、専ら野戦に於いて決定的な打撃を与えようとしたが、敵はなかなかこれに応じなかつたのは、直江軍が野戦に長けているのを知つての事である。直

江軍は向かい側の山に陣を張っていたのであるが、そこは長谷堂城よりも低く、いつも見下される地形にあり不利であった。又城への距離は千メートル程あり、当時の鉄砲の射程外であり直接に攻めることも出来なかった。

城を包囲して二十余日、まったく戦争は膠着の状態にあったころ、景勝からの書状が来て、伊達政宗が援軍を率いて山形に来たというのである。実際最上義光は、事態を政宗に訴えて助けを求めたのである。これは、政宗の生母が義光の妹であった為で、政宗は伯父に救援したものであった。最上義光が腹背に上杉軍の脅威をうけ、最上家存亡の危機に直面していたからである。援軍到来によって、最上軍の戦意が揚つたことは確かであった。二十九日午後四時、最上軍は城を出て挑戦して来た。直江軍は直ちに応戦し、城外はたちまち敵味方入乱れ、怒りと叫びと鉄砲をも交える修羅場が現出された。この日の戦いで、直江軍の部将上泉主水泰綱を討死させている。

この合戦の日九月二十九日は、九日、十九日、二十九日の所謂三、九日で農民の収穫祭であり、翌々日の十月朔日は刈上祭で、田の神が山の神になると信じられ、農業国日本の大きな祭日として餅を搗く慣わしが全国にある。二十九日城外の農家では、この餅の準備中に合戦が起きたため、その後は餅を搗くのにこの日を避けることが現在に伝わっているという。荒砥の坂家は、長谷堂から移って来ており、刈上祭の朝に餅を搗くことにしているという。

翌三十日には、家康から東軍が勝つたことが最上と伊達にとどき、会津の景勝には西軍の敗報が届いた。東西軍が関ヶ原に天下分け目の大合戦の結果、西陣営内から寝返るものが出、これが因となり東軍徳川の勝利が確定し、反徳川の旗の下に集まった西軍は全く敗地にまみれ、この家康の力を不動のものとした歴史の日は九月十五日であったから、その報告が東北の戦線に着く迄二週間の日を要したのである。景勝は即日兼続に報告して兵を収め、速やかに撤退するように命令している。兼続等は軍議の末、翌十月朔日軍施設に火を放つて陣地を引き上げた。果して、最上郡は進撃に移ってきた。予期したことであったので、兼続は全軍を一三隊に分け、その隊形

は絡引きかがりと言われるものであったという。追撃と反撃線は、戸上山麓の門伝、柏倉方面に展開されたが、直江軍は常に高所にあるための銃撃の利を得ていた。然し最上軍は、地理の明るさを利用しての襲撃であり、部将水原親憲が傷を負うなど激戦を物語るものがあり、日暮れになって漸く兼続は畑谷城に着いている。この日の模様を『関ヶ原戦史』は、「十月朔日味方兼続長谷堂陣地を撤去し、其営舎に放火して退却せんとす。義光火元を望み、急に諸隊を率いて追撃す。親憲三百余人を以て戸上山東麓に據り、最上の兵の近づくを待ち、俯瞰射撃し、殺傷甚だ多し。時に義康（最上）峰を隔てて他方に在りしが、義光の苦戦を聞き急進して敵の側面を撃ち、伊達の兵は沼木より酢川を越え、柏倉二至り、小国大膳第八十八人も城を出、共に敵の右方を過ぎ其後を絶たんとす。親憲等遂に大いに敗れ退

却す、最上、伊達の兵競いて之を追し、前田利太僅かに力支す。兼續之を聞き畑谷より馬を返し、其麾下三百人を以て長岡・戸上山の間に激戦す。此間其兵の大半は己に長井方面に退却し、最上・伊達の兵亦撃退せらるること廿余町、兼續畑谷に入り、敗兵を收拾す。二日兼續畑谷城に留り、義光の追撃に備へ、三日荒砥に退き、四日米沢に帰る。」と述べている。

いわゆる「最上戦争」なるものは、九月十三日から十月朔日までの、短かい期間であったが、彼我の死傷は甚大なものがあつたと思う。然し、伝えられる軍記・戦記には誇張があり、特に敵方の損傷について其の傾向が窺えるものがある。例えば最上方の伝えによると、兵六百二十三人を失い、直江方の首は千五百八十余得たという。又義光の手紙によつても三千六百余人とあるが、上杉方の記事には敵の首二千余人を得たとあつて、全く符合しないのである。伊達政宗が点了齋なるものに宛てた書状に、「最上にて一昨日陣衆除口へ仕掛、午刻より西刻迄戦候て、首級八十餘當て手取候、最上衆弱候而不得大利之由に候、昨浅様々候て敵退散之由候、最上衆よはく候て皆不討果無念千万候言々」(『旧山形県史』)とあり、最上軍が政宗の期待に反して弱く、その点を重ねて強調しているのは、或る程度は第三者的立場からの観察ではなかつたと思われる。

中条三盛の負

傷と野手山

直江軍はともかく撤退した。その通路が進撃の時と同じであつた為に、戦争の悲話を二つ郷土に残した。鮎貝の城は往路をそのままとり、松程、大舟木と過ぎ大淀部落のある地点に差ししかつた時、突如竹槍によつて襲われた。三盛の馬は、さすがに驚き走つたところ、水田に足を取られて自由を失つた隙に突かれて傷を負つた。これが原因となつて以後健康が勝れず、七年後の慶長十二年(一六〇七)に亡くなつた。又、直江軍の一枝隊が小滝口からの撤退であつたらうか、滝野の野手山附近にさしかつた時、上ノ山の最上軍の一隊の追撃にあつた。交戦の末、ついに彼等を討取つてしまつた(一説には畑谷戦の前十二日で、最上兵は斥候であつたともいう)。この人々を弔つた自然石の墓石が数基あり、毎年の盆には遠く上山から墓参に来ており、それが明治の初めごろ迄は絶えなかつたという(『滝野誌』)。現在その場所は大量の土が移動された為に地形も変り、残つた墓石のいくつかは、畑の畦に転石となつてゐるに過ぎない。

兼続等の撤退はあまりにも急であり、西北の寒河江と谷地にいる味方軍、志駄義秀・下吉忠等に関ヶ原の敗報を知らせるとまがなかつた。このため谷地城の下吉忠は攻撃を受け、ついに城を出て降り最上の家臣となる。寒河江の志駄義秀は急ぎ最上川を下り、居城酒田に帰つた。そして翌年春まで抗戦を続け、三月四日最上に降つた下吉忠の忠告を入れ城を出て、上杉が矛て用意の朝日軍道、八〇キロメートルを越えて米沢に来てゐる(朝日軍道越えは家族を伴う移動でこの季節に山中の雪を克服し得たものか疑わしい)。

これについて、「志田義秀の酒田出城を普通慶長六年と伝えるも、実際は同七年である。彼はそれまで頑張り通したので、徳川家康より譴責を蒙り、蟄居を命じられた。」(『米澤大年表』)とあるが、出典は明らかではない。

福島御陣と

七月二十三日伊達軍は、上杉軍の隙をついて、白石城を奪ったことは先述した。その後政宗は、恐れをなして和を求めたほどであり、最上征伐の際も積極的には働かず、日和見な態度をとり、援軍を送ったに過ぎなかった。然し、家康が関ヶ原に大勝を得、直江軍が最上攻めを断念して撤退した戦局の転換を見ると、軍を起こして福島城を討つべく進入、本庄繁長との対決になる。福島は距離遠く、当地方とは無縁のように見えたが、後に本庄氏は鮎貝に移り、家臣の多くもそのまま鮎貝を永住の地としたので、所謂「福島御陣」も郷土とは関係が深い。これは、小嶋家文書に次のように記録されている。

一慶長五年十月六日伊達政宗福島表へ出張、越前守繁長ハ私慮アリテ潜り居城ニ在り、変ヲ窺フ処ニ繁長長男出羽守充長、出馬シテ政^一ト戦ント欲ス。繁長計画ノ含アルニ仍テ、先ツ見合スヘシト下知スト雖モ、当地ニ敵の旗先差向候ニ、出向ハス時刻ヲ移ス

事^{それがし}某^{それがし}壮年トシテ本意ナシ、一先掛向イ勝負ヲ決セント望ニ仍テ、左アラハ小嶋左近差副ヘント充長ニ小嶋ヲ副、急懸向スレハ摺

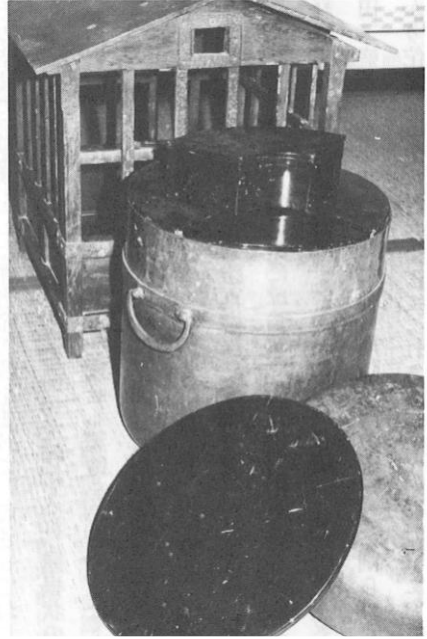
上辺ニテ政宗ノ備ニ馳向、其ノ外兼テ会津ヨリ繁長ニ差副置カル岡佐渡守（始左内）斎道二等与力シテ充長ト共ニ馳向、各備ヲ設ク、政宗大軍ヲ牽テ充長カ備押懸ル、仍テ鉄砲ヲ劇シク打掛シカバ、一シバ敵支ル処ニ政宗ノ大軍ニ充長カ足輕矢軍^{いくさ}ヲ取組ト雖モ、筒數不足ニシテ防キ矢續カサル処ヲ見切テ、政宗勢足輕ヲ開テ真一文字ニ突テ懸リ、充長カ備ヲ押包マント競来、仍テ充長カ備手碎シテ崩ル、其外与力ノ備モ押立ラシ崩レカ、リ、爰カシコニ備ヲ立直サントスレ共叶ワス、時刻至レハ福島ノ城近ケレハ、充長敵中へ割入必死ニ戦ント欲スル処ニ、小嶋左近諫テ言、今敵ノ及ニ掛リ将ノ戦死ヲ蒙ラル芝居ニアラス、某此芝居ニ踏止マリ敵ト相戦、暫支ヘ申ヘシ、其間ニ貴公ハ先ツ人數ヲ曳揚ケ、備ヲ設ケコノ勝ヲ臨玉ヘト、左近進テ秋川ニ後殿シ一騎ニテ茲ヲ支ヘ、多勢ノ敵ト切結ヒ終ニ戦死ス、充長此間ニ軍勢ヲ繰揚ケ死地ヲ遁ル、左近討ル、ト等シク競懸ル、岡佐渡守羽黒山ノ麓ニテ返シ合セ暫持コラヘ働故、政宗付入ニスル事叶ハザル処ニ、繁長公急ニ城壘ヲ発シ出馬、政宗ノ籟本ヘ単的ニ切懸レハ、政宗堪ヘス曳退時ニ梁川ノ城主、須田大炊助長義一手ヲ以テ出馬、随テ与力築地・横田・車等政宗ノ後陣ヨリ裏切シテ、福島築川ノ両兵、政宗ノ旗本ヲ前後ヨリ差挾ニテ切破リ、政宗大ニ敗軍内幕小荷駄等、本庄、須田両手ヘ分捕スルナリ、繁長、充長備ヲ分テ切崩ス、政宗尚更周章本道ヲヨギツテ落行ヲ、猶福島築川の両勢ヲ以テ追討シ、思ノ儘ニ勝利ヲ得ルナリ、後聞ケハ政宗信夫山ヨリ西山伝ニ難ヲ陵キ、茂庭山へ懸リ彼里ノ民家ニ隠レテ、漸ク仙臺へ戻ルトナリ

と、戦闘の有様を書き、続いて其の陣容をのべている。

右慶長五年十月六日、福島合戦繁長自分勢次第爰ニ記ス、繁長手勢ハ本庄豊後守頭長ヲ始メ、被官騎馬ニハ齋藤飛弾守・鷲尾外記介・山本土佐守・小嶋左近（出羽供ニテ出陣戦死）・安武肥後守・中島宮内少・小田又左エ門・岩澤主税介・南図書介（齋藤飛弾ヨリ図書迄面々自分馬ナリ）・板谷部兵部少・齋藤大炊介・原田右京亮・板垣相模守・齋藤和泉守・酒平右エ門・加藤本右衛門・高橋兵部丞・長撰津守（板谷部兵部ヨリ長撰津マテ借馬ナリ）・合二十一騎其外守山所馬上二十騎、都合四十一騎（充長手廻ノ馬上此内ニアリ）其外近習組（馬上ニテ立ツモアリ）、或ハ手明武者諸役付ノ武者（是等ハ組外ナリ小旗等思ノママナリ）、旗二本（一本ハ上ノ字一本ハ星）馬印（黒半月）一本、鼻十本鉄砲五十挺手鎗百三十挺、其外持弓持筒鎗長刀馬取小者、倍士卒雑人数ヲ知ラス、留守居、有明式部大輔・小田伊豫守ヲ始メ町奉行須佐佐左衛門・蔵役小田左馬介・矢野甚右衛門等ナリ、各名付委細別紙アリ

右の通りである。「福島御陣」は初め伊達政宗が有利に立ち、最後に本庄繁長自らの出撃によって敗れ去っている。戦局はこの他に川俣城を失なったが、反撃して奪い返している。高畠から越える七ヶ宿街道の湯原部落は、昔から置賜郡の中にあつた。「蒲生氏領高目録」によると、高七一・二石余の村であつたものが、上杉、伊達のこの戦争のとき奪われ、そのまま宮城県側に移つていたのである。いま、畔藤の紺野貞郎氏所有のものに、繁長弁当というのがある。本庄繁長の創案によると伝えられ、戦陣用に使つたもので、直径三三センチメートル、高さ三五センチメートルの円筒形の漆塗りの容器の中心に、直径一〇センチメートル程の金属製の円筒が同じ高さ立っている。

その空間に扇面状をした弁当箱四個を並べて一周させており、これが五段に重ねて計二〇個の弁当箱で一組になつてゐる。これを、上部に屋根状のある四角な箱に入れ、屋根状の切妻の両側面に穴があり、それに長い棒を差し、両端を人が肩にして運ぶもので、一見人を乗せる駕籠を小さくしたような物である。弁当箱の容量は大体〇・八リットル程である。なお中心の金属製の円筒は、味噌その他の副食物を入れる容器として用をなすものである。明治年代に鮎貝本庄家から譲りうけたものだが、これが野戦用として、繁長の創案になるかは別として、当時を偲ばせる貴重な資料である。



第3図：繁長弁当（紺野貞郎氏蔵）

郷土兵の 参陣

上杉景勝軍は福島御陣の後、水戸城主佐竹義宣と共に、江戸城を挟み撃ちにする計画があり、家臣のなかには強硬に交戦を主張するものもあつたが、それ迄には至らなかつた。そうこうして時日が経過する中で家康の力は、いよいよ動かし難いものになって行き、先に中国地方八ヶ国を領していた毛利輝元が、石田三成と行動を共にしたため、周防長門二国だけに削られたのが伝わつて来た。「甘粕文書」に「今之分にては命ばかり佗言成るか、ならぬにてこれある可く候、總侍かたまり候は、やすやすとはつぶれまじく候得共（中略）毛利殿やうやう二郡佗言之様に申候、此体にては死にたるはましに候、たとえ御滅亡候共、御名朽ちず様仕度候（後略）」（『旧県史』巻一）と、安田上総介が甘糟備中守に手紙しているのは、上杉勢の等しく抱いた感情であるうが、家康の臣本多正信・榊原康政の執り成しを頼み、景勝、兼統は意を決して講和に応じた。「本庄文書」（本間家文書）に、

其方上洛之儀ニ付^而、直江處より館林之様子申越候處、路次等不可有違之由申越候、寒天之時分長途大儀、痛敷候得共早々被罷上尤二候、島倉など一兩日中、可差越候条可被召連候、次小袖一重遣之候、猶臣細直江處より可申越候間不具候、謹言

十二月廿二日 景勝

本庄 越前守 殿

これは景勝が本庄繁長に、講和の全権を依頼した時のものである。「本庄文書」にはこれに続いて、「斯ノ如ク御書ヲ玉ハリ、直江ヨリモ委シク来翰、慶長五年十二月廿三日繁長福島ノ城ヲ打立、家康公へ仰訳ラレ使節ノ命ヲ受テ上洛、伏見ニ於テ決城三河守秀康・本多佐渡守正信ヲ以テ、御和議相整フ、繁長上洛留守中福島ノ城ヲハ嗣子出羽守充長（後略）」と書き、大任を前にいたく緊張しながら「留守中用所之覚」九条を命じて出発している。この講和条件は容易に成立したものではなかつたらしく、軍略家の繁長は長期に亘つて、外交上の手腕を振つたように見える。

一慶長六辛丑年景勝公家康公と御和議相成、一年七月朔日景勝公会津ヲ発シ玉フ、八月大坂ニ於テ秀頼卿ニ謁シ、伏見ニ於テ家康公ニ謁シ玉フ時、上杉ノ家司五人両將軍へ太刀一腰・馬一匹^マ完献上拝謁、本莊越前守、直江山城守、大国但馬守、泉澤河内守、甘糟備中守是也

此時世説ニ此度ノ乱直江カ分別、大國ハ大闇ノ時門割一族（一徹）者、甘糟ハ政宗吸殘、泉澤ハ庄屋ノ奉公上リ、本莊ハ義明（光）

家中ノ瀧ノ葉ト批判ノ由ナリ（『旧県史』卷一）

上杉の軍は、完全な敗北でなかった。その様子は、右の文章からも窺える。それは家康への敬称や序列に表われ、豊臣秀頼も家康も同列である。徳川氏が絶対権力をまだ、諸侯の前に示すに至らなかった時分である。尚、当時の風説として載せているものは、甘糟は伊達軍に敗れた事を意味し、泉沢は小身から直江による取立て、本庄は武勇を謳われたということであろう。

慶長六年（一六〇一）上杉景勝は家康と講和の結果、一二〇万石の大々名から、初め直江兼統の所領であった伊達、信夫、置賜三郡三〇万石に減封された。景勝が伏見より会津に帰り、米沢城に入部したのは、この年の冬十二月である、「本庄文書」は伝える。越後より移され、再び米沢に移される。此の間、三年の年月のことであった。

以上「最上御陣」と「福島御陣」の経過を、一先ず見て来た。然し記録は、ことごとく前線の部将や名のある武士たちの行動、時には華やかな勝利があり、或いは悲惨な敗死の有様だけであった。戦争を支えた多くの人達、特に当地方は戦争のすぐ後方にあり、基地としての重要性を見る時、多くの犠牲に堪えたと思うが、これは僅かに伝わるものから偲ぶほかない。

上杉軍が反徳川の旗をかかげて、全領内の四方に行動した時、村々に古くから勢力をもっていた土豪的な農民を、戦闘要員として狩り立てた。刀狩りや兵農分離の政策は、秀吉政権が地方の実情に即し、強弱の度を用いたから、東北の後進地には、自ら武力を備えているものがおった。彼らは多くの従属農民を有する隷農主であり、又は同族団の族長である土豪的存在で、領主層とも結んでいる存地武士の流れであった。彼等は自らの保身策として、移封後間もなく、従って親近度の薄い新領主の求めに、積極的に参加した訳である。この人々は村々に、数名宛はあったと思われるが、この後の慶長十九年（一六一四）に、徳川方が大坂の豊臣秀頼を徹底的に攻めた時、鷹山地区中山から、上杉勢に随って参陣したものは四名と記録にある（中山、大滝家文書）。そしてこの四名の跡は、ある時代に絶えたことを伝えており、後世に残った資料や伝えはその一部分に過ぎない。

以上のことは上杉家の「免許由緒書」や、「免許書上帳」などから、大凡の様子が窺える。これによると各土豪たちの中には、北條郷（宮内）一八騎のように、一騎宛で出陣しているものもいるが、「馬上八騎・十騎を従え」、この外に手槍を携えた足軽など、実に多くの者を伴って参陣している。このうち当地で記録に残っているものは、鈴木源五左エ門（田尻）、山口掃部（荒砥）、大滝源次郎（中山）、沼沢茂右エ門（浅立）等であった。特に鈴木源五左エ門や大滝源次郎は、領境の地理に明るかったから、先烽（道案内）としての任務

を果している。荒砥山口家の由緒書の一節を掲げると、

(前略) 慶長三年御当家様(上杉家) 従越後会津江御引移被遊候上、右治部嫡子掃部と申者、直江山城守御家来平林与八郎殿^江隨身仕罷在候処、最上御陣之節山城守殿被仰渡候^而、旗矢(畑谷) 口に罷立馬上にて御案内御奉公仕申候(後略) 『荒砥町誌』

この人たちはその功を賞されて、後日免許や知行を与えられたと云う。『荒砥町誌』には加藤源七郎・雲川源三郎も列記しているが、出典を明らかにせず、「この地」の者としているだけで、地区名は判からない。前述したように彼等は、馬上一騎の外に数人の従者、刀・槍を持った戦闘要員を伴ない、それにも増して多くの軍用人夫、非戦闘要員の徴募にも協力しており、かなりの数となる郷土の人々が参加したに違いない。これらの中には交戦中負傷し、物資の輸送や土工中に傷き、或いは命を落とした者もあつたであろう。八ッ沼戦の時、中津川郷岩倉から参陣した伊藤豊後の主従は、一人人も戦死している。八ッ沼戦に出陣した荒砥在番衆には前記五名の外に、荒砥城代番中津川修理・同玄蕃・船山勘解由・横山玄蕃・中津川伯耆被是八騎(『荒砥町誌』)としているが、当時の荒砥城の配備は、在番衆として一三騎あり、同心給分三、二〇〇石、内一〇〇石以上一名、五〇石以上五名となつている(『藩制成立史の総合研究』米沢藩)。この内容にはまた足軽たちの下級武士を加え、出陣に当つては椽の下の力持ち、即ち軍夫の使役も多く必要とし、想像を越える郷土人の参加が考えられる。

御小屋破之事 善左エ門日記

一上杉景勝様庄内御持被遊候時、米沢ヨリ庄内エ為御通路、朝日山ヨリ庄内迄新道御キラセ、所々エ小屋ヲ御建被遊、夫ヲ最上様被遊□□被仰付候^者□□□□先立テ、其小屋ヲ打破申様ニト被仰付候ニ付、只今五郎右エ門祖父五郎右エ門廿五才ノ時ニ御座候、百四、五十人ニテ朝日山ノ切通エ参候得ハ、七人小屋ニ居リ申候、六人ハ打殺シ一人ハ生取仕、縄ヲカケテ参リ候事

新道破リ申ニ付長井ヨリ夜打ニ参リ候事

一新道小屋大破人殺申報戦ニ、大勢夜討ニ参リ、其時ノ大将山崎右エ門殿・近藤左京殿ト申御侍ノ由、辰(天正八年ナラン)ノ四月ノ事ニ御座候、白倉家共ニ夜ニ入候ト火ヲカケ、立木ヨリ是ヲ見、五郎左エ門皆々打連参、互ニ勝負ヲ決シ味方ノ者共、拾七人打(夕)レ、敵モ十七人討取り申候得ハ、負陣ト存シ皆々遁申候、然ル所傍ニテ七人ニテ遁ケ行キ申ヲ、五郎左エ門普代ノ作内

ト申者打ツレ、^{ぼかり}両人計ニテ追掛候得ハ、一ツ澤ノ奥長井最上の境ノ峯、弥三郎ト申山八分目ノ所ニテ追付、御大将山崎右エ門殿

五郎左エ門打取り候、残六人依見遁ナカラ五郎左エ門ニ手ヲ負セテ参り候（後略）

〔朝日町史編集資料〕第一号）

朝日軍道についての、上杉方の記録は少ない。まして当方に不利な事の記録は、意識して止めなかったこともある。戦国期が過ぎたばかりの当時、領境では少規模な争闘は、常時あったであろう。右文書は原史料でないと見えて年紀に誤差がある。天正八年には前記の軍はあり得ず、次の辰年は文禄元年（一五九二）、またその次の辰は慶長八年（一六〇四）であり、共に上杉景勝の会津時代とは符合しないものであるけれども、参考までに載せる。

3 「邑鑑」の中の郷土

郷土兵の 「上杉家記」（卅二）編集者によって、「蒲生時代の邑鑑と称するものあり」と記されて以来、米沢市立図書館の「邑鑑」なる記録は、蒲生氏の文禄検地を基にして、同四年ごろ米沢城主蒲生四郎兵衛郷安の手になるものとされてきた。これについても伊東多三郎氏（東京大学）の「伝会津蒲生氏領邑鑑の考証」（『史学雑誌』第七十一編第九号昭和三十七年）は、「蒲生氏領高目録」などから、年貢・夫役の確保強化に必要により、慶長の末年から元和年間（一六一五〜一六二三）に、上杉氏の手によって作成され、後年筆写されたものと結論している。

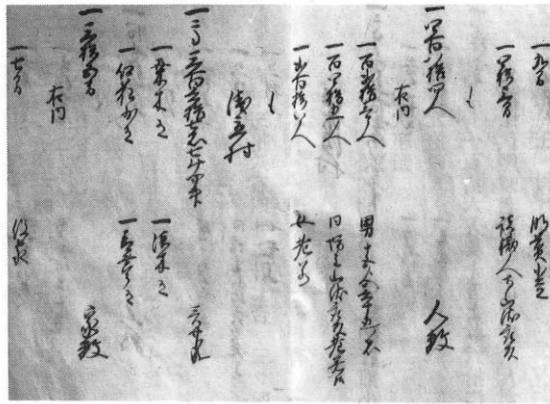
「邑鑑」の記載するところは、上杉領三〇万石の各村ごとに、高・免・御用作物・家数（役屋・肝煎小走・諸職人寺山伏座頭間脇の三つに区分）、人数も男十五〜六〇才迄と坊主山伏老若とし、外は女としている。これが、当時の領内総てについて記載されているため資料的価値が極めて高いことは勿論である。帳合式の記載方法をとっているため、量も大きくなるけれども、重要であるだけに白鷹町内の全部にわたって載せる（『山形県史』資料篇4による）。順序はこれに従う。

（浅 立 村）

一高三百六拾七石七斗四升 三ツ四分成

一桑木有 一漆有 一紅花小有 一青苧有
一三拾五間家 数

右内一七間役屋 一式間肝煎小走 一式拾六間寺山伏まわき共
一 百式拾六人 数



第4図：邑艦（米沢市立図書館蔵）

- 右内 一貳拾五人男十五より六十迄ノ者
 十五拾壹人同坊主山伏座頭老若 一五拾人女老若
 (畔 藤 村)
- 一高千七百三拾壹石四斗三升 四ツ三分成
 一桑木有 一漆木有 一紅花有 一青苧有
- 一九拾貳間家 数
 右内 一三拾壹間役家 一三間肝煎小走
 一五拾八間諸職人寺山伏座頭
 一五百九拾五人 数
- 右内 一百八拾七人男十五より六十迄ノ者 一百五十五
 人同坊主山伏座頭老若共 一貳百五拾三人女老若
 (石 那 田 村)
- 一高九百七拾六石四斗五升 三ツ四分成
 一桑木小有 一漆木小有 一紅花小有 一青苧有
 小有 一紅花小有 一青苧

一七拾間 家数

右内 一拾三間役家 一貳間肝煎小走 一五拾五間諸職人寺山伏座頭

一三百六拾六人 人数

右内 一拾人男十五より六十迄ノ者 一九拾人同坊主山伏座頭老若共 一六拾六人女老若

(馬場村)

一高千三拾八石四斗二升七合 三ツ四分

一桑木有 一漆木有 一紅花有 一青苧有

一五拾四間 家数

右内 一拾四間役家 一三間肝煎小走 三拾七間諸職人寺山伏座頭

一五十八人同坊主山伏座頭老若 一四拾六人女老若

共

(滝野村)

一高三百七拾壹石八斗九升 三ツ九分

一桑木小有 一漆木有 一紅花小有 一青苧有

一貳拾壹間 家数

右内 一七間役家 一壹間肝煎 一拾三間諸職人寺山伏まわき共

一八九拾七人 人数

右内 一三拾五人男十五より六十迄ノ者

一七拾貳人同坊主山伏老若共 一九拾人女老若

一貳百九拾四人 人数

右内 一拾六人男十五より六拾迄ノ者 一五拾貳人同坊主山伏座頭老若 一貳拾六人女老若

(拾王村)

一高千百拾八石五斗三升三ツ六分

一桑木有 一漆木有 一紅花有 一青苧有

一六拾三間 家数

右内 一拾九間役家 一四間肝煎小走 一四拾間諸職人寺山伏座頭

一三百貳拾五人 人数

右内 一貳拾一人男十五より六十迄ノ者

(萩野村)

一高三百石貳斗五升三ツ九分

一桑木小有 一漆木少有 一青苧有

一拾六間 家数

右内 一五間役家 一貳間肝煎小走 一九間諸職人寺山伏まわき共

一八十八人 人数

右内 一貳拾人男十五より六十迄ノ者 一三拾七人同坊主山伏老若共 一五十一人女老若共

(中山村)

一高四百五拾四石八斗四升三ツ九分成

一桑木少有 一漆木少有 一青苧有

一三拾間 家数

右内 一七間役家 一壺間肝煎 一壺拾貳間諸職人寺山

伏まわき共

一三百四拾壺人 人数

右内 一六拾人男十五より六十迄ノ者 一百廿二人同坊

主山伏老若 一百五拾九人女老若

(大 瀬 村)

一高百三拾石壺斗一升貳ツ三分成

一桑木少有 一漆木少有 一青苧有

一拾貳間 家数

右内 一四間役家 一壺間肝煎 一七間諸職人寺まわき共

一百二拾壺人 人数

右内 一壺拾人男十五より六十迄ノ者 一五拾五人女老

若 一四拾八人男坊主童部共二

(左野原村)

一高八拾五石四斗八升二ツ八分成

一桑木少有 一漆木有 一青苧有

一五間 家数

右内 一壺間役家 一壺間肝煎 一三間寺山伏まわき共

一三拾六人 人数

右内 一拾三人男十五より六十迄ノ者一拾人同坊主山伏

童共 一拾三人女老若

(下 山 村)

一高貳百拾七石七斗五升三ツ四分成

一桑木少有 一漆木少有 一青苧有

一拾五間 家数

右内 一四間家役 一壺間肝煎 一拾間諸職人座頭まわ

き

一八拾九人 人数

右内 一壺拾貳人男十五より六十迄ノ者

一貳拾五人同年寄童共二 一四拾貳人女老若共

(菖 蒲 村)

一高貳百七拾石七斗一升貳ツ成

一漆少有 壺紅花苧少有 一青苧有

一五間 家数

一壺間役家 一貳間肝煎小走 一貳間まわき

一三拾七人 人数

右内 一拾貳人男十五より六十迄ノ者 一八人同年寄童

部共 一拾七人女老若

(栃窪村)

一高九拾三石七升 二ツ三分成

一桑木少有 一漆木少有 一青苧有

一三拾四間 家数

右内 十五間役家 一壺間肝煎 一貳拾八間まわき
一百六四人拾 人数

右内 一四拾七人男ノ者十五より六拾迄

一四拾三人同年寄童共 一七拾四人女老若

(黒 鴨 村)

一高百六石七斗 貳ツ八分成

一桑木有 一漆木少有 一青芋有

一四拾四間 家数

右内 一六間役家 一貳間肝煎小走 一卅六間諸職人等

山伏座頭

一百七拾貳人 人数

右内 一五拾六人男十五より六十迄ノ者

一四拾人同坊主山伏座頭老若共 一七拾六人女老若共

(深 山 村)

一高三百拾壺石八斗二升三ツ一分成

一漆少有 一青芋有 一紅花少有

一三拾四間 家数

一七間役家 一壺間肝煎小走 一貳拾五間諸職人寺山伏

まわき

一百八拾貳人 人数

右内 一五拾壺人男十五より六十迄ノ者

一四拾九人同坊主山伏童部共 一八拾貳人女老若

(高 岡 村)

一高四百三拾五石六斗八升三ツ五分成

一漆少有 一紅花少有 一青芋有

一三拾壺間 家数

右内 一四間役家 一壺間肝煎小走 一壺拾五間諸職人

寺山伏まわき

一百四拾七人 人数

右内 一三拾五人男十五より六十迄の者

一四拾五人同坊主山伏童部共 一六十七人女老若共

(箕 和 田 村)

一高貳百貳拾七石一斗四升貳ツ六分成

一紅花少有 一青芋有

一拾七間 家数

右内 一貳間役家 一壺間肝煎 一拾四間諸職人まわき

一百人 人数

右内 一貳拾八人男十五より六拾迄ノ者

一貳拾五人同坊主年寄童部共 一四拾七人女老若

(鮎 貝 村)

一高千五百八拾三石貳斗四升三ツ三分成

一桑木少有 一漆木少有 一青芋有 一紅花有

一百三拾七間 家数

右内 一三拾間役家 一三間肝煎小走 一百四間諸職人

寺山伏座頭

一六百五人 人数

右内 貳百壹人男十五より六拾迄ノ者 一百五拾三人同
坊主寺山伏座頭老若 一貳百五十一人女老若

(山口村)

一高千貳拾八石九斗七升貳ツ八分成

一桑木有 一漆木有 一紅花有 一青苧有

一七拾八間 家数

右内 一拾六間役家 一貳間肝煎小走 一六拾間諸職人

寺山伏座頭まわき

一四百六人 人数

右内 一百三拾人男十五より六十迄ノ者 一百貳人同坊

主山伏座頭老若共 一百七十四人女老若

(横越村)

一高千百四拾九石壹斗二升貳ツ三分成

一紅花有 一青苧

一四拾六間 家数

右内 拾壹間役家 一壹間肝煎 一卅四間諸職人寺山伏ま

わき共

一百七拾五人 人数

右内 一六拾七人男十五より六拾迄ノ者 一卅人同坊主

山伏童部共 一七拾八人女老若

(田尻村)

一高八百九拾貳石九斗六升 三ツ四分成

一漆木少有 一青苧有り

一四拾間 家数

右内 一九間役家 一貳間肝煎小走 一貳拾九間諸職人

寺まわき

一貳百貳拾壹人 人数

右内 一八拾三人男十五より六拾迄ノ者 一四拾六人同

坊主童部共 一九拾貳人女老若

(高玉村)

一高貳千三拾三斗 貳ツ三分成

一桑木有 一漆木有 一紅花有 一青苧有

一八拾三間 家数

右内 一壹拾貳間役家 一貳間肝煎小走 一五拾九間諸

職人寺山伏座頭

一四百卅九人 人数

右内百卅四人男十五より六十迄ノ者 一百廿貳人同坊主

山伏座頭老若共 一五十三人女老若

(『県史』は転写の際の数字の誤りが一〇ヶ所もあり、検討を加え、原典を参照して正した。)

「邑鑑」に於ける「邑鑑」中、当町の村の数は二二二であり、この数字は置賜全領内二一八の、約一〇パーセントにあたる。「邑鑑」年貢、階層、戸口に広野村が出ていないのは、「邑鑑」の作成時が開村以前であったからであるが、広野村の開村は諏訪堰が完成して（本節第八項）、開拓が大いに進み、畔藤村から分離独立したと伝えられる。

第6表 邑鑑に於ける村高・免・御用作物

村名	村高	免	桑	漆	紅	青
浅立	367 ^石 .740	3ツ.4分	○	○	●	○
畔藤	1,731.430	4・3	○	○	○	○
石那田	976.450	3・4	●	●	●	○
馬場	1,038.427	3・4	○	○	○	○
十王	1,118.560	3・6	○	○	○	○
滝野	371.890	3・9	●	○	●	○
萩野	300.250	3・9	●	●		○
中山	454.840	3・5	●	●		○
大瀬	131.110	2・3	●	●		○
佐野原	85.480	2・8	●	●		○
下山	217.745	3・4	●	●		○
菖蒲	271.710	2・0	●		●	○
栃窪	93.070	2・3	●	●		○
黒鴨	106.700	2・8	●	●		○
深山	311.820	3・1	●	●		○
高岡	435.680	3・5		●	●	○
箕和田	217.140	2・6			●	○
鮎貝	1,583.240	3・3	●	●	○	○
山口	1,028.970	2・8	○	○	○	○
横越	1,149.120	2・3		○		○
田尻	892.960	3・4		●		○
高玉	2,030.300	2・3	○	○		○

○ハ有、●ハ少有リヲ示ス

尤も、諏訪堰の完成時も明瞭でない。伝えられる資料から推して、寛永の初めごろには、広野村が成立しておったものとも考えられる。第6表は村名・村高・免と御用作物の有無と多少を見て、各村の開発の程度と、専ら畑地利用の姿を見ようとしてみたものである。村高では田と畑の率が不明であるけれども、やや平坦部の村であっても、この後の寛永検地帳によると、箕和田村田五四・三パーセント、萩野村田三九・〇パーセント、畔藤村田三九・三パーセントであるから、山に近い村ほど畑の率が高かったのは確かである。特に栃窪、黒鴨などのように、水田が殆ど開かれない村もある。田畑の値打ちをはかった石盛りについては、前節でふれた蒲生氏の文禄検地その儘と云われている。上杉氏は以前の領地越後において、秀吉政権の下での検地は二回も行ったが、移封される前年、慶長二年（一五九七）の検地でさえ、太閤検地の指向とは違つて、反三六〇歩の貫高制であった。蒲生氏の検地が、いち早く太閤検地の制により接近した形で実施されたのは、関西出身の秀吉側近大名であったからであろう。上杉氏はこれを踏襲した。税率の「免」については、蒲生領時代のものは、明瞭に伝わらない。「藤三郎倉入高物成帳」では、鮎貝・深山・黒藤のみであり、それからだけの推察は危険であるけ

れども、「邑鑑」よりやや高率であったかも知れない、と考えられるだけである。「免」によって求められた年貢額は、蒲生領の半石半永制も変えることなく引き継がれた。ただ半永については、蒲生領の時の百文に対し米七斗代であったものを、六斗代にしており増徴になっている。半石半永の年貢を納める場合は、領主の財政を賄う蔵入りと、高級武士への給人入りとの双方ともに、村の共同責任として課せられていた事は、早くからの史料に見えている。

つぎに御用作物である桑・漆・紅花・青苧の、各村の有無と多少を見るが、桑は勿論養蚕のもとであり、漆の樹液は塗料として、又その実は製蠟に重要かつ貴重視されていたもので、紅花は薬用、口紅とする外、染料としての価値が高く、青苧は木綿以前の繊維の中で、最も重要なものであった。これらは重要であるために換金が容易であり、斬かる高価な生産物を領主が完全に把握しているという、統制の枠に組み入れられた証拠として捉えられよう。記載の序列はより重要なものからなのか、其外に理由があったのか不明である。桑は二ヶ村中無いのは高岡・箕和田・横越・田尻の四ヶ村、残りの村では「少有り」は山寄りの村に多く、石那田・鮎貝は普及がまだ十分でなかったことを示している。漆の場合、完全に無いことを示しているのは、箕和田のみであるけれども、「少有り」とあるのは、これまた山寄りの小村と、石那田・鮎貝・田尻となっている。次に紅花は、半数の村が作っていない。「少有り」でない村が、畔藤・馬場・十王・鮎貝・山口となっているのは、桑・漆の状態とほぼ同じである。最後の青苧は、全般に普及を見、換金作物としての普遍性を物語るものであり、それだけ支配層の要求するものであったことを示していよう。

第7表は各村の全戸数のうちに、役家と肝煎、小走の村役人層を把握し、残る戸数によって下層農民の比を捉えようとし、又諸職人・寺・山伏・座頭・まわきらの分布を見て、当時の文化の様相をさぐるうとするものである。まず役家であるがこれは軒役を負担する農家である。田や畑の持高に村免を乗じた年貢の外に、夫役（労働力）を提供し得る農家を、役家として設定した。労働力の賦課に応じられる者は、六、七町歩以上の経営規模の大農であり、夫役の量も膨大なものであった。然し規模の小さい所では一戸一間とはせず、数戸をもって当てる場合が多い。役家数と総戸数の比は二二五戸の役屋に、九七二戸となって、平均比は二三パーセントとなる。これを細分化して比率の大小を見ると、畔藤村の三三・七パーセントが最も大きく、次に滝野村三三・三パーセント、十王村三〇・九パーセントの順になっている。逆に小さい方から見ると、高岡村・箕和田村共に一一・七パーセントであり、ついで浅立、萩野の各村が二〇パーセント程度にあり、石那田村は一五・五パーセント程である。なお、左野原・菖蒲・下山の小村も共に高いのが特徴である。一般に山寄りの村に役家数が低い率を示すのは隷農主的な大農の、未分化を示すと考えられるが、もともとは戸数人口に比べて、耕地の多くないことによるものと、考えるべきものがある。

第7表 邑鑑に於ける諸階層

村名	戸数	役家	肝煎	小走	他	職人	寺	山伏	座頭	まわき
浅立	35	7	1	1	26		○	○		○
畔藤	92	31	2	1	58	○	○	○	○	
石那田	70	13	1	1	55	○	○	○	○	
馬場	54	14	2	1	37	○	○	○	○	
拾王	63	19	2	2	40	○	○	○	○	
滝野	21	7	1		13	○	○	○		○
萩野	26	5	1	1	19	○	○	○		○
中山	30	7	1	1	22	○	○	○		○
大瀬	12	4	1		7	○	○			○
左野原	5	1	1		3		○	○		○
下山	15	4	1		10	○			○	○
菖蒲	5	1	1	1	2					○
枳窪	34	5	1		28					○
黒鴨	44	6	1	1	36	○	○	○	○	
深山	34	7	1	1	25	○	○	○		○
高岡	31	4	1	1	25	○	○	○		○
箕和田	17	2	1		14	○	○			○
鮎貝	137	30	2	1	104	○	○	○	○	
山口	78	16	1	1	60	○	○	○	○	○
横越	46	11	1		34	○	○	○		○
田尻	40	9	1	1	29	○	○			○
高玉	83	22	1	1	59	○	○	○	○	
合計	972	225	26	65	706					

○印は存在を示す

肝煎は村の首長であると共に、領主支配の末端機構の任務をもち、年貢や収納物の村請制の責任を持つ。選任方法は初めに住民の推薦があつても、最後は代官の承認がなければ果せる役目ではない。肝煎の数は村の規模によつて、二人となつてゐるところがあるが、「肝煎小走三人」とある村は、肝煎一人、小走二人とも考えられるけれども、後の記録などから推して、肝煎二人の村もある。小走の役職は、小村では置いていない所がある。尤も肝煎小走に対して、住民は役料を払つており、任命権者は夫役負担を免除しているから、多くを置く必要はなかつた。

役家・肝煎・小走を除いた残りの戸数は、諸職人・寺・山伏・座頭という内容になり、総戸数に対する比率は、先の役家の場合と逆である。即ち山寄りの小村には多く、里寄りの大村には少なくなつてゐる。

諸職人とあるのは職種が明記されていないが、番匠（大工）、木挽き、もと山などと理解されるが、紙漉き迄も加えたものかは不明である。ともあれ当時としては、特殊技術の保持者をも把握し、徴募の対象とする必要があつた為と考えられる。彼等は多くの村に居住しているが、その数の明記はない。

寺、山伏の調査は、その職業が非生産的であるためであろう。寺院は下山・菖蒲・栃窪の三ヶ村にないだけで、他の村にあつては数ヶ寺の所もあつたであろうし、特に荒砥や鮎貝などの街区には、現在に伝わる以外に数多くあつたことが、後の史料からも考えられる。山伏も同様の傾向を示しているけれども、寺院よりは欠けている村がある。座頭については九ヶ村だけが記されており、数の明記がないことは、前のものと同じであり、又実際の数も多くはなかつたであろう。

まわきと明記している村は、二二ヶ村中一四ヶ村のみで、山寄りの村に多いのが特徴である。まわきは間脇と表記され、又、脇屋（家）とも呼ばれた住民の階層である。元来は本百姓に対する脇百姓ともいわれ、下層農民であるけれども、名子百姓、被官百姓のような隷属のものと、どれ程の違いがあつたのか不明な点のあるものである。そのまわきが何故に山寄りの村だけに明記されているのか、里寄りの村々には存在しなかつたのか、山寄りの村々は中世期農村の分解の過程で、放り出された下層農が近世化未熟の中にあり、独立農民として上昇出来ない者が多いための記述なのか、判然としない。これらの者は夫役負担から除外されていたことは、前述の通りであるが、役家の負担は役家が抱える名子や被官と共に、賃銭を得て参加しなければならなかつた階層であつたことは、間違いない。

以上見て来た諸職人以下の人達で、身体障害者の座頭は例外として、残りはすべて農業を多少は経営していた。職人は勿論兼業であつたし、寺・山伏も農業の経営者であり、特に寺院などは大きな営農主であつたことが、後の検地帳などで、明瞭にされて来る。

第8表は戸数に対しての人口内容、男は一五才より六十才迄の者と、宗教関係者・不具者とその外の老若を示し、女は老若としてま

第8表 邑鑑に於ける戸口

村名	戸数	男15~60才	男老若他	女老若	合計
浅立	35	25人	51人	50人	126人
畔藤	92	187	155	253	595
石那田	70	110	90	166	366
馬場	54	116	52	126	294
拾王	63	121	58	146	325
滝野	21	35	72	90	197
萩野	26	20	37	51	108
中山	30	60	122	159	341
大瀬	12	20	48	55	123
左野原	5	13	10	13	36
下山	15	22	25	42	89
菖蒲	5	12	8	17	37
栃窪	34	47	43	74	164
黒鴨	44	56	40	76	172
深山	34	51	49	82	182
高岡	31	35	45	67	147
箕和田	17	28	25	47	100
鮎貝	137	201	153	251	605
山口	78	130	102	174	406
横越	46	67	30	78	175
田尻	40	83	46	92	221
高玉	83	134	122	183	439
合計	972	1,573	1,383	2,291	5,247

とめたものである。「邑鑑」の村高は、蒲生氏のものを採用したことは明らかであるけれども、人口の根拠をいつに求めたかは解っていない。ただ移封直後の慶長四年（一五九九）に、家族、人数の調査記録が、福島県の一部に残存しており、全領内に実施した可能性は考えられる。先ず一戸当りの人口をみると、かなりの差がある。最も多いのは中山村の一・三人で、大瀬村一〇・三人、滝野村九・三人と続く。少ない方を見ると浅立村三・六人が最低で、横越村三・八人、黒鴨村の三・九人などである。七人台は高玉・山口・菖蒲・

第9表 邑鑑に於ける性別比

村名	一戸当人口	性別率(女)
浅立	3.6人	66%
畔藤	6.2	74
石那田	4.8	83
馬場	5.4	75
拾王	6.0	80
滝野	9.3	87
萩野	4.0	90
中山	11.3	82
大瀬	10.2	82
佐野原	7.2	56
下山	6.0	90
菖蒲	7.2	81
栃窪	4.8	72
黒鴨	3.9	80
深山	5.3	82
高岡	4.7	83
箕和田	4.0	88
鮎貝	4.4	76
山口	7.2	75
横越	3.8	75
田尻	5.5	70
高玉	7.3	70
平均	5.4	78

(男数を100として)

左野原の四ヶ村、畔藤・拾王・下山の三ヶ村は六人台であり、五人台は馬場・深山・田尻の三ヶ村となっていて、石那田・萩野・栃窪・高岡・鮎貝の五ヶ村は四人台である。ここでは山寄りの村、里寄り村の特色は大きく認めることは出来ないが、一戸平均人口の大きい村には、血縁による複合家族のほかに、譜代下人の家族をも含めた大きな家が割合に多かったことの、確かな証拠ともなる。

第9表は、村々の人口で、男に対する女の比率である。男の場合十五から六十迄の者の、労役徴募に堪えるものと、それ以外の者とが、分けて記載されているのに対して、女は老若としてまとめられているので、一見対比が明らかでないけれども、その男女性比を村々について見れば、不自然に近いものも発見できる。先ず萩野村と下山村の九〇パーセントや、八八パーセントの箕和田村、八七パーセントの滝野村は問題が少なくとして、石那田・十王・中山・大瀬・菖蒲・黒鴨・高岡の各村は共に八〇パーセント台、次に七〇パーセントの村には畔藤・馬場・栃窪・鮎貝の四ヶ村と、蚕桑地区の四ヶ村がある。最後に低い率を示すものは浅立村の六六パーセント、左野原の五六パーセントとなり全く自然でない。このような男女性比の不自然性について、将来労働力として低く見られる女兒を、生活力の低い下層農民たちが、生後間引いたであろうことは、一般的な傾向として、容易に考えられるところであるが、村によって大きな差を示す原因については、了解に苦しむ問題であろう。単に調査においての精粗や、不備はあったにしても、ほかに原因となる要素が、いくつも重なった結果と見る外あるまい。

第10表 邑鑑に於ける当町外の状況

村名	村高	免	総戸数	役屋	間脇	間脇率	桑	漆	紅花	青苧
山上	1,934 ^平 .54	5 ^ツ .9	255戸	52戸	203戸	80%	○	○		
梨郷	2,911.91	3・1	128	36	92	72	○	○	●	●
添川	1,605.13	2・2	38	22	16	42	○	○		
白兎	1,714.26	2・7	39	15	24	64	○	○	●	○

『添川村史』より転載。○は有、●は少有。

「邑鑑」に於ける当町外の状況

「邑鑑」の中の郷土、即ち白鷹町の中の二二の近世村の姿を、第6表では村高・免・御用作物を、第7表では諸階層を、第8・9表では人口を、一戸当りと男女の性別の比較などから見、概括的に「邑鑑」を把握できたのではないかと思われる。けれども当地の二二ヶ村は、置賜全領内の一割程度であるから、更に視野を広げることによって、いよいよ当地の置かれてある社会的、経済的な位置づけや評価も高度なものにすることが出来ると思う。先ず、第10表は、置賜郡内の中南部地方から四ヶ村を抽出して、村高・免・総戸数・役家数・間脇数と、総人口に対する間脇数の比率、御用作物の状態を見たものである。村高に比べて戸数が少なく、一戸当り規模の大きいのは、流石に現在の水田地帯になっている村である。従って役家の比率が当地よりは、僅かに大きくなっている。この事は直ちに間脇の率と関係して来て、いくらかは低位のところも見えてくる。なお当地のものは表の第7・8によって明らかである。御用作物は当地方に比して、特徴的であると言えよう。

第11表は同じ村のうち、総人口、一戸当り人口と男女の比率を見たものである。これに依ると、最も間脇率が少なく近世化がより進んでいたかに見える添川村が、一戸当り人口が多いのが目につく。と言っても四・九人であり、当地方より高いのが数村もあって、理由は一概に云えないものがある。このように「邑鑑」を様々な角度から分析する作業をしても、総戸数中の役家数と、間脇層との対比、総人口中の男女性別の比較によって、直ちにその村の進展度を絶対的に把握できるものではないようにみえる。

「邑鑑」の成立は、慶長の末年から元和の初め（一六一四〜一六一七）頃とされている。この時代は上杉氏が大名から、三〇万石の中大名へと転落し、大量家臣団の減封に見合った人数減ができなく、多くの家臣には半土半農として在郷に屯田させ、農民には強力で収穫

第11表 邑鑑に於ける当町外四ヶ村人口と性比

村名	総人口	一戸当 人口	男	女	女性率
山 上	1,014 ^人	4.0 ^人	582 ^人	432 ^人	74%
梨 郷	468	3.7	468	205	78
添 川	184	4.9	184	84	84
白 兔	154	4.0	154	69	81

『前掲書』より

の増大を要求し、ひたすら領主経済の基礎確立に狂奔していた頃と考えられる。

蚕桑地区山口の新地部落は、移封当時鮎貝城代であった中条氏の家臣の屯田地である。太閤秀吉の命令によって、上杉景勝が越後を去らなければならなかった時、中条氏もまた家臣ともども、数百年来の父祖の地を、不本意ながら捨てて、全く未知の土地に移って来たであろう。初めは鮎貝の地に住んだと推測される。このことは当時、家臣団を在郷に分駐させた例を見ないからである。三年後、反徳川戦に敗れた結果、前記のような減封となり、家臣団の一部を地方に屯田させることになる。

新地部落が伝える文書には、その来住を明確にするものが見当たらない。移封直後からの居住を伝える節もないではないが、僅か三年の距離とは言え、慶長六年（一六〇一）かその翌年あたりと、このようにみることが理に合であろう。

この当時を語る根本史料は、極めて少ない。その中で次のものがある。

(写)

瀧野村ノ内右馬助御検地田畠之外ニ、新屋敷相立ニ付^而、四年休ニ申付候、右年季明候ハ、田畠 百姓役可致者也、仍如件

慶長貳拾年卯月廿六日

与左エ門 印

右 近 印

右馬助とのへ（青木家文書「於新砥萬覚」）

文中検地とあるのは、一斉検地の外に、開発を追いながらそのつど検地が行われたことを物語っている。新屋敷は分家を意味しているものと考えられ、(写)と冒頭にあるのは、正保二年（一六四五）に筆写したからである。差出人は荒砥城代（北条右近）と代官寺嶋である。

山賣渡申澄文之事

一立山（館）之内東こしに付て、南は塩田山の境切に、つゝみの上みね切、西東の境は七み称七たに、あさひさし次第に、銀

4 領内支配と郷土

関ヶ原戦のあと、徳川家康は征夷大將軍となり、江戸幕府を開府し、天下の実権を完全に掌握すると共に、いよいよ権力の不動化を図りつつあった中で、中大名に転落した上杉氏もまた、領主経済は勿論諸般の制度を整えることに、最大の努力を払わなければならなかった。その中で我々の先祖たちは如何なる規制の枠内で、生活そのものの向上に精力を傾けなければならなかったものか、ここでは先ず領主権力のあらましを見てゆかなければならない。

荒砥城代 上杉氏が移封にあたって、領内の軍事的要衝に武將を配して備えたことは先に書き、荒砥・鮎貝両城の配備のよう
鮎貝城代 すも見た通りであった。城代という職務や身分はある期間で交替しており、死亡による時も世襲がないのが普通である。城代の任務職務は専ら軍防が主なものであり、直接に住民との関係は少なかった。然し警察権の行使があり、城代に随う多くの在番武士の存在は、意味するものが大きかった筈である。初代城代の荒砥泉沢河内守久秀、鮎貝中条与次三盛はすでに触れており、次

の代から挙げることにする。なお城代と呼んだのは、元禄五年迄で、その後は、「御役屋将」となるため、それ迄とするが、鮎貝にはその以前寛文五年（一六六五）から、本庄氏の世襲となっているため、本庄氏以前にとどめる。

(1) 荒砥城代（歴代）

- ② 志駄修理義秀 慶長七年某月城代被仰付、同十二年某月勘気を蒙り萩生村吉祥寺に蟄居
- ③ 北条右近高農 慶長十二年某月城代被仰付、寛永五年十一月五日致仕
- ④ 坂田采女義満 寛永六年十一月十日城代被仰付、寛永廿一年四月廿六日死去
- ⑤ 上野善左エ門 寛永廿一年五月廿七着任（青木家文書「於新砥萬覚」）、正保五年閏正月二十六日病死、從御兩代様寺嶋喜左衛門所へ被仰付、正保五年閏正月晦日上野伊右エ門引継代行
- ⑥ 北条市兵衛 正保五年（慶安元）在職三年、慶安三年七月五日死亡、自御兩代様寺嶋与左エ門ニ被仰付後代へ引渡、慶安三年七月十二日引継済、北条源五郎代行
- ⑦ 横田右京 慶安、承応、明暦、万治在職十一年、万治三年二月廿三日隠居被仰付、跡々分寺嶋喜左エ門ニ被仰渡二付、万治三年三月二日引継
- ⑧ 福嶋民部 万治、寛文在職九年、寛文八年六月廿八日福嶋角左衛門より岩井大学へ引継
- ⑨ 岩井大膳 寛文、延宝、天和、貞享在職二十一年、隠居退役、貞享五年八月廿三日横田右衛門へ引継
- ⑩ 横田式部 元禄元―在職十四年

(2) 鮎貝城代（歴代）

- 慶長十二年 九月中中條三盛卒
- ② 御城番築地修理資仲、一族タルニ依テ、鮎貝城番ヲ命セラル、四月中旬引移サル

③ 下條駿河忠親

越後蒲原郡会津庄下條城

ヨリ慶長三年奥州二本松

城ニ移、同六年米沢ニ来

リ政務裁断ニ加ワル事ヲ

命ス、同十三年二月鮎貝

城代を命セラル、同十九

年元和元年大阪御陣ノ節、

鮎貝城ニ御留守居ヲ勤ム、

元和三年九月廿五日卒、嫡

子織部正親家督居城ニ

仰付ラル

④ 下條織部正親 元和三年家督居成ニ城代

命セラル、同八年卒ス

⑤ 春日主膳続元、元和八年十月廿八日下條

正親代命セラル、寛文五年

年十月隠居

以上荒砥城代は、『荒砥町誌』からとり、一部「於新砥萬覚」をもって補い、鮎貝城代は専ら「本庄文書」（本間家文書）に従った。ただ築地修理資仲は、肩書に御城番としてあり、前城代中条氏の代番として、期間も極めて短いものであったが、敢えて一代に数えた。在任期間は初めは短かく、後年になるに随って長い。特に春日主膳は四二年間を数え、寛文五年（一六六五）本庄氏と交替した後も、鮎貝岩将の名目となり、子孫は明治に至る迄、鮎貝に籍があった。城代はその名にふさわしい武将たちであったが、荒砥の志駄義秀は、「最上戦争」で述べた勇将であり、四代（坂田采女）も、大坂陣の勇士であった。

直江山城守手

一、穴澤鉄可首一 坂田 采女

渋江 熊蔵

右ハ坂田立合松本助兵衛證據

右渋江熊蔵儀ハ直江平八者にて呵シカリにて罷在候處、此度於戰場、遂高名可蒙赦免、と心懸候得共、敵と出合無之所在不達候處、

坂田采女高名を見懸候て、熊蔵其首をもらひ候に付、武士之望ニ似合候由褒美致候て、則志貴野臺之上にて首を手渡にいたし候由、依て熊蔵高名ニ罷成候、坂田儀も右之仕方宣儀を以て、高名のほまれ世にかくれなく候（『米澤市史』）

大阪冬の陣の際、坂田采女は渋江の望みにまかせて、自分の高名手柄を譲った。その行為がまた美しかったので、賞されたと云うのである。

お 附 馬 上 城代という部将には、副将というべき存在がおった。後年これを、お附馬上としている。お附馬上とは戦国時代には城主と共にあつて生死を同じくする意味で、その名があつたと云われる。上杉家文書「紹襲録」によつて、

荒砥、鮎貝とも明らかにできるものは、寛文年間（一六六二）以降の者であつて、上杉領の初めの頃の城・城代といわれたころは不明である。「これを於新砥萬覚」に依つて見ると、

一城主上野善左エ門殿、寛廿一ノ五月廿七日ノ、七ツ時分ニ御打入候事

一御添馬上猪野茂右衛門殿、山崎左京殿、善六殿、軍平殿御供衆共ニ、廿七日ノ晝めし廿八日ノ晩迄、御賄仕済申候事

とあつて、当時はお添え馬上と言われていたことが分る。なお「紹襲録」から、御役屋将となる元禄以前の副将、お添馬上（母）を分記すると、次の通りである。

荒砥

①丸山助右衛門（五十騎二百石）寛文二〜貞享三

②小幡喜兵衛（右同 五十石）貞享三〜元禄七

鮎貝

- ① 岩船藤右衛門（御馬廻二〇〇石）寛文二〜延宝四
- ② 富所八郎兵衛（右同 一〇〇石）延宝四〜元禄七

お添馬上の職務は城代の補佐役であったと思うが、城代の交替の時には、荒砥の場合引継関係書類に名前が出て来ない。在任期間は長短があり、城代の交替とも一致するものではなかった。

お添馬上という役職が初めて置かれた時期は不明である。上杉氏の移封直後、各支城に部将を配置したが、多くは越後時代の城主を当てている。これは上杉氏の権力が未熟で、鮎貝城に来た中条氏のような旧族層を、完全に家臣として把握できなかった証拠といえる。従ってこの時代に城代の力が強く、又、自己の家臣団にはお添馬上のような組織があつて、領主からの派遣などは必要としなかったと思う。けれども領主権力が生長してしまうと、お添馬上という補佐役を派遣すると共に、目付役的な役目を負わせて任命したことが、その始まりであつたと考えられる。

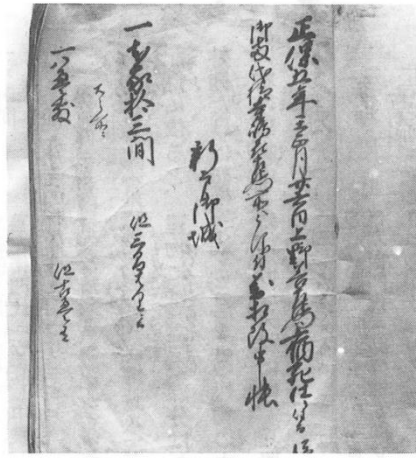
兵器

城は最後の防衛のものであり、そこにはそれなりの設備、建築物や兵器・兵具も常に貯えられておつた。荒砥・鮎貝ともにその規模は、支城というものに過ぎなかつたとしても、河岸の段丘を利用し、戦国時代に始まる平山城の荒砥城には、本丸・二ノ丸・三の丸の構築がある。上杉時代になってこの両城には、城代に随伴して来た多くの武士たちが拠つていたのであろうが、一二〇万石の時には、余程規模が大きかつたものと考えられ、五〇〜一〇〇石級の武士も数人いることは、前に見た通りである。暫く後の正保五年（一六四八）には、どのような建物があつたかその他を、「上野善左衛門死去二付而萬改申帳」（白鷹町教育委員会保管）、によつて見よう。

新戸御城

- 一 本家拾三間 但三間はリニ而
- 右之所二
- 一八畳敷 但古畳有
- 一九畳敷 古畳御座候

- 一 拾八畳敷 中居但古畳有内三枚すけ葎
- 一 七間 台所但上台所共二内拾五枚すけ葎有



第5図：上野善左衛門死去ニ付而萬改申帳

(白鷹町教育委員会保管)

一	拾貳畳敷	廣間板敷但古畳共ニ
一	寄場	貳間ノはりニ ^而 貳間ノ所
一	拾貳畳敷	上段但山畳共ニ
一	壹畳半	物置但たゝミアリ
一	四畳半	板ひさし小座敷古畳共ニ
一	五間	御道具蔵貳間半のはりニ ^而 板敷 善左衛門代ニ御公儀ヨリ御立被下候
一	七間	長屋但二間はりニ ^而
一	三間	遠廐但腰板あいぬきアリ采女代 寛廿之御成之時被立候但壹間 中間馬屋壹間
一	四間	米蔵但貳間はり内貳間いたしき 善左衛門代ニ立直し申候
一	三間	物置蔵貳間はりニ ^而

(各棟内ニ兵具諸道具等所蔵ノ記載アルモ略ス)

建物の棟数七（外に雪隠）、合計坪数八五・五で、この外に板廂小座敷の分があり、僅かに加えなければならぬ。記録に依ると、建物には二階の部分はなく、全部平屋であったものと理解される。以上によって、おぼろげながら、外観だけは想像されよう。この建物の中には、城代家族の私生活があつたことは勿論である。

次に右の建物中、特に御道具蔵には、兵器・兵具がどれ程あつたのか、領境に近い支城の軍防の備えを、これも前書の記録によって見ると、

- 一 五間 御道具蔵貳間半のはりニ^而板敷
- 善左衛門代ニ御公儀 御立被下候

一 右之所ニ式しきりのかまち戸有

一 同所ニ壹枚入口ノ戸古戸共ニアリ

同所に

一 三拾 とうらん但拾ハ善左衛門打入ノ時御借被下分

一 三拾筋 もめん緒拾筋火縄緒式拾筋共ニ

一 三十八 口薬入

一 式拾筋 火縄内拾わかねハ善左衛自分ニ仕置分

ノ

但三刃五分筒

一 三拾丁 鉄砲善左衛門代ニ御渡被成分がなく共ニ有

一 三丁 古鉄砲北條右近(金具)かなくなし

一 拾ハ 鉄砲袋但なめし皮善左衛門打入之時御借被下候

一 三拾双 甲但黒塗

一 三拾双 武具但木綿地

内

一 式拾五ハ 水色もん(紋)ハ打抜

一 二拾五ハ ねつ色もんハ打抜

ノ

一 五拾ハ かわ笠但きつから紋黒塗

一 五拾挺 鍔但太刀うちハとまき 付ほ共ニ

何もアリ善左衛門代ニ御渡被為置候

一 百ハ 玉

一 三百目 薬

一 五ツ 武具箱アリかなくなし

一 拾丁ハ 鐘但北條右近代有之分

一 右之柄留どう鳥毛鞘也

一 壺丁ハ鞘なし九丁ハさや共二有

右のように調査の結果を報告しているが、最後に「従 御公儀善左衛門代ニ相渡候、武具鉄砲小道具不足之覚」には、「一鉄砲式丁台しめつぎはなれ申候事」、外九筆にわたって兵器武具類の破損の状態を、報告に及んでいる。これより五年前の上杉家記録には、荒砥・鮎貝・小国の諸城に於ける備えの武具類として、

一 寛永二十年諸所へ被遣式道具御注文留

一、鉄砲 三十五匁

三匁五分

一、鎗 五十丁

一、具足 三十領 頸金三十 新戸 山舎入

一、皮笠 三十紋亀甲一、母衣 同 同

一、右之數右同 鮎貝 上野長兵衛

一、右之數右同 長場 舎人
長岡 弥吉

但 具足は破、用ニ不立候故、不遣候頭金は十五参候（『米澤市史』）

と見える、其の数量には大きな変りはない。ただその中で鉄砲一〇パーセントに、武具では甲と皮笠類に損傷または不備なもののあることは、すでに国内戦が感覚から遠くなりつつあった時期でもあり、経済の面での余儀なき事情の為と思われる。けれども元和八年

(一六二二) 山形最上家の取潰しの時と、寛永二十年(一六四三) 会津加藤氏の改易には、上杉軍が幕命によって大挙して出動、現地の治安に当たっているから、軍備軍役が現実にも生きていた時代であった。なお鮎貝城についての当時の記録は残っておらず、次に述べる在番衆も、本庄氏の入部以後に待たなければならない。

在番 城代と共に領境の軍防と領内治安警備の一端を担った、在番衆と言われた下級武士たちの内容の、職務や生活手段
武士 などを見るためには、再び、「上野善左衛門死去二付^而萬改申帳」を開かねばならない。それによると次のように記されている。

新砥在番御扶持方 御足足輕下屋敷之者共二覚

花青芋役人ノ内

一三人扶持ニ壺石之切米 中津河庄右工門

青芋役人ノ内

一右同 横山 太郎兵衛

同

一右同 舟山 舍人

同

一右同 佐藤 織部

同

一右同 佐藤 左門

一右同 玉川 三右衛門

中山口人留

一右同 佐藤 与左衛門

大瀬口人留

一右同 大沼 作之丞

一右同 嶋林 八右衛門

一右同 間 兵吉

一右同 玉川七蔵

一右同 玉川善助

一右同 佐藤勘右衛門

一右同 新田久左衛門

大瀬中山両口ノ通判萬取次用所叶申候

一右同 舟山権右衛門

一右同 丹雅楽之丞

一右同 横山長五郎

一右同 佐藤庄助

一貳人扶持二貳石之切米 新田九左衛門

武頭ノ拾九人

内 貳人ハ 中山大瀬両口之定番仕候
拾七人ハ 御城御番可仕者

同所御足輕衆

肝煎

一貳人扶持二貳石之御切米 高橋覚右衛門

一同 茂野兵三郎

一同 中条惣左衛門

一同 四釜与兵衛

一同 小松鹿之助

御公儀御林山守

一同 高橋弥蔵

一同 小杉茂助

一同	高橋 利兵衛
一同	鈴木 文右衛門
一同	高橋 源三郎
一同	小松 助之丞
一同	佐藤 藤左衛門
一同	高橋 無兵衛

武頭拾人

右御足輕衆青苧荷物宰領 境目青苧御横目其外御公用江戸米澤共ニ被召仕候事

以上のほか、「善左衛門下屋敷之者之事」として、屋敷の広さが一畝二〇歩から四畝までの者九人が記録されており、内二戸は後家とあり、五右エ門だけは山守と記されていて、これらは城代上野善左衛門の自分足輕であったと見える。

以上見るところでは、扶持方一九人、足輕一三人、自分足輕九戸のうち、特別に定役を持つているのは扶持方の二人で、ほか六人は臨時役として紅花青苧、番所通判取次役を有しているだけである。足輕衆の方では一三人中ひとり、山守と明記されているだけで、肝煎とあるのは足輕衆の統轄者であることを意味している。このように見ると、城代および在番衆の任務というのは、専ら一般行政のほかのもの、例えば区域内を巡視して、統制されていた農産物を、拔売りする者や市日などの警備が主であったと見え、いろいろな事件があつたことが、当時の「於新砥萬覚」に記録されている。然し、勤務は常時ではなく輪番制をとっていたものである。ということは式人扶持に式石の切米、といずれも薄給であった。壱人扶持というのは、この頃で年間三石か二石であったから、ほかに生活の資を得なければならず、総べて農耕に励んでいたことになるけれども、その内容をはつきり示す資料はない。それでも畔藤村「寛永十四年検地帳」、下山村「明歴新帳」そのほかなどから、一端だけでも窺うことにしよう。

まず、城代を見る。城代は上級の家臣から派遣されるもので、本来の知行地は別にあつて、そこからの年貢で生活が支えられたが、任地にある耕地は城に付随したものであり、個人的所有ではない。その成立についての記録はないが、開発促進策のなかで、公費によつたものが、城に付けられたとも考えられる。

善左衛門手作田畠之事

一高七斗三升七合

畔藤村之内

田方

一高三石五斗六升八合

同村

島方

ノ四石三斗五合

下山村

一高壹石一斗七升七合

島方

右八同村ノ者御年貢町銀七匁宛ニ跡々(前々)開作申候

一高壹石七斗三合

島方

右八北条右近采女代迄入作被仕、十王村並ノ御年貢米銀本地主之所ニ、善左衛門代も被相渡候^而、手作ノ菜園島ニ被致候事

一高八石九斗五合

石那田村

島方

一高壹石一斗九升五合

同村

田方

高ノ九石貳斗九升

内

一貳石四斗

本丸二ノ丸町共ニ如比

一八斗壹升

田方中町通

一三斗四升五合

ひゑ田御城古堀天水所ニ付テ毎年作毛取かね申候

一五斗六升

青葙島石那田本地ノ内村なミの御年貢被濟候

一壹石一斗貳升

同但善左衛門代ニ根を植させ申候

ノ

(中略)

菖蒲村

一高壹石一斗七升七合

田方

右ハ七右工門と申百性町銀式拾刃宛ニ散田ニ作り申候事

高合式拾式石式斗六升六合 善左衛門手作分

内 五石九斗八升三合 田方
拾六石式斗八升三合 畠方

となつてゐる中で、中略としたところには、「右外采女正代 下屋敷あき地手作ニ被仕候分穿鑿之事」として、明屋敷として壺石七斗四升を七人で名請したとあるが、名請人は耕作者で、一般農民であつたものと思われる。

右の城代手作りといわれる面積は、前城代坂田女の名請地になつてゐるが、畔藤・十王両村の寛永検地帳とは一致しない。畔藤村の方は、

壺斗五升 坂田采女手作り

二石九斗三升 坂田采女内三人

十王村のものは、

七石六斗五升二合坂田采女殿開 百性開
四石壺斗五升一合 坂田采女殿開

このよつになつてゐるものの、両文書には十年間の開きと、城代の交替があり、何等かの理由による異動があつたのか、前に述べたよつに城附きのものではないかも、不明になつて来る。ただ九年後の明暦三年（一六五七）の下山村「明暦新帳」には、城代は二代後の横田右京であつたけれども、手作りの地の面積には変動がなかつた。

手作り地といつても、菖蒲・下山は散田（小作）に出しており、前の坂田采女の時には、畔藤村の畠も三石二斗について、三人の作子を持つていた。實際経営内のもつは、前記の自分足軽とか、間脇・脇やといわれた下層農民によつて、耕作されてゐたものであろう。

このほかに城代分は、存在しなかつたらしく、

一御城之内土居共ニ漆木ハ跡々 山口掃部指引ニ仕候^而、御役蠟漆共ニ御蔵納申候事

一御城ニ別而付キ山林ハ無御座候 材木薪被下用所次第御林長原山ニ^而きらせ被申候、然^者善左衛門死去ニ付^而、山守共不念致御林

みだりに仕候かと、山守共請状取申候事（「上野善左エ門死去ニ付而萬改申帳」）

によっても明瞭である。なお城代について補足して置かなければならないことは、支配地の範囲が明瞭でないことである。後代の御役屋将のときは、荒砥は広野村から以北の一二ヶ村。鮎貝は川西の一八ヶ村であったことがわかる。

つぎに在番衆のうち、扶持方足輕衆の方を見るが、この資料としては寛永一四年の「畔藤村検地帳」と、「下山村明歴新帳」から窺うほかない。然かも全貌とはゆかず、近くの石那田村・馬場村・菖蒲村にも、在番衆の手作地は確かにあったと思われるが、残存の資料がないからである。「畔藤村寛永十四年検地帳」其の末尾には、一応村内の上中下田反別・石高、上中下畑反別と石高および屋敷反別・石高等を記したあとに、

右内七拾六石八斗六合

内五石六斗三升八合 寺嶋喜左衛門開分

七拾石四斗四升八合 新戸在番衆開分

とあり、この記録の寺嶋喜左衛門は代官で、残りの七拾石四斗四升八合が、荒砥在番衆によつて開かれた分というのである。筆数二四二筆、うち田は一五パーセント程であるから、畑の方が断然多い。地名は仲河原・下川原・川原・古川はた・前かわら・ひばりの・越田川原等に亘っている。持高順をみると横山玄蕃・丹雅楽之丞・高橋茂兵衛等であるが、これらの在番衆も、作人を持っていることが分かる。その作人にしても一般の農民であると思われる者の外に、在番同僚間の小作によるものと、都合によつて耕地を交換しているものも考えられて、単純なものではないけれども、これ以上の資料が見出せない限り、一端の理解だけに終わるのも止むを得ない。二〇年後の下山村の「明歴新帳」にも、納税義務者として次の在番衆が記載されている。

新戸在番

一高式升 大時 作之丞

一高式斗三升二合 中津川 仁兵衛

一高壺石七斗七升壺合 横山 伝右衛門

一高四斗六升八合 横山 長五郎

一高四斗四升 丹 雅楽丞

一高三斗式升壺合 大時 作之丞

第 12 表 荒砥在番衆農業経営

足 輕																	同 心	城 代	区 分					
佐藤甚之丞	高橋茂兵助	小林茂助	高橋源之丞	斎藤弥左工門	森惣右工門	高橋覚右工門	小杉鹿之助	新田久左工門	茂野十右工門	佐藤左門	横山主水	丹雅樂之丞	舟山權左工門	中津川治部左工門	中津川庄右工門	舟山舍人	佐藤善左工門	玉川七藏	松田源左工門	横山玄蕃	北條市兵衛	坂田采女	人名	
六、四五	三、四、四〇	四、四〇	一、五、二五	三、一、六〇	三、〇五	一、三、八五	三、〇、五五	七、四二	八、三七	一、二、四五	五、八五	六、〇、一一	一、〇、六〇			六、四〇	九、一七	二、八二	二、二、八二	六、一、九四	二、二〇	石斗	手作	
					高井二郎右工門					喜左工門	仁兵工助	喜兵助	仁左工門	源兵工	高橋与右工門		源兵工	助左工門	甚助	与八郎			石斗	作 人
					一、八五					一、二〇	一、三、〇〇	二、三、五二	二、〇、五〇	二、五、六一	一、一〇	八、三〇	二、四、七三	四、七、九三	六、八五					
													新源左工門助	高山市之助			彦作	喜右工門	二郎左工門				石斗	人
													二、三、五八	二、二、〇一	〇、六〇	八、九四	七、七七	一、七、一〇						
													外二郎	与八郎			外二	外三	横山玄蕃				石斗	持 高
													二、四、九七	〇、九〇		一、四、五〇	一、一、二六	五、三五						
六、四五	三、四、四〇	四、四〇	一、五、二五	三、一、六〇	三、〇五	一、三、八五	三、二、四〇	七、四二	八、三七	一、二、四五	七、〇五	七、三、一一	三、四、一二	六、九、〇五	四、八、五二	一、〇、八七	二、八二	五、四、五六	一〇、六、七〇	四、七、九三	三、七、八〇	石斗		

高橋 仁 助	四、三〇							四、三〇
鈴木 文右エ門	一、一、八〇							一、一、八〇
高橋 仁 作	一、一、二〇							一、一、二〇

以上の外に新戸城代手作分がこの村にあるけれども、先に触れたので除いた。右のうちで最初の高式升、大時作之丞のみが寛十四御
 検地帳となっており、他は全部が「新開き」であり、従って、税率の「免」も半分となっている。なお税額のうち、附加税を除くもの
 は「伊藤善兵衛納」とあり、推して考えるに、これは小作に出してあったもので、自作地でなかったのは遠距離によるためと考えられ
 る。地主となつて名請しているのは、上杉氏が関ヶ原戦後の大減封に際し、多くの家臣団をそのまま抱えており、必要にせまられての
 強力な開発策に呼応して、資本労力ともに投じての、地主権の取得であつたと考えられる。

本口番所と

藪口番所

近世大名の中で、特別な小大名は別として、その領内はひとつの国とされていた。六〇余という国は、上代律令国
 家の行政単位として、把握支配されたものであろうが、近世大名領はたとえ其の範囲は小さくても、一個の国とい
 う觀念があつた。その領国の軍事要衝の地には武将を駐屯させ、領境の主要な通路には多くの番所が設けられた。番所の設置は常に通
 行人の監視を行い、商品物資その他の移入や、移出を取調べるのが機能であつたが、番所自体が領主体制のものであつたから、地元
 に残した史料は皆無であり、ここでは専ら領民支配機構としての、一面からのみ取上げていく。

われわれの郷土は上杉領、置賜郡の北端にあつて、他領村山郡と境しているため、多くの番所が設置されていた。領内の本口番所十
 数ヶ所のうち、中山、平田、大瀬、枋窪、黒鴨の五ヶ所があり、その後設置された藪口番所にも高岡と滝野を数えて二ヶ所がある。
 ほかに『米澤市史』には田尻とあるが、これは中山部落であろう。

下長井最上境黒鴨大瀬両村の内、黒鴨平田村二寛永十五年より改新口留御立被成、番所へ横目衆式人宛参二付、両村の人足直詰

迷惑の由訴詔仕二付、近所の浅立村 かり候二と申付候間、以来浅立村より右の両村助成候様二、指引可被申付候者也

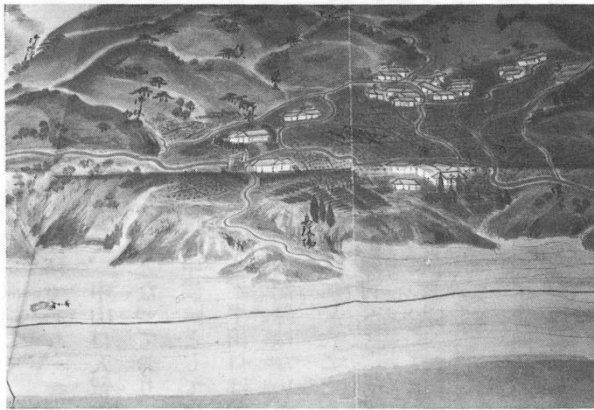
寛永廿七年

来次

六月廿六日
寺嶋喜左衛門殿



第6図：(A) 栢窪番所 (米沢市立図書館蔵)



(B) 大瀬番所 (同)

両奉行から代官にあてたものである。代官らは、

右之通御両所書付手前二有、
以来人足指引不可有相達者
也

寛永廿壹年 寺嶋

六月廿六日

黒鴨村

久兵衛殿へ

大瀬村

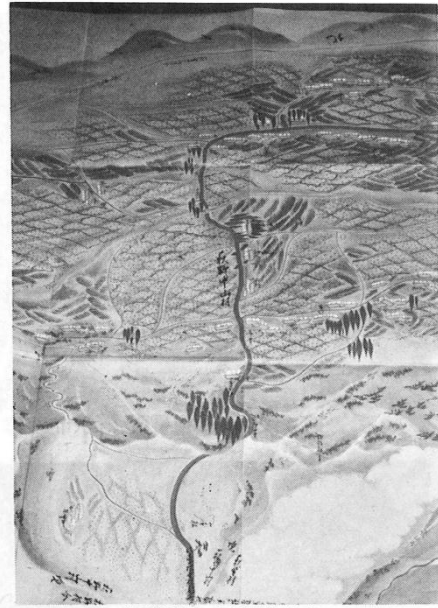
九郎左衛門殿へ

如此両村へ一枚宛相渡申留

両村肝煎への通達で史料は共に、青木家文書「於新砥萬覚」である。

諸口番所には扶持方の者を派遣して、移入人物資の改めと通行人の監視が任務であり、荒砥在番衆では先に見た正保五年帳で、中山口人留佐藤与左衛門、大瀬口人留大治作之丞となっており、「大

朝岡



(C) 萩野中山番所 (同)

瀬中山両口ノ通判萬取次用所叶申候」として舟山権右エ門が明記されておるけれども、平田口は示されていない。鮎貝在番衆についての記録はないが、栃窪口だけは上野久兵衛が任に当たっていたことが、青木家文書中にあると共に、大平御判(番)所の存在も記されているけれども、これについては伝えも史料もほかにない。なお寛永十九年(一六三九)番所諸道具の買代金について、受取書を求められている黒鴨村新御番所、林作兵衛・今新助と、大瀬平田の黒金半左衛門・高野佐兵衛も駐在番人であったかと思われる。

藪口番所も交通の要衝にあつて通行人を取締つた所であるが、存在の意義としては諸口番所に次ぐものであり、設置の年代も降つて寛文四年(一六六四)となつている。この年は上杉家の当主が急死したことによつて、所領が半分に減じられた年である。この時幕府直轄領となつた屋代郷の境界を主として、多くの場所に設けられたものとされているが、この時当地方では滝野・高岡にも置かれたものと考えられる。後世のものであるが上杉家の国境い地図(米澤市立図書館蔵)に、中山地区に四ヶ所も記されており、藪口番所の任務は足軽級であつて、それはその儘土着した者があるから、中山地区には本口と藪口とがあつたのかも知れない。藪口番所が寛文四年に設置された資料として、『滝野誌』を見ると、

- 一、寛文四年新番所建ち候、宿守に惣八郎滝野村御番所立初、寛文四年より、但此の年迄番持にて一年相勤る
- 一、寛文四年より安部与惣兵衛殿・高橋仁兵衛殿二代・斎藤半兵衛殿正徳三年迄・三浦庄右衛門・元文三年より松田半右衛門・後宝暦時代伊藤藪右衛門殿・それより伊藤伊惣次殿文政三年迄、文政三年より伊藤伊惣次子継伊藤藪右衛門殿

となつてゐる。滝野のこの地は、現在も「御番どこ」と呼ばれてゐる。

番所の設置は封建制下の領国体制を維持するため、通行人を監視すると共に、領内物資の移動も嚴重に取締つたから、当然に領民の經濟意志と両立するものではない。当時はこの地方にも商品的農業生産が大きく進展し、商品の流通も必然的に求められた時代であるけれども、領内農民の生産する主要なものは、ことごとく統制化、専売化されており、番所の任務は専ら体制を維持するためのものであり、藪口番所は別に穀留番所と言われていた如く、米穀を他領に持出すことの監視が主要任務であつたから、領民たちは更に抜荷・抜買の消極的抵抗に出なければならず、番所は住民本位の面がうすく、ますます以つて陰湿な存在となつていたものであろう。

寛十九年十一月三日

一四拾三匁六分五リン

下山御番所大瀬へ寛拾九ノ秋引申ニ付テ番匠作料銀萬共ニ払申分横山主水奉行ニ而算用帳米沢へ持參被申御印判御取被成候事

右内

一三拾六匁

番匠七十二人ノ作料銀一人ニ付テ一日ニ五分宛

右外三石六斗米藤右工門払申候

一六匁

小引作料五間分一間ニ付而壹匁二分ツ、

一壹匁六分五リン

戸折釘三百卅本買代石那田村から勘五郎ニ渡ス

所謂番所なるものの、建物の規模をうかがうための史料である。また、

寛十九年十二月廿一日

一四匁七分

切手有公儀へ可出 右同大瀬平田新御番所へ志き物い下かい渡ス代黒金半左工門高野佐兵工書付上ル

右内

一六分

こき式具

一壹匁二分

莖十枚

一式匁

こぎ五枚

一三分

手水たらひ

共ニ

こき式具

一壹匁二分

莖十枚

一式匁

こぎ五枚

一三分

手水たらひ

手桶ひしやく

以上によれば、番所の建築には大工七二人を要し、木挽には五坪の板を挽かせている。この板は板敷用のものであるらしく、敷物としての筵一〇枚はそのためのものである。「こき（食器） 式具」とあるのは二人分か又は、予備であるかは不明、この生活用具は、毎年の支出帳に記されており、これは他の柝窪・黒鴨とも同様の記載になっている。

一酒井宮内殿御荷物通申由候、萩野中山・柝窪・下山口いづれも今度ハ無御判筈ニ候、兼而喜左衛門へ其通被仰渡候へとも、尚以貴殿御申越遅々なきやうこと被仰付申候

寛廿七月廿九日

加藤 角 七様へ

小の 三左衛門

領民が番所を通るには、必ず通判を持っていなければならぬが、これは隣国の領主であるため特別なことであつたらう。文中下山とあるのは先に見た寛永二十一年の史料から推して、未だ大瀬番所が完成していないためと思われる。

当時の社会、経済も文化も領国内だけのものが多かったから、たとえこの地方が領境にあつたとしても、実際に他領に足を伸ばすことは全く稀であり、それでも必要の場合は「通判萬取次」の在番士に依頼したものであろうが、史料として残るものは全く見えない。ただ特別の事情によるものは米沢の奉行から交付されたものらしく、

馬場村勘拾郎一人但繩付、ニ送之者九郎右エ門鴨之助刀大小合三人、其口無相違可通者也

正保四年

二月十四日

萩野中山口留

来次 印判
朝岡 同

写シ也

一新戸村百姓二郎右エ門譜代之下人久八、徒仕いたづらニ付て最上へ賣候、無相違可通者也

慶安三年

四月廿六日

萩野中山口

但四月廿七日ニ二郎右エ門ニ渡候

来次 御判
朝岡 同

以上の史料は、「於新砥萬覚」中のものであるが、同書にはこれと類似のものがほかにも数通あつて、領内の治安維持に権力側の腐心の様子が窺えるものである。

領内の番所設置箇所から見て、その数は当地に多くあつた。特に大瀬村には二ヶ所も設けられており、中山村には後年になると数ヶ所を持つことなどは、珍らしいことであると同時に、それだけの理由が地勢的にあつたことがわかる。針生村滝沢部落は村山郡内であるけれども、中山村と平田部落の中間に突き出た形になっている。当時の他領は治外法権のようなものであつたから、領境には綱の目のように番所を布置しなければ、領民の抜荷抜買を取締ることが出来なかつたものであろう。

番所の建築物の様子は、先の史料によつて大方ではあるけれども想像はつく。然しこれは専ら番所役人の住宅としてであり、番所が通行人を取調べるのは、むしろ屋外の方でなかつたかと思われる。そのためには屋外にも何らかの施設、又は構築されたものが有つたと思われるが、痕跡はどこにも残っていない。

黒鴨の番所は、現在の分校附近に存在した時代もあつたのか、ここから中平、日影の両部落を越えて、荃ノ峯峠から最上領萱野に達するためのもので、この道路は物資交流としてよりも、むしろ湯殿山参詣行者のものとして重要な位置にあつたことは、中世期から僧道智が参詣道を開いたことでも了解されよう。

分校の庭の北側の傾斜面に長さ一・五メートル、径二〇センチメートル程の丸形の石が約一・五メートル位の間隔を置き、直線上になつているのがある。そして内面する両方の横断面に七、八センチメートル角で深さ一〇センチメートル程の穴を穿つてあり、この穴は適当な太さの木材を差込むのに適している。思うにこれは番所で使用したもので、通行人が一応調べがすむ時間は、両方の石に木材を差込み、調べがすんだ通行人は木材を石から離して通したものであつたらしく、その趣はあたかも馬柵(ませ)棒の如き用を足していたものであろう。

5 代官と村役

下長井代官 寺嶋喜左衛門

「二長井拾八万石八ツニ割候、如目録高之當年 扱未進無之様ニ、八人中間ニ^ニミか記^きあい、御為よきやうニ可被致候事」(相定條々)の次に、種々の規定を述べ最後に、

右九ヶ條代官中間より之書出之内、寄合吟味之上如此相定候、八人之中間ニ^ニミかきあひ未進無之、萬御為道よろしき様ニ可被致候、

此上不穿鑿不届候者忽可及身体二候間、朝暮大事二相心得無油断御代官可相守、為後日之連判之書出如此 仍如件

正保四年

八月吉日

朝岡助左衛門印

来次 左近介

千坂 兵部小輔

岩井 大 学

松木 石見守

寺嶋喜左衛門殿へ（青木家文書「於新砥萬覚」）

正保四年（一六四七）奉行郡代連書で、下長井代官であった寺嶋喜左衛門あてのものであるが、これによると代官の職務は大凡見当がつく。即ち年貢の未進（滞納）がないようにすること、若し不届があれば忽ち自身に及ぶとしてある。代官は村々に於いて住民と接触し、年貢の取立をする。その他に「村方支配一式」として、先ず徴税関係では、耕地の開発、税率（免）の査定、労役の割当、徴発、外に橋梁の普請、風紀の取締に至るまで、民政の諸般に亘っており、更に警察権・裁判権の一部さえも持つておった。尤もその時は城代や在番武士の力を借りていたことは勿論であり、支配一式そのものも、奉行郡代職の命令の範囲であることは勿論である。

代官は身分的には中級の家臣であった。そして世襲であるのは、能吏である以前に、年貢の徴収が請負的であるため、先ず経済的に余裕がなければならなかった。この条件に適えるために、商人を起用した事さえある。年貢取立が不成績で、職をとり上げられた者も幾人かいた。

上杉領になったころ、置賜郡一八万石には五人の代官が任命されたが、次第に増員されて、領内の制度が一応整うにつれて、正保四年（一六四七）からは、八人制に定められる。その顔触れは、

須田九郎左衛門 大河原忠左衛門 渡辺 久右衛門 増子 久兵衛

寺嶋 喜左衛門 安部 五助 笹生 久兵衛 小島 次右衛門

このほかに数ヶ村宛扱いの小代官が十数人が居て、年貢の米・銀のみを取扱ったとされるが、八人制の大代官と小代官との関係、従属、独立の点などを明確にする史料は乏しいと言われる。寛永二十年（一六四三）の「於新砥萬覚」には、「天爵起請文之事」の最後に、次の人々が記されている。

寺嶋喜左衛門
渡辺久左衛門
鈴木十左衛門
角 善左衛門
舟 山吉十郎
鈴木 左門
小熊庄右衛門
小島次左衛門

右の八人のうち寺嶋・渡辺・小島らは、四年後の代官であるけれども、鈴木・角・舟山・鈴木・小熊の五人は、第官職としては全く見えない。彼らは当時或いは、其の後において、五〇石〜一〇〇石の知行取りになっているが、元来は米沢の商人層であることから見て、小代官と言われたものである。代官には金銭上の取扱いの職務が多かったから、経理上の才能と富裕さを買われて登用されたことのあるのを思えば、小代官のたぐいであつたかも知れない。しかし後に見るように、角善左衛門は伊佐沢村に、小熊庄右衛門は黒沢村が、各自の管轄であつたから、判断に苦しまなければならぬ。又、中津川郷に見える伊藤善兵衛なる者は、これが小代官であつたのか、伊藤は明歴三年（一六五七）には下山村の荒砥在番衆の年貢を、一括納入している。

このあたりの所を郷土人の手になる資料（諏訪文書「御当国覚書」）には、次のように書かれている。
度々御代官替ノ次第

一元和年中ノ比迄ハ上長井・下長井・八代屋・北條四郡、一郡二一代官宛御定、壱郡切二事、割物并二訴詔出入共二御計へ候、付ハ左ニ相印スしる

一上長井ハ 須田善左衛門殿

右其前ハ下長井ヲ扱候、中比寺泉村松木惣右衛門ト申小代官ト出入ニ付而、寺嶋ト扱替、是ハ御台所御用一卷共二御公儀役御勤、家中役人萬小役人相勤、其節ハ御役所御口小屋共二、御直勤之衆無之候由



第8図：御当国覚書
(諏訪文書・沼沢信年氏蔵)

以上見る通りであるが、下長井地方扱いの代官は寺嶋喜左衛門である。

一 下長井ハ 寺嶋喜左衛門殿

右ハ青苧御蔵役共ニ兼役ニ付^而、家中ノ面々小役相勤、青苧上中下見分ケ納ル儀ハ、御公儀三人宛御出シ諸事青苧算用ハ
寺嶋殿ニ^而相究候、代銀御渡候も御公儀人別テ山口掃部所ニ^而、村々肝煎ニ御渡候事

一 北条郷ハ 古見次右衛門殿

右ハ後代官被取上跡後ハ小代官安部馬之助殿ニ被成候由

一 八(屋)代郡 渡辺宗泉殿

一 四代官 郡代(官)之由

一 右之外在郷御城家御町御家中ノ衆中、右四郡之内ニケ村三ヶ村宛扱、小代官拾六人御座候内、是ハ御年貢方計取立御勘定ハ面々
相勤、其外何事も構無之、四代官ニ^而御取扱有之由

一 古弾正様(景勝) 御在世寛永年中大代官へ小代官御止、其内四人大代官ニ御加へ以上八人ニ被成置候

代官寺嶋喜左衛門の生活本拠は、大塚にあった。慶長十四年（一六〇九）大塚に移り、百間四面を縄張りし、五反六畝二四歩の屋敷に、巾三間半の館堀をめぐらしていた（長井政太郎『置賜地方の豪族聚落』）。この寺嶋代官は慶長年間から寛文四年（一六六四）の改易までその職にあったが、この間数代に亘るものであったから、「於新砥萬覚」の中にも、「一北條右近殿と古旦那与左工門御懇意に付^而」とあり、又、慶安三年（一六五〇）当時の村方文書（山口村、萩野村）にも与左工門とあるのは、改名によるものか隠居名であろう。

四代官の頃はともかく、八代官の時は、その支配地域は一村単位に入り組んでおり、複雑でもあった。寺嶋代官の当地方の扱いは、寛永の末年（一六四〇）頃からの記録を見ると、蚕桑地区の四ヶ村と浅立地区以外はほとんどで、他の地域では長井市附近、米沢市附近にもあり、特に統制作物であった青芋の収納は、彼の一手に収められており、警察刑罰権も一部は荒砥・鮎貝の城代と共に持つらしく、我々の祖先とは中々深い関係の代官であった。

代官の支配村が互に入り組むことがあり、扱い村が変わることもあったのは、広範囲の村を支配したり、同じ村が長くなることによつて、綱紀の弛みや不正の温床となるのを、避ける為だったと思われる。代官が変わればすべてこれに準じて変わることもあったので、当時の証文の中の拒否文言には「一御借銀ノ内御国換御村替御代官替新古の徳政」などが散見するゆえんであった。

職務の中で最も重要であったのは、年貢徴収であったが、納税者である農民の中には、滞納する者が多かったことは、しばしば資料に出て来る。其の場合代官は、財産と家族の労働力を抵当に取って、その農民をつぶしてしまう。しかし多くの農民をつぶして欠所にすることは、ほかの農民に負担を重ねることになり、悪循環が避けられず、結局一村の破綻、年貢の減少に繋がるために、最後には職務の成績に波及し、役儀取上げとなり、領主と領民の中に位置する苦しみはあった。その場合自分の経済力を發揮して、一時の立替払、さらには食糧の貸付などの積極性も必要であった。

一寛十八、寛十九の兩年ノ不作ニ付^而、寺嶋喜左衛門殿惣村中へ、御介借ニ御借被成候利なし^并、拾六匁宛の之米萬事書出し覚

中山村

一式俵三斗

利なし^粗

善兵衛

一八匁八分

此もミ^壱俵ノ代五合五勺引

米ニシテ一俵ニ付^而十六匁ノ賣^{（マメ）}

一壹俵 寛廿種子かし 同人

一貳表三斗 利なし粉 八右衛門

一拾四匁八リン 此もミ一俵三斗ノ代右同理リ 同人

一壹俵 寛廿二種子かし 同人

一貳表 利なし粉 鴨左衛門

一拾貳匁三分貳リン 初壹俵貳斗分五合五勺引米ニシ

一壹俵 テ一表ニ付而十六匁ノ買 同人

銀

一九拾五匁 惣村中同人米かい銀善兵工手まへニ有之分

(後略) (青木家文書「於新砥萬覚」)

この史料は籾を飯米と種子に借したものであるが、五合五勺引というのは、一升の籾から〇・五五升の米を得ることを指し、一俵が銀一六匁の場合、銀八匁八分になるものである。残余は籾の現物で返済と思われるが、米値段は当時の公定価格と同じであった。

代官にはその規模に応じて数人の配下をもち、職務を遂行させていた。それを下代官、下代と言っているが、「於新砥萬覚」には下使としてある。寺嶋代官には九人おり、その中の青木吉左衛門は、当地方の担当で、荒砥城中にあって執務していたものと思われる。又、大志田彦右衛門は宮村(長井市)の常駐であって、「畔藤村寛永検地帳」では、寺嶋喜左衛門開の名請人になっている。これらの

下代官は身分として士分であつたと思うが、倍臣の下級吏として扱われていたものか、先に引用した正保五年の、「善右衛門死去ニ付萬改申帳」の帳尾に、確認の署名があるけれども、姓は無く庶民と同じように名前だけである。しかし領民に対しては、非常に強い権力をもつて接していたものと考えられる。

重要な責務をもつていた代官および下代官は、上位の監督者である郡代や奉行からきびしく行動を規制されており、不正の余地のないようにされていた。年貢米の収納蔵の管理も各代官の手中にあつたから、いよいよ重要な職務であつた。規制を示す法令を「於新砥萬覚」に依ると、

代官共心持之事

一 百姓等に対し理不尽之儀ハ不及申ニ、有来土貢役儀已下申付候共、詞やハラカにぢひを第一ニ可申付候事

一 作来田畑之儀ハ勿論荒地野山をも切ひらき、人数家數もましくれ候様ニ、才覚肝要之事

一 土貢已下納時金銀米錢によらず、思さるくのふを申かけ、造作をまし隙をかき仕合有之ましく候事

一 人足以下召遣候とも、耕作之さわりに不成時分を勘へ可召使候、無據御公儀之事ハ不及是非、常々之用所ニ思次第ニかうさくのさわりをもかへりミス、むさと申付ましく候事

一 下使えものまで成すもの可申付候事

一 土貢に納候ニとく御扶持切米ニ升目不足なき様に拂可申事

一 毎年御用之物諸所にて、やす口之時分買調可申候、其上米銀品々物百性ニ借引、わきわき一わかりやすく可仕事

一 普請ニ召出候人足之儀、日敷をさため可申付候事

一 在々有来肝煎なり共わたくしをかまへ、公儀を不知いたつらものならば、其やくを召はなし心持よきものを引付、萬事ニ指引可申候 以上

右可守者也

元和五年

是ハ達三様 被仰出候

十月吉日 平林

以上は一九年後の慶安元年（一六四八）に写したものである。発令者は郡代平林蔵人正恒、達三様とあるのは直江山城守兼統のことである。又、寛永二十年の「諸代（官）土貢納方之覚」の中には、

一代官方へ召遣人足前々定候ことく、物成五石ニ付テ耆人ツ、此外耆人も臨時ニ遣候ハ、日料銀一日ニ五分ツ、可出、但公儀御預り之蔵普請ハ各別之事

一代官下代共ニ自分之手作田畠ニ、百姓遣間敷事

一下代へ薪野菜い下其外何ニ而も貧申掛間敷事

などとあり最後に、「右之条々被定置処也、若此旨背者有之候ハ、百姓中目安を以可申出者也」として四人の奉行が連署通達したものであり「右ハ十一月十八日ニ仁左エ門ひきやくニて被遣候事」と附記されている。

納税者である農民に対し、言葉やわからかに慈悲を第一に、人足は思うにまかせて耕作邪魔はするな、自分手作りの田畑には農民を一切使つてはならない、とする。これらの禁止事項は、裏面には明らかにのこれらのが存在したことを証明するものであり、代官権力というものは如何に強大であるかを示している。その実際例として、寛文五年（一六六五）小国郷若山村に起きた事件がある。百姓清右エ門は村の連判頭となつて、代官笹生久兵衛と下代官の苛政を訴え、いわゆる「小国目安」を提出して、代官等の更迭を要求したのである。苛政の内容は沢山あるが、笹生代官は自弁当の農民を数万人も使役して、一〇里におよぶ堰を作り、千石に余る自分田地を開かせ、又下代の横沢清左エ門は八千疋、塩川四郎右衛門は三千疋の田を所有し、耕作には農民を徴用したというのである。此の事件の結末は、連判頭の清右エ門は磔刑となり、下代は斬罪になつたけれども、笹生代官は更迭で終わっており、「御当国覚書」は次のように記している。

一寛文五年に小国谷中 笹生久兵衛殿へ、小国若山村清右エ門と申者、連判大将ニ而出入品々目安さし上申ニ付而、御奉行衆御会所へ御寄合、御裁許之上笹生役人小国ニ罷有取扱いたし、清右衛門（横沢）、四郎右衛門（塩川）ト申下代官、法度ニ相究添川村吉ヶ沢ニ而御仕置ニ罷成候、依之久兵衛殿ハ御会所御屋敷之北隣、栃本角左衛門殿私宅へ御詰終日御座候共、役人ニ而埒明久兵衛殿ハ御裁許へハ御出不被成候由、さて栃本角左衛門殿ハ渡部久左エ門殿（代官）賀、久兵衛殿ニハ姪賀ニ御座候故、如此ノ筈と申事

当時はたとえ訴えられた武士の方に不正があっても、訴人となった農民たちは極刑に処せられる掟であった。それにもかかわらず役人の苛政に堪えられず、敢えて目安ももって訴えなければならなかったことは、如何に権力を楯にして、住民を全く意のままに苦しめていたかが想像される。こうした事件は全国的にも多く見られるが、村役人層も被支配者側に立っていたのは、後期などとは違いこの時期の特色であった。当時の村役人層である大農経営者は、後の所謂寄生地主的性格とは違い、その立場は生産者と同じであった。指導者については犠牲者となるため、義民として称えられ追慕され、後世まで庶民の心の中に生きつづけ、語りつがれながら、早くから劇化されて全国的に有名になったものもある。

寛永十年（一六三三）十月出羽国村山郡白岩領の農民たちが、領主酒井長門守忠重の苛政に堪えかねて、幕府に訴え出たため、主謀の数人が極刑の末、事件が落着いたことがあった。白岩領は鶴岡の酒井の分家の所領であった。

「出羽国村山郡白岩八千石惣百姓名主乍恐棒御目安之事」の書出しで、

出羽国村山郡白岩八千石

惣 名 主

寛永十年十月

惣 百 姓

謹上御奉行所様

で終わる「白岩状」というものが、この地方にも数冊（写）見られる。これは他領のことではあるが、封建領主の下での苦しきから、自領他領の域を越えて、犠牲者の英雄的は行為を渴仰し、共に精神の慰めを求めた領民の気持ちであったろう。

幸い当地では領主や代官の目にあまる苛政はなかったらしく、当時の伝えはない。又、代官にとっても住民との決定的な離反は、保身策として絶対に避けるべきであった。次の資料は下代のものであるが事情は同じで、

天罰起請文之事

一 地下人对百姓二少茂非分私かましき儀申かけましき事

一 御年貢御所納之時分、手前の借シ物ニ指引、百生前未進ニ仕間敷事

一 御公儀御買物ニ取済、自分之買物仕ましき事

一 自分之手作田畠等ニ百姓頼遣申間敷事

一 禮儀そくたくこめて候て、百姓之臈肩仕ましき事

右条々偽於申上者

上梵天帝釈四天王下堅牢地神王城鎮守稻荷祇園加茂下上熟田大明神天滿大自在天神摠而日本六十余洲大小神祇八幡大菩薩天罰冥
罰各罷蒙弓矢冥加永捨黑白癩受二病於末世可致隨在阿鼻無間者也
仍起請文如件

寛永廿年

十一月廿一日

寺嶋 喜左衛門下代

寺嶋 藤右衛門 加藤 覺右衛門 青木 吉左衛門

大志田 彦右工門 藏 甚兵衛 矢内 藤右衛門

太田 九助 須貝 茂右衛門 石井 多兵衛

渡辺 久左衛門下代

大 西 雅樂助 鈴木 茂右衛門 黒田 加右衛門

鈴木 十左衛門下代

大 竹 久三郎 佐藤 茂右衛門

角 善左衛門下代

鈴木 七右衛門 横山 喜右衛門

舟山 吉十郎下代

渡辺 与次右衛門 高橋 惣兵衛

鈴木 左門下代

片瀬 玖右衛門 遠藤 新兵衛

小熊庄 右衛門下代

青木 一郎兵衛

小島次 左衛門下代

平田 七兵衛 卯月 助左衛門

近藤五郎左衛門殿

来次 左 近殿

右八十一月廿九日ニ、右様へ御上候^而、無止廿八日ノひるまへニのぼせ候へ由、又人御こし候^而、助左衛門ニ町ノ者一人さしそへ、廿七日ノ夜通し越申候事（青木家文書「於新砥萬覚」）

近藤・来次は時の郡代職である。起請文は神仏に誓約するもので、異状な緊張感を我々にも与えるものがある。そして職務に忠実に、各代官とも競いあつたことは、次の資料によつて明瞭である。

角善左衛門分

一伊佐沢村下代長右衛門無事ニ相濟候由、百姓小左エ門次右エ門彦作三人籠舎、^并肝煎彦右エ門市右エ門ハ式百匁宛御過料候事

小熊庄右衛門分

一黒沢村仲人主殿繩付、きも入彦右衛門惣右エ門過銀被仰付由事

大河原分

一下長井ノ次ニや代も無事代官所ハ相濟・文珠寺之百生四、五人籠舎候由事

一中津川伊藤善兵衛無事、百生老人白川村与五右エ門なわ付候由事（青

木家文書「於新砥萬覚」）

と同僚の成績動向が記されている。

代官寺嶋喜左衛門の在職は慶長年間から寛文四年（一六六四）迄の、五十余年にも及んでいて、直接の扱いは、鮎貝・箕和田・高岡・深山・黒鴨・枳窪・下山・佐野原・大瀬・中山・萩野・滝野・石那田・畔藤の一四ヶ村であつたようだが、徴税以外では馬場・菖蒲・十王・広野と共に、



第9図：於新砥萬覚（青木家文書）

一八ヶ村が扱下となっている。しかし青苧・紅花・真綿の生産物は彼が一手に扱うものであっただけに、全くこの地方とは関係がふかい。承応三年（一六五四）から青苧の出荷は、領内で五三〇駄と決定したのは、寺嶋代官の進言によると言われるが、それも主産地であった地方を、久しく支配していたことが、大きな原因であったと思われる。

八代官制も、長くは続かなかつた。二年後の慶安二年（一六四九）には須田九郎左衛門が改易、さらに万治二年（一六五九）には大河原忠左衛門が改易、共に支配管轄下の年貢未進の責任からであった。そして又、寛文元年（一六六二）には渡辺次右エ門が、郡代へ昇格して五人となり、其の後も変動があつて、ついには四人制代官へと移行する。

下使青木 寺嶋代官は、白鷹町の中で一四ヶ村の直接管轄と、間接の四ヶ村を合わせて一八ヶ村の行政を担当したほか、青苧・**吉左衛門** 紅花・真綿等の収納は、当地の全域に亘つての支配であつたことは、すでに述べた通りである。その代官の職務を現地に駐在して、実際の任務を果したのが、下代官であり下使として、荒砥に常駐していた青木吉左衛門である。青木吉左衛門は長井市の草岡の出身であるという（同家記録）。

庄内新路案内仕二付^而、役儀用捨之書付、春日右衛門方被出候、今以其通二候間、如先代之役儀等令免許者也

慶安四年十月十二日

朝岡判
来次同

二郎右衛門（草岡村）

與三右衛門

甚右衛門

平内 此四人ハ志駄義秀退却ノ節山中ノ案内者也（『旧県史』卷一）

これは上杉文書の「寄合帳」にあるものだが、四名の内の與三右衛門家が、青木家の実家であるという。没年は寛文十年（一六七〇）であるけれども（同家過去帳）、年令が示されていないので、生年はわからない。当時の隷農主的地主の二、三男であつたと思われるが、才能を買われて寺嶋代官に仕えたものらしい。それはいつの頃であつたか分らないが、同家が伝える紙背文書に、寛永初年のものがあり、いずれその前後と考えられる。役宅は当家の資料からして、荒砥城内にあつたと思われるが、寺嶋代官が失脚する寛文四年（一

六六四)まで続けられる。二代は忠兵衛で父子ともに下使の任に当っており、忠兵衛の初見は寛永十七年(一六四〇)年であり、天和三年(一六八三)に亡くなっている。父吉左衛門が隠居となるものか、子忠兵衛だけが関係書類に署名されるのは、明暦元年(一六五五)からのようである。

代官下使の役宅た荒砥城内の一部にあつたと考えられる理由は、彼等親子の手によって作成され、現存する諸帳簿類のほとんどが、「荒砥ニ而」或いは「荒砥において」と記されていることによる。二人か三人の用務員のな者が配下として存在していたことが、青木家文書によつて知られ、同僚的存在として、長井市附近担当の大志田彦右衛門、それに石那田村肝煎山口掃部が、常に同列に連署している。

(写留)

一我等所生之田やニ置候、名子孫市と申者、身上不成ニ付而、貴殿ニ被指置候由、此方ニいつれニも申分無之候、其身だらくさうニ

見へ候斗^{ばかり}ニ候へとも、かせき八人ニおとり申間敷候由申候、書付こし候へ由ニ候而如此候、い上

寛十九年

青木 吉左衛門
米澤ニ被居候て

十一月九日

又申候、年きニ被置候由尤候、書物ニ猶以入念可有候、い上

同 忠兵衛判

いか川村

万五郎殿へ(青木家文書「於新砥萬覚」)

史料が示すように、同家には田屋百姓を置く程の耕地を有していたことが分る。田屋というのは、不在地主の土地を耕作するために設けたもので、これに従事するのが田屋百姓であるが、この史料に見る限り、身分としては隷属性の濃いものではなく、住居(田屋)こそ自分所有でなくとも、ある程度の独立性を持っていて、「身上成らず」になつたものと思う。自分の田屋百姓が他に身売りするに当つて、青木親子が異存のないことを、当人の労働力を評価して保証した一文である。

下使から見た代官は、「旦那」として位置付けられる。青木家の主、代官寺嶋喜左衛門は、寛文四年(一六六四)に米沢の二ヶ寺が

紛争を起し、そのうちの西蓮寺が逐電した時、寺嶋代官の預りであったために、責任を問われて失脚の憂目を見るが、その時点で下使たちも当然職を失った。青木吉左衛門父子は前記田屋のある村に、帰農しなければならなかったであろう。青木家は現在、広野地区に続いており、田屋も同地区にあったものと考えられる。

下使、下代、下代官と言われた下級吏僚は、郡代や奉行からは前記のように、起請文の提出を求められ、所属の代官からも種々強い規制を受けていたが、

其元火の用心堅く可被致候、大事之御蔵やしき^ニ候間、油断あるましく候、恐惶謹言（寛永廿年卯月五日）

「其元十八ヶ村田地畠共^ニ少も荒不申様^ニ、又々きも入百生^ニ急度可申付候事（寛永廿年四月廿五日）」

などであり、両通とも最後に、

月 日 喜左衛門

山口 掃部殿

彦右衛門殿

吉左衛門殿

とあるのを見る。尤もこれらは略式のものに違いないが、名前のみであるのは、簡略に写し取ったものと解釈される。初めの山口掃部なるものは、「最上陣」参陣の家であり、一〇〇石の知行地を与えられている免許郷土であるが、後には正式の武士として仕官する。当時は、村肝煎を兼ねていた。彦右衛門、吉左衛門は代官下仕である。この例はいくつもあって、「上野善左衛門死去二付而萬改申帳」の帳尾にも、吉左衛門と名前だけの署名捺印があるところを見ると、武士としての身分は低かったと思われる。

代官扱下の現地に常駐して、徴税のことは勿論、民政の多岐にわたる事務と、畑地特産物の収納までの仕事量は、相当量のものであったに違いない。それに主人である寺嶋代官の私用、例えば当地方特産の和紙や、川魚の鱒、かわざい等の購入依頼も度々あった。それら公私の収入支出は年度切りに、代官に報告しなければならぬ。又、扱下住民の紛争に介入し調停の際は、誓約書を取って置き、丹念に保存し綴り合せて残した。それらの中に、次のものがある。

寛拾九分萬金銀請取拂帳



第10図：算用帳（青木修省氏蔵）

以上の外にも二、三点吉左衛門父子の手に成るものがあるが、最も当地に關係の深いのは、右の一七部である。金銀請取払帳、算用帳の内容は、各年度の收支報告書の体制で、数字の多いものであるけれども、收支の項目に説明の文章もあり、当時の收納關係は勿論、いろいろな世情もうかがえ、まことに貴重な資料と云わざるを得ない。「於荒砥萬覚」は寛永十四年から、慶安三年までの十三年に亘

- 寛廿分 金銀 高物成納帳
- 寛廿一分 新砥之内鮎貝共二 高物成納帳
拾四ヶ村御年貢方
- 正保貳年分萬金銀請取拂算用帳
- 正保三年分諸所江青苧御買銀並 渡帳
買米初真綿足輕御扶持米銀算用
- 慶元分萬金銀算用帳
- 慶二種分金銀算用帳
- 慶安四年分公私金算用帳
- 承応元分萬金銀請取拂算用帳
- 明元分金銀納拂算用帳
- 明貳分萬金銀納拂算用帳
- 万治三年分 紅花割出之覚
御買綿割帳
- 万三分御年貢萬銀方紵拵帳
- 寛文三年分萬銀方御算用帳
- 於新砥萬覚

つて、扱下に起きた様々な事件の筆録や、当事者の署名捺印のある誓約書などを集めたもので、量は七〇〇頁にも及び、その中には、

一 六月十九日ノ夜二入、雨ふりはじめ候事（寛永廿一年）

一 慶安元春五月四日ヨリ端午迄、雨風つよく青苧殊ノ外吹いたため候、同八日九日風一通つよくふき、弥青苧そんじ百性迷惑ノ由申来候、則此旨米沢へ九日ニ申上ル

などのように、軽い意味のものも二、三はあるが、祖先達の生活の苦しみが、少しの虚飾もなく書かれているものである。

これらの文書は保存もよく同家に伝えられていて、明治十年代に、十王村が入会山事件で、隣村と裁判で争った時、一度だけ、寺嶋喜左衛門代官の実在を証明するため法廷に披露されたことがあるのみで、存在が知られていなかったものである。

今から三〇〇年以上遡った文書資料は、当町にあつては非常に珍しく、量・質ともに存在価値は大きい。なお「於荒砥萬覚」の表題についてであるが、表紙の下部が切れており、そこに「書」の一部が見え、「於荒砥萬覚書」であつたと思う。然し内容は所謂覚書的なものではない。

昭和四十九年三月から四月にかけて、山形県の県史編纂室では、前記青木家文書の十六冊全部を、マイクロフィルムに収めたが、同文書は稀有であり、又、真に貴重な存在であると念を押された。現在歴大な上杉家の文書は米沢市立図書館にあつて、研究者の便をはかっているけれども、その文書は支配末端を、特に上杉領前期を理解し得る史料に乏しいと言われている。青木家文書はその空白部分を埋め得る史料として、実に得がたいものである。一村切りの肝煎文書とは違い、その立場は権力側にあつたとしても、個人を越えているのが特色といえよう。

次に、代官寺嶋喜左衛門下使青木吉左衛門父子が、同家のもの以外に見えるのを掲げる。まず正保二年（一六四五）の上杉家の正記録である「寄合帳」（上杉家文書）に、荒砥代官青木吉左衛門の名がある。このことは後に「郷土の切支丹」の項で触れるが、荒砥代官というのは、小代官というのであるのか、兎に角正記録だけに疑問のあるところである。又、現在の諏訪堰の発祥を綴った「浅立廣野用水堰由来記」に、青木忠兵衛が登場する。諏訪堰の始まりが何年かは不明とは言え、寛永期以前であることはたしかであるから、父吉左衛門ならともかく、子忠兵衛は誤伝であろう。もう一つ、慶安二年（一六四五）に十王村塩田の後藤九右エ門が、滝野村地内に所持している田地について紛争があつた際、「地堺に出入の出候ニ付青木忠兵衛殿此出入御もらひ御済被成」、その結果この田地は滝野竜徳寺に寄進されたことが、大蔵寺文書として『滝野誌』に載せてある。

一般に下長井代官として青茅や漆の実などの統制物に、しばしば登場する寺嶋喜左衛門について補筆して置きたい。青木家文書に、次のものがある。

雪山寒空 慶長十九年

寺嶋与左エ門殿 此間十五年

正奄寿永 寛永十六年三月廿四日

同性 喜左エ門殿

孤月清閑 慶安二年 七月廿四日

同性 与左衛門殿 明暦二年

同 喜左衛門殿

園誉宗 貞享三年 四月 九日

寛六此間十三年

梅林春公 寛永十八年正月十六日

これは寺嶋の牌名と没年であると思われる、下使の関係にあった青木父子の留書であろう。

(1) 肝煎と与頭

村役人 上杉時代の全期を通じて、村々の首長は「肝煎」と呼ばれている。前記における補佐役の名は、「与頭」（くみが

しら）と呼ばれており、員数は村の規模によるが、四、五人を数える。これが五人与の長であるのかは不明である。この村方役人は住民からの推挙の上、代官から任命委嘱を受けたものと思う。資格は、勿論村在住の者で家格と財産と才能が条件であったと考えられるが、家格と財産だけの条件でも可能であったろう。このことは世襲が多くあったことから、推察を容易にするものである。

村方役人として肝煎の性格は、村の首長であると同時に、領主の権力機構の末端という性格が強かった。与頭の方は後期にあらわれるところの、長百姓（平百姓の代表）と同じであったのか、分明的な点もあるが、兎も角肝煎と共に重大な責任を負わされていたことは、史料によって明らかである。

第13表 各村肝煎

浅立	広野	畔藤	石那田	馬場	十王	滝野	萩野	中山	大瀬	佐野原	下山	正夫	高岡	栃窪	黒鴨	深山	箕和田	鮎貝	山口	田尻	横越	浅立	松野			
二郎右衛門	清右衛門	市右衛門	二郎左衛門	山口掃部	九右衛門	甚内	与兵衛	三左衛門	九左衛門	八郎右衛門	与作	九左衛門	文太郎	七右衛門	久三郎	新蔵	太郎右衛門	与五左衛門	久兵衛	長三郎	五郎兵衛	善太郎	長兵衛	与五郎	次左衛門	精右衛門

(青木家文書「正保三年分諸所江青苧御買銀御買米初真綿足輕扶持米銀萬算用帳」)

肝煎というものが職名として見えるのは、蒲生氏時代からと云われ、移封の際の文書にあるが、当時の各村ともに明らかにする史料はない。元和八年滝野村山買証文は、すでに見た通りであるが、署名者は肝煎その他の役職名を付けていない。これが寛永の末ごろになれば、青木家文書などから肝煎職の存在を明らかにすることが出来る。然し当町の全部の村に亘るものは、正保三年(一六四六)あたりのものになる。

第13表が示すように、一村一肝煎ではないのは、村の大小規模によるものである。このうち肝煎三名の十王村は、同年帳を見る限り、青苧の生産が特に大きいためのもと思われ、寛永十七年、同廿一年にも、善左エ門、助左衛門、源左エ門の三名になっている。尚、鮎貝や蚕桑地区にも大村があり、田尻村などは明暦三年(一六五七)には明らかに複数になっており、この帳は青苧の収納を主にしているため、生産量の少ない村は一名だけでしたとも考えられる。ここに一村が協議の上、肝煎二名の扱いにした史料を挙げる。

馬場村 九右エ門[㊦]

今度惣村相談ニ ^而村を分申ニ付^而諸役儀共ニ相定申覚 甚内[㊦]

本間 一七間三分 九右エ門下

一拾五間ノ内一七間七分 甚内分

附益間 一拾間七分八リン 甚内分

一貳拾壹間之内 一拾間貳分貳リン 九右工門

地足輕 一貳人九分貳リン六毛 甚内分

一五人七分之内 一貳人七分貳七厘四毛 九右工衛門分

一貳把半ハ 甚内分

一御買綿五把ノ内 一貳把半 九右工門

花手本分 一五拾壹匁三分 甚内分

一百匁ノ内 一四拾八匁七分 九右工門

以上

右通ニ御座候、右やくハ等分ニ可仕候、九郎右衛門御役儀ハ御藏物成掛、御公儀御役儀ハ右通相定申所實正也、為後日仍如件

正保貳年酉ノ霜月廿九日

右ノ外

一境論など他郷と御座候者、両方共ニ談合可仕候、其上曲事出来候ハ、番以下ハ跡々のことく、村可為同一族 以上

馬場村九右衛門殿参（人名一四名略）

右同御給人衆相定申覚

一佐野吉兵衛殿分ハ一所ニ我等ふれ下ニ而、物成役儀共ニ、但糠わら小役共ニ被入可申候、其外御給人御やくきハ等分ニ割符仕、

貴殿触下へ我等ふれ下 入可申候、貴殿ふれ下ふるゑり申共、互ニ役儀入御等分ニ入可申候、為後日仍如件

きも入

正保貳酉年霜月廿九日

甚内

はゞ村

九右エ門殿へ（青木家文書「薪砥萬覚」）

これについて下代官青木吉左衛門は、馬場村扱代官須田と寺嶋代官に、内意を得る迄もないので、村相談にしてその結果を報告するだけにとどめている。なお当時の馬場村の石高は、寛永十四年検地の際、一六六七石五斗四升であり、甚内は荒砥上町に住むもの、九右エ門は貝生でもあろう。

肝煎職は、世襲も存在したことは先に述べたが、代₁₃表の時点（正保三年）の五、六年以前、また以後とも多少の違いはある。それは「在々有来肝煎たり共、わたくしをかまへ公儀を不知、いたつらものならば、其のやくを召はなち、心持よきものを引付」の直江山城守兼統の達しの通り、権力側の一存によって、容易に解任される者もあつたのである。

肝煎の職務内容は、奉行郡代最高職の決定したものが代官に下り、それから村方役人に達せられるものであるが、徴税を始め、民政一般であつて、その姿勢も代官・下代と変るものではなかつた。その例として、奉行、郡代からの代官への達しの条々や掟の中から、いくつかを挙げて、肝煎の性格を具体的に理解したい。

紅花青芋有之村請状之写（抄）

一青芋他国へ通し申儀、毎年の御法度被仰付候へ共、尚以壹把成共通間敷候由、堅被仰付候、村中無残可申付候、少成ともうり通申由被及聞召候ハ、当人ノ儀_者不及申ニ、肝煎五人組共御成敗可被成候、其時一匁之御うらミ申上間敷候、殊ニ誓詞を以申上候間、弥違背申ましく候事

一田畠少成共あらし申間敷候、もし荒シ申者御さ候_者御年貢米銀共ニ、是又村中速ニ御蔵納可申上候、御給人御借物御年貢御蔵分共ニ少も無沙汰申上ましく候事

一当年被仰付候村中の内作をも不仕、商をも不致、無左_{むざ}と罷有諸勝負の遊、不入公事を取持候もの御座候_者、御注進可申上候、若見のがし聞のかしさやうなる者悪事仕出候_者、一村中共ニ曲事ニ可仰付候事

右条々巨細ニ被仰付候承届候間、一村中なこまわき水呑其外上下共ニ、無残具ニ可申付候事、假初之御法度道成共、被仰付候儀ハ、大切と存一村中慥ニ申付へきよし百姓ためと申、堅相守可申候 仍如件

寛永十七年

六月十四日

何も村中黒印

寺嶋喜左衛門殿

条々(抄)

一前々作来る田嶋少も荒し候ハは、当人之儀ハ不及申、一在所の肝煎与頭可為曲事、殊前々田嶋の所をあらし、たはこ作事堅停止候事

一前々のことく惣請に致仰付候間、百姓欠落不仕やうに致すへし、自然欠落之者あらは其者之田嶋、御年貢蠟うるし青苧紅花以下によらず、諸役儀共ニ其村中急度可相勤事

一智娶之ゑんたんハ不及申、養子以下の契約也とも、所の肝煎地主等にたしかに申届、以来申分無之様に可仕、わか儘に取引いたすましく候、祝儀さため之酒代跡々のことく、廿匁たるへき事

右條々可相守、若違背之者有之候者可処嚴科也、仍如件

寛永十八年六月二日

来次印

近藤印

寺嶋喜左衛門殿

前者は肝煎百姓から代官へ、後者は郡代から代官へ差し出したものである。文中「肝煎五人組とも御成敗成さるべく」、「一村中共に曲事ニ仰つくべく候」、「肝煎与頭曲事たるべし」、「前々のことく惣請に致し仰付け」等によって、村方役人たる肝煎の苦しい立場を偲ばせるものがある。尚、「惣請」と言うのは、年貢外の生産物の収納も個人的なものでなく、一村の請負というもので、肝煎、与頭の責任がいよいよ重大であることがわかる。

(2)責任、義務、権威

これまで見たところによると、村役人肝煎、与頭らは、一応権力の座にあるとは言え、常に上位の権力者と住民の間に立たせられ、義務と責任だけを負った存在に見える。平身低頭にも似た奉仕ぶりは、何を意味しているのか。そのほかに年貢をおさめては「わたくし儀致候ハ、肝煎五人頭共ニ、如何様にも」、また青苧の代銀を受取つても「私曲仕候へ者如何様ニも曲事ニ可仰付候」と、低姿勢で

ある。

肝煎は、当然のことながら役料があつた。まず村民が支払うのは、壺人（壺軒）銀壺匁ずつという記録（青木家文書「於新砥万覚」寛永二十年栴窪村）が見え、任命している領主側でも、免税があり、労力負担を大きく免除していたとされているが内容は明らかでない。然し、明暦三年（一六五七）の税制改革の時は、肝煎の免税額が一軒分の物成三二石であるから、免の高下にもよるが耕地七、八町歩の年貢高にもなり、驚く程のものであつたと言われる。このような役料があつたからこそ、上位の権力に対しては、専ら低姿勢を保ちながら保身策として、「如何様にも曲事ニ可仰付候」と、誓約しているものである。一方農民に対しては、どのような権威をもち、又、示していたものか、それを具体的に表現している史料は少ない。けれども、彼等は、元来旧在家主の流れであつたり、帰農武士のたぐいである限り、権威権力の大きな所有者であつたに違いない。前に見た聳・嫁や養子の縁談さえ諾否権を持つていたことを思えば、殊更説明をまつものではない。

第一〇表によつて見る限り、肝煎の中で姓を名乗るのは、石那田村の山口掃部だけであるが、この外中山村の大滝九左エ門、広野村の新野清右エ門らは、屢々史料にあらわれ、これらの外にも数名のものはその特権を持つものがあり、どこ迄も一般農民とは隔絶した意識をもつた存在であつたに違いない。

権力の具現者としての肝煎、与頭らは、上位権力の都合や一存によつて廃され、又、自らの都合によつてその立場から離されることがあるのは当然であつたが、事例としてそのいくつかを、青木家文書から抜いてみる。

判 □

一ミのわた村きも入五郎右エ門相果申候間、其子五右エ門番代ニ候へとも、須田九郎左衛門殿ニ身をうり居申内、五右エ門いもうと聳長作此判□ニ而、萬事御公儀内儀共ニ、加判仕申候、以上

寛永十六

きも入 五右エ門

閏十一月廿七日

ミのわた付

吉左エ門殿

番代 長 作

これが初めに見え、寛永二十一年（一六四四）には正夫村（菖蒲）の肝煎佐吉が、これまた年貢未進によつて、須田代官から取りつゝぶされている。ところが正夫村では後任について、小村でもあり適任を得ることが出来ず、馬場村肝煎甚内を依頼した結果、甚内は息子新蔵を正夫村に住まわせて肝煎を勤めさせた。次に正保三年（一六四六）萩野村肝煎与作が親類の者に不届ものがおり、又病身でもあつたので召放ちとなり、後任には村中吟味の上、弟忠四郎を推選して結末をみたことがある。慶安元年（一六四八）三山村（深山）では、肝煎長三郎が「御公儀ニ重々不届仕ニ付^而役被召放候、就之与頭之内まわり肝煎ニ被仰渡」として、肝煎の順番制を命じられ、与頭五名の連署誓約書を、寺嶋代官に提出している。

(3) 小 走

さきに「邑鑑」のところで、小走の名が出て来たが、これは当時の村方役人であると、一般言われている通りに解釈して来た。降つて寛永末年からの青木家文書には、見ることは出来ないものである。然し寛永検地帳の名請人に、小走と明記されているから、当時は勿論、よほど後年まで存在しておつたことは、史料によつて判明しても、性格や内容を明確に示すものはなく、理解に苦しむものだが、諏訪文書「御当国覚書」から、一端を窺い知ることにする。

一 浅立村鎮守諏訪之宮、立替ハ天和年中（一六八一〜一六八三）、但シ道せまく候^而祭禮之節ミせを打候へハ、御参詣之者通用不自由ニ付^而、其節ハ伊左エ門肝煎相勤候ニ付^而、村方へ相談いたし道ノ南方小走田地之内、道ニ切添広ク罷成候、依之小走分不足ニ付^而、其分米ニ直し其節年々小走ニ出ス、さて又小走分一式之田地御所納ハ、新帳面高二小走免三匁宛相かけ、当村ふへ免ニ式ツ五分三リンノ御所納百性中仕候、但シ三匁ノ小走免米銀ハ自ラ過シ申ニ付^而、其分ハきも入所納ニ罷成ル、さて又肝煎手前ニ^而小走分御所納出方さし引、過上之分ハ年々米銀共ニ、小走手前へ出シ来候事

このように小走には、百姓中で村から役料を出していたことがわかる。検地帳のような公簿に載せてあり、代官の任命によるものらしく、重要なものであつたに違いない。然し、これだけで村方役人の一員と断定するには、早急の感がある。当時の史料のうち、御請状のたぐいには、文中にかならず肝煎、与頭のみがあり、署名の場合も同様である。小走が田畑の売買証文にもあらわれないのは、村役人としての指導的性格を持つものではなく、用字が示すように専ら用務員的な存在、性格ではなかつたかと考えられる。

(前略)

右之通算用相究銀子請取申所実正也、少も相違^著仕直し可申由相心得申候、百姓前尚以無相違指引銀子とらせ可申候、若又私曲之儀御座候^著、肝煎長百姓曲事ニ可被仰付候、仍如件

(青木家文書)

これは正保三年(一六四六)霜月十七日に、青苧売り代の受取として、現長井市生僧糟林の者が、寺嶋代官に宛てたものである。文中「長百姓」とあるが、当時のものとしては全く珍らしい。これが普通の与頭にあたるものか、或いは当時は未だ村役人の職名が、村によつて違うことがあり、固定化以前であつたとも理解する外あるまい。

6 寛永惣検地と郷土

寛永の 上杉氏がこの地方を領有してから四〇年ほど経って、初めて惣検地を実施している。いわゆる寛永の惣検地で、十四のお竿」と称されており、残存する検地帳の奥書、其の他の根本史料によっても明らかである。しかし、上杉氏が発令した検地条目が十五年六月であり、十四年実施は当地方に限られると見られ、二〇年後に作成された「明曆新帳」にも、十五年と誤記されているのも見え、又浅立の「御当国覚書」にも十五年とあるなど、いよいよ十五年説に傾むいたものである。まず十五年発令の検地条目は、次のようなものである。

- 一、焼畑ハ鋤目入候者竿あてへし、鋤目無之ハ不可打事
- 一、開地之儀ハ証文次第たるべし、其上各之眼力次第本田ニ可成事
- 一、去年より御検地儀在々共存候^而、田を畠に致たる処も可有之候、畑も荒し草深き所も可有之候、其穿鑿可有之事（『米澤市史』）

以上の条目は前年に、当地方と伊達、信夫両群の実施により、その経験によつて学んだ上での厳しい意図のあらわれであった、とも考えられる。条目では又、「一、屋敷之外たはこ作処ハ、皆為刈可被申候」とあつて、本畑への煙草作付を禁じて、専ら年貢徴収の確保に心していた姿を、端的に示している。

検地の作業目的は、一筆毎の耕地面積を丈量し、善悪の品等から基準を求めて、村、農民の年貢高を完全に把握することにあり、新開きの耕地、特に隠し田畑の摘発を厳にするなど、その利害関係は農民側にとつて、全くの対立的立場にあつた。

上杉氏が越後から移つて来た際、蒲生時代の文禄三年検地帳が年貢徴収の基準になつたと考えられるが、新田畑については随時検地が実施されていたことは、現存する検地帳にも、元五開キ、寛二開キと特記されていることによつて明らかである。又、慶安元年寺嶋代官下使が、深山村に渡した数多くの簿冊の中に、「元和四年青芋検地帳」、「寛式御検地帳」、「寛七秋中漆かぞへ」が記されており、これら検地の存在を証明している。然し、寛十四は惣検地である。そのためこの検地帳は、長い期間村で実際に利用された上、その後の検地帳の基本となつていたものである。

検地の丈量は六尺五寸竿の平方を一步として、一反は三〇〇歩である。石盛は上田一五斗、中田一三斗、下田一一斗上畑一〇斗、中

畑七・五斗、下畑五斗で、屋敷は上畑と同じ一〇斗であった。これらは全く蒲生氏の文禄三年検地そのままの踏襲であるが、太閤検地の六尺三斗竿が、ここでも採用されていないのは、村々の有力農民への配慮が、少しくあるためのものであろう。十五年検地の奉行として窪田伝左衛門・吉見次右衛門兩名が任命されたが、十四年実施の当地方へは、町田作左衛門・丸田図書の兩名が、検地大横目として出張監督している。検地の作業は数班に分かれたと考えられるが、時期については、資料の上で八月〜九月となっている。「五六千石之所を検地仕候て十五日はかゝり可申」と「寄合帳」にあるが、畔藤村では三五日を費やしており、それでも五、八七〇筆あるから、一日平均一六七筆と言うことになる。この数字は甚だ能率的と見られるが、寛永二年検地のものなどは、ある程度手を抜いたと考えられるふしもある。

寛十四検地後の寛永十六年十二月、寺嶋代官下使青木吉左衛門は、「於新砥萬覚」の中に、扱村の検地結果を次のように記している。
一寛十四秋中御検地被成置、附益物成高目録十七本新戸通被出候間、日月は寛十六極月十五日、都而十五日またしきも入衆へ渡申候

此差引清帳ハ別而仕置候而、跡の当座覚ニ如此留置候事

ふへ 一高千貳百六石五斗八升六合 中山村

右物成 貳百六十石六斗貳升三合 貳ツ壺分六リン

〃 一高三百六十石八斗貳升三合 大瀬村

右物成 四十八石三斗五升 一ツ三分四リン成

〃 一高千百六拾四石七斗貳升七合 萩野村

右物成 貳百九石六斗五升一合 一ツ八分成

〃 一高百八拾七石九斗七合 佐野原村

右物成 四拾石貳升四合 貳ツ壺分三リン

〃 一高千五百四拾石六斗九升四合 鮎貝村

右物成 八百九拾九石四斗六合 三ツ五分四リン

〃 一高貳百八拾五石三斗一升六合 下山村

右物成 百拾四石壺斗貳升六合 四ツ成

〃 一三百九十石貳斗貳升五合 菖蒲村

右物成 八十三石四斗九升一合 貳ツ七分

〃 一高千六拾五石四升四合 石那田村

右物成 四百六拾一石壹斗六升四合 四ツ三分三リン

〃 一高千六百六拾七石五斗四升 馬場村

右物成 五百七拾八石六斗三升六合 三ツ六分四リン

ふへ 一高千九百九拾五石七斗貳升四合 十王村

右物成 七百貳拾八石四斗三升九合 三ツ六分五リン

右ハ三ツ六分八リンニ御物成さし引ニ而引ル

ふへ 一高八百六拾七石九斗四升貳合 滝野村

右物成 貳百五拾一石七斗三合 貳ツ九分

ふへ 一高貳千八百八拾三石一斗六合 畔藤村

右物成 千貳百卅九石七斗三升五合 四ツ三分

ふへ 一高六百七拾九石六斗一升九合 広野村

右物成 百六拾壹石七斗四升九合 貳ツ三分八リン

ふへ 一高八百八拾三石三斗九升貳合 高岡村

右物成 貳百六十石六斗 貳ツ九分五リン

ふへ 一高六百六拾六成石六斗三升五合 三山村

右物成 百四拾六石六斗六升 貳ツ貳分

ふへ 一高三百八拾五石貳斗九升六合 黒鴨村

右物成 五拾石八升八合 壹ツ三分

ふへ 一高貳百五拾七石五斗五升九合 栃窪村

右物成 卅貳石四斗五升貳合 壹ツ貳分六リン

ふへ 一高三百貳拾石九斗五升四合

箕和田村

右物成 四拾石四斗四升

壺ツ貳分六リン

現在の白鷹町には、近世の村が二三あったが、その全部でないのは惜しいけれども、村高と免成も記載されているので、全文を掲げた。然しこの村高の数字は、現在残っている検地帳とは、少しずつの違いがある。これは疑問となることだが、思うにこの寛永惣検地は大事業であったにちがいない、現場の作業が終了しても、その野帳を整理して、一村の検地帳を作成することは、容易なことではなかった。現存する畔藤村検地帳と萩野村検地帳の奥書後尾には、寛永一六年十一月に、庄田伝右衛門・吉見次右衛門の記名がある。ともかく寛永検地帳の作成が完了し、村々に渡されたのは、検地の作業後三年ほど経過してからであったと考えられ、前記の史料はその途中のものとするれば、数字の誤りもうなづけるものである。

第14表 邑鑑・寛永検地比較

村名	邑鑑高	村免	寛永検地高	村免
鮎貝	一、五八三・二六〇	三・三〇	一、五四〇・六九四	三・五四
箕和田	二二七・一四〇	二・六〇	三二〇・九五四	一・二六
三山	三一一・八二〇	三・一〇	六六六・六三五	二・二〇
黒鴨	一〇六・七〇〇	二・八〇	三八五・二九六	一・三〇
枳窪	九三・七〇〇	二・三〇	二五七・五五九	一・二六
高岡	四三五・六八〇	三・五〇	八八三・三九二	二・九五
菖蒲	二七一・七一〇	二・〇〇	三〇九・二二五	二・七〇
下山	二二七・七六〇	三・四〇	二八五・三一六	四・〇〇
佐野原	八五・四八〇	二・八〇	一八七・九〇七	二・一三
大瀬	一三〇・一一〇	二・三〇	三六〇・八二三	一・三四
中山	四五四・八四〇	三・五〇	一、二〇六・五八六	二・一六
萩野	三〇〇・二五〇	三・九〇	一、一六四・七二七	一・八〇
滝野	三七六・八九〇	三・九〇	八六七・九四二	二・九〇
十王	一、一一八・五六〇	三・六〇	一、九九五・七二四	三・六五
馬場	一、〇三八・六三〇	三・四〇	一、六六七・七五四	三・四七
石那田	九七六・四五〇	三・四〇	一、〇六五・〇四四	四・三三
畔藤	一、七三一・四三〇	四・三〇	二、八八三・一〇六	四・三〇
広野			六七九・六一九	二・三八

「邑鑑」の村高数字、および免成の税率を併記したのが第14表である。尤も、この表による数字の比較によって、検地条目に見るような苛酷な態度を追及する意図は、寛永二年や随時の検地を考慮に入れるとき、必ずしも当を得ていないことは承知している。しかし両者の差が二倍、三倍もある村があり、最高の伸びは萩野村の四倍で、領主財政収入の増強をはかるための真意が、如実に表現されたものと見られる。ただ鮎貝村では見る通りの減少であり、いかに解釈すべきであろうか。免については、山村地帯が相当大巾に減っているのが特徴である。

惣検地が完了した結果、置賜郡一八万石、伊達・信夫郡一二万石の上杉三〇万石の所領は、
 実質

一、高三〇五、一三八石六四二合 長井郡

寛十五検地高

一、高二二二、〇九四石一六二合 伊達信

夫同郷検地高

高 五二七、二三二石八〇四合 伊達信

夫長井共ニ

となつてゐる。蒲生領の長井郡（置賜郡）は一

八万石であったから、驚くべき増加というほかない。このことは直ちに前述の山間村の免・税率の減少と関係するものか、この後も改訂はあったけれども、この度のような中のものではなかった。

ともかく結果を幕府に報告して、指示を受けるようにした。所領の増減によって、幕府に対する軍役その他にも、大きく左右されるものがあつたからである。この所を「御当国覚書」は、次のように記している。

一寛永十五年惣御検地之儀ハ、御窺之上御検地御出被遊由、打出高を以いか様さま五拾万石之御分領御軍役共ニ御勤被成度旨、是又被

仰上候由承伝いたし候、然共思召ニ相叶不申候由、依之ぞろ又候被仰上候様ハ古家中ノ諸士、器量ニ而召出懸候所ニ、今ほと不肖ニ

罷成、面々迷惑仕候間、附益高ふえ之分ハ以来家中ノ諸士ニ物成リニ而為取可申由被仰上候へハ、何分ニも住古取来候、国内公方（将

軍）御構無之旨被蒙仰、其分物成増テ諸給人へ被下置候由、承伝仕度申事

すなわち幕府は、増えた分について自由裁量にまかせると言うので、結局は領主の蔵入分と、家臣たちに知行を多く与えたと云うのである。

検地は結果において年貢の増徴を来たし、耕作農民の負担増となることは、初めから明らかで、そのためには田を畑に変えたり、わざと耕地を荒らして置くなど、消極的な抵抗が予想される。農民たちと検地役人との馴れあいも、あらかじめ防ぐ必要があつた。そこで、農民側から誓約書を取って置く必要性を感じた、その雛形は次のようなものである。「寛永日記」（『米澤市史』）に、

諸在郷ニて請状の案

一、今度御検地に付而、何事ニても申分少も無御座候

一、本地荒地山畑共ニ少もかくし不申、若隠申ニおゐてハ、肝煎百生村中ニ曲事ニ可被仰付候、以来かくし申候て訴人罷出候ハ、御法度ニ可被仰付事

一、御検地御横目竿先筆取へ御意（巻）へ、肝煎百姓参候て何ニても不申上候事

- 一、御検地衆御賄二事よせ候て、百姓共あつまり御賄不被下候事
 - 一、検地衆ニ御法度のことく、一汁一菜にて御食進止仕候、其外一紙半錢の物ニても進上不申候事
- 以上

肝煎
百姓

寛永十五年 月 日

以上は当地方検地の翌年のものであるけれども、弱者の立場にあたる農民たちを、更に拘束するために、御請状という誓約書を取つて置くことは、全く常のことであつたから、当地でも類似の請状を提出したことは、容易に考えられるところである。然しながら、農民たちは必死に検地役人の隙を窺つての、多少の工作はあつたものと思う。

荒砥地区大瀬の平田部落には、隠田が露頭し、関係者がはりつけの極刑にされたと言う伝承と、その場所とがある。平田は山間に開けた部落であり、最上領針生村と接していたので、虚偽を作る条件になつていた。

- 一、寛永拾四年秋中御検地大横目之由二而、丸田図書殿、町田作左衛門殿新戸へ御越被成、宿人石那田村能後所ハ作左衛門殿、馬場村甚内所ハ図書殿御座被成候、其上萬事被入御念御穿鑿被成置候、其時分十八ヶ村高など我等書付上申候、并大瀬村隠田ニ付而
- 御吟味被成上、平田藤兵エ・二兵衛御成敗被仰付、其外きも入并五人くみ与新兵へ助五郎いすれ何も過銀、村中へ品々ニ多少被仰掛候（青木家文書「於新砥萬覚」）

藤兵エ、二兵衛の共同犯であつたが、五人組の新兵エ・助五郎は肝煎と共に罰金刑、一般村民は各人に応じたところの刑罰を、連座制として処理したというのである。一村の共同責任制は、これだけではなかつた。

大瀬村[㊦]

- 此外三斗九升 寛十九 御番所二引ル
一高四百六石五斗九合 寛廿ノ帳面

右内

(中略)

一高四拾七石四合 寛十四ノ隠田

右物成 拾四石五斗七升壹合

本免三ツ壹分成

(後略)

(青木家文書「寛廿一秋分高物成帳」)

村惣高のうち一〇パーセントを越えるところが、隠田になっている。どこ迄も、刑罰として村民にとった処置、と考えることが妥当と思われる。なお大瀬村の通常の免(税率)は、壹ツ三分四リン成であったから、二重三重の刑罰であった。悲劇は多くの人々を、末永く巻き込んでいたのである。

一御検地衆石那田村御打被成候時分、上町与三左エ門青芋皁荒申て、野菜皁之由御帳ニのせ申処、青芋根御座候を孫左エ門何角申を何も御聞届、殊外御腹立御法度ニも可被仰付候処、色々御詫言申上作左衛門様・図書様へ何も、書付うけ状上申候故、無

事ニ罷成候(青木家文書「於新砥萬寛」)

こちらの方でも成敗一歩手前という、まことにあぶない事件であった。一応は野菜畑として検地しているほどだから、完全な青芋畑とは考えられない。又、検地役人との馴れ合いなども考えられないから、新植直後か、すでに老衰した青芋畑でもあったろうか。それに対して第三者の訴人であるが、検地大横目の立腹となったものの、御詫びを申上げて落着となっている。年貢租税の多少なりとも軽減を願う農民のこころと、一方他人の税減をうらやみ、そしてねたむ農民のこころは、共に封建的収奪の中で懸命に生きるための偽りない姿であった。

以上二つの記録は、いずれも寺嶋代官下使青木吉左衛門の手になるもので、「於新砥萬寛」と「寛廿一秋分高物成帳」に掲載されているものである。

検地帳は現今の土地台帳にあたるもので、この内容によって村・個人の年貢租税を決定する基本台帳として、重要欠くべからざる帳簿である。一見無味乾燥であるが、しかしこの内容を具さに見、検討を加えて数字的に把握すると共に、記入された附属的なもの迄ふくめて掘り下げるならば、史料価値の大なることは勿論であり、殊に寛永検地帳作成当時については、残存する村方文書の少ないこと

から、特別なものがある。寛永検地帳は、その後惣検地帳が作成される、一七八〇年代頃まで実際使用されており、基準的性格を持つために各村の重要書類として保存されて来たが、明治年代になって初めてその価値を失い、散逸廃棄されたものが多い。現在白鷹町で見られるのは、箕和田・萩野・畔藤三村だけと考えられ、その他は未発見である。然し、検地帳以外の資料で、ある程度内容が窺えるものが数ヶ村ある。

領主権力が検地の中で、耕作農民を如何なる角度から把握し、又表現しているのかと言うことは、検地実施の意図が農民支配の実現にある以上、必ず明確にあらわれて来る。ただそのあらわれ方に多少の違いがあるのは、統一された見解が完全でないためと思われる。言うまでもなく検地の作業は、一筆毎の田畑耕地を丈量し、その生産力を査定して納税者を決定する。判断としては明解であるけれども、当時の村落構造は、中世在家以来の系譜を有する豪農層の複合家族制が分解し、下層農民の上昇により、単婚家族労働の近世化の指向があり、年貢上納者を如何に決定するかは、権力側の意図の反映であり、表現にほかならない。その具体的なものは、分付と内付となつてあらわれる。分付というのは検地帳名請人の右肩に、所有権を持つものの名前を書き、それに「分」と附けたものであり、例記すると次の通りである。

田中

長吉分

中島 壹反三畝

九斗四升九合

与八郎〔藩制成立史の総合研究〕

この場合分付主は所有権を持つもので、名請人は耕作者であり、納税義務者となつている。ここでの地主・納税義務の関係は借地権の成立ではあるが、内容は多様であつて、血縁の本家分家によるもの、隸属農民が上昇して独立過程にあるもの、開発主に対し労力を提供して耕作権を得たもの、独立農民相互間の契約などが考えられ、理解には容易でない複雑なものをもっている。それでも分付百姓の一般的規模は、零細という傾向であつたことはたしかである。

栗ノ木平

彦三内

中島 廿四歩

六升

助十郎〔前掲書〕

これは内付の例であるが、これまた内容、性格があいまいなところが多い。分付より、隸属性が強く感じられる。

この外には名子・作子がある。名子は中世文書にも散見する隸属農民であり、作子は分付・内付よりは、近世の小作人と理解されるものである。なお寛永の検地帳の中に、相当量の耕地を名請しながら、無屋敷のものが多く存在する。なるほど分付、内付百姓の中

には、近い将来分家するが、当分は本家に同居し、複合家族の一員として耕作に従事していて、耕地の名請だけしていたものもいくらかはあったとしても、理解出来る数字ではない。たとえ下層農民でも最低の住居なくして生活を営むことは出来ない。考えられることは、隷属的農民が独立上昇してゆく中で、家屋敷は持ちながらも、完全な借地権が確定以前のもので、数多く存在したとは容易に推察されることである。又、零細者には負担軽減のため、屋敷としなかつた例もある。

分付、内付に似たものに、御蔵分と給人分がある。御蔵分と言うのはその示された耕地からの年貢租税が、領主の倉庫に収納され、領主の直接財政をまかなうほか、下級家臣の扶持米を支給するためのものであった。一方給人分の方は、中高級家臣に対して、年貢租税の直接徴収権を、知行として与えた耕地のことを言う。給人分は「給分」または具体的に給人名をつけたものもあるが、この地方の平野部に近い村々には、給人入りの耕地はあっても、記載様式としては見ることが出来ず、御蔵分の明記に限られる。

一部の検地帳からだけで、当時の農村すべてを知ることとは無理で、ほかに多くの資料を必要とする。「寛拾四名寄高物成仕分納帳之事」と「於新砥萬覚」は名寄帳の存在を示しているけれども、これは早くから存在の価値を失っていたから、今に伝わるものは皆無となったものであろう。検地帳、名寄帳、納方帳の三部が、揃って伝わるのは後期のものだけである。

箕和田村

箕和田村が、史料に初めてあらわれるのは、「蒲生氏領高目録」からであり、その村高は二二七石一斗四升、村免二検地帳　ツ六分、これは「邑鑑」も同様である。村名は段丘が部落後方をめぐらして、あたかも農具である箕と似ているためと思われる、箕輪や和田と各地方にあるのと同じで、鮎貝氏時代からのものと考えられるが、自治村として誕生するのは、蒲生氏のときからであろう。

上杉領の最初の惣検地である寛永の検地帳が、箕和田村にからくも残っている。寛永検地帳はどれも和紙の堅帳であるが、そのうち表紙と本文一枚が散逸している。表紙は他から推して、「下長井之内箕和田村検地帳」とあったと思われる、次は直ぐ本文で一頁ずつの上筆であるから、一枚は二頁となる都合で、一〇筆分だけが散逸していることになる。その散逸部分の内訳は、面積二反五畝一〇数歩、種別は畑であるらしく極く僅少である。しかし、名請人を明らかにすることは出来ない。この検地帳が一冊で終わっていることは、村の規模として当然である。帳尾には、一村としての合計とその他必要記事を載せており、次の通りである。

九月十七日

一上田 拾五町五反七畝十四歩

分米

似百三拾三石六斗七升

一中田 九反壹畝十八歩

同

一下田 三反三畝拾五歩

同 十壹石九斗八升

一上畠 四町六反三畝二十一歩

同 三石六斗八升五合

右之内壹町八反五畝二十壹歩

同 四拾六石三斗七升

一中畠 七町壹反九畝二十壹歩

青 苧

一下畠 貳町貳反六畝二歩

五拾三石九斗七升八合

十八間分

拾壹石三斗五合

一屋敷 壹町九畝二十四歩

拾石九斗八升

高合三百貳拾六石八斗四升六合

寛二御檢地帳面之開分

右内 一八斗

同十二同十四迄ノ開分

一四石八斗三升七合

同

墨付三拾九枚但上紙除テ

同

寛永十四年

北村 孫兵エ

十月十七日

蔵子 弥兵エ

今 井源左衛門

高 山 仁 助

以上

署名者は、檢地役人である。当時の村高を文禄三年の蒲生氏領高目録や邑鑑と比較すると、その増加は一〇〇石に満たないし、

率で言えば四〇パーセントそこそこで、先に見たような数倍の村々から言えば、あまりにも少ない数字である。これを裏から見れば以前の開拓が容易に進み、可能の限界が早く到来していたこと、それはまた寛二帳面及び寛十二から同十四迄の新開きの割合も小さく、そして二〇年後の明暦新帳には、逆に減少していることでも肯定される。

この検地帳で水田面積のうち、中下田が非常に少なく、反対に畑では中下畠が多いのは、地勢がしからしめるもので、同時に上畑対青芋の作付面積も、少ない理由もそこにあるものであろう。

箕和田村寛永十四年検地帳は、用紙一枚一〇筆分の散逸があり、完全とは言えなくても、村全体をさぐる上において、決定的な不備を来たさないものであるために、農民個人の名請地を名寄的に整理してみたのが、第五表である。なお箕和田村年貢租税は御蔵入りだけで、給人分がなく、名請人の右肩にはすべて「御蔵分」としてある。

箕和田村は小村であると同時に、農業の経営規模は大きくはない。村一番の高持五郎右エ門でも三町歩程度、高にしても四〇石未満である。屋敷は一八間（軒）であるが、御公儀蔵屋敷が一間で、一七間の屋敷持ち農家、うち五間は一町歩未満の経営となる。一間は隠居、一間は名子である。田七反六畝と畑一反二畝、合計高一二石弱をもつ文二郎は無屋敷である。これは隷属性をようやく脱出して、上昇過程にある農民と考えられるとしても、確証のあるものではない。一町七反所持の二郎左エ門が、名子孫三を抱えているのは、その持高の程度から考えるだけでは、容易に理解出来るものではないが、以前の関係が継続されているのかも知れない。なおこの次郎左エ門には青芋畑名請がないのも、不自然な営農状態と言えよう。

箕和田村の農民構成は、その経営規模から見て、半分の者が一町未満の零細であることは、自立農家が少なく、その上大高所有者もおらず、如何にして再生産の道を得たものか、疑問に思われるほどである。「御紙すき」と特記されている製紙業者二名は、共に再生産農家の資格を持っているから、何程かの雇傭はあったであろう。とは言え、そのほかにも過剰の労働力は、隣村へ向けられたとも考えられる。隣村鮎貝村は、当時ある程度の商業の発達をみていたと考えられ、検地後三年の麴製造者の調べには、石那田五人・広野三人・馬場村五人・萩野村二人・畔藤村七人・十王村三人に対し、鮎貝村は二三人（「於新砥萬覚」）の数字からも窺えるものがある。

箕和田村への入作は、鮎貝からは南学院・惣兵エ・与右エ門・内臓助・孫左エ門の五名で、畑四反七畝二歩、高四石五斗三升であって、大きい数字とは言えない。しかし出作も必ずあったと考えられ、特に村全体の経営の少なさは、それを充分可能なものにしており、過剰労力のはけ口の一つも、その辺にあったのかも知れない。

第15表：箕和田村農家経営 (寛14 検地帳・箕和田公民館蔵)

氏名	屋敷	畑高	面積	青苧	田高	面積	合計高	合計面積	紙すき
	8畝27歩 (1.18〃)	石升合	反畝歩	反畝歩	石升合	丁畝歩	石升合	丁畝歩	
五郎右衛門		7.21.8	7.5.26	1.01.03	32.62.9	2.16.19	39.84.7	2.92.15	
内臓助	5.18	3.4.5	4.2.00		7.36.0	50.28	10.79.5	92.28	
右馬助	6.03	3.43.5	3.9.18	2.24	18.81.7	1.28.01	22.25.2	1.67.19	
九郎兵衛	8.00	6.88.0	8.4.21	12.15	15.35.1	1.03.28	22.23.1	1.88.19	
五郎兵衛	7.06	5.11.3	7.1.11	14.29	18.25.9	1.26.23	23.37.2	1.98.04	
次左衛門	7.15	6.02.2	6.8.20	5.18	11.00.5	73.09	17.02.7	1.41.29	○
次兵衛	5.09	6.88.0	8.4.21	1.4.09	21.85.0	1.42.12	28.73.0	2.27.03	
次郎左衛門	6.24	2.46.2	2.6.00		21.61.5	1.44.14	24.07.7	1.76.14	
文二郎		1.83.0	1.2.06		11.10.7	76.01	11.93.7	88.07	
新右衛門	6.00	1.9.0	1.5.27	4.23	13.59.1	93.01	15.13.1	1.08.22	
長作	6.00	1.70.0	2.1.00	1.3.00	6.51.0	43.12	17.21.0	64.12	
小平次	4.09	2.74.5	3.9.27	3.06	18.30.3	1.6.21	21.04.8	1.56.18	
同隠居	2.03	1.80.0	1.8.24	6.45			1.80.0	18.24	
瑞岩寺	7.06	2.4.0	3.0.11	4.15	6.68.5	46.17	8.72.5	76.28	
出雲	4.21	3.89.6	4.4.20	2.18	19.66.1	1.39.13	23.55.7	1.84.03	○
与五右衛門	9.09	6.48.9	7.9.25	8.21	27.22.1	1.90.17	33.71.0	2.70.12	
孫三(名子)	4.12	52.8	5.02				52.8	05.02	
助作		2.44.0	2.4.14	2.23			2.44.0	24.14	
惣二郎		2.00.0	2.21				2.00.0	2.21	
又右衛門		13.0	1.09						
源七郎					1.20.	8.00	1.20.0	8.00	

萩野村
検地帳

「本村開闢年号千支不祥、置賜郡下長井郷二属ス、嘉祥年中萩野沢ト申所ヨリ柱出ス 故ニ萩野村ト称ス」とは、明治九年の「萩野村誌」(十王村文書)冒頭の記事である。嘉祥年号は八四八〜八五一年で平安朝初期にあたり、「萩の柱」というのは十王関寺観音の御拝柱が、萩の浜から出たと言う「牛の涎」の記事と、関係するものであろうが、年号と共に伝承にすぎないものであろう。萩野村誌の沿革の記事中、「伊達氏ノ一門遠藤基信領ス」としてある。この遠藤山城守基信はもと宗教人であったけれども、重用されて伊達家の財政を預った人で、独眼流政宗の父輝宗が横死したとき、その後を追って殉死しているが、この人の領地であったと言うことは果して事実であろうか。当時は荒砥城将大立目氏の惣成敗下にあつたと考えられ、初めて村名が登場して来るのは、蒲生氏領高目録からで村高三〇〇・二五石、邑鑑も変りがなく、村免三ツ九分で戸数一六、戸口一一人、御用作物四種のうち、紅花の記入がないから栽培をみなかったと思われる。

「萩野村寛永検地帳」は旧村役場文書中にあつたが、現在地区公民館蔵である。保存の状況は、表紙と本文初頁が欠けており、後段三分一ほどは全く使用に堪えない。ところが、この写本が十王地区公民館蔵として存在する。何故に十王地区にあるのかその経緯は、『十王郷土誌』に書いたのここでは触れないが、この写本も忠実に写し取られたものでない。しかし原本の後段がすでに活用出来ない以上、資料価値として尊重されるべきであろう。なお写本の時期は明治十五年ごろで、当時は未だ原本は完全であつた。

「萩野村寛永検地帳」は一冊で終わっているが、その帳尾には集計その他が

分米

一上田	三拾八町六反四畝拾八歩	〃	五百七拾九石六斗九升
一中田	四町貳反四畝貳拾四歩	〃	五拾五石貳斗貳升四合
一下田	壹町四反八畝廿四歩	〃	拾六石三斗六升八合
一上畠	四拾六町七反九畝拾八歩		四百六拾七石九斗六升
右内	拾四町三畝拾八歩	青	青 苧
一中畠	八町六反八畝		六拾五石壹斗
一下畠	拾貳町八反四畝三歩		六拾四石貳斗五合
屋敷	貳町九反五畝廿四歩		貳拾九石五斗八升

高合 千式百七拾八石壹斗式升七合

一三拾四石四升七合

一八拾四石九斗三升

ノ墨付二百六拾八枚

寛二御検地面開分

寛三ヨリ十四迄開分

寛永十四年

十月十七日

北村 孫兵衛
蔵五 弥兵衛
今井 源左衛門
高山 仁助

となつてゐる。署名者検地横目は、箕和田村と同じであつた。なお写本にはこの次に、「寛永」の年十一月十七日庄田伝右衛門、吉見次右衛門」とあり、検地の翌々年になつて帳簿作成が終つた時点で、村役人に渡したことを示すもので、両名は検地奉行である。この形式の記入は畔藤村のものにもあり、広野村の帳尾の写しにも見える。しかし検地奉行の両名中、『藩制成立史の総合研究』に於ける窪田伝左衛門と庄田伝右衛門は同一人と思われるが、当地にあるものはすべて庄田伝右衛門となつてゐる。

この村の高は、文禄三年の蒲生氏領高目録に比べると、実に四倍強で飛躍的と言ふべき増加ぶりは、知り得る限りでは最大であることは、当時にあつてなお開発途上にあるもので、それだけ後進地域であつたことがわかる。この村には給人の知行地がなく、御蔵入りだけであつた。しかし原本には、朱筆による分付がかなりある。これは後年の加筆によるものなのか形の分付の存在は、疑いないところである。

この検地帳には分付ではないが、一筆の上筆の初め、すなわち「一、上畠」などの右肩に、「監物開」というのが多く見える。これは後年の寛政七年（一七九五）の「寛永拾四年御検地御帳面目録之寛」によると、田石一〇石二斗七升二合、畑石一七石七斗一升七合あつたことがわかる。この佐藤監物なるものは、上杉家臣の開発主と思われるけれども、何故に分付または内付とされなかつたのか不明である。

「萩野村寛永検地帳」では、分付と内付が不明確であるばかりか、名子や水呑みの記載もない。といつても実際に存在しなかつたとは考えられず、ここだけが近世化を早めていたのではない。検地四年後の寛永十八年に、この村で被官百姓についての係争があつた記録がある（青木家文書「於新砥萬寛」）。被官百姓は名子より隷属性の弱かつた者であるが、中世以来の言葉がここで生きていた証拠となるものである。

第16表：寛永14年萩野村検地帳（鷹山地区公民館蔵）

No.	氏名	面積	石高	田		畑		屋敷	
				面積	石高	面積	石高	面積	石高
		町反畝歩	石斗升合	町反畝歩	石斗升合	町反畝歩	石斗升合	反畝歩	石斗升合
1	与作	6.5.2.26	88.2.5.0	4.9.9.14	73.4.4.7	1.4.2.18	13.7.0.0	1.0.24	1.0.8.0
2	忠二郎	6.1.9.8	72.2.4.5	2.9.3.13	42.4.8.5	3.0.9.25	28.1.6.0	1.6	1.6
3	文二郎	6.0.4.17	73.4.0.3	3.0.2.26	44.3.1.1	2.8.5.24	27.5.0.2	1.5.27	1.5.9
4	平左工門	5.5.1.19	55.0.3.6	1.5.8.16	23.9.4.2	3.7.8.3	29.5.9.4	1.5	1.5
5	掃部助	3.5.8.17	43.1.2.9	1.7.3.20	25.8.3.2	1.8.0.27	16.8.9.7	4	4
6	源蔵	2.9.9.26	38.0.6.4	1.8.0.8	26.7.6.8	1.0.4	9.7.3.6	1.5.18	1.5.6
7	四郎左衛門	2.8.7.1	30.0.7	1.0.8.7	15.7.5.5	1.7.6.3	14.0.4.5	2.21	2.7
8	助五郎	2.8.5.18	34.4.4.9	8.9.21	12.8.9.5	1.9.5.27	21.5.5.4	5.21	5.7
9	藤右工門	2.8.5.14	33.6.6.2	1.1.7.11	17.6.0.5	1.6.1.3	15.3.5.7	7	7
10	太郎右工門	2.7.0.5	31.4.7.7	1.1.4.26	16.9.4.2	1.4.6.27	13.6.9.5	8.12	8.4
11	作蔵	2.7.0.1	32.2.4.4	1.0.9.4	17.1.5.2	1.5.0.6	14.0.2.2	1.0.21	1.0.7
12	藤七郎	2.5.9.20	26.6.1.4	4.3.25	6.3.0.9	2.0.6.19	19.3.8.5	9.6	9.2
13	孫八郎	2.5.2.27	30.9.0.7	1.3.1.10	19.7	1.0.6.8	9.6.7.7	1.5.9	1.5.3
14	藤八郎	2.4.9.23	26.3.7.9	9.5.14	14.0.0.2	1.4.8.6	11.7.6.7	6.3	6.1
15	助左工門	2.4.7.9	27.4.1.1	9.0.6	13.2	1.5.2.3	13.7.1.1	5	5
16	平右工門	2.4.7.3	26.9.7.1	6.2.6	9.0.2.6	1.7.2.27	16.7.4.5	1.2	1.2
17	五郎右工門	2.3.6.20	25.7.4.7	5.4.23	7.8.9.7	1.7.7.12	17.4	4.15	4.5
18	久内	2.2.3.24	22.5.7.3	4.3.18	6.5.4	1.7.6.27	15.7.0.3	3.9	3.3
19	二郎兵工	2.0.6.3	25.2.0.4	9.9.15	15.0.6.1	1.0.6.18	10.1.4.3	4	4
20	新蔵	2.0.2.21	23.7.1.6	5.9.12	8.9.0.6	1.3.8.3	14.2.9.0	5.6	5.2
21	弥一郎	1.9.3.23	23.0.7.5	9.2.23	13.9.5	9.3	8.3.2.5	8	8

2 2	八郎右工門	1.9.2.16	19.7.9.3	4.0.7	6.0.3.5	1.4.4.9	12.9.5.8	8	8
2 3	惣七郎	1.7.2.29	17.9.7.2	7.0.17	10.2.6.4	9.4	6.8.6.8	8.12	8.4
2 4	八郎左工門	1.6.8.14	17.2.9.2	3.4.23	4.8.1.5	1.2.4.27	11.5.9.7	8.24	8.8
2 5	弥藏	1.6.3.17	18.0.0.5	4.8.2	7.1.3.2	1.1.5.15	10.8.7.3		
2 6	九郎右工門	1.6.2.13	18.7.8.2	5.5.1	8.2.7.5	1.0.2.12	10.0.0.7	5	5
2 7	忠四郎	1.5.5.18	15.8.9.8	4.4.3	6.1.2.5	1.1.1.15	9.7.7.3		
2 8	七郎左工門	1.5.4	16.5.5.1	6.0.27	9.1.0.7	8.4.15	6.5.7.4	8.18	8.7
2 9	兵藏	1.4.9.14	14.8.0.8	3.6.20	4.5.6.2	1.1.2.24	10.2.4.6		
3 0	三次郎	1.4.3.28	17.7.1.6	6.9.22	10.0.6.4	6.8.21	7.1.0.2	5.15	5.5
3 1	外記	1.3.8.28	14.5.4.5	4.3.17	6.3.7.5	9.5.11	8.1.7		
3 2	五郎兵工	1.3.8.1	16.7.6.3	6.5.29	9.7.8	6.4.26	6.2.6.3	7.6	7.2
3 3	善四郎	1.3.7.11	16.0.2.5	7.1.23	10.4.4.5	6.5.18	5.5.8		
3 4	与二郎	1.3.6.11	14.3.3.3	3.2.20	4.8.9.5	1.0.2.12	9.3.0.8	1.9	1.3
3 5	金七郎	1.3.4.23	16.7.8.8	7.2.8	10.8.4	5.6.27	5.3.8.8	5.18	5.6
3 6	市右工門	1.3.2.6	14.1.2.5	6.0.7	7.3.5.5	7.1.29	6.7.7		
3 7	備後	1.2.0.12	12.2.2.3	1.2.22	1.9.1	1.0.2.2	9.3.5.3	5.18	9.6
3 8	藤藏	1.1.2.23	13.4.8.7	6.0.20	8.8.0.8	4.9.12	4.4.0.9	2.21	2.7
3 9	三十郎	1.1.2.5	11.7.7.9	2.4.11	3.3.1.9	8.1.21	7.8.5	6.3	6.1
4 0	与七郎	1.0.7.8	11.6.8.3	4.1.11	6.1.7.3	6.5.27	5.5.1		
4 1	九郎右工門	1.0.4	9.6.1.8	8.18	1.2.9	8.8.3	7.5.9.8	7.9	7.3
4 2	平藏	9.8	10.0.5.1	3.7.7	4.7.6.3	6.0.23	5.2.8.8		
4 3	大 学	9.2.29	12.5.9	6.5.8	9.8.2.5	2.7.21	2.7.6.5		9.8
4 4	惣兵工	8.8.25	8.5.5.1	8.10	1.0.8.1	7.0.21	6.4.9	9.24	
4 5	助右工門	8.8.11	11.1.4.2	4.3.19	6.5.4.5	4.4.22	4.5.9.7		
4 6	二右工門	8.3	7.4.4	3	1.1	8.2.27	7.4.2.9		

47	弥七郎	8.1.19	10 1.4.5	4.9.22	7.4.8	3.1.27	2.6.6.5		
48	又藏	7.4.8	8.6.5.9	3.1.5	4.4.7.1	4.3.3	4.1.8.8		
49	三郎左工門	7.0.6	6.4.6.6	1.4.12	1.7.9.2	5.5.24	4.6.7.4		
50	彦兵衛	6.9.18	5.7.8.5			6.9.18	5.7.8.5		
51	勘十郎	6.8.18	6.5.5.2	1.6.24	2.3.6	5.1.24	4.1.9.2		
52	助四郎	6.8.12	6.9.3	9.18	1.4.4	5.8.24	5.4.9		
53	弥左工門	6.7	6.0.4.2	2	2.2	6.7	6.0.4.2		
54	弥吉	6.4.3	6.2.0.4	2.6.15	3.5.0.9	3.7.18	2.6.9.5		
55	惣吉	6.4	6.8.2.9	1.6.3	2.0.4.9	4.7.27	4.7.8		
56	与十郎	5.6.22	5.4.1.3	2.3.13	3.4.7.5	2.3.9	1.9.3.8		
57	七藏	5.4.8	4.1.7.9	6.11	8.5.1	4.7.27	3.3.2.8		
58	彦十郎	4.8.9	2.6.2.5	12	6.	4.7.27	2.5.6.5		
59	三九郎	4.6.3	4.1.8			4.6.3	4.1.8		
60	出雲	4.2.23	5.8.1.5	3.4.11	5.0.3.7	8.12	7.7.8		
61	助一郎	3.6.6	2.6.7.2			3.6.6	2.6.7.2		
62	彦左工門	3.2.9	2.2.1.8			3.2.9	2.2.1.8		
63	与四郎	3.1.9	1.8.7.3	2.9	2.5.3	2.9	1.6.2		
64	与三左工門	2.5.27	2.1.4.3			2.5.27	2.1.4.3		
65	主殿	2.5.21	1.8.1.8			2.5.21	1.8.1.8		
66	左衛門五郎	2.1	1.5			2.1	1.5		
67	四郎右工門	2	1.1			2	1.1		
68	但馬	1.9	9.3.3	1.9	1.4.3	1.7.21	7.9		
69	孫三	1.6.27	1.6.9			1.1.21	1.1.7	5.6	5.2
70	与八郎	1.5.6	7.6			1.5.6	7.6		
71	仁右工門	1.1.15	6.8.5			1.1.15	6.8.5		

7 2	善 九 郎	9.18	9.6			9.18	9.6		
7 3	九 郎 兵 工	9	9			9	9		
8 4	勘 七 郎	7.18	7.6			4	4		
7 5	長 寿 院	5.12	4.8.5			1.3	5.5	3.18	3.6
7 6	惣 右 工 門	5.12	2.8.5			5.12	2.8.5	4.9	4.3
7 7	新 三 郎	5.3	2.5.5			5.3	2.5.5		
7 8	兵 作	3.12	3.4			3.12	3.4		
7 9	三 郎 右 工 門	3.3	2.9.5	1.12	2.1	1.21	8.5		
8 0	藤 助	2.3	1.5.8			2.3	1.5.8		
8 1	仙 北	1.24	1.8			1.24	1.8		
8 2	清 蔵	1.18	8			1.18	8		
7 3	孫 右 工 門	1.9	6.5			1.9	6.5		
8 4	助 三	24	8			24	8		
8 5	藤 十 郎	15	2.5			15	2.5		
8 6	庄 左 工 門	15	3.8			15	3.8		
8 7	孫 兵 工	3	5			3	5		
計		112町8村 4畝15歩	1,256石 7斗1升3合			624石8斗 6升9合	603石8斗 6升1合		

第16表によると、山間村としては大規模農が存在している。五〇石〜八〇石が四人、三〇石〜四〇石八人で、村の略半分を所有している。一〇石〜一八石迄の者八人も、屋敷を所有名請けしていないが、原因は箕和田村の場合と、共通の理由によるものであろう。しかし、極零細農でさえ屋敷を名請けしており、複雑な様相がある。また零細者はいずれも水田の名請けがなく、畑作

だけのそれも自家消費の野菜畑程度に近いから、名子、被官、間脇、脇屋または水呑みの段階で、大高所有者に労力を提供する者である。出入作については、入作が僅少面積の一筆があるだけで、出作については検地帳の性質上確認することが出来ないけれども、孤立的な地勢からして、有っても多いとは考えられない。

所有高階層表(C)

石 高	人 数
80万石以上	1
70～79	2
60～69	0
50～59	1
40～49	1
30～39	7
20～29	9
15～19	11
10～14	12
9	1
8	2
7	1
6	6
5	3
4	2
3	0
2	4
1	5
1 石未満	19

計 87 名

第 17 表 検地帳記載集計(A)

区 分	面 積	石 高
	町 反 畝 歩	石 斗 升 合
上 田	38.6.4.18	579.6.9
中 田	4.2.4.24	55.2.2.4
下 田	1.4.8.24	16.3.6.8
上 畑	46.7.9.18 (14.0.3.18 青苧一上畑の内)	467.9.6
中 畑	8.6.8.	65.1
下 畑	12.8.4.3	64.2.0.5
屋 敷	2.9.5.24	29.5.8
計	115.6.5.21	1278.1.2.7

集 計(B)

総面積 112町8反4畝15歩

総石高 1,256石7斗1升3合

田	624石8斗6
升9合	

第二表は、持高別による階層を数字の上で把握したものである。屋敷所有者を地名毎に整理すると、次のようになる。

- 新屋敷(7名) 備後 勘七郎 二郎
兵衛 忠二郎 五郎
兵衛 七郎左エ門
太郎左エ門
- しんやしき(5名) 助左エ門 孫三助五郎 惣兵エ 文二郎
- 竹 原(4名) 平左エ門 三十郎 忠四郎 五郎左エ門
- 寺屋敷(3名) 久内 鴨之助 藤蔵
- 柿の木(2名) 四郎兵エ 四郎左エ門
- 小守崎(2名) 長寿院 藤七郎
- 横 関(2名) 孫七郎 三次良
- 五百やしき(2名) 弥一郎 八郎右エ門

堂の前(2名) 八郎左エ門 与二郎

南 (2名) 藤八郎 与作

陣屋敷(1名) 惣七郎

日 叟(1名) 藤左エ門

かうや(1名) 源蔵

長 原(1名) 新蔵

山 道(1名) 作蔵

本 林(1名) 平左エ門

カチヤ(1名) 金七郎

不 明(1名) 九郎左エ門

最後の者は、地名が不明である。又、「新屋敷」と「しんやしき」は同一のものか、別地であるのかも不明で、カチヤは職業名で鍛冶屋と思われる。屋敷数は合計四〇戸になるけれども、検地帳後尾には箕和田、畔藤両村のように、明記されていないのは写本のためと思われる。

畔藤村 検地帳 畔藤村は大永三年(一五二三)の伊達文書に、初めてあらわれて来る。これは杉沢観音像の古さから云っても、確かなことではない。降って文禄三年検地の「蒲生氏領目録」を見ても、一、七三二石もある大村で、思川、耳堂

川の両扇頭から扇央にかけて、大きく開拓が進んでいたものであろう。

寛永の惣検地は十四年のもので、その検地帳が残っている。畔藤村は後に三分されて支配されていたが、中心の町下の肝煎が保管したもので、現在紺野貞郎家に伝わっている。畔藤村は大村であるため、検地帳は二冊になっており、壺の帳は三〇二枚で三、〇二〇筆の上筆、式の帳は二八七枚綴り、二、八六六筆が収められてある。共に表題は「下長井之内畔藤村御検地帳」である。この検地帳

の保存はかなり良好であるが、巻の帳の後尾四枚、四〇筆程度が判読困難である。

この検地帳は大村であるため、二冊に分れていて量的な点ばかりでなく、いくつの特徴をあげることが出来る。検地作業は十四年の八月十九日、松岡部落から始められ、それから順次日付があり、九月二十三日に終って、筆数は五、八八六筆である。このうち名請人は二一〇数名にものぼり、外に荒砥在番の武士と、寺嶋代官の開き分があり、五〇名にも及ぶ。当時この村には三七名の給人が知行地を持つていたことは、ほかの史料で明らかであるが、検地帳の中にはその分付はない。しかしそのほかの作職関係の分付、内付は、かなり明らかであるが、共に地主相互間の貸借が主であるらしく、単純貸借の場合は、「作子」と明記されている。名子屋敷は「なごやしき」、「なごや」と明記されていて、名請けはすべて名子主になっているから、名子の名前は分らない。又、屋敷の名請け主に「水のミ」と傍記されているのは、目的とするものが理解出来ないが、その人達の名請けが僅かであり、あるいは自立農の転落したものである。

式の帳後尾に新戸在番開きと、代官寺嶋喜左衛門開が上筆されているが、面積としては一〇町歩に近く、場所は最上川附近の新開地である。また特徴的なものに「肝煎散田」として名請けされているのがある。この村は大村であるため肝煎は二人であるが、「肝煎散田」はいかなる発生事情によるものか、説明する傍証はない。これも最上川附近の新開発地帯で、耕作者は両肝煎はじめ多数にのぼり、すべて作子として傍記されており、筆数は二百筆以上になり、大部分は畑地で、面積は大きなものになっている。式の帳の最終記録は、次の通り。



第11図：畔藤村寛永十四年検地帳
(紺野貞郎氏蔵)

上田	六拾壹町九反式畝拾式歩	分米	九百式拾八石八斗六升
中田	式拾九町六畝廿壹歩	分米	三百七拾石八斗七升壹合
下田	拾六町四反壹畝拾八歩	分米	百八拾石五斗四升三合
上畠	八拾式町六反五畝拾八歩	分米	八百式拾六石五斗六升
右内	式拾式町三反九畝拾八歩	分米	青 苧 畠

中畠 廿九町七反四畝九歩 式百九拾八石六升五合

分米

下畠 五拾三町壹反九畝九歩 七拾五石六斗九升

百拾五間分 分米

屋敷 七町五反六畝廿七歩 七拾五石六斗九升

合 式千九百五拾三石五斗五升四合

壹石三斗三升八合 御蔵屋敷

右内 七拾六石四升六合

内 五石六斗三升八合 寺嶋喜左衛門開

七拾石四斗四升八合 新戸在番衆開

墨付式百八拾六枚上紙除テ

寛永十四年

十月十七日

石口 大膳

大野 猪兵衛

小野里弥右エ門

高野 刑部

なお壹の帳の帳尾には、「墨付二百式枚上紙除テ」とあり、連署の検地横目は同じであるが、寛永十六年霜月二十二日と、検地奉行石見次右衛門、庄田伝右衛門兩名の署名がある。

検地の結果、「蒲生氏領高目録」、「邑鑑」の高と比べると、七〇パーセントの千二百石以上の増加、戸数は九二から一〇五で、この増加率はすこし少ない。

土地の条件に恵まれて、早くから開拓の進んでいた畔藤村の規模は、この地方では川向いの高玉村の次である。寛永検地の一〇年も以前に広野村を分村して、開発の歴史の古さを語るものがあり、そのためには近世化への脱皮も容易ではなかったという点だが、検地帳を整理してみて、まず考えられるところであった。第Ⅱ表は当時の村落構成の理解も勘案し、考慮にいれながら住所単位に名づけ人を整理したが、全名請人二〇〇人以上は厩大となるため、屋敷所有者だけに限定した。なお「広野」と住所を傍記されたものが、六名にのぼり、うち九郎左エ門は屋敷を持っているけれども、現在も地区の境界は飛地的に錯綜していることから、明記はなくとも入

作として表からは除外しており、これは別に見ることにする。それから肝煎・小走・御蔵守などの役名は、記入の箇所が住居と重なるため、屋敷の所在は明記されていない。

屋敷が名子一人と共に二反四畝廿四歩、田五町八反余、畑九町一反で合計一五町余を名請しているのが一人、この驚くべき経営は名子一人を抱えただけでは考えられない規模であろう。続いて一〇町近くから三町歩以上の名請けは二七名で、全村高二、八〇〇町歩のうちを半分を占めている。この表の持高別によると、一反歩以下の名請けもあり必ず独立の戸と見られない者もある。これらの戸は、上昇または下降の過程にあるものとして把握すべき存在とも見られよう。

寺院は五寺二坊であるが、住所を明記するのは一寺だけで他にはない。先達、行人は修験者と考えられ、上人も宗教関係者とも思えるが、普通人とも見られる。後年の「新野弥六家文書」（広野）に、上人屋敷引地の事があるから、前者であったものと思う。当時の寺院はこのような農業経営を行ない、地主的性格を持っていたことが明瞭である。屋敷のところ漆面の清吉は、上畑中に記入があり特別であった。

第18表：畔藤村寛14検地持高

住所	名請人	屋敷	田	畑	畑内青苧	合計	備考
不 明	市右エ門	一反九畝二七	反畝	反畝	五反六畝〇三 〇・七・一五	反畝	肝煎名子一
〃	次郎左エ門	一・三・〇六			一・〇・二七	二三・〇・二三	肝煎〃二
〃	弥吉	一・一・一二	九・五・二三	一二・三・一八		五・八・二七	〃
〃	九郎右エ門	一・三・〇九		五・八・二七		一・三・〇九	御蔵守
松岡	五郎兵エ	五・〇・六	一五・九・〇八	五二・九・一六	四・八・二一	六七・六・〇〇	上畠ノ
漆面	清吉		九・九・二九	六二・〇・一九	一・七・〇三	七二・〇・一八	内やしき
原在	文九郎	一・三・〇六	三二・九・二七	一一・一・〇〇	二・四・一五	四六・四・〇三	
〃	文二郎	九・一・一八	四二・九・〇〇	五五・一・一八	九・五・〇〇	九九・〇・一六	
こつきぎ	七郎兵衛	二・二・一	一一・〇・〇二	一一・四・一一	一・三・〇六	二五・七・〇四	
かち	藤右エ門	七・〇・〇	二・四・〇三	一二・二・〇一	二・二・一	一五・四・〇四	
〃	助九郎	三・〇・〇		三・〇・六		三・〇・六	
西原	次郎兵衛	二・二・一	一・〇・〇三	一・〇・〇三	四・〇・三	一・〇・〇三	
〃	孫左エ門	八・二・四		二・五・一〇	六・六・八	三・五・〇二	やしき二
〃	九郎右エ門	五・〇・〇				五・〇・〇	
町	与十郎	一二・二・四	二三・五・二一	一五・六・二七	三・〇・一五	三九・二・一八	
〃	惣助	六・〇・〇		一・〇・〇	二・二・一五	二・〇・〇九	
山小路	源右エ門	四・〇・九	一・三・一五	一・五・四・〇九	八・二・一	三・八・二七	
〃	惣左エ門	七・〇・〇	二八・二・一〇	一七・二・二〇	八・二・一	四六・二・〇〇	
ふきろ	弥八郎	四・二・一	二・九・〇八	八・九・〇三	九・〇・九	一六・二・一〇	
淀	助右エ門	四・二・四	五・七・〇九	一三・八・二一	八・二・七	二〇・〇・二四	

第19表：畔藤村寛14検地下層農

名請人	屋敷	田	畑	青苧	合計	備考
但左馬	三・〇六	畝 ・一二	畝 歩	四・一二	畝 歩	
六左門	二・〇六		一・三五	三・〇〇		
与四助	四・一二		五・七〇	六・二一		
与右門	三・〇六		五・四五	三・一一		
藤右門	二・一二		四・〇〇	二・一〇		
与二郎	二・三〇		一・一〇	一・一〇		
十右門	三・三〇	一・一〇	三・三〇	一・七〇	八・一〇	
惣兵エ	三・七〇	一・一〇	一・三〇	一・七〇	八・一〇	
源右門	八・四〇		・三〇	一・七〇	一〇・一〇	
弥八郎	六・四〇	一・二〇	八・六〇	一・七〇	一三・三〇	は く ら く
藤八郎	四・五〇		四・一〇	一・九〇	八・〇〇	
右馬助	三・三〇		三・九〇	三・二〇	七・五〇	
理右門	四・三〇		三・二〇	三・二〇	九・七〇	
次右門	六・五〇		一・五〇	三・二〇	五・二〇	
与右作	三・七〇		八・六〇	一・五〇	一・四三	
九郎左門	五・七〇			四・三〇	九・二三	
万七郎	三・三〇	一・三六			四・五	
藤二郎	四・五〇					
彦八郎	四・五〇					
水のみ						

第19表は屋敷所有のうち、「水呑み」、「水のミ」と傍記されているものである。屋敷規模は概して小さいが、中には六畝、八畝と

言うのがあり、これは再生産農の中にこれより小規模なものが多く見られるから、以前の大農が転落した者でもあつたらうか。屋敷地の大きいのが、必ず名請地は極少であるのが目立つ。彼等の生活は労力提供によるものであるが、名請地以外の耕作はあつても、未だ保証確認されないものもあつたであらうか。備考欄にある「はくらく」は、おそらく伯来で職業名であると思われる。

入作の明記があるのは、九名である。石那田正念寺外六名、馬場一名、十王一名で、田一反六畝余、畑八反六畝余の僅かなもので、所在地は川原方面にある。次に広野と名請人に傍記されているのが六名、内訳は第₃表の通りで屋敷持ちは一名、他は無屋敷である。この事については前述通りと思われるが、この状態から推せば広野村への出作も、かなり大きなものがあつたとも考えられる。

前にも書いたがこの村の検地帳で、特徴あるものとして新戸在番衆開きがあるが、これについては他の所で触れて置いた(本節第4項)。「肝煎散田」と名請けされた大量の耕地、拾壹町四段余と耕作者五三名の内容が、大きく問題を含んでいるかに思える。散田という語は当地土地の貸借を意味したもので、肝煎散田の年貢納税者は肝煎となり、耕作者は作子某とあるだけで、耕作者の顔触れは肝煎を初め、大高持から水呑み迄で多様である。特に内臓助なる作子は、一町四反余も耕作していると共に、この作子は無屋敷であるのも、理解の枠を越えていよう。耕地の所在は川原方面で新開き地と思われるが、検地に際して領主権力が、何か在地勢力と妥協しなければならぬものがあり、そのため成立したとも考えられよう。こうした権力側の態度は分付・内付・水のみ格付けに明確な基準を欠き、すこぶる曖昧であることによつても窺える。

寛永の検地帳は基本台帳として、久しい間使用されたから、帳簿作成後の土地の異動・地目の変換または分割などが貼紙によつて記されており、その数は実におびただしい程であり、貼紙の中には丈量石盛の違い、或いは紛争があつたこと、名寄帳の存在を示す記入もある。

無屋敷のもの一〇〇名程は除いたが、そのうち名請人の傍記に「大か引」と言うのが二名いる。傍記は多く住所を示しているが、これは「大鋸引」で職業名であらう。なお「かち」と傍記されたものの中には、鍛冶職があると考えられる。

第20表 畔藤村入作(広野)

名 請 人	屋 敷	田	畑	計
	畝 歩	反 畝 歩	反 畝 歩	反 畝 歩
九郎左衛門	6.21	8.9.21	7.9.01	17.5.13
次郎左衛門		1.6.29	2.6.15	4.3.14
仁左衛門			2.4.00	2.4.00
与五右衛門				
藤 兵 衛		13.0.12	59.7.13	72.7.25
善 二 郎		1.7.18	6.15	2.4.03
計	6.21	25.4.20	73.3.14	99.4.25

第21表 所有高別階層表 畔藤村

10 町～15 町	1 人	} 50%
5 町～10 町	9	
4 町～5 町	10	
3 町～4 町	8	
2 町～3 町	22	
1 町～2 町	26	
5 反～1 町	15	
1 反～5 反	81	
1 反以下	91	
計	261	

荒砥在番衆ヲ含ム

以上箕和田・萩野・畔藤三ヶ村に残る、「寛永十四年検地帳」をうかがって来た。この三村以外では未発見でありあるいは全くないのかも知れない。次に当時の概況的な写しと、一部帳尾の写しの村をみる。

(1)滝野村新古百姓面附帳

検地帳 滝野村は古くから崇敬された虚空蔵尊をまつる白鷹山の麓、山あいには細く拓けた村であるが、その発祥は明らかでない。「住昔滝野は七戸なりし」(『滝野誌』)の伝承は、古来の屋敷として在家を伝えたものなのか不明である。

写本 古来の屋敷として右馬之助(細野)。孫兵衛・弥右衛門・刑部・九郎兵衛(以上こて沢)、玉蔵坊・文蔵(以上原く窪)、喜兵衛・太郎右エ門・七蔵・明楽院・高林坊(以上折居)となっている(『滝野誌』)。

この村には寛永の検地帳が伝わっていないが、検地当時戸数五〇、或いは「滝野村新古百姓面附帳」に五五戸とあり、共にこの記事は『滝野誌』に出ていて、大蔵寺文書によるとしてあるけれども、原文は理由あって未見である。また検地結果の村高が書かれていないが、さきに見たように青木家文書には、

一高 八百六拾七石九斗四升二合 滝野村

右物成 貳百五拾一石七斗三合

式ツ九分成

となっており、「蒲生氏領高目録」、「邑鑑」の三七一石余から比べると、増加率は二・三倍強であり、戸数は二・五倍ほどで増加率が共に高いのは、山間の開拓可能地を極力開墾した結果であろう。

第22表は「辛じて発見し得た材料」(『滝野誌』)によったものであるが、概して経営は大きくない。六八石余と三五石余の二戸のほか、二〇石台が九人であるが、この持高は再生産規模の下限に近かったと思われるから、以下の持高層の生活基盤の弱さが目立つ、尤も隣村からの入作が見えるから、逆に出作は必要に応じて、かなりの反別に及んでいたかも知れない。残存の資料からは田畑率が不明であるが、地勢から考えて畑の方が多かったであろう。肥沃な畑には青苧が栽培されたが、生産量ではこの村が上位に属しておったことが知られる。『滝野誌』によると当時細野部落には、右馬之助・十郎右エ門・与作・次郎兵衛の四軒のみで、それが十八軒迄に増え、これが限界とされ禁忌をも伴っていたのは、大正ごろの事である。

第22表 滝野村寛永持高表

名 請 人	持 高	名 請 人	持 高	名 請 人	持 高
大 蔵 寺	68石530	与 吉	13石598	惣 兵 衛	7石594
九郎左衛門	35 . 646	清左衛門	13 . 269	弥 蔵	7 . 565
将 監	26 . 152	二郎兵衛	12 . 588	与右衛門	7 . 134
勘 四 郎	25 . 933	次 兵 衛	12 . 488	彦 兵 衛	6 . 787
平 蔵	24 . 284	加右衛門	12 . 203	七郎左衛門	6 . 740
金 蔵	23 . 519	藤左衛門	12 . 179	与 吉	6 . 000
新左衛門	23 . 431	惣左衛門	11 . 256	彦 太 郎	5 . 921
右馬之助	23 . 161	八郎右衛門	11 . 207	四 郎 兵 衛	5 . 460
五郎兵衛	20 . 346	平 兵 衛	10 . 408	庄 蔵	5 . 265
宗右衛門	20 . 346	平右衛門	10 . 136	新 三 郎	5 . 058
新兵衛	20 . 069	源右衛門	10 . 134	清 吉	4 . 549
七 蔵	17 . 928	八右衛門	9 . 984	丹 波	3 . 630
四郎左衛門	17 . 549	又 蔵	9 . 601	孫 七 郎	3 . 601
次郎左衛門	16 . 792	太郎右衛門	9 . 255	大 将 院	3 . 442
七 郎 兵 衛	16 . 427	与三左衛門	9 . 242	寺	3 . 144
明 楽 院	15 . 135	助 作	9 . 211	助右衛門	0 . 900
長 三 郎	15 . 003	甚 作	9 . 027	助 三 郎	0 . 140
七右衛門	14 . 971	光 林 坊	8 . 855	<small>以下</small> 入作(十王)	
八郎左衛門	14 . 654	与 作	8 . 579	新左衛門	10 . 893
善 三 郎	14 . 544	与 次 郎	8 . 373	平右衛門	5 . 743
十郎右衛門	14 . 412	二郎右衛門	8 . 330	太郎右衛門	0 . 445
九郎右衛門	14 . 157	助 兵 衛	8 . 315	次郎右衛門	0 . 160
藤 兵 衛	13 . 928	九 郎 兵 衛	8 . 201		
三郎左衛門	13 . 657	孫 兵 衛	7 . 927		

第3表に利用した資料の出処は、『滝野誌』では明らかでないが、高合計が青木家文書とも近似しているから、当時のものであろう。又、屋敷五〇としているのも、出処不明である。名請人は都合七〇人となり、内四人は入作と明記されているから、実質は六六人となつて、この数字は屋敷と比較する時、差異は小である。萩野村は戸数四〇に対し、名請人八七名、畔藤村は屋敷一一五に対し名請人三百数十名、これは果して如何なる理由によるものか。箕和田村の屋敷一八に対して、村内名請人が二二人とすることも、思い起こされるけれども、共に小村であるだけの理由ではあるまい。この村の農家経営は、一般的に小規模であることは見て来たが、極零細規模のものも割合からして少ない。五石未満は七人に過ぎず、無屋敷というのはこの階層であつたと思われる。滝野村に限つたことでないが、検地帳に載らない「帳外れ」の有無などを考えると、ますます疑問が深まるばかりである。

(2) 広野村検地帳

この村の始まりは、最上川から用水堰を開いたことによつて成立をみた村である事は、伝承のみでなく、資料に広野村名があらわれて来るのが、寛永惣検地からであることでも明らかである。この村の検地も寛永十四年であつたが、現在検地帳は未発見である。おそらくは今後ともに、姿をあらわさないだろう。しかし、いずれの検地帳にも記載のある帳尾の高合計、検地横目などは、新野弥六家の文書の中に、明確に写し取られていた。

広野村寛永十四年御検地高

分米

一、上田 二拾貳町三反五畝二十三歩 三百三拾五石三斗六升五合

一、中田 五反九畝三歩 七石六斗八升三合

一、下田 三反貳畝二十四歩 三石六斗八合

一、上畑 十五町八反六畝六歩 百五拾八石六斗一升
内 三町六反六畝六歩 青芋畑

〃

一、中畑 十町九反四畝二十一歩八十式石一斗三合

一、下畑 十二町九反二十七歩 六十石四斗九升五合

五十間分

一三町三反一畝二十四歩

三十三石一斗八升

高合 六百八十一石四升四合

右内

一、十三石九斗一升

一、一石二斗六升五合

一、一斗六升

残而高合六百六拾五石六斗九升九合

墨付百貳拾貳枚

上紙除テ

寛永十四年

十月

寛永十六年

十一月十五日

寺嶋 喜左衛門

坂田采女同心

中津川庄右工門

横山 玄蕃

金子庄右衛門

若林杢右衛門

□保市郎兵工

関原三右工門

吉見次右衛門

庄田伝右衛門

寺嶋代官の開地が、ここにもあった。これには畔藤村同様、田屋百姓を置いたものであろう。荒砥在番衆開きも、僅かながら見える。思うにこの村は新しいだけに、未墾の原野が多くあり、そこに在番衆の参加をみたものであろう。田の品等では、上田に対して中下田の割合が他村に比べると著しく小であるが、畑地では逆に中下畑の割合が大きいのは、共に地勢・地力からの必然的なものであろう。この検地帳は墨付百式拾式枚であるから、一枚一〇筆で一、二二〇筆程あったことがわかる。

検地横目の顔触れは、今迄見て来た箕和田、萩野、畔藤三村とは別人であり、これは数班にわかれての作業であった証拠である。最後の兩名は奉行であつて、これは他とは変らない。

屋敷は五〇間分としてあるが、村高六八一石余と比較すると、多いと感じる数字で、一戸平均一三石六斗の経営高にしかならない。尤も、こうした計算は機械的であつて、前に畔藤村検地帳を見たように、六名で一町余の出作がこの村からであり、同様に浅立方面にも有つたことと思われる。家数が割合に多いと言うのは、この村が新しい村で移住者が多く、伝統的な名子、被官などの隷属性農民が少なく、殆んど独立戸であつたとも考えられる。当時この村には、未だ多くの開墾可能な原野があつた。大塚村の皆川三右衛門が上川原一〇町歩を拓くのは、後年のことである(『東根村郷土史』)。

(3) 十王村検地帳

この村は地勢風土の関係から、かなり早くから開拓が進められており、それを裏付けるような伝説、たとえば称名寺草創の寺伝などがあり、中世期には荒砥郷の中にあつたらしく、史料に初見するのは、「文禄三年蒲生氏領高目録」からであろう。これには「邑鑑」と共に村高一、一一八石余、六三戸となつている。寛永検地帳はこの村にも伝わらないが、地区内松田仁左衛門家の文書中に、「寛永拾四年御検地之写」があり、書写の年は損のため不明で、二月十九日とだけあり、「十王村住松田吉左エ門」の墨書が表紙で内容は同家の名寄帳である。内容は六八筆を検地帳そのまま写したと見られ、最後に田畑品等毎の反別・石盛を書き、田石で二九石七斗六升五合、畑石一一石八斗三升で、四一石五斗九升五合となつている。そして次にあるものは、村集計であるとは記していないが、具さに見れば村の集計であることは確かである。

上田	五拾町三反式畝十七歩	七百五十四石八斗八升五合
中田	式拾町三反五畝十八歩	式百六十四石六斗四升八合
下田	拾町七反八畝九歩	百拾八石五斗八升
上島	五拾四町七反四畝九歩	五百四拾七石四斗三升
内	式拾町三反四畝式拾四歩	青苧畑

中畠 貳拾四町六畝六歩 百八拾石四斗六升五合

下畠 拾八町壹反五畝拾貳歩 九拾石七斗七升

八拾壹間分屋敷

五町六反四畝三歩 五拾六石四斗壹升

合 貳千拾三石壹斗六升八合

右之内拾貳石五斗五升八合 寛永拾貳年御検地帳面
五石六斗五升六合寛三寛十四開

内 四石九斗六合 百性開

七石六斗五升二合 坂田采女殿開

内 壹石五斗五合 百性開
用四石壹斗五升壹合 坂田采女殿開

合計の二、〇一三石余りは、前にも見た青木家文書とは一七石余の違いがあるが、これがこの村の寛十四検地帳高であるとみることは、少しの問題もない。

名寄の方をみることにする。名請人は助七郎であるが、同家はこのような祖先のいたことは全く知っていない。水田二町五畝廿七歩、畑壹町三反五畝壹歩、高合計では四一石余であるから、村では上位であったと思う。なお名請中に小作分が五筆ある。合計で九畝六歩、内壹畝の青苧畑であるが、これまで見て来た検地帳で、小作の分付は初めてである。この名請人には屋敷が二である。八畝一五歩と八畝一五歩であるが、重複ではない。字名地番ともに離れており、一方を名子屋敷とすることは、その広さからも考えられず、隠居とも思われるが不明のものである。

「邑鑑」からの増加は、村高で二倍はあるけれども、家数では三〇パーセント未満であって少ない方である。後年この村は文化九年（一八一二）、すなわち一七八年後に検地した。その時の合計は二、〇七〇石三斗八升七合であって、寛永検地との差は六〇石しかない。これは寛永当時において、すでに可能な限り拓かれていたことになる。

なおこの写しの後に、「高拾参石六斗四升四合、助兵衛」の年貢上納内容を綴り足しているが、これは明暦新帳の写しであるらしく、墨色も筆跡も違っており、名寄の写しはそれ以前であることは確かだ、史料性の高いものである。

7 税制と農民

本途物成、小
物成、浮役

土からの生産物と、労働力が原初の貢租だったものが、漸次貨幣へと移行して来る中で、近世の初頭蒲生領の場合、生産物納があつたことはすでに述べた。上杉領になつてからも一筆毎の土地を検し、丈量・品等を決定しそれに基づいて石盛が決められ、一村毎の税率である「免」が確定すると課税の準備は終る。即ち六尺五寸平方一歩、三〇〇歩一反、石盛は上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗、上畑一石、中畑七斗五升、下畑五斗、屋敷は上畑並みの一石で、前領主蒲生時代そのままの踏襲であつた。石盛は「地高」でもあるが、その高に「免」を乗じたものを税額の「物成」という。この物成の半分を、「半石」として米で納める。又、残り半分は貨幣永楽銭を基準とした「半永」で、「半石半永」の制度も蒲生氏の遺制であるが、半石には五パーセントの口米、半永には三パーセントの附加税と見られる口銭を合計したものが、「本途物成」と呼ばれる本税である。なお半永の場合、米六斗を一〇〇文として計算する。

本途物成のほかに小物役と名づけられ、又、「小物成」とも言われたものに、高夫銭・入木銭・足前銭がある。高夫銭は夫銭とも言われ、慶長六年削封直後あたりから、高一石に対して六文掛りとなつてゐるが、新開きに対しては半分の三文であつた。入木銭は、農民から薪木と藁糠の現物納であつたものの代納で、足前銭の方は「此節（元和年中）迄は足前は人足にて相勤候ものと相見候」と、「郷村手引」（米澤市立図書館蔵）にあるから、人足の代納化したものであることが分る。この入木・足前銭共に百性一間について月一匁の銀、年一二匁、閏年は一三ヶ月の一三匁であることが寛永二十年の「長井郡諸給人之納方」以来定められている。

以上述べたことは原則であつて、実際に各村各人に賦課した場合、種々の変則すなわち減免の方法があつたと思われるが、寛永惣検地以前のもので完全な史料は、当地方では未発見である。次のものは、青木家文書中のしかも紙背文書で、不完全なものであるが掲げる。

一高七百五十五石八斗二升四合 寛七分

右物成 貳百五拾四石貳斗四升

内

一百卅石四斗七升六合

本口米

一廿一貫八百貳拾貳文貳分

本口 錢

一廿三文九分七リン

開夫錢畠直共二

外百七十五文九リン給人へ割当渡シ

一六百廿文七分九リン

夫錢八百貳文九分九リンノ内

一六文

同 高なしの夫錢

一貳百五十五文四分九リン

同 左内 分

一四拾貳文七リン

入木足前惣村不足分百生
一分九毛六弗六チン十三ヶ月分

入木足前百生六間

一貳貫七百十八匁七分貳リン

七分六リン三毛八チン分
十三ヶ月分

外二四分五リン九毛六弗給人へ割当渡シ

寛永七年（一六三〇）のものであるらしいが、断片であるのでこの村であるのか不明で、惣高や物成から考えられる村免は、二九分程であることだけは分る。本途物成の半石半永分はともかくとして、入木・足前の負担内容は理解が容易でないが、考えるにこの当時から入木・足前錢を負担する農民は、村惣請のものを持高に応じて農民に割当てていたものらしく、小数点以下の数字はそのため生じたものらしい。普通この制度は二十数年後の明暦新制からの実施とされているもので、一層理解に苦しむものがある。いずれこの時は、すでに「邑鑑」の役家が分解を進めていたから、必要とされた策であったと考えられる。

本途物成・小物成のほかには「浮役」と呼ばれた数種の雑税があり、山年貢・川やく・胡桃役などで、村により上り松茸・上り紙などの特殊なものもあった。このほかにその村の条件に応じた税目があったようだが、当地の史料には見当らない。第②表は青木家文書によるもので、青木氏の扱村だけのものであるが、寛永十九年から明暦元年迄の一三年の間一ヶ年の記録には税額の違いはない。浮役の課税基準がどこにあったかは不明で、山年貢の場合、山の面積からすれば鮎貝村は多いし、村高とも合わないが、一般には山持ちの多い村は高額と言えよう。上り紙というのは、当時地方から江戸に移出されたもの（奥村幸雄『深山紙』）であって、

第23表 各村浮役納方

区分 村名	山 年 貢	胡 桃 役	上 り 紙	川 や く	上 り 松 茸
	匁	匁	匁	匁	匁
鮎 貝 村	46.67				
箕 和 田 村	6.67			3.00	
三 山 村	6.67		1.90		
黒 鴨 村	20.00				10.00
枳 窪 村	20.00				
高 岡 村	13.33	3.05	1.90		
正 夫 村	2.00				
下 山 村	3.33	0.10	8.20		
佐 野 原 村	1.33				
大 瀬 村	3.33				
中 山 村	10.00	6.05			
萩 野 村	3.33	6.05			
滝 野 村	10.00	6.50			
十 王 村	16.67	0.25			
馬 場 村	20.00				
石 那 田 村	13.33				
畔 藤 村	66.67	5.65			

間(七〇石)、黒鴨六間(六三石)、枳窪五間(五一石)、高岡四間(二〇〇石)、下山四間(八三石)、佐野原一間(二八七石) 大瀬四間(二〇〇石)、中山七間(二七一石)、萩野五・五間(二四八石)である。括弧内数字は村高を間数で割って、百姓一間と言われる規模を見ようとしたものである。然しこの試みは、最初から無謀であるかも知れない。ということは村の高持ちの構成が平均である筈は

下山村の生産量が最も大きなものであったことがわかる。この浮役に対して箕和田村の製紙がないのは、同村の寛永検地帳に「御紙すき」二名であるから、御用紙すきで上り紙はないためであろう。川役は箕和田一村だけで、この外の最上川添いの村々には見えない。上り松茸も黒鴨一村だけであり、これは代納ではなく、松茸そのもの二〇〇本であったことが他の記録に見える。

入木・足前銭と大量の人足賦課の基準である百姓一人、または一間(軒)と言われる農家の経営の大きさの程度、及び各村に設定された数は明瞭でない。青木家文書寛永二十一年帳は扱村の年貢賦課と村役の請状であるが、その中で御蔵、給人共にある村は性質上不明であるけれども、御蔵入りの村のみを拾えば次の通りである。三山七

なく、各村の事情はおのおの差異があつたと思われたからである。それでも、各村間に余りの距離あることは理解に苦しむ。後述する明暦年間の税制整備の際の一間は、物成三二石としていて、これは高にすれば高免の村では七〇石にもなる。当地方に設定された百姓一間の大きさは、果してそのような規模であつたものか、甚だ疑問のあるところである。

承応二年（一六五三）の青木家文書に、次の記録がある。

一、百拾三匁五分二厘

寛十九ヨリ以来御産所へ上ル雑石ノ銀在々へ割府致候新戸ノ内百卅三間ニ割可仕八分五厘三毛五ツ

判明する各村の間（軒）数は、第24表のようになる。これは記録が示すように、臨時的な特殊な百姓間の設定かも知れず、前述の寛永二十一年のものは基本税の入木・足前と違うためのものか、割当てられた数は同じではない。尤も明暦年中の改革への傾斜の途中には、いろいろな移り変わりもあつたものと思われる。

第24表
百姓間（軒）数

村名	間
三山村	6
黒鴨村	4
栃窪村	6
高岡村	6
下山村	6
佐野原村	2
大瀬村	1
中山村	6
萩野村	7
滝野村	9
十王村	25
石那田村	15
畔藤村	36

御買物

本途物成の米と永（銭）のほか、「御買物」という制度がある。名目は領主の買上げとなつてはいるけれども、権力機構を通じての強制であり、値段は一般市価より低く、しかも代金払いは半永分と差引きするというもので、全くの貢租年貢と変りがなく、百姓農民の役儀とされている。この制度の初めは、会津時代長井郡々代春日右衛門の時からとされるが、実際の史料には恵まれないという。御買米には本御買米と臨時的な増御買米とがあり、数量では前者が多く一六四〇年代は領内で一万三千石で、増御買米の方は七千俵の米と八千俵の粕の両方であつたが、この方の値段は一般市価に近かつたとされている。

買米制も当然農民の持高に対して賦課されたと思うが、

負担者の都合

に よ り て、 未 進 (滞 納) が 村 に 起 き た と き、

第 25 表 本 御 曾 米

村名 年次	鮎 貝	畔 藤	石 那 田	高 岡	深 山	滝 野	萩 野	広 野	中 山	大 瀬	下 山	十 王	佐 野 原	黒 鳴	柄 窪	合 計	単 価 俵 当 り	附 記
寛永 1 9	俵 170	俵 205	俵 83	俵 49	俵 28	俵 45	俵 25	俵	俵	俵	俵	俵 179	俵 4.5	俵	俵	俵 605	匁 7.2	外馬場, 十王 265 俵
〃 2 0	170	205	83	49	28	45	25									605	5.8	〃 〃
正保 2	170	205	83	49	28	45	25									605	4.1	265 俵 〃 〃
〃 3	170	205	83	49	28	45	25									605	3.7	〃 〃
慶安 1		205	83	49	28	45	25					140				435	4.3	外馬場 100 俵
〃 2	225	255	103	59	33	50	30	10	28	7	12	179	4.5	5	3.5	779	6.3	
〃 4		240		59	28	50	30	10	15			179	4.5			714	4.6	
承応 1		264	114	65	31	55	33	11	16			197				786	5.0	
〃 2		240	103	59	28	55	30	10	15			179				714	5.3	
明暦 1		243	106		28	51	31	10	15			15				693	4.9	
寛文 3		215	108.5		51	77		50.5				169				671	4.3	

第26表

御双場（増）買米

村名 年次	鮎 貝	畔 藤	石 那 田	高 岡	三 山	滝 野	萩 野	十 王	広 野	中 山	合計	単 価	附 記
寛永 19	俵 70	俵 86	俵 30	俵 16	俵 2	俵 15	俵 18				俵 331	匁 分 9.0	外 98 俵 馬場・十王 外 89 俵 馬場・十王 外 45 俵 馬場・十王 鮎貝他扱
正保 2	59	71	27	17	9	15	9				207	4.1	
正保 3	29	36	13	8	4	8	5				148	4.0	
慶安 1		101	41	24	14	22	13				205	5.3	
慶安 2		3						28			31	7.4.5 匁	
慶安 4		2						15	5		22	6.0	
明暦 1		33	14	21	10	17	11	39	3	6	154	8.0	
寛文 3		125	97.5		26	62.5		135	28		474	9.5	

それが肝煎の場合は扱代官の弁償となり、農民の未進は半分を肝煎、残りを五人組の共同責任とされていた。まず、当地の実態を見ることにする。史料は青木家文書であるため、扱村だけに限られることは致し方ない。

第26表によると、各村が持高に依じての割当ではなく、年次によって割当の有無があり、数量は年次的にも各村毎にも固定されていないことが分る。変動の原因は、作況とか領主財政の要求にもよったことと思われる。特に多くするのは慶安二年からであり、この年には黒鴨・栃窪の両村にも僅かの割当がある。この両村には水田はほとんど無かったと考えられ、本途物成の半石さえ代納の村であるにもかかわらず、この額の割当ということは、如何に領主財政が換金に容易であった米穀を欲求したか、その表現と見ることが出来る。この年次からの増徴は全領的なものか、地域的な特質であるのかこの史料からは不明である。附記欄のものは扱代官が別人（渡部久左エ門）であるため、このように記されているものである。なお各村の年次の中で空白になっているものは、代官替のためと、又割当のなかったものがあるらしい。

第26表は増御買米と言われたものを、年次的に数量その他を見たものであるが、青木家文書では「御双（相）場買米」としてあり、増御買米としているのは正保二年だけである。一見して、本買米より数量も割当村も共に少なくなっている。値段は本買米よりは市場値に近かったらしく、少しは高値であるのは確かであっても、寛永十九年、二十年の両年とも全国的に不作であり、当地でも早害による被害で、多くの村々に立枯れ調査や御用捨という減免があり、中山村では餓死した農民の名前が、青木家文書に記録されている。これに対して代官寺嶋喜左衛門は、一俵銀一六匁の米を借し付けている。米沢相場は一三

第27表 御買 粃

村名 年次	畔 藤	滝 野	萩 野	高 岡	鮎 貝	三 山	石 那 田	十 王	単 価 俵 (一俵 当り)	附 記
正保2	79	17	10	19	65	10	32	2.3	外98俵 馬場・十王	
正保3	79	17	10	19	65	10	32	2.0	〃	
慶安2	117	20	10	20		10	40	3.7		

匁(『藩制成立史の総合研究』)と言うのに、前記の本買米は七匁二厘(十九年)、五匁八分(二〇年)で、この増御買米でさえ九匁宛であった。これでは、領主経済と領民である農民との間に、有機的な関係がなく、一方的な立場に立たされていたことがわかる。
 第27表は、御買粃を示す。増買米の一部に粃もあったことは、前述の通りである。これは数量・割当村・年次については三ヶ年の記録があるのみで、粃による買上げは特別な年に限られたものであったことを推測させる。

以上買米制の実態を見て来たが、寛永十八年の本買米は、第25表の十九年と同様であったものが、早害不作のため御用捨減免の適用を受けた記録を挙げる。

同分(寛十八)御買米日記

此外四拾一俵 御用舎ニシテ

一百卅俵

右ハ一表ニ付而上銀七匁五分ツ、

鮎貝村

同 卅表

同

卅六表ハ 善左工門分

十王村

同 卅七表

卅七表式斗 助左工門分

同 卅七表

卅七表式斗 庄五郎分

同 卅七表

卅七表式斗 庄五郎分

同 卅七表

卅七表式斗 庄五郎分

馬場村

同 卅七表

卅七表式斗 庄五郎分

同 卅七表

卅七表式斗 庄五郎分

畔藤村

同 十三俵 同

石那田村

畔藤村

一五拾七表
 内 十表ハ割府究候テめぐりや三三郎共ニ可引
 外 十表引

一卅俵

高岡村

右同様ニシテ

同 六表

一式拾貳俵

三山村

同 廿貳表

一式拾八表ハ

滝野

同 廿表

一式拾表ハ

萩野

六百貳拾五表 内十表ハいしなた石方引テ

巳ノ極月十三日

本途物成としての半石、半貢租的な買米、領主経済の飽くなき欲求収奪によって生産者である農民の手元には、如何ほどの米が残り得たものか計算してみる。尤も、当時村高のうち水田面積の明らかであるのは、さきに寛永惣検地で見たとように、箕和田村・萩野村・十王村・畔藤村・広野村の五ヶ村であつたけれども、箕和田・広野両村は買米記録が見えないので、残りの三ヶ村だけとなる。收穫量は上田一石五斗・中田一石三斗・下田一石一斗の一反当り石盛りとみて作成したのが、第⁸⁸表である。差引いた残高を検地帳の屋敷数、萩野四〇、十王八五、畔藤一一五でそれぞれ除した。簡単に平均を割り出すことは出来ないが、一〇石を越えるのは萩野村だけで、残り二ヶ村は六く八石程度となる。この外に萩野村六石三斗、十王村二七石六斗、畔藤村三五石五斗の地足軽扶持米の小物成があつたから、残高は更に減少するものであり、換金のためと食糧のための米穀はいよいよ減ることになる。

第⁸⁸表は御買大豆を、第⁸⁹表は御買油荏えの、それぞれ各村に割当てられたものを、青木家文書によって作成したものである。大豆は当時にあつても必需品であり、領主専売制に加えられたものではなかつたかと考えられる。油荏は地方で黒油と言われる作物で、実から搾油するものであるが食用にはならず、燈火用と紙に塗布するためのものである。この二品目については全領内での総量や市価との差異など、全く知られていないから、本増買米のように半貢租的性格をもっていたか否かも、勿論不明である。然し大豆は、米と同

第28表

水田収穫と貢租差引 寛永19年

村名	村高	免	水田面積	収穫量	貢租 半石口米共	本増買米	残米量
	石	ツ	町	石	石	石	石
萩野	1,278.127	1.80	44.378	651.256	119.380	21.5	510.376
十王	2,013.168	3.61	91.475	1,151.311	374.176	97.5	681.638
畔藤	2,953.554	4.30	108.470	1,495.537	654.190	145.5	695.897

価に近かつたことから、同性質のものと理解して、取上げて置いた。数量の割合は見る通り少ないものであるから、全農家に分割して供出させたものか、疑問がある。表中の空白は、割当のないものと代官替によるものがあるらしい。油荏の正保三年には、「当年の油紙御用斗」^{ばかり}との註記がある。即ち、販売するものではないと云うのである。

第29表

御 買 大 豆

村名 年次	中山	大瀬	佐野原	下山	黒鴨	栲窪	正夫	箕和田	六野	畔藤	馬場	十王	石那田	萩野	滝野	高岡	三山	鮎貝	俵
寛永19	俵 8	俵 5	俵 3	俵 5	俵 7	俵 6	俵 3	俵 5	俵 7	俵 5	俵 2.5	俵 3	俵 2	俵 1	俵 1	俵 0.6	俵 8	俵 7.0	
寛永20	俵 6	俵 4	俵 1.5	俵 4	俵 6	俵 4	俵 0.3	俵 1.5	俵 5	俵 5	俵 5	俵 12.6	俵 4.7	俵 4	俵 3.5	俵 4.5	俵 4	俵 5.0	
正保2	俵 4	俵 2.5	俵 2	俵 3	俵 0.9	俵 0.5	俵 1.5	俵 1	俵 6.5	俵 14.6	俵 12.6	俵 4.7	俵 4	俵 4	俵 3.5	俵 4.5	俵 4	俵 4.4	
慶安1	俵 4	俵 3	俵 2	俵 3	俵 4	俵 3	俵 1.5	俵 6	俵 6	俵 14	俵 5	俵 5	俵 5	俵 4	俵 4	俵 4	俵 4	俵 4.1	
慶安2	俵 2	俵 2	俵 2	俵 3	俵 4	俵 3	俵 3	俵 3	俵 3	俵 5	俵 5	俵 3	俵 3	俵 10	俵 20	俵 20	俵 10	俵 4.2	
慶安4	俵 3	俵 4	俵 3	俵 3	俵 4	俵 3	俵 3	俵 6	俵 13	俵 13	俵 15	俵 15	俵 7	俵 6	俵 7	俵 5	俵 7	俵 4.2	
承応1	俵 4	俵 5.5	俵 4	俵 4	俵 5.5	俵 4	俵 4	俵 6	俵 16	俵 16	俵 16	俵 16	俵 8	俵 7	俵 8.5	俵 7.5	俵 8.5	俵 6.0	
承応2	俵 3	俵 4	俵 3	俵 3	俵 4	俵 3	俵 3	俵 13	俵 13	俵 13	俵 15	俵 15	俵 7	俵 6	俵 7	俵 5	俵 7	俵 4.7	

夫 役 と

人 足

貢租体系の中の労働力負担は、入木足前両銭のように定額化、代金納へと近世化の方向へと進みながらも、夫役労働はなお城郭工事そのほか領主経営の道路普請などに、現夫をもって割当てられている。この賦課基準も、百姓一間にその年々の事業量によって、おのずから決定されたものと考えられるが、明暦の新制では物成三二石で二二〇人割りであったから、驚くべき数字といえる。ただ明暦以前では百姓一間、百姓一人といわれた役家なるものは、物成三二石附近の家ばかりとは思えず、たとえば最も高免の畔藤村は四ツ三分であるから、七〇石余の持高とならなければならず、免の低い村では一軒の役屋も存在しない事になるから、村の力に応じて何間と設定し、本百姓はじこの持高割の供出に応じていたことになる。この労力負担は農繁期には禁じられ

第30表

御 買 油 桂

単位：俵

村名 年次	大瀬	佐野原	下山	正夫	箕和田	広野	萩野	畔藤	石那田	深山	高岡	滝野	十玉	馬場	中山	鮎貝	枳窪	黒鴨	俵価
寛永19	3	1	2	3	1	5	1	9	4	1	2	2	6	5					9匁02厘
寛永20	1.5	0.5	1.5	0.6	0.6	1.5	1.5	2	0.75		0.5	0.5							14匁0分
正保2	2		2	0.8	0.8	2	2	5	1	0.4	0.8	0.8	0.5	0.4	4	3	2		不 明
正保3	0.4	0.2	0.4	0.2	0.2	5	5	0.5	1	1	0.6	0.6	0.4	0.2	0.6	0.2	0.4	0.4	6匁5分
慶安1	1	0.5				2	2	5	2	1	1.25	1.25			1.25		1	1.25	5匁3分
慶安2	1	1	1	1		2	2	5	2	1	1	2	3				1	1	4匁1分
慶安4	1	0.5	1	1		1	1	2	1		1	1	1		1		1	1	7匁0分
承応1	2	2	2			3	3	9	4.5		3	4.5	10		2		2	2.5	9匁0分
承応2	1	0.5	1			0.5	0.5	1.5	1	1	1	1.5	15		1		1	1	不 明

ていたけれども、大量の負担であり、時には多忙な季節にもあったと考えられる。この労働力貢租は農業経営そのものを、経済的に根底からゆさぶるものであったことは確かであろう。夫役はこのように重大なものであるが、現夫で済ます性質であるためのものか、史料となる記録はきわめて少ない。

寛永二十年夏、物検地後の重税、それは苛酷なほどの打出と平均免というものにより、農村のいよいよ疲弊する現状を、奉行衆が村々に出向いて具さに視察し、農民から直接苦情を聞くことがあった。それに対して石那田村の農民たちは六ヶ条からの不平を述べると共に、過重な人足供出も訴えている。ここでは箇条書の方は略して、人足分だけを抜書すれば、次のようなものである。

一六八拾貳人

新戸采女殿に御出被成候人足寛十九四月極月迄

右内

一八拾八人ハ

柴垣切結手共ニ

一貳百四拾人

揚地材木板木屋作共ニ

一八拾七人

薪切ニ御遺候

一百拾壹人

采女殿御内里右工門殿家作ニ御出候

一拾貳人

采女殿御息五左衛門殿米澤 御下ニ宮迄櫓引

一百四拾五疋

新戸采女殿御出被成候人馬共ニ

右内

一六拾貳疋

かりほし付一疋ニ付四駄宛

一五拾三疋

薪付一疋ニ付テ四駄宛

一三拾疋

米澤へ荷物付上下共ニ

一五拾六疋

新戸御蔵へ寛十九四月中 極月迄青苧包むしろ平田横目衆乗馬共ニ

一百四拾貳人

同米澤へ御用ニ付テ度々上下仕候

一五拾八疋

同理り

一五百廿七人

同さうし指紙持共ニ

右内

一五拾人

青苧包かミ油しめ共ニ

一貳拾三人

大せ村御番所家作ニ御懸候

一貳百貳拾八人

村道

一貳百廿六人

在々へ

一七拾貳人

御給人分

千四百貳拾四人

御城御蔵とも二御懸候

貳百五拾九疋

同人馬共二

右通百姓共困窮故御奉行衆尋被成候付而無殘申上候、跡々右近殿御代采女殿御代迄人馬之扶持を被下候へ共、五六ヶ年の間

扶持米不被下候、御懸被成候御城御蔵共二四五年前迄人馬共二四五百人御懸被成候へ共、只今の儀者閑様二御懸被成候二付田畠

をも不作仕候、此已来二おゐる人づめ跡々の人馬のふち米被下御懸被成候ハ、過分至極奉存候事

寛永貳拾年七月廿三日

石那田村惣百生

と言うもので、四五人の連名になるものであるが、肝煎はこれに加わっていない。一戸平均にすれば一五人程のものもあるが、前城代北條右近のあたりと四、五年前迄は、扶持が出されていたのには今は無償になったと言うのである。

この記録は石那田一村だけであるから、普通の夫役か又は特別のものであるかは、少しく不明であるけれども、現夫負担が無償で貢租的なものであることには違いない。

戦国の末期から近世のはじめにかけて、村の有力農民、大経営主、隸農主的経営者は百姓の草刈馬に乗って、領主大名の軍事行動に参加したことは確かであり、これは地馬上ともいわれた。この地馬上は、力に応じて数名の戦闘要員を従え、ほかに軍夫・陣夫の雑役の者も伴い、これは一般農民からも徴用され、地足軽といわれた。直接軍事方面に必要がなくなっても、軍道・城郭工事に必要な事もあって、この期には領内六八〇名が確保されており、これに対して扶持米を支給し、この扶持米は村々に割当られて供出されていた。村の本役家数に応じた扶持米は現夫の代償のものであるため、支払価格も本増買米のように低く、全く貢租的性格である。この割当の実態を青木家文書の「正保三年帳」から一例をとると、

第31表 地足軽扶持米

年次 村名	寛永 19	寛永 20	正保 2	正保 3	慶安 1	慶安 2	慶安 4	承応 1	承応 2
畔 藤	石 35.50	石 35.50	石 35.40	石 —	石 —	石 38.40	石 35.40	石 38.40	石 35.50
馬 場	20.17	22.23	20.17	—	—	—	—	—	—
下 山	7.40	3.40	7.45	—	—	8.06	7.43	8.06	7.45
大 瀬	6.37	6.39	6.37	—	—	6.91	6.34	6.91	6.39
十 王	27.61	27.70	27.61	27.12	—	29.95	27.61	29.95	27.69
黒 鴨	7.43	7.45	7.43	—	—	8.06	7.34	8.60	7.45
滝 野	8.85	8.87	8.85	—	—	9.60	8.85	9.60	8.87
佐野原	2.83	2.84	2.83	—	—	3.07	2.83	3.70	2.84
箕和田	1.77	1.77	1.77	—	—	—	—	—	—
中 山	10.62	10.65	10.62	—	—	11.54	10.62	11.52	10.65
広 野	3.54	3.55	3.54	—	—	3.84	3.54	3.84	3.55
三 山	6.00	6.35	6.01	—	—	6.52	6.01	6.52	6.30
高 岡	7.78	7.81	7.74	7.78	—	8.44	7.78	8.44	7.81
枳 窪	5.31	5.32	5.31	—	—	5.76	5.31	5.76	5.32
鮎 貝	7.08	7.17	—	—	—	—	—	—	—
菘 野	6.37	6.39	6.37	—	—	6.91	6.37	6.91	6.39
石那田	7.00	7.10	7.08	—	—	7.68	7.80	7.68	7.10
正 夫	1.72	1.77	1.77	—	—	—	—	—	—
俵 佃	^{知分} 7.8	5.8	4.1	3.7	4.3	4.6	6.3	5.0	5.3

高岡村

一五拾七匁分七リン 町銀

正式分地足軽武頭二人式分の御ふち米
七石七斗八升八合ノ代一人二付而一ケ
月式人扶持宛年中正四分十式ヶ月大小
指引ニシテ日數三百五十四日分拂升五
斗四合二付而上銀三匁七分宛

となつていて、賦課の意図と方法を明らかにしている。価格は同年の本買米三匁七分と同じで、増買米の四匁よりは安く支払われている。給付される側から言えば、二人扶持として一日二升弱の支給となっている。

第31表は、地足軽扶持米の寺嶋代官扱村の年次表である。これを見ると、価格は各年とも本買米と同価であるから、いよいよ貢租的な性格であったことは確かである。

地足軽扶持米が買米と違う所は、水田がほとんどなかったと思われる黒鴨・枳窪の両村にも割当があったことである。後述するように、水田率の少ない村は本税である半石分も代金納しているから、この地足軽

扶持米も当然代金で納めたものに違いあるまい。

本途物成・小物成・夫役・地足軽扶持米と、租税のあらましを見て来たが、さきに蒲生時代のところで触れた「常伏子」がある。けれどもこれは一般的ではなく、田尻・鮎貝・十王の三ヶ村だけ、それもいたって軽微なものであったが、これの賦課は全村の高割りとなるのは後代であろうから、当時は専ら役屋だけの負担であったと思われるのであるが、明確な史料があるわけではない。次は、年貢の納方について見よう。

年貢の

課税の客体である農民達には、領主のための「御蔵入り」と、家臣の俸禄を直接納める「給人入り」があったことである。本途物成は、半石半永の制によって米方、代方に等分され、代方は米六斗をもって永楽錢一〇〇文とし、一五文をもって銀一匁に換算され、銀納である。小物成の高夫錢は反六文がけ、新開地の三文がけも銀に換算される。当時の領内には米沢銀が通貨の主であり、これには上銀と町極印銀の二種があつて、町銀で済ます場合は七分（七パーセント）を加えて、同価にしなければならぬ。

肝煎、与頭の村役は各農家の所有高に応じて年貢を割付し、徴収の任も勿論であり、領主の末端機構としての性格がある。年貢のほか租税的性格の「買物」は勿論、領主の専売である農産物も同じである。完納期は十二月であるが、一部に滞納がある場合、村役だけではなく村全体の共同責任を取らせられた。なお未進（滞納）については翌春三月から、月三パーセントの利子をかけられる。

現物納の米は、荒砥に米蔵があつたことは当時の記録に見えるほか、寛永検地帳によると箕和田、畔藤両村にはお蔵屋敷があり、お蔵守役がいる。「田尻村明暦新帳」にもお蔵屋敷があるところを見ると、大量の現物を収納保管するためには、各地にその施設として倉庫があつたと考えられる。なお青芋の生産に対して、米を貸付ける方法（青芋代米）があつたが、年貢米を納める場合その分は差引いて納めるものであつたことが、「青そ代米ハ村々ニて、其分御年貢米ヲ不足ニ済、則代米銀取申分ニ^而御年貢皆済ニいたし（後略）」（諏訪文書「御当国覚書」）によって明らかである。

代方である銀納の多くは、お買物の米粃の代銀や、専売物の青芋・紅花・木の実（漆実）の代銀によって相殺される。この方法は「差（指）し次ぐ」といわれた。年貢の完納は皆済（かいせい）であるが、代官から村に渡される皆済証文は、当時のものは発見されていないが、村役から代官に提出された請状は、青木家文書中に見ることが出来る。寛永二十一年（一六四四）の扱村一四ヶ村で、内容は減免や、村によっては翌年越しの滞納に近いものもあり、極めて複雑で、したがって一ヶ村でも数ページに渡ることになるため、後文の請状の文章だけを四ヶ村掲げる。村によって請状に違いがあり、より広く実情を知るためである。

(石那田村)

右之通子丑兩年に皆済申所実正也、少も相違之儀候ハ、可申上候、其上未進分ニハ三月 三分子之利足、可被下置由被仰付候、先以如每年之本銀ヲ以指引申、重^而御公儀被仰付次第ニ無相違儀上可申、仍^而如件

正保弐年十一月廿九日

百生

山口掃部[㊦]

三 二 郎[㊦]

”

次右工門[㊦]

(高岡村)

右萬御買物代銀ノ内ニ^而指引皆済申所実正也、但如每年町銀^者七部(分)入ニシテ無相違相納申、村中尚以念比ニ算用相究米銀共二百生前指引可申、加相違之儀御座候ハ、可申上由忝奉存候、仍如件

寛廿壹年十一月廿九日

肝入

太郎右衛門[㊦]

与頭

六郎左衛門[㊦]

”

平 兵 へ[㊦]

霜月十一日

(鮎貝村)

右通但シ兩年ニ相納ル所実正也、殊利分御用可申上候得共、先以御詫言仕我々本銀ニ^而指上申、何時ニ^而も御公儀被仰付次第ニ指上可申由、毎年未進之年ハ被仰付相心得申、為其仍如件

正保弐年十一月十五日

肝煎

善 太 郎[㊦]

同三郎左工門印

小 兵 衛[㊦]

(栃窪村)

右銀寛廿壹秋分青芋萬御買物代銀、町国印ハ七部入ニシテ指引ヲ以御皆納申上ル所実正也、村中百生前尚以入念算用吟味銀子指引御取可被下 仍而如件

寛廿壹ノ

きも入

与五右エ門㊦

百生

惣左エ門㊦

霜月十三日

これらは代官寺嶋喜左衛門宛のもので、四通のうち二通はその年に皆済しており、他の二通は未進によつて翌年納めたものである。なお寛永二十一年は遅く改元されて、正保元年である。

御年貢、租税、貢租といわれるものは、負担者にとつて容易なものではなく、従つて滞納未進は当然にあり得たことである。第32表は青木家文書からの作成であるが、未進は翌年に繰越されると、又その年も未進となる。即ち、悪循環の傾向が見える。最初の原因は何であつたのか、これは容易に説明されるものではないが、一般に高免の村に未進が多かつたと思われる。表のうちで空白の部分はこの年には代官替えのところもあり、皆済のところもあるらしく実情とは少しく距離もあるうけれども、年貢皆済とは容易ならざるものであつたことの、祖先たちの姿を示すものである。青木家文書に、

畔藤村百生間米銀共ニ未進過上ノ申分ニシテノ留

一壹貫貳百九匁九分

御蔵分未進

第32表 各村未進

世曆	年 号	鮎貝村	三山村	黒鴨村	下山村	佐野原村	中山村	萩野村	十王村	石那田村	畔藤村
1642	寛永 19	216.32 匁	289.32 匁		203.50 匁	180.41 匁	92.93 匁			280.19 匁	
1643	” 20	351.35	281.96	131.72	146.37	87.95				173.47	
1645	正保 2	99.96			203.15	85.02				148.96	
1646	” 3	69.29			111.35	241.44		132.13		260.56	
1648	慶安元				100.25	127.50				387.52	
1649	” 2			103.61	135.46	53.19				183.52	113.53
1651	” 4				169.35	135.00	112.32			474.36	
1652	承応元				103.16	145.34	47.64		12.82	481.72	47.64
1653	” 2				110.36	95.50				552.93	97.88
1655	明暦元				136.47	57.40			57.41	285.93	198.46

式百四拾六匁五分五リン 御買米御年貢ノ下リ銀ニシテ如比積ル

内

八百五匁八分四リン 銀方下リ

一九百九匁三分五リン

御給人分未進

式貳百拾九匁貳分六リン

町国印

寛永二十一年には、畔藤村では以上のような未進があつたのであるが、村請の原則によつて村責任で皆済しているもので、未進の百姓がいつまでも家過納の百姓に返済しないため、代官の仲裁を申入れた文書の冒頭の記録である。次に、未進百姓と過納百姓の請状があるが略す。

(前略) 御公儀御帳面ノ内、御蔵納不申迷惑仕候由、此段尤ニ候無餘儀候間、妻子をしち物ニ取御蔵へ、天氣ノあれ候時并夜ルハ入置、晝ノあたゝか成時ハ調之ためニ、雪の上ニ袖をつらね、一時ツ、も御所納すまし不申者共驚入候様ニと申候て、極月十一日ノひる 同十二日迄指置申候(後略)

正保二年、馬場村についての資料である。本文の最後に給人百姓一六人(内入作二人)と未納額を載せてあるから、寒中雪中にさらされた妻子は一六人となろう。以上二つの史料は青木家文書「於荒砥萬覚」にあるもので、同書には年貢未進の結果禿つぶれ百姓となり、身売りが続出している様子、肝煎のように百姓間役など免除されているものでさえ、この通りであつたから一般の高持などは、ほかの要因とも絡みあいながら現状維持が不可能になり、いま迄の農村の構造は分解と分化を重ねながら、隷農層の上昇自立をともなつて大きな矛盾を来たし、新しい制度「明曆新帳」への進展を余儀なくされるものであろう。

給人入りの方は寛永二十年十月、奉行郡代連署の「長井郡御給人納方の覚」によつて、当時の実態を促えることができる。これは、「諸代(官)御土貢納方の覚」と共に、代官を通じ村々に渡され、村役はいずれも請状を出している。「長井郡御給人納方の覚」は、給人の農民支配を規制するもので、最後には「右之条々被定置處也、若此旨相背者有之ハ、百姓中目安を以、可申上者也」ときびしいものになつてゐることは、年貢の未進には農民を代償として人質を取り、手作りの田畑耕作に、農民を勝手に使役することなどの振舞があつたことの裏付となつてゐる。

「長井郡諸給人納方の覚」によつて、給人入りもお蔵入りも、肝煎の割付内となつて双方ともに違いはなくなる。ただ給人が相対で、米銀を、必要とする生活物資と換えることが出来るけれども、すべて条文の中に決められている。例えば油荏は納升四斗、大豆も納升四斗入六俵、これは共に一〇〇石に対するもので、値段の方はいずれも米代となつてゐる。ほかに糯米と小豆は相対とあるのは、升目のことであろう。人足が必要とする場合は日料五分と規定しているが、節米搗きは百姓一間について一人は無償、代納ならば五分の定めであつても、實際米沢に登つて一日の労働には、往復の二日は無償となる。

給人の知行は普通石高で示されているが、これは年貢として収取出来る額ではなかつた。寛永惣検地により大巾な耕地の増加、打出高となり、農民の負担増となつた反面に、給人への支給率を高くした。以前(寛永二年)は本取一〇〇石に対する取取は三七パーセントであつたものを、四八パーセントに引き上げたのである。知行は本取高に依じて、各村の免により給されるが、その計算方法「給人渡り村方にて相渡ス算法」は、「徳間記」による迄もなく、本取一〇〇石の知行は四八パーセントの四八石であり、その四八石を村免で割ると村での渡高が出ることになつてゐる。

給人の本取高に対する年貢収取率が、四八パーセントに決定されたといわれる寛永惣検地以前、青木家文書中の紙背文書に次の記録がある。

本取七十九石四斗六升七合

一百廿九石六斗五升式合

高村二郎左衛門

上り地

右物成 卅八石壹斗四升四合

「寛七ノ帳面」として寛永八年（一六三二）のもので、この物成は四ツ八分である。従って本取の四八パーセントは以前からもあつたとみられる。ただこれを長井郡内を一率に「平均免」（ならし免）にしたのが、惣検地の結果であると言うのであろう。この「平均免」によつて給人は、高免低免にかかわらずどの村に給地を持ってても、収取する額に変わりがなくなると同時に負担農民にも大きく影響し、

一寛十四十五御検地のふへめに付^而、諸百生中ならしに被仰付候事めいわくの由、さまざま申来候、又へり申百生様ニハ地方あ

しく、高きものハひけ、ひき候者ハ引申^而、村の内ニ^而うぶいなどニ罷成事、努々罷成ましく候由申二付^而、何かと出入御座候へ

とも、其申次第二書付米沢へのふせ申事

（寛永十七年六月）

という記録があり（青木家文書「於新砥萬覚」）、これは全領的であつたとも見え、「平均免」は正保五年（一六四八）には停止されてゐる。

寛永二十年の給人の農民に対する諸権利を規制した条令は、お蔵農民と給人農民との差を違いないものにしたが、それ以前の給人は農民に対して、ある程度自由勝手に権利を振うことが出来たと思われる。これを規制し得たのは、領主の権力が強化されたことであり、

又、給地農民を勝手に出来なくなり、給地はただ年貢を収取するだけとなつたことは、土地を支配する「地方知行^{じかた}」から、より近世的な「物成渡り」に近づける前進であつたと言える。といつても前述の油荏、糯米、大豆、小豆などのほかに、高一〇〇石に下敷藁一二束・糠三俵・蕨六枚・雪垣百姓一間にこも五枚・ほけ壱荷・縄三百宛などがあつた。これらは城下米沢に近い給地から支給させ、当地のような遠隔の給地からは、代納させたものが多かつたと考えられるが、この地方だけに給地をもつた場合、右の物資は米沢の給人へ届けなければならず、その苦勞は大きかつたと思われる。給地農民に対して皆済証文が出されたことであろうが、そうした根本史料は発見出来ない。

正保二年（一六四五）横越村の農民が公儀前（お蔵）、給人前の年貢を未進した際、妻子四人を肝煎百姓中に「沽却して可相済之由」命じた処、農民某はその夜欠落したが捕えられ成敗され、高玉村では農民某が慶安二年（一六五一）まで五ヶ年も給人前を未進していた、催促も拒否していたので、ついに成敗となる事件もあつた（米沢市立図書館蔵「寄合帳」）。

明 曆 の 新 制

太閤秀吉の強力な政権の出現によって、国内戦が終息に向かうと、領主大名たちは一途に領内の体制整備に努力し、いつも権力を通して行われる限り、ある段階の成功や完成は、更に領主権力を上昇させることを意味する。結果的には農村も農民も年貢の増徴にあえぎながら、分解を余儀なくされ、より近世的な農村に変貌して行くのが、この上杉時代前期の姿であったと考えられる。年貢制度を領主権力の具体的な表現として捉え、そこに生きた生産農民の姿を浮彫りにすることは、有効な根本史料が数多く地方に発見されない限り、すでに三世紀を隔てた今日としては不可能に近い難事である。当地方に稀有に存在する歴大な青木家文書と「御当国覚書」によって、可能なかぎり当時の年貢税制なるものに目を注いで来たのであるが、これらは早くて寛永五年（一六二九）あたりのもので、紙背文書として存在するだけで、系統的に知り得る史料は十四年以降であるから、それ以前の慶長、元和年間のことを触れることは稀れであった。

農民が負担した年貢租税のうち、本途物成は村の税率（免）の改訂がない限り、多少にかかわらず個人の所有高に応じるものであるから、問題は少ないけれども、家・屋敷を基準とする役屋に対する百姓役、間役としての夫役労働、入木銭足前銭も役屋に対するものであったから、負担者である農民の質的構造が変化することによって、大きな矛盾を抱えることになる。ということは、過酷ともいえる年貢と夫役負担などによって、前時代からの名主的存在^{みょうしゅ}、数名の名子を使用し間脇（わきや）水呑層の労働力に依存しながらの農業経営、隷農主的大農らはある速度をもってほころび始めると同時に、下層農民が上昇することによって矛盾が生れ激化するようになれば、課税の主体である領主権力へも対応策は必然に要求される。

新しい事態は常に進行していたから対応策も追いついて行くには、彌縫策^{びぼう}だけしか見出せず、対象が安定する時はじめて定着をみることになる。寛永惣検地の打出を得た結果として、給人知行を置賜地方は本取高の三七パーセントほどから、四八パーセントに引上げた事は給人百姓にも影響があり、このならし免制は八年ほど経った正保四年八月の条々には「一 ならし免の事当年相止候、如古来之本免ニ相定所納可被申事」となり、又これから七年後の承応二年（一六五三）には、百姓役屋すなわち基準となる一間（軒）或いは百姓一人といわれるものを、一〇〇石について一人半と定めることになった。こうした情勢の移り変りの姿を、当地の史料から窺ってみよう。

百姓役を納める役屋の設定は、家屋敷を基準とするものであるが、その基準も村により高下の差異があつたと思われる。先に見て来たように、当地方にも見られる山村小村への設定の数は、平野部の村と比較するとき不均衡を指摘することが出来るからである。「右ハ跡々与左衛門（寺嶋代官）代石那田村、御公儀間卅八間ノ所ヲ御城ノ用、与左衛門指かかる用所共ニ出可申ため、式拾間引被申候」（青木家文書「於新砥萬覚」）と寛永二十年に見えるのは、さまざまな操作をはかり各村の均衡を勘案したものの史料となろう。

石那田村の山口掃部家は、伊達の遺臣と云われ、蒲生氏に仕え、上杉氏になつてからはまず最上御陣に加わり、広野村の開発に尽力し一〇〇石の知行を与えられていたことは、上杉家文書「分限帳」（寛永八年）にも記載されており、村肝煎であると共に下代官的な権限を有していたらしく、青木家文書にしばしばあらわれ、広野村寛十四御検地高六五一石四斗三合の内、

本取百分式ハリ五十匁本物成共ニ

一高百六拾四石九斗四升五合

物成 卅石九式斗五升七合

山口掃部
式ツ三分九リン

となつており、残高は四九七石四斗余が広野村の蔵入分となり、本高は一九七石六斗余、ほかは荒開きと三〇〇石ほどが寛十四の内出高である。これに対して、

一五百四拾文

入木銭

右百生三人分年中十式ヶ月ニシテ一人ニ付而一ヶ月十五文ツ、

一式百七十文

足前銭

右同三人分ヲ半やくニシテ（青木家文書「於新砥萬覚」）

と記しているのを見ると、百姓一人（間）は本高六六石程度であるところもあり、足前銭の方は半役であつたことも存在したものであろう。

正保二年（一六四五）三山村（深山村）では年々不作によつて困窮、つづれ百姓が出るので小百姓の方から、高持の百姓に対して諸役万事も平均すること、御買米と人足は物成五石一人として高次第に割府して貰いたいと願ひ出た。これに対し代官側では、ならしにすることは郡中御法度であるとし、買米と人足の割府を高割にすることは高持百姓が反対であるため対立し、結果的には代官側の

仲介によって「きも入小百姓相談仕、御かい米之儀物成五石二一人宛被召出人足之儀両用共ニ、相談仕わつふ仕筈ニ相究申候」として、百姓七人が連署で請状を出しているのが同年の初め五月二十三日である。以上のうち、諸役万事共にならしにと、小百姓の方から願ひ出ている文意は明らかでないものがあつても、買米、人足については、従来の方法では農村の内容も変り、家屋敷基準が大きな矛盾と不合理をきたしていたことを、明らかに示しているものである。ともかく矛盾の激化に対して農民自らの知恵によって、解決是正を念じての努力があつたと見るべきである。なおこの村の免は二ツ二分であるから、物成五石とは持高で二三石ほどの農家経営ということになる。

青木家文書の「寛二十一年秋分 高物成納帳」に、次の記録がある。「尤年貢寛廿ノ秋ヨリ杉沢小山沢海生此三ヶ処山入ノ畠石ノ分代方斗に御訴詔申上分、但当年立枯ニシテ田石斗御めんニテ畠石ハ御竿入不申ニ付、如此引不申候」と、一種代という減免を願ひ出ているもので、これも年貢をより合理的にするための努力であつた。

増 税 と 明暦元年（一六五五）になると、これまで半永分は米六斗で一〇〇文であつたのを、五斗一〇〇文に引上げること
新 税 にしたのである。然しこれはあまりにも高率すぎ、「公儀向」へもはばかれるとして、反対する代官もある程の増税であつたのである。このため、その分は「懸銀」として取立てるといふ胡麻化しの増税で、六斗から五斗に引上げたことは実に二〇パーセント、増加である。

一五貫六拾八匁分六リン 上（銀）明元ニ御郡中附益銀明元 御所納申筈ニ付而在々取立可申分不相調候へ共御算用次第請取
方ニ仕候

とあるのは、明暦懸銀が創設されたときの記録で、第33表に見るとおりの扱村の收取額が記されている（青木家文書「明元萬金銀受払帳」）。尤もこの数字を見ると、村の高、免の高下にもよるが、各村間の均衡が不自然と見えるところもあるけれども、青木氏扱村中の下山村の明暦三年の納方新帳と同額であるから、他の村々も明元の附益銀に間違いはない。足前銭、山年貢なども大巾に増税されて来ることになる。

第33表 各村明元懸銀

村 免	明曆ふえ銀
高 岡	288.8
深 山	262.67
黒 鴨	175.33
栃 窪	116.33
下 山	178.33
佐野原	44.40
大 瀬	169.80
中 山	289.20
萩 野	301.93
滝 野	378.13
十 王	1099.40
石那田	414.47
畔 藤	1136.50
広 野	212.87

万治二年（一六五九）、附益物成という税目が新設されている。これは地力の善悪により、上中田のみに懸けたものと云われ、全領内の村に課したのではないようで、後期の納方帳にも（現在残り少ないが）、賦課された村とそうでない村があり、この税目のない村は概して山手の村であることがわかる。

寛文十年（一六七〇）からは、新枘を採用することにした。新しい枘は京枘ともいい、秀吉政権によって決められていたのであるが、年月の推移と共に枘の体積に変化が生れ、幕府から要請されたものは、領内で従来使っていたものより小さかった。即ち新古枘の比は一・一三五ぐらいで、従来の容量は一升二合程に当たっている。幕府が全国的に量制の統一をはかったため、これは現在も使用されている。

物 成 農村の社会構造が変わると、必然的に税制も新しく作られて行く。寛永の惣検地を基にして一応整備されたかに見

基 準 えたものの、収取額の増大は、反面農村に急速な変化をきたし、結果は禿れ百姓、摺切、身上成らずの記録を多く残した。この傾向は一般の高持百姓のみならず、肝煎役まで多額の滞納となり、多くの負債のために擦切れ、果ては身売りをしている記録が、箕和田、三山、正夫の各村にあったことは、先に触れた通りである。

農村を変らせた最大の原因は、勿論年貢夫役負担の過重であるが、一角が崩れれば副次的な原因も発生し、流れはいよいよ加速的になつて行った。その一つに、労働賃金の高騰をもみることが出来る。名子や水呑層が隷属から解放され、自作地を持ち、ある程度の集約的な経営がみられると、以前よりは雇用が容易でなくなり、労賃が高騰するのは自然であり必然でもあった。当時、普通の一日の労銀は、銀五分であった。寛永二十年の「長井郡諸給人納方之覚」にも、給人が農民を使役した際、銀五分の日料を定めているのは、労銀を低く保つことであり、権力にとつて有利な側面も考慮に入れたもので、日料銀の支払いを命じて、給人の自由を禁じただけの法令ではなかったと思う。次に、当時の雇用労銀の実態をみる。

御請状之事

一 今度当村米沢詰夫立帰共二跡々 去年迄五分日料二仕候二付^而、足前仕者共迷惑二候^而当年ハ八分日料二可仕由申候得共、足前不仕者共迷惑之由申候^而、夫錢之算用相渡不申二付^而新しく罷出候、然者御兩人御扱二ハ当年之儀^者月迄二罷成何かと申分^之様二致、

当村之算用も不相濟候へハいかゝ二候^而、いづれも勘忍之当年^{はかり}斗ハ五分日料二致算用相究可申由被仰二付^而、相方合点仕其意二まかせ入候、来年ハ八分日料ニも七分ニも（後欠）

史料は次頁を欠くため村名は不明であるが、寺嶋代官扱下の当地にかかわるものであることには間違いない。米沢詰夫なるものは各村に割り当てられ、下層農民からの労力を提供しており、それへの日料銀支払い村との揉めごとが文意内容である。時期は正保二年（一六四五）のものであるが、ちなみにこの年の年貢的性格の買米のうち、本買米は四匁一分、増買米でも同価でもに一俵価である。当時の農業では米一俵の生産について一〇人以上もの労力を必要としたことは、国内に稀に残る資料（「清良記」）から推察され、雇用労働による経営は成立しなかったことは明らかであろう。従って過重な年貢と耕作者の取分のほかには余剰がなく、全体として生産が低く、ここにはいわゆる寄生地主の発生する素地さえ整っていない。耕地の売買価の低いことは勿論であったから、旧来からの地侍的、土豪的、隷農主的大農らは、譲渡や売買によって経営を縮小さざるを得なかったのが、寛永惣検地以後の農村の姿であったと解される。農村が質的变化を進めていったとき、以前からの家、屋敷を基準とした課税方法は、現実として齒車が噛み合わない。無理をすれば農民がつぶれ、擦切れ、果ては欠落逃散ともなつて、農村の破壊にもかわるものであった。税制の改革に手を入れるのが承応二年（一六五三）で、いよいよ新制度として完成されるのが明暦元年（一六五五）とされている。そこで家、屋敷基準の課税と物成基準の課税とを対比して、その具体内容を見る必要があるが、当地方には適当な史料は見当らない。次にあげる下山村のものは前者が寛永二十年のもの、後者は明暦新帳の一村集計から採つたもので、共に必要部を抄出する。

此外三斗八合 勘十八ノ永川成

一高式百九拾三石九升四合 寛廿ノ帳面

右 内

一高式百八拾四石三斗五升八合 本 毛 付

右物成百拾參石七斗四升三合 四ツ成

一七百貳拾文 入木錢 百姓四人分但シ一人ニ付壹ヶ月二十五文宛寛廿一正月極月迄年中十二ヶ月分

一三百六拾文 足前錢 右同四人分年中半役ニシテ

代々貳拾貳貫貳百卅八文 御年貢夫錢木錢足前錢共ニ

となつてゐる。(青木家文書「寛廿一秋分高物成納帳」) 明曆三年のものは、

残高貳百九拾三石九升四合

御蔵入分

右物成百拾五石四斗九升

高下

一七百貳拾文 入木錢 物成卅貳石詰ニシテ廿六石五斗九升九合ニ当ル百生四人分年中十二月分

一三百六拾文 足前錢 右同半役ニシテ本納

代方々貳拾五貫八拾七文半

となつてゐて、両者の差は入木錢、足前錢にはない。けれども明曆年間の入木、足前兩錢は物成三三石詰めで百姓役一人(一間)分としてあり、しかも両者の差を見い出すことができないのは、偶然の一致とも云えるかも知れない。然し、先にも書いたように、役家設定の基準は変則も多かつたものらしく、甚だ理解に苦しむところが多い。同じ明曆新帳でもこの下山村のように、物成三三石基準のほかに田尻村の場合、給人渡高の残り、

一高千八拾六石三斗九升七合

御蔵分

右物成貳百九拾七石六斗七升三合 貳ツ七分四厘

に對し、

一六百八拾七文六分

入木錢

百生三人八分
貳厘分

一三百四拾三文八分

足前錢

半役分

とあるように、物成貳百九拾七石余に百姓役が三人八分二厘では、三三石基準ではない。次に箕和田村ののを見ると、

高合貳百七拾六石五斗七升貳合

物成合三拾四石八斗三升三合 高下 アリ

一 五百四拾文ハ 入木錢 百生三人分

十二月ヰ

一 貳百七拾文ハ 右足前 半役ニシテ

となつてゐる。「高下アリ」というのは免であるが、これは寛永十四、十五年の開きと、慶安三年開きの低免もあるからで、本地本免は壹ツ貳分六リンである。このため村高は下山村とほぼ同じであるのに、物成は三四石余しかない。それでも、入木足前は百姓三人を基としていて、三二石基準よりはるかに少ない。

明暦の新制は百姓役賦課を家、屋敷基準から物成基準へ、そして増税と、さらに新税による増徴が目的であつたが、それが末端の村ではどのようなであつたかを、青木家文書と対比出来る箕和田、下山両村の明暦新帳によつて、窺いみることにする。共に、必要な部分だけ抄出する。

箕和田村

一 貳百七拾文ハ

一 百文ハ

明暦元 ふゑ
足前分懸り銀ノ内へ加ル
山年貢六匁六分六リン分

一 壹貫四百九拾五文五分

明暦元 掛り銀九拾九匁七分 但百拾七匁七分之内

右のうち山年貢は、三匁三分三リンであつたものが、一〇〇パーセント増である。以上の額はいずれも永楽錢一文単位であり、当時通用の米沢銀は一匁が一五文であるから、銀額は、

右銀四百七匁五分八リン

拾五文銀ニシテ

貳百八拾九匁八分八リン

御本納分

内

百拾七匁七分

ふゑ
附益銀

となつてゐるから、四〇パーセントほどの増加であることがわかる。

第34表 明暦新帳三ヶ村負担比較

村名 区分	田尻村	箕和田村	下山村	備考
納税者	孫藏分共 長助	長五郎	源藏	
村免	27.4%	12.6%	40%	
持高	19石4244	19石727	20石550	
物成	5石3221	2石4856	8石207	
本米	2石6611	1石305		本口錢共
口米	0石1335			
本錢	443文51	215文35	1貫367文8	本口錢共
口錢	13文36		41文	
夫錢	53文50	28文58	93文4	
入木錢	20文50	43文85	56文5	
足前錢		43文85	27文8	
山年貢			2文4	
紙役銀			20文5	
山年貢			0文7	下山村附益銀ノ内
足前錢			27文8	下山村附益銀ノ内
明元懸銀	93文78	106文73	141文2	
合計銀	43匁00.6	29匁09	118匁42	下山村ハ全額代納

下山村
一拾五文
一三百六拾文
山御年貢三割ふへ分明元附益銀之内ニ被加下分
足前丸役ニシテ半役分

右同理り
ことわ

一式貫三百文

明元ニ被仰付附益銀
百七拾八匁三分三リン
分式貫六百七拾四文九
分五厘ノ内

以上の三種が増加分であるが、山年貢は三〇パーセント増である。「明（暦）元ニ被仰付附益銀」とは、勿論半永分を、米六斗錢一〇〇文の換算であったものを、五斗一〇〇文にした結果の増加分である。下山村の増税は、都合で二貫六七五文となり、この額は一村合計の二五貫八七文半中のものであるが、この村は半石分も代納する一所銀の村であったから、惣物成一一五石四斗九升の半分を六斗一〇〇文にした本口錢、九貫九一二文余を差引いてみなければならぬ。それは一五貫一七五文余となり、さらに増加分を差引いた一二貫五〇〇文から見ると、二三パーセントほどの増税となっている。

以上両村の明暦の新制における増税の率は、同一ではない。理由としては、以前の負担賦課に実状に合わない所があるため、この際考慮に入れたとも考えられよう。上杉家の記録によつて原則を知ることが容易であつても、末端の村々の実際、特に各村の地高に對する負担は如何に理解してよいものか。第③表は、明暦新帳から三ヶ村の所有地高の近似している農民を選び、その年貢の負担の様子を見るものである。上述したように、下山村の制度は半石の現物納はなく、すべてを代納する一所銀の村であるが、米六斗一〇〇文は新法の五斗ではなくとも、各村の土地の善悪はあつたと云え、理解に苦しむ税の差を発見する。一村でも浮役などは、農民によつて負担の有無があり、これは、平均化のための操作と考えるほかない。

濟方改 年貢賦課の旧来の方法が、農村の実状に合わなくなつて、新法が整うのは明暦元年であるが、三年になつて濟方改**申新帳** 申新帳を作成して各村に渡しており、これが一般に明暦新帳と呼んでゐるものである。

右新帳被仰付候二付^而寛十五之御帳面を以、肝煎百姓一村中寄合百姓老人宛之手前吟味致、如比新帳仕立候二付^而手前加判二^而村中へ相渡候、於渡候、於以来此帳面次第御藏納相勤可被申者也、仍如件

新帳の作成にあつては、農民一人一人召し寄せて確認させ、名前には勿論重要な個所にはいくつも印判させてゐる。なお同帳尾に「御藏代官前之帳肝煎手前之帳三冊（後略）」とあり、最後に横目である担当役人六名と扱代官の署名印がある。掲載史料文中に寛十五御帳面とあるのは、惣検地を指すものであるけれども、当地方の、惣検地は前年の十四年であり、厳密に考慮を払わず記入したものであろう。惣検地と新帳作成には、二〇年の間隔がある。

この新帳は村の基本的な帳簿として重要であり、後年まで使用されてゐて、田尻村、箕和田村、下山村の三部が現存しており、すでに前項で引用した通りである。なお、三部ともに保存がよく完全である。

明三ノ二月十八日

一百匁ハ 今度新帳二付^而紙買銀ノ内理左エ門ニ渡ス重^而村 可出分

理左エ門切手ニ入候 ㊦ (朱書)

明三ノ六月十八日

一拾四匁四分

新帳御改二付而上ノ山疊拾式疊ノ代大河原殿扱下へ渡ス

切手なし（朱書）

この記録は青木家文書の「明二分萬金銀納拂算用帳」にあり、新帳の作成のために冬期から用紙の確保に支出している。箕和田村の寛永十四年検地帳には「御用紙すき」二名が明記されており、新帳には箕和田紙を使用したとも考えられる。買主の大河原は名は忠右衛門、この当時は箕和田村扱いの代官である。又、

明元二五斗百御用山下権右エ門殿

一拾三匁六分五リン

在々御廻候村賄銀切手十枚内壺枚米改ノ分共ニ

切手うけ取公儀へ出候

これは明暦元年帳にあるもので、扱下の内一〇ヶ村の賄料銀九分ずつが記されている。このほか「五斗百ニ付テ旦那（代官）村々御廻候時分」とか「五斗百御年貢去年分ニ当年分下リ」、「新戸通明元分懸リ銀ノ内未進」などと、当時の世相をあらかさまに伝える記事がこの年には多い。

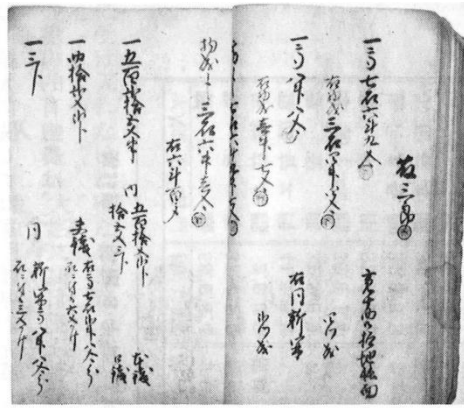
ともかく明暦の新制は、負担者である農民にとっては増税であるが、給人対策においても新制の名にふさわしいものがあり、税制のより近世化を指向した意義はすこぶる大きいとされている。それだけに代官が村廻りをしたり、新帳面作成の重要性により、下仕青木氏の執務内容まで波及しているのは理解されよう。

明暦新帳中の農民階層と、寛永検地帳の内容を所有者毎に整理し比較して、階層の分化の実態を窺おうと努力することがある。然し明暦新帳を残す三ヶ村のうちで、寛永の検地帳と対比できるのは箕和田村だけである。ところが同村の両者を一見すると、同人と思われる人名は甚だ少なく、ために比較してみるには格好の史料とはならない。この村では、寛永の末ごろ肝煎は五郎兵衛であったが、年貢未進が重なってつづれ、妹婿長作に変わっていたが、明暦では作右エ門となっていて、変化の激しかったことを示している。なお惣検地の時と明暦新帳の時点では、村の構成員数で二名の増加を見るだけである。

第35表は田尻村、下山村の明暦新帳から作成したもので、経営の規模、階層の様子をみたものである。概して言えることは、大村の農業規模が大きく、小村は経営も小規模といえる。

一百姓等に対し理不盡之儀ハ不及申ニ、有来土貢役儀已下申付候者、詞やわらかにちひを第一ニ可申付候事

右は元和五年（一六一九）達三様（直江山城主兼統）の仰せとして、郡代平林蔵人から発した「代官共心持之事」を、寺嶋代官下使



第 1 2 図：下山村明暦新帳

青木氏が筆に留めて置いた冒頭の一条であるが、これによると、如何にも農民を大切に取扱ったように見える。この外にも「大事の百姓」という表現がしばしば見られるが、それと共に年貢未進の農民を極刑に処している例もあって、甚しく矛盾しているところが少なくない。しかし、内容を吟味するならばこれは矛盾のあるものではなく、農民が農耕用の牛馬を大事にしたと同じで、働く農民なくして領主の財政が成り立つことはなかったからである。百姓と胡麻の油は搾ればしぼる程とれるとか、百姓は生さず殺さずとは武士階級共通の支配理念でしかない。

とにかく、明暦の新制すなわち増税を伴った改革をなし得た背景には、給人に関しては家臣統制が完成していたこと、農村では前世紀末の地侍的、土豪的、隷農的大農が分解を見、村の主導的有力農は、すでに肝煎と他の役柄に吸収されていて、残りの農民は抵抗のための手も足もはぎ取られ、従順に受け入れなければならなかったのである。

第 3 5 表 明曆 3 年河村持高表

田 尻 村				下 山 村			
人	名	持 高	附 記	人	名	持 高	附 記
藤 惣	藏 工 門	58.6.8.4		源 助	藏 作 郎	20.5.5.01	紙すき
惣 兵 右 五	工 門	37.4.5.0	横越	助 平 惣	八 工 門	15.4.5.1	
五 郎 右 五	工 門 郎	2.6.0.0.0.		右 左 工 工 門	門 郎	7.8.4.6	
惣 右 五	郎 門	44.5.5.8		右 左 工 工 門	門 郎	7.5.3.2	紙すき
德 右 五	郎 門	32.3.6.9		久 源 弥	工 門 助	18.9.4.0	
彦 兵 工 長 作	門 作	36.0.1.4	番道	右 工 門	門 助	8.6.0.5	紙すき
与 兵 工 長 作	門 作	51.8.3.2		久 源 弥	門 作	10.7.4.7	紙すき
与 兵 工 長 作	門 作	34.8.5.5		右 工 門	門 作	8.8.2.2	
与 鴨 左 兵 工 門	門 工	30.8.7.6		久 源 弥	太 人 郎	18.6.6.0	
賀 彦 左 兵 工 門	門 工	47.6.7.7		四 八 泉	郎 坊	7.5.8.9	紙すき
彦 左 兵 工 門	門 工	32.1.6.1		久 長 惣	郎 坊	15.5.6.4	
与 又 勘 太 清 次 吉 平 清 助	工 門 郎	33.3.8.4	御鷹場	法 藤 助 半 孫 瀬 長 藤 長	市 工 郎 門 次	14.2.6.2	
		36.6.9.7				8.2.7.3	
		27.6.0.7				7.6.0.9	紙すき
		29.9.6.2				17.7.1.2	紙すき
		36.9.5.2				15.7.6.1	
		60.1.4.5				11.7.2.3	
		2.6.2.0				12.6.1.5	
		55.0.3.3				9.7.8.3	
		40.5.6.0				13.0.6.3	
		30.4.3.8				6.4.7.9	
		45.3.1.1					

善惣	左	工	吉門	31.7.5.7									
惣与	左	工	門	37.7.5.5									
次郎	右	工	門	38.7.7.7									
惣	七	受	取門	48.0.2.2									肝煎 在番衆開
惣	七	受	取門	40.6.5.2									"
次	右	工	取門	4.4.5.0									"
次	左	工	取門	42.8.5.7									"
仁半	左	工	門	14.8.7.4									"
与	三	工	門	31.5.1.8									"
与	左	工	門	27.1.1.8									"
太	右	工	門	32.7.5.6									"
与	右	工	門	48.3.2.3									"
太	次	工	門	28.7.1.4									"
与	左	工	門	16.7.3.1									"
太	左	工	部	18.7.1.4									"
長			七門	13.1.9.0									"
太	左	工	門	0.6.7.0									"
新	兵	工	門	5.0.1.5									"
清	兵	工	門	7.0.7.6									"
五	左	工	門	3.0.3.9									"
与	右	工	門	1.0.8.0									"
仁	右	工	門	0.5.6.7									"
次	右	工	門	0.7.9.0									"
五郎	左	工	門	0.3.5.0									
惣	右	工	門	1.9.0.7									
太	右	工	門	0.4.9.2									
弥	兵	工	門	0.1.0.0									
成	左	工	拂門	0.6.7.0									
小	左	工	門	0.2.3.5									
九	左	工	門	0.0.2.5									
清	左	工	門	0.0.1.5									
九	左	工	門	0.0.2.5									
七	左	工	門	0.0.5.2									
七	右	工	門	0.1.5.0									
七	右	工	門	0.0.5.0									
源	兵	工	門	0.0.6.5									
弥	六	工	門	21.5.2.8									
高	門	工	寺	10.2.7.7									
次	左	工	門	7.9.6.7									
福	泉	工	坊	0.1.1.0									
勘	郎	工	預	0.8.4.0									
主	荒	工	所	6.4.4.7									
同	中	工	野	1.3.8.7									
与	小	工	郎	114.2.8.9									
善次郎分													
御鷹場													
九反田													
町													
御鷹場肝煎													
五郎	左	工	門	0.3.5.0									
惣	右	工	門	1.9.0.7									
太	右	工	門	0.4.9.2									
弥	兵	工	門	0.1.0.0									
成	左	工	拂門	0.6.7.0									
小	左	工	門	0.2.3.5									
九	左	工	門	0.0.2.5									
清	左	工	門	0.0.1.5									
九	左	工	門	0.0.2.5									
七	左	工	門	0.0.5.2									
七	右	工	門	0.1.5.0									
七	右	工	門	0.0.5.0									
源	兵	工	門	0.0.6.5									
弥	六	工	門	21.5.2.8									
高	門	工	寺	10.2.7.7									
次	左	工	門	7.9.6.7									
福	泉	工	坊	0.1.1.0									
勘	郎	工	預	0.8.4.0									
主	荒	工	所	6.4.4.7									
同	中	工	野	1.3.8.7									
与	小	工	郎	114.2.8.9									
善次郎分													
御鷹場													
九反田													
町													
御鷹場肝煎													
五郎	左	工	門	0.3.5.0									
惣	右	工	門	1.9.0.7									
太	右	工	門	0.4.9.2									
弥	兵	工	門	0.1.0.0									
成	左	工	拂門	0.6.7.0									
小	左	工	門	0.2.3.5									
九	左	工	門	0.0.2.5									
清	左	工	門	0.0.1.5									
九	左	工	門	0.0.2.5									
七	左	工	門	0.0.5.2									
七	右	工	門	0.1.5.0									
七	右	工	門	0.0.5.0									
源	兵	工	門	0.0.6.5									
弥	六	工	門	21.5.2.8									
高	門	工	寺	10.2.7.7									
次	左	工	門	7.9.6.7									
福	泉	工	坊	0.1.1.0									
勘	郎	工	預	0.8.4.0									
主	荒	工	所	6.4.4.7									
同	中	工	野	1.3.8.7									
与	小	工	郎	114.2.8.9									
善次郎分													
御鷹場													
九反田													
町													
御鷹場肝煎													
五郎	左	工	門	0.3.5.0									
惣	右	工	門	1.9.0.7									
太	右	工	門	0.4.9.2									
弥	兵	工	門	0.1.0.0									
成	左	工	拂門	0.6.7.0									
小	左	工	門	0.2.3.5									
九	左	工	門	0.0.2.5									
清	左	工	門	0.0.1.5									
九	左	工	門	0.0.2.5									
七	左	工	門	0.0.5.2									
七	右	工	門	0.1.5.0									
七	右	工	門	0.0.5.0									
源	兵	工	門	0.0.6.5									
弥	六	工	門	21.5.2.8									
高	門	工	寺	10.2.7.7									
次	左	工	門	7.9.6.7									
福	泉	工	坊	0.1.1.0									
勘	郎	工	預	0.8.4.0									
主	荒	工	所	6.4.4.7									
同	中	工	野	1.3.8.7									
与	小	工	郎	114.2.8.9									
善次郎分													
御鷹場													
九反田													
町													
御鷹場肝煎													
五郎	左	工	門	0.3.5.0									
惣	右	工	門	1.9.0.7									
太	右	工	門	0.4.9.2									
弥	兵	工	門	0.1.0.0									
成	左	工	拂門	0.6.7.0									
小	左	工	門	0.2.3.5									
九	左	工	門	0.0.2.5									
清	左	工	門	0.0.1.5	</								

給地 給人

大名に属する数多くの家来、家臣との成立関係は、家臣の軍役負担と忠誠心とに対して、領主側は地位と生活を保障して障っていたことになる。家臣の身分の高下序列は所謂大身から、半士半農的なもの迄実に多くの段階に分れていたが、上杉氏の家臣数は大凡六千人とされた。これらの多くの者は領主上杉氏から俸禄をうけており、うち一三パーセント程度の家臣は、領主蔵から物品によって受けることなく、知行としての土地、領主が保障するところの禄高に見合う農地、当然そこに働いて生産をあげる農民を含めて支配することを認められていたのである。これが即ち給人でありその農地は給地であり、給人の支配を受ける農民が給地百姓ということになる。給地は検地帳に登録されている型式もあるが、一般に村高内に割当てられたものを更に農家各戸に振り当てている。尤これらは、一村内に給人と領主蔵に納める年貢地がある場合であるが、当地には全村給人分と言うのがなかったからである。

領主が家臣に対して知行としての土地を賦与することは、近世以前の姿であって領主権力の未熟さの表現であるが、課税客体である農民にとっては、領主給人の二重の支配拘束を受けることになる。給人である知行主は、地頭という古い言葉で呼ばれているが、地頭・農民間の必要以上の人間関係の発生は、権力側の嫌悪することであつたから、知行地を如何に割当るかには配慮があつたらしく、二〇〇石以上の場合は、かならず置賜郡と信夫（福島県）地方に二分しており、更に置賜郡では壺ヶ村だけではない。又、農民への割当も数人となるから、一人の給人は数人の農民を支配することになる。更には一人の農民が、数人の給人を持つことがあると言う具合であつた。

以上の様子を具体的に示すことが出来る史料は、後期のものでは多く見られるが、近世初頭のものには稀である。

第38表は、明暦三年（一六五七）「田尻村御蔵給人分共二改申新帳」によつて作成したものである。当時田尻村に知行地を持つていたのは、中津川次右衛門以下五人で、本取高二五〇石余であるから、村高一、八一六石余の内で四六七石程の土地が給地であり、その内訳は一七名の農民が負担してことになる。給地をもつ農民は概して大高持に多いが、横越村からの入作である与惣左工門は、僅か二石六斗の持高のうち、一石九斗四合の小地が給地になっているから、必らずしも持高だけが基準ではなく、種々の操作があつたものと考えられる。ここで見ると田尻村の給地支配は割合単純で、一人の農民が数人の給人をもつということはない。田尻村明暦帳ではこれ以上のことは不明で、給地が村内のどの地点に、どのように点在或いは混在するのか、又は集中していたものかなどを知る由もないのは、納帳の性格の限界のためであるけれども、検地帳にしても畔藤村では多数の給人が居ても、給分の上筆が皆無であるため、一村に多数の給人を抱える散懸りの状態は、少しでも具体的に窺うことは出来ない。

第36表 田尻村給地給人表（明暦三年）

農民名	持高	内給分	給人名	本取高	備考
与五郎	石 104.289	石 39.810	中津川次右門	(60石)	肝煎 横越入作
藤藏	56.684	41.846			
惣兵エ	37.450	21.577			
与惣左エ門	2.600	1.904			
五郎右エ門	44.558	36.790	佐藤茂兵衛	(50石)	
惣五郎	32.369	19.447			
徳右エ門	36.014	31.357			
彦作	51.832	31.882	増井次郎左エ門	50石	
与兵エ	34.855	28.387			
与五左エ門	38.846	27.330			
鴨左エ門	47.677	27.381	宇津江主水	50石	
賀兵エ	32.161	30.586			
彦左エ門	33.384	29.627			
与右エ門	36.697	30.970	青木次右エ門	17.18石	
又藏	27.607	19.275	青木源左エ門	35.36石	
勘兵エ	29.926	24.780			
太左エ門	36.952	17.886			

寛永八年（二六三二）の給人数七五四人、知行高一四万七千四六石程は、全領地に平均にあつてものではない。比較的多い村があれば一方は全く給人不在の、御蔵納めだけの村もあった。

当地方では、主として山間の小村は御蔵納めが多いが、これは先の蒲生氏時代を踏襲したものである。然しこれは、固定したものはなく、一村内に於て人数と知行高に変動があつたし、新しく給人分を設けることもあつたようである。これを史料から窺えば、次のものがある。

滝野村[㊤]

一高八百六拾四石八升

寛廿ノ帳面

右内

一高四百八拾石

寛廿一ヨリ新御給人
武頭六人ニ四ツ八分高式百九拾石相渡候村ならし免式ツ九分ノ高直ニ如比

右物成百卅九石式斗

式ツ九分

右高物成ノ内

本取高五十五石分

一高八拾式石七斗五升八合六勺

樋 口 伝兵衛 殿

右物成式拾四石

式ツ九分

(下略)

とあつて続いて本取五〇石沼造酒丞。永井勘助・古藤長右衛門・本庄弥兵衛の四人と、本取四〇石丸山七右衛門一人を連記し、最後の請状に「其人六人之新御給人ニ地方相渡申ニ付^而、右通御蔵分減少仕候」となっており、これに関連する記事が外にも見られる。

(前略)

一式百拾七匁

同分畔藤村御給人衆武頭卅七人ノ御引足夫錢ニ渡ス但寛廿ノ帳面ニシテ三本与三右エ門分村 納方ニ
入ルニ付如比納

(後略)

以上二つの史料は、共に青木家文書寛永二十一年帳にあるものであるが、前者は給人を新しく設けた村、後者は給人数の変化を示すものとして引用した。後述するように、この史料から一三年以前の畔藤村の給人数は、二六人になっている。

給人が給地の農民を如何に支配していたものか、これについてその質と量とを少しく見る必要があるが、転封から最上戦争との減封を経て、ようやく落書きを見、諸体制が整備されるころ、当地方に於ける給人の給地は、どのように分布していたものか、第37表は上杉家文書「寛永八年分限帳」から作成したものである。給人が置かれている村は、見る通り高玉一九人・横越一〇人、田尻三人・山口三人・馬場一人・石那田一人・十王八人・畔藤二六人であるが、このうち重複する者も七人いるから、七八名であった。当時の鮎貝城代春日主膳は、知行高だけで知行地が明記されていないため、鮎貝村に給地があったものかどうか明らかにされない。この表は給人個人毎に知行高、置賜郡内所領高、白鷹町地内と以外の給地所在を示している。

第37表の通り当町に知行地を持っていた給人は、高禄大身ものが少なく三〇〇石以下の者が多い。その中で中條市正（山口村で一、二〇〇石）、香坂四郎兵衛（畔藤村で一、〇〇〇石）がとびぬけている。中條は鮎貝城代を勤めたことのある越後以来の旧族で、山口村は村高の大半が給地であった筈で、給地のみの百姓もあったと思われる。又、香坂四郎兵衛の畔藤村千石、長尾左衛門の横越池黒などでは、給地農民がかなり複雑に散懸りしている姿もあったと考えられる。

給地は、検地帳に特に上筆される例はあるが、この地方のものにはそれがなく、算出的に農民に割当てたと見られることは、田尻村の場合極小の端数が数人に見られるからである。給地が各地に分散した配慮の中には、各村税率が違うところから平均化をねらった結果でもあった。

大名領主が家臣の俸禄を土地で与えるのは中世の姿で、土地農民に対し人身支配の可能性もあったのであるが、領主権力の集中強化によって漸次制限されて行き、給人と農民との関係は年貢収取の面においてさえ型式化され、全くの近世的な支配体制が完成されて行く。

第27表：白鷹町の給人（米沢図書館蔵「寛永八年分限帳」による）

身分	知行高	給人名	長井郡知行高	町内知行地	町外知行地
御馬廻衆	五〇石	秋山 弥左工門		高玉	俎柳
二番衆	六〇	山崎 理兵衛		〃	〃
三番衆	三〇〇	村山 七右工門		〃	〃
〃	〃	岡田 作左工門	二〇〇石	〃、横越	椿
〃	〃	歌川 源左工門	一〇〇	〃	小坂
〃	〃	小越 九右工門		〃	萩生
四番衆	二〇〇	市川 杢右工門		〃	俎柳
五十騎老番	二〇〇	桃井 刑部	一〇〇	〃、馬場	〃
〃	〃	朝間 甚兵衛	一〇〇	〃	糠ノ目
〃	〃	伊藤 甚右工門	一〇〇	〃	竹ノ森
二番衆	一〇〇	登坂 与右工門		〃	五十川、白兔
三番衆	二〇〇	大野 杢右工門	一〇〇	〃、畔藤	
〃	〃	川野 弥左工門	二〇〇	〃	漆山 塩野
〃	〃	大平 帶刀	一〇〇	〃	糠ノ目
〃	〃	宮 惣右工門	一〇〇	〃	入生田
〃	〃	丸山 勘之丞	一〇〇	〃	〃
四番衆	六〇	石黒 長右工門		〃	
五番衆	三〇〇	豊野 左近		〃	
御手明四番衆	二五	山吉 助右工門		〃、畔藤	遠山
三番衆	二〇〇	大竹 理右工門		〃	吉田
御年寄衆	四〇〇	長尾 左工門	一、〇三七	横越	池黒
		西堀 七左工門	三〇〇	〃	小松関

三番衆	二〇〇〇	留守喜之助	一〇〇〇	横越
五十騎衆	六〇	古海源四郎		高玉
二番衆	二〇〇〇	山田文右工門		畔藤
	一、〇〇〇〇	香坂四郎兵エ	一、〇〇〇〇	

年貢の負担者である農民が再生産能力を失うことは、特にそれが給人の自由な支配によって起ることは、最初に禁止すべきことであり、農民に対する成敗、過料、追払いなどの警察権や裁判権は、すべて代官に任せることは、米沢へ移封後の慶長九年あたりから度々法令として出されていた。これらを集大成したものが寛永二十一年（一六四四）の、「長井郡諸給人納方」とみることが出来る。これは上杉家文書にもあるが、ここでは地元の青木家文書から掲げることにする。当時年貢負担者である農民が、どんな形で支配されていたかを知るため、全文を見よう。

長井郡諸給人納方

- 一年貢米銀前々如相定、米半分銀半分可取事、付未進^者翌年三月二なり候ハ、三割之子分を掛可取事
- 一夫錢高百石ニ付テ永樂六百文定納之事、右夫錢之外江戸夫連間敷事
- 一入木銀百生一間ニ付テ壺ヶ月ニ壺匁、老年ニ付テ拾式匁、閏年ハ十三匁たるべし、但入藁入糠ハ此銀ノ内ニ^而壺ヶ月ニ壺匁ノ代ニ、藁六尺繩ニ^而三しめ、糠三俵たるべし
- 一足前銀拾式匁たるべし、閏年ハ右同前、此外人足懸間敷事、若人足遣候ハ、一日ニ五分ツ、日料ニ^而可遣、但屋作^者各別之事
- 一油多百石ニ付テ納升四斗、但米之代
- 一大豆百石ニ付テ六表、納升四斗入是も米ノ代ニ
- 一糯米小豆之代ニ百姓相對ニ可取事
- 一下敷藁高百石ニ付テ拾式束ツ、糠三表筵六枚ノ事
- 一門松百姓一間ニ付テ壺匁宛、但一間分
- 一江戸登之時庭坂送迎上下共ニ高百石ニ付銀拾式匁たるべし、此外人馬有之間敷事

一節米つき人足百生一間ニ付テ老人宛、但三日詰たるべし、代ならば一日に五分ツ、

一行きかき(垣)百生一間ニ付テこも五枚、ほけ耆荷繩三百宛

一蔵持候者ハふき替等ハ可申付事

一年貢米銀未進有之、人質取候ハ其処之代官ニ理リ可取、私として不可取事

一手作之田畠二百姓遣間敷事

以上の全文は「諸代官御土貢納方之覚」と共に、奉行郡代四名の連署で十一月に出されたものである。代官寺嶋喜左衛門下使青木吉左衛門が扱下十八ヶ村に伝達したのは、十一月十八日から十二月の初め迄である。なお「長井郡諸給人納方」の後尾に「右之条々被定置候処也、若此旨相背者有之ハ百姓中 目安を以可申出者也」と、給人の理非に対する農民の発言権を認めている。法令は常に、すでに存在することを規制するものであるから、法文とは反対のことすなわち給人が自由に個人の意志で、自分の給地農民から、年貢としての物品と人足を強要していた事があったことの証拠であろう。

米半分、銀半分という基本の中で、給人が必要とする大豆その他の物品は当地のように府城米沢から遠い所では、如何に扱われたものか不明であるけれども、運搬上都合のよい近くの給地から収取し、遠隔地からは代納であったであろうし、これは米についても考えられるところである。

給人はその知行高に応じた軍役のため、所定の人員を常備する必要があったが、その供給源は農村であった。農民が事情により蔵入地、給地の年貢滞納がかさみ、所謂「禿百姓」になった時、給人武士から借金して質奉公として労力を提供していた事例は、青木家文書に多く見出すことが出来る。同文書には、次のものがある。

一寛十九ニ我等之子三吉と申者、上松弥次衛門と申御侍衆へ銀子九拾匁かり申て、年季ニ指置申処ニ去年十月中ニ高玉村知行所へ、年貢の御催促ニ被出候へハ、御百姓前 御年貢銀四拾五匁請取申て、直ニ欠落申候(後略)

これによると給地百姓からの年貢収取は、代官、村役の手を経ず直接であったことが分る。

高岡村五拾石浮役之覚

一式斗ハ 年貢替ニ〇〇

手前へ可納分

納升

油ゑ米替

一三俵 〃 大豆同

外

一六束 代五分 下敷わら

一式俵 代四分五リン 下敷ぬか

一壹匁五分 (節) せつつきノ人足三間分

一壹匁 門松ノ代

一三枚 代四分七リン 薙ノ代

一三枚 代三分 雪かき (垣)

一壹荷 代八分 右同ほけ

一三分 なわ

〆五匁三分

右之当年ハ代ニテ可済候、正五 あつきもち米可納候、当年中ニ皆納可有候 以上

正保四年十月廿日

針生 七右エ門 印

高岡村

太郎右エ門 殿

藤 四 郎 殿へ (青木家文書「於新砥萬覚」)

一六四七年のものである。給人針生は、高岡村に五〇石の知行を持っている。列記した附加税は、今年は全部代納でよいが、来年度については、小豆、糯米の二品を現物で要求しているのである。このような文書は、他に見当たらない。

8 郷土の開發

拓 け ゆ 「最上御陣」の後、徳川家康と和睦した上杉方は、一二〇万石の大々名から、三〇万石の所領に転落した時、応分
く 郷 土 の家臣団を放出しなかつた結果、領主財政が著しい偏向を来たすことは必至である。その均衡を得る方法として、
最も容易であつたのは、耕地の拡大による生産物の増大であり、それを領主経済に汲み取ることである。

開發事業を押し進めて行く中で、領主側の財政負担を極力避けるには、家臣団や、村々の有力農民の力を借りる事が最大の上策であつた。開發された耕地の地主権は、勿論その開發主に与えられると共に、開知行として多少の年貢を免除し、年貢率も低くされたから、富裕な家臣や当時の土豪的な本百姓層は、勢い要請に応えていったと思われる。

開發される耕地のうち、畑の方は割合容易であるのに対し、水田には情況の選択から始まつて、労力の投入量も数倍を必要とするほか、まず最初に用水堰の開鑿という条件が必須であつた。しかしこの当時、至難な障害を越えて、多くの水田開發をみているのは、米の需要が恒常的である上に、換金に容易であつたことが、領主側も地主権を持つ者も、第一の魅力であつたに違いない。

水田の開發は当初、どこでも山麓の小溪流を利用して徐々に進んで来たものである。溪流は野に下ると浸蝕を深めており、平地とはかなりの落差があつた。そこには素朴ではあるが、頭首工を施工し、水路を作る必要があつた。

開發工事に必要な鉄製器具は、ようやく戦国期の終末となつたとき、武器製造の主力から農器具の鋤鎌に移ることになり、その入手が量質ともに容易になつたことが大きな助けとなつて、工事を進め得た側面の要因でもあつた。

各地区の堰は、数百年來変ることなく、地区の人々の親しみの対象となつており、稲を育てている用水堰も数多くある。これらの堰の名には、明らかに施工主体者を名付けたものがあるが、多くはその発祥が不明であり、逆に不明であることは却つて古さの証明で、近世前期のものが多いと言えよう。

用水堰の規模は、数百メートルのものから中には数キロメートルにも及ぶものがある。一つの谷川から上・下堰を設けたり、ある区間は暗渠あんきよとしたもの、一〇メートル以上の橋樋を渡すなど、最高の智慧とありつただけの体力、この二つのものこそ成功の鍵であり、後

世への遺産を創りあげたのである。このほか人工の沼も作られ、明暦二年（一六五六）の青木家文書には、

明二分

一拾七匁五分

石那田十王堤御入料青柳甚左エ門一紙上ル

とある。又、

一正夫村閼水^{せき}当年旱天ニ付^而、かたくせきとめ、下山村ハ二のせきニ候とて一切不通、せき口白クわらし置候、就之寛廿一ノ六

月十五日ノ夜ニ入、山口掃部・忠兵衛（青木）相談之上、足輕藤右衛門・勘十郎兩人指遣、見届させ候へハ、右之下山閼へ俄ニ正夫与蔵と申百生、水口すこしあけ通し候、是ハ只今人を下代衆　こされ候時ハ、どうてんいたされ通し申事ニハ有ましく候、右ニ下山村へたいし、正夫衆とかく下山衆へも、少宛ハ水もこし申候処ニ、一円通し不申と申上候事、偽之由申由あいさつ相違

仕をいかゝと存、正夫ノ者共相談いたし、右之仕合ニいたし候哉と存候、跡々　正夫せきの儀ハ、下山正夫両村ノ用水斗^{はかり}之由

申候、両方御蔵入御年貢所ニ候而、一ノせきニ^而八十分の水ならハ、六七分もかけ引可申候、二ノ閼ハ其残分ニ^而自由いたす様ニ、可然かと申付候事

寛永二十一年（一六四四）のものであるが、このような水争いが重つて、呉れ水・貰い水・番水などの、水利慣行も発生したものであろう。

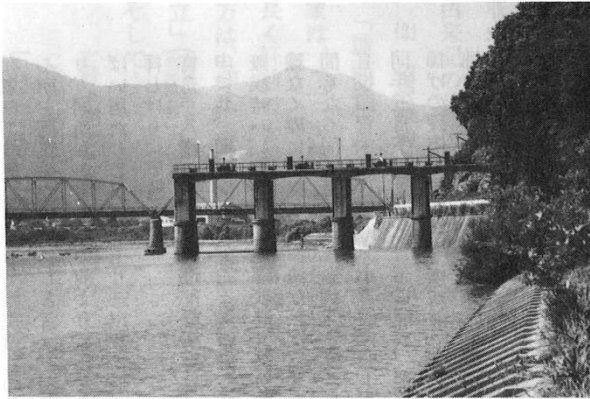
とにかく結果的には、領主側の要求がある程度満たされるようになる。しかし農民にとって、耕地の増大はただちに年貢負担増となり、限られた人力だけでは、どこかに矛盾が生れて来る。労働力の不足という事態そのものは、複合家族による家父長経営の協業、隸農主経営が、静かな速度をもって解体を続け、名子・まわき・水吞等の下層農民たちが、次第に上昇しながら、われわれがかりかいしやすい近世的な農村に、おのずから変質変容する要因も、そこにあったものと思われる。

(1) 創作された堰由来記

浅立、広野用

近世初頭の新田開発に、在村土豪層の活動が重要な位置を占めるものであることは、確かなこととして、前にも述

水堰由来記



第13図：諏訪堰頭首工

べた通りである。したがってその事例は領内に於いても、その多くを聞き得るものであるが、その中でも当地の「諏訪堰」は、規模の大きさによっても有名である。この用水堰が「諏訪堰」と命名されるのは、明治以降のことであり、規模に於いて漸次拡大されたもので、特に思川以北の用水面積の拡大に至っては、第一次竣工から二百年も後の事で（文政元年「畔藤村新堰絵図」米沢市立図書館蔵）、従って当初の規模は、あまり大きなものではなく、その名称も専ら「浅立広野用水堰」ぐらいに呼ばれていた。この用水堰の発祥にかかわる物語、すなわち先覚者沼沢伊勢・新野和泉両名の遺徳をたたえた「堰由来記」が現在に伝えられている。この由来記は、近世後期の成立と見られ、主目的とするところは、歴史上の精確さを期する事のほかにあり、年代的にも明らかに誤りと思われる箇所があるため、一応ここに要点を掲げ、その上で「諏訪堰」発祥の糸口を、少しでもたぐって行きたい。

浅立広野用水堰由来記

天地開けて人を生ず、人ハ是萬物の靈とて是より尊き者はなし、その靈命を保養するものは、穀を以最上とす、穀の惣号を稻と言、所請命の根と言う也、後の二字を略して稻と訓ず、されば田地開発は天下大一の忠なれば、其徳大なるかな、爰に浅立村沼澤伊勢、畔藤村代ニ新野和泉と申もの、壮年の頃より無二の塾墾ニ御座候、慶長年中打寄互に心中明し、無割話仕申処伊勢曰、当村の儀は今以って三百石にも満たず、小高の所ニ用水を引渡し、田地開発仕、千石余の高にもいたし度存候、和泉曰、我等存ずる旨ハ、畔藤村領分ニ廣野と申、廣大成る野府有之（中略）慶長八年三月十五日伊勢が和泉呼て申ければ、最早四十余ければ思い立事をとけずして、老に至らん事の口おしき次第也（中略）伊勢曰、万一不成就にて御法の御掟に相成るとも耻辱にあらず、さあれば神仏の加護なくんば成就し難しとて、伊勢は鎮守諏方大明神、稻荷大明神、和泉は熊野大権現、

稻荷大明神へ大願かけて、願書を認め国君に捧げ奉らんと、同三月二十七日に、内見仕候とて宮舟戸八幡の上より、水揚口と定め暫く

爰に兩人休み居る所に、野狐貳匹来りて我等に恐れず、左右に訳わけてつくばい居りたり、兩人不思議の思いなし伊勢狐に向つて曰、兩狐何とて爰に来るやと、神明の使なるかと問ば、兩狐前足折つて畏るときに和泉曰、我等大願ありて水引渡しの見分ニ出たり、水揚口此所を然るべきやと思ふ処を見立て居り候、神の使ならば掘り渡さん所を兩狐先立致すべしと言え、兩狐三声して静かに歩み行く、跡を求めて行けるに、森より段々東五十川笹崎山の麓を通り、同所おかまくらの前より兩狐左右訳ける、伊勢ハ左の方慕いて参り、和泉は右之方参り、(中略) 高野浦にて前足折てつくばい居りしが、立上り三声して飛ぶが如く岡の入さして亡にき、兩人不思議やと稻荷大明神の御使なるかと難有々と虚空拝しけり(中略)

宮舟戸八幡の上より兩堰間數廣野は二里五十四間、浅立堰壹里式拾六町廿五間願書認、寺嶋喜左衛門殿御代官之節、願書差上由候時ハ、御物成田地堰代畔共多分相減り輕ざる事共なり、御掟御作法の通り、水渡しはりつけの節は、磔杭を二本宛被立置、暫も猶豫なく磔に相懸る御作法なれば、其期に至り後悔あるべからず(中略)

間もなく同五月廿一日先状仰せ渡され候、見分人石口大膳殿・金子式部殿・大野猪久馬殿・鹿子島五兵衛殿、御足輕式人・代官役頭青木忠兵衛殿・小者鍵持共上下拾七人にして御下り被遊候、両村より長百生八人森村迄御迎ニ罷出候(中略)

同年五月下旬より御普請に罷成、翌年三月上旬迄御普請に罷成申候、廣野堰は稻荷川迄御堀渡し被下置候、同五月十五日ニ水揚げの段申上候所ニ、森新敷の下ニ柵壹本有之所ニ御作法之通、(幡物カ) 杭式本被立置候、伊勢・和泉右之所迄水揚げ来る所ニ、地之底

江水通テ下江一水も流不申候得ハ、兩人肝を禿ツブして退届仕候而、煙草吞て休居所ニ、僧壹人不凶来るや、煙草の火所望有り早速進上候、此僧問て曰、各方ハ何とて爰に休被居哉と有ハ、伊勢答て曰、我等大願を以水揚ニ来ル所ニ、水地底ニ通り一水も流不申、水

揚兼候時ハ御覽之通り兩人共ニ、即時ニ(幡物カ) 二懸申事と申候得ハ、扱ハ左様ニ候カ、大望之御企神明成る思召立ニ候、夫は少も

御案事被成間敷や、在所^江飛脚を立古筵集め、人足三拾人斗り是より上^江堰代^江筵を敷並べ、五六人にして水揚之堰^江土を運ばせ、からすきを以て水濁し候得^者、自然と筵の目に^ゴミかたまりて、早速水流るゝと申ければ、兩人左候得ハ早々飛脚相立可申と云い、其儘此僧暇乞して少しあゆむと見れば、跡にも先にも見えざれば、誠ニ不思議成事と気付

(中略)

右両堰成就仕田地末代之重宝、幾億萬の命を助けた古今比類なき忠臣、名を万夫に揚げ誠ニ兩人珍敷者共と、皆人挙つて称美しけり、其頃遠所より老若男女の無嫌く、今日も今日もと堰見物に群集する事夥しき次第なり、所々へ酒見世を懸け、はやり歌に式ツ上りと言ふ歌をうたふて、我も我もと来るやら戻るやら、去りとは賑わしき事なり

はやりうた
時花歌に

水が渡りて野も畑も沼澤などのやぶになる、秋は和泉がわき出る、さりとは福德式ツ上りは、ゑい

野も畑も男女の鍬取りて、開発するのが面白や、白きね等のそうじして、秋は初餅はやつけつけ、さりとは福德式ツ上りは、えい、

「由来記」の前半、物語風のところは、四〇〇字詰原稿用紙にして一二枚ほどである。「由来記」は成立後多くの人に転写されたと思うが、現在七冊ほどが見られ、文中に多少の異同はあるけれども、物語の筋に大きな違いはない。なお「由来記」の名称には、前述の「浅立廣野用水堰由来記」のほか、「浅立廣野東五十川用水堰由来記」とか、「両堰由来記」としたものもある。

由来記の後半は、その後の補修工事、受益村の負担率の決定、及び争論の記録を添えるものもある。

(2) 沼沢伊勢と新野和泉

「諏訪堰」の堀渡しを企て、成功に導いたのは、沼沢伊勢と新野和泉の両名であったことには違いあるまい。沼沢家は、「一、次郎右衛門先祖住古 御免馬上相勤来り候」(諏訪文書「御当国覚書」)で、最上陣に参加した土豪的農民であり、子孫も長く肝煎役をつとめ、神官職を兼ねていたものを、ある時期に肝煎職と神官職とに分かれたものという。新野和泉の方は、「一、廣野村は元来畔藤村領野府、畔藤村代ノ小左工門と申百生有徳ニ^而、其身隠居除白ト名付、右之野 切立」(諏訪文書「御当国覚書」)のその人であろう。そして

一跡々開の地見立申御ほうびニ如日代 御公儀へ被得御意与左衛門御代 つかい被申候さんや人足、当年 御用捨忝存候、百生摺

切申ニ付て、加様之所も被聞届御免候事、村中過分ニ存候事

一右之外ニハいつみ方代 清右工門、寛十九迄何事ニ付^而も、申分仕ましく候（青木家文書「於新砥萬覚」）
などを見ると、和泉は老後僧籍にはいり如日と云い、次代が清右工門になっている。

諏訪堰の工事は当時として、未曾有の大事業であった。もし不成功に終われば、両責任者は極刑にされるが、これは由来記にあるように、多くの既耕地を堰用地とするため、年貢の減少を来たすという理由であるから、あるいはそう言う刑罰が予想されても、確かなことであつたかも知れない。まして所要の人足は公儀人足とあつて、責任者としても重大であつた訳である。しかし、結果は成功した。そのため明暦三年（一六五七）新帳面の高は、

一千石余

浅立村

一六百八拾石余

広野村

一三百石余

東五十川村

になつたと記してある。

元和元年伊勢、和泉御呼懸上被仰聞趣^者、其方共見立之新堰成就之上、田地開発之儀ハ上聞に達し、乍恐御満悦遊ばされ冥加に叫ひ、有難御儀と奉存候、依之御誉として開大将御免左二

一五拾石

沼沢伊勢

一三拾石

新野和泉

右ハ苗字帯刀馬上迄御書定添て、被成下置難有頂戴仕候

（浅立広野両堰由来記）

開知行として報いられることは一般的であつたが、この特権は後年苗字帯刀の免許はその儘でも、経済上の優遇は都合によって、壱軒だけの免許になつたことが記されている（新野和泉の開知行が一五石と由来記にあるが、伝承の上では伊勢・和泉の功績上の格差は見えない。和泉があるいは助力者であつたとしても、一五石とは段違いの観があり、後年の免許が同一でもあるので、三〇石の方を採つた）。

大事業が成功した時の喜び、その感激と興奮は伊勢・和泉両個人のものばかりではない。協力、助力、労力の提供者、すべての共同のものであった。殊に結果が生活の基盤である田地であれば、喜びも更に大きかったであろう。この心のたかまりが、感謝の念を伴いながら、村人たちの心に長く生き続け、「由来記」はその昇華としてのあらわれであろう。

用水事業は、大きい程その特性のために、苦しさが伴っていた。現長井市の椽の木堰の完成は、諏訪堰からは余程おくれた承応元年（一六五二）頃と伝えられているが、この事業にも工事の際に思いがけない難工事に会い、工事責任者の召使いで当年十九才になるおせきという娘が、身をもって主人を救おうと願い出て、その難所に身を投じて死んだ。その結果椽の木堰は完成したと云われている。後年おせきの純情を哀れんだ村人が、供養碑を建てて霊を慰めたのが現存している。おせきの願いを許したことが判明すると、主人である工事責任者は磔刑に処せられたとの伝えがある（長井村郷土誌刊行会『長井村郷土誌』）。この話の真偽はともかくとして、伝えが残りあるいは後年創作もされると云うことは、機械力のない時代の工事が如何に苦労が大きく、そこに恩恵を受ける者の感謝の発露があつたわけである。

(3) 改修と穴堰

創作された「堰由来記」の成立要因や動機については、前述したようなものであるために、その中から歴史的事実を確認することは、中々困難である。同書の巻末近くに、

右之通此度相談之上、両家 本堰堀渡申時節之留書、絵図共ニ數多ク御座候共、最早慶長年中 此かた、式百年ニも相及申候ニ付而、虫喰等ニ^而何分相訳り兼申所モ御座候^而、此度双方 留書絵図共ニ持寄り、銘細ニ改直申候、其後相替ル堰分ハ書継ニシテ、絵図と壱冊相調置申候間、少茂相違無御座候、以上

寛政六年五月

新野 弥 六

沼沢茂右衛門

第38表 諏訪堰の推移

年号	西暦	事項	史料
慶長7年	1602	山口掃部広野開拓	御当国覚書
〃 8年	1603	伊勢・和泉願書提出	堰由来記
〃 9年	1604	堰竣工通水	〃
元和元年	1615	堰工事始メル	
〃 2年	1616	揚口安松ニ移ス	堰由来記
寛永2年	1625	堰仕方定ム	〃
〃 5年	1628	広野村開村伊勢・和泉知行召上	新野弥六文書、堰由来記
慶安2年	1650	越田堰成ル 和泉没ス	〃
万治2年	1659	天神分堰	〃
寛文4年	1664	伊勢没ス	〃
〃 7年	1667	穴堰工事（第一期）	〃
延宝4年	1676	和泉免許売ル	〃
〃 5年	1678	3ヶ村堰割協定	〃
天和2年	1682	穴堰工事（第二期）	〃
宝暦年中		揚口新屋敷下	〃
文政元年	1818	思川以北 広野一部水路延長	畔藤村新堰絵図

たので、その後多くの学者によって、「沼澤茂右衛門覚書」とされているものである。又、『東根村郷土史』は、この覚書について「おそらくこれが、堰由来記の起源ではないかと思われる。」としている。従って「御当国覚書」は、成立の早さから言っても、史料価値

整理されており、現在は由来記を最も大きな拠りどころとして利用しなければ、いわゆる諏訪堰の由来なるものを窺うことはできない。そこで「由来記」をもとに、「御当国覚書」を参考にして、堰開鑿と其の後の改修の模様などを知るため、又傍系的なことも加味し、浅立・広野両村の開拓の進み方を知るため、文政頃迄のところを、年代順に列記したのが第38表である。

ここで「御当国覚書」（第8図）について、少しく触れて置きたい。この覚書は浅立村の沼澤利兵衛が、享保八年（一七二三）夏、口授筆録させたもので、当人はその秋に亡くなったという。享年は八十二歳とされ、生年は寛永十八年（一六四一）である。祖父伊勢が堰開鑿に尽力したことは、不思議と書かれていない。なおこの覚書は、山形大学名誉教授長井政太郎氏の目にとまり、著者に引用され

としてもきわめて高いものである。

まず開鑿の竣工時についてみると、「覚書」は「廣野村ト新郷ニ罷成候由、慶長拾五年比、安松 用水開、堀通し成就候由」としており、諏訪文書の由来記の中では慶長八年のところに貼紙があつて、十二年としてある。兎も角慶長年中であることには間違いないとしても、七、八年間の開きがあつて流動的である。又、山口掃部が広野村を開拓したのが慶長七年（一六〇二）とあるのは、これが堰竣工であるのか、或いは堰竣工とは関りない開拓工事であつたのか、「覚書」の記事を見る限り明らかでない。

「由来記」によれば水揚口の最初は、現長井市宮の舟戸八幡上からとある。その後元和二年（一六一六）に安松から掘り替えたときれており、洪水による破壊のため、揚口の変更は数度におよんだことが記されている。この水揚口は近ごろまで、原始的は川締切り程度であつたから、洪水に堪え得るものではなかつた。古くからの諏訪堰の象徴的存在としては、穴堰ということになる。この穴堰も「由来記」によると、第二回工事のものである。

初め穴堰附近の用水路は、現在穴堰のある笹崎山の裾を通していた。それが寛文五、六年（一六六五、六）の洪水によつて破壊し、願いの上同七年に穴堰が掘られたとある。このところを「堰由来記」は、

（前略）穴堰御掘渡し被下置候、耆人五分ツ、日料ニシテ、草岡村勘三郎と申者ニ耆人ニ相渡申候、廣野五拾四間、浅立五拾四間、都合百八間穴堰ニ御掘渡し被下置候、堰壱筋ニシテ中ニまみ相立、わび 沢水ニ用水仕申候、段々かんくつれ只今ハ浅立分ハ、平堰相成申候

草岡村勘三郎は、金掘り業であつたという。一日の労銀を、〇・五匁ずつとし依頼したといふのである。穴堰の構造は浅立・広野ともに五四間であり、中心に分水のためのまみを設けてあつたが、それが次第に崩れて、ついに浅立堰は平堰となつてしまつた。これは広野堰の方がある程度低いために、通水の量が激しく減つてしまつた、と言ふのである。そこで、

一 穴堰廣野より奉願候、天和二年中（一六八二）御普請奉行小林藤左衛門殿山崎主税殿御下被遊候、山七拾間穴堰ニ御掘り渡し被下置候、又候草岡村勘三郎御渡申候、上より式人ニシテ掘申候、其年廣野御役軒六軒御引、翌年三軒御引被下置候

とあるのが、これは現在残っているものを指しているのであろう。これは初めの工事から一六年後のことである。

当時隧道を掘ることは、測量のための技術、器具が充分でなく、ただ経験よりほかに頼るものがない時代で、その苦勞が偲ばれると共に、暗夜提燈の光を利用して、方向と高低を測量したとの伝承は、さらに我々に大きな感動を呼ぶものがある。

穴堰開鑿の工事に實際携わったのは、第一回、第二回ともに同一人としてあるが、その勘三郎の墓碑は、草岡地区の赤地藏前にあり、「穴関開關雪滿常光禪定門、寛文庚戌十年十二月二十七日」とあり、文化七年（一八一〇）の建立となっている。従って第二回工事の前となり、第二期は同名の息子であろうとされる（菊地啓次郎編「浅立広野用水堰由来記」附記）。なお第一回工事のところで、勞費は銀で一日〇・五匁（五分）としているが、「堰由来記」には老貫匁（銀）とするものと、老人とする伝本のちがいがあある。当時の米価は三石が一両とあるから、一石値段は銀二〇となり一俵は九匁一〇匁である。請負金一貫匁とすれば、二千人を要したことになる。

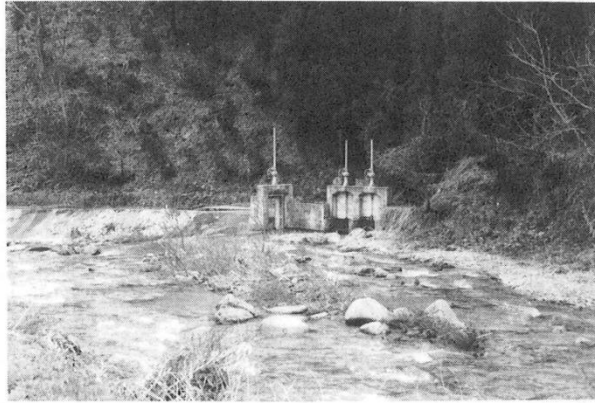
「用水堰由来記」の後半は、一応完成後の改修工事や追加工事のこと、経費負担の割合、関係村中のいろいろな事が記載され、中には天保年間のもの迄あり、伝本によって同一でない。諏訪堰完成時については、筆を攔おくことにするが、左の資料を揚げておく。

慶長年中沼澤伊勢用水の堰引渡、田地開発の用、相企て思いのままに相叶い、諸願成就仕り候、平林藏人様御判方の節寺嶋喜左衛門殿御代官にて、御上より仰せ付けられ元和元年より開始、寛永十五年御検地遊ばされ候、沼澤伊勢御賞めに預り、望次第之御賞志仰付られ、伊勢望の儀は村方免成御引下さるべしと奉願上候、望の儀村方の為なれば誠に珍敷き志なると、御誉に預り、右望の儀早速に相叶、伊勢有難く奉頂戴候、沼澤右頂戴の儀村方へ相違候得ば、一村よろこび佛神同様二敬ひ奉候、夫故沼澤一村中自由になされ候、右之一々御上へ書上奉申候（「浅立広野両堰由来記」）

ここでは慶長年中に発案を、着工したのは元和元年からとしている。後年の覚書であるため、あまりの穿鑿は好ましくない。

鮎貝惣村 堰 郷土の祖先たちがわれわれ後世の者へ残した水利工事のうち、諏訪堰が川東地区の横綱とすれば、川西地区の横綱を鮎貝堰とすることに、誰も異存はなく、それほどに規模は大きい。

鮎貝堰はその水源を実淵川の豊富な水量に求め、黒鴨地区川前部落の上流に頭首工を施し、水路は深山、鮎貝の山地を貫き、山口地区の八ヶ森、新地部落後方に導き、それから東下して桜館、沢すじから鮎貝内町に出、それより箕和田地区の水田をうるおす、一方の水路は鮎貝グラントの南に出、そこから飯詰方面まで伸びて水田に注いでいる。途中の八ヶ森や新地にも恩恵があるのは、無論であ



第14図：鮎貝堰頭首工

る。頭首工から末端の田用水まで、水路の長さは延々として八キロメートルにも及んでいる。かつての頭首工の位置は、現在の地点から一キロメートル程上流で、附近は垂直の岩壁のところもあり、箱樋が設置されてあったと言われる。水路は、かつてほとんど立木のある山中を通過していたと考えられ、特に黒鴨、深山地区では、いくつもの山を巡り、谷を渡る難工事の箇所も多くあり、完全な水準器もなかった時代には、現在推測する以上に苦労があった。諏訪堰がほとんど平地であるのに比較すると、数倍もの技術を必要とし、労力ともに容易でなかったと思われる。遠距離間の高低を測るのに、夜間数ヶ所に提燈をともし、それによって決定したということが、伝節のように語りつがれているのは、その証拠のひとつであろう。鮎貝堰の現在の灌漑面積は二〇〇町歩以上のことであるが、このように大規模用水も、その創設を全く詳かにしていない。正直全く不明の状態で、ただ古い、かなり昔という概念で把握されているだけである。このような工事は中世期には勿論、上杉氏入部直後でも有り得るものではなく、後年上杉領が半領にされた時、下級武士の一部を八ヶ森地区に屯田させたのは、同地に鮎貝堰が通水しており、今後の開田の容易性を充分考慮に入れたものであったとすれば、堰の創設はそれ以前でなければならぬ。尚、八ヶ森組の在住は寛文二年以降である。

青木家文書「於新砥萬覚」中に、次の記録がある。

(前略)只今迄入あいに仕所二候をとめられ申候、但道具をとられ申事ハ、先月鮎貝惣村ノせき普請の時、惣人足^并奉行衆きも入も居申由候、就其米沢へ御志らせ申度由 (下略)

全文の内容は、鮎貝村領分中へ深山村が保有していた入会地の出入関係による、紛争ともいうべきものが主題であるけれども、傍点を附した箇所を注意してみたい。惣村の堰と呼ばれる程のものは、現在の鮎貝堰の外にはなからうし、普請という語は一応完成後の一部補修を指すものではないと考えられ、これは、次の惣人足と記されていることから推定されるであろう。この堰普請の目的

のうちには、田水のみならず在番家中の自家用水もあり、むしろそれが名目であったのかも知れない。工事の主体は公儀(藩)にあり、公儀による直営工事であったものと思われる。そのため、大工事に人足として出役した祖先たちの苦勞は、伝説を伴うことなく人々の記憶から消え去り、全く歴史の中に埋没して果てたものであろう。

鮎貝堰創設に関する根木史料が、ほかに発見されない限り、右の青木家文書の慶安元年(一六四七)七月の記録が、草創の年次と考えて間違いがないと思われる。

寛永惣検地による打出高が、驚くほど高率である背景には、公、私営を通じて大小の水利事業が各村に積極的に推し進められた結果と想像される。当時すでに石那田沼平堤(寛永二十年)、十王村堤(明暦二年)が見え、正夫、下山両村には一の堰、二つの堰についての紛争(正保二年)がある。このほか記録に残らないものが多く、いずれも祖先たちの苦勞の賜が、今に恩恵をそそいでいる。

10 広野の開村

畔藤村 今から三七〇年以前、慶長の初め頃までは、現在の広野一帯は畔藤村の一部として、あの平坦で広い地域は野府(藪)そ

の野府(藪)のもので、全くの未開地であった。そのこのいわゆる諏訪堰の通水が完成すると、「平林蔵人様 御判形(許可証)申

請、近村へ廻状通し手先次第開可申との達し候得ハ、我も我もと開立申候」(「堰由来記」と云うことになり、耕地が拓かれれば人家も定着し、竟に広野は村として誕生する。それは一書(「広野村誌」)に、寛永五年としている。たしかにこの村は新しく「蒲生氏領高目録」にも、「邑鑑」にも姿を見せない。広野村は、寛永十四年(一六三七)に一斉検地があったときの村高は、青木家文書に、

一高六百七拾九石六斗一升九合 広野村

右物成 百六拾壹石七斗四升九合 式ツ三分八リン

となつている。式ツ三分八リンと言う税率は、畔藤村の四ツ三分二較べると略五五パーセントであり、附近の村と比較しても低位にある。

青木家文書「於新砥萬覚」中の広野村々高は、六七九石六斗一升九合であるが、新野弥六家が伝える六八一石四斗四合の方が采異奥の集計であり、正しいであろう。寛永十四年惣検地の時の屋敷数は五〇であるから、多くの人々によって急速に開拓が進められたもの

と考えられる。然し、当地方に残る資料には、

(前略)

右は慶長年中、畔藤村新野清右工門と申もの、当村の内、高七百石開発いたし、廣野村相立候二付、元和年中手作の内をもって立行、十五石被成下候処、其役御郡中免許並、百姓役を以御引方被成下(後略)〔東根村郷土史〕

とあり、又

一批者先祖之儀^者山口掃部と申候、伊達政宗の家臣大立目修理新戸在番の砌、副馬上と申役相勤罷有候処、政宗仙台に御引越の節、供不仕新戸に御残り申候、然る所慶長三年中御当家様、従越後會津^江御移被遊候上、右治部嫡子掃部と申者、直江山城守御家来平林與八郎殿^江隨身罷在候処、最上御陣之節山城守殿被仰渡候^而旗矢(畑谷)口に罷立、馬上にて御案内御奉公仕申候、其後畔藤村之内野府人情切開き、今高六百八拾石之処開発申二付、則村名廣野村と号し、壱ヶ村御忠臣に差上申候、然る所慶長十七年中平林藏人殿^江被召出最上御陣之節御奉公仕候儀、^并由緒等御尋ねに付書立を以御答申上候所、同十九年中於廣野村御知行百石被成下置、今以御判形も所持仕申候〔荒砥町誌〕

これでは、果して広野村は誰が開いたものか、迷わざるを得ない。然し両家の文書はいずれも、ある目的のため書かれたものではないから、多少割引いて見る必要がある。なお、「一、壱石四斗八升四合 坂田采女殿御同心衆開二引ル」(青木家文書)と荒砥城在番武士の開き地もあり、寺嶋代官下使青木吉左衛門の田屋もあったことは、前述の通りであるし、「畔藤村寛永十四年検地帳」を整理すると、広野村の農民六名が畔藤村に地主権を有しており、その中の藤兵エは七町二反余の田地を名請している。このことは畔藤村、広野両村の境界が錯綜していること、又、飛地が混入していることにもよると考えられるが、自村でも必ず大高所有の農民に違いなく、実際は多くの人々が、開判形という許可証の下附を受けて、競い合いながら開拓の歩を進めて行ったものであろう。

ここで史料にしばしば見える、平林藏人について少しくふれて置く。平林正恒は、もと信州にあって武田家に仕えたものだが、後上杉氏に移り、直江山城守直系の要人で、置賜郡の奉行兼郡代という最高職にあった。そのために、史料に見える頻度が高いのである。皆川三右衛門は大塚村の郷土で、慶長の最上御陣には七人の譜代と共に馬上で出陣し、後用水堰を開いたり、一〇開きと入会山

〇石以上の開拓を進めるなど、在郷七騎馬上の一人と言う勢力をもっていた。その皆川三右衛門が自己財力を活か

して、浅立・広野両村の開拓を進めているが、その時期は「御当国覚書」が寛文元年（一六六一）とし、「堰由来記」では天和二年（一六八二）としている。まず、二つの原文をみる。

一 浅立柳原寛文元年ニ大塚村皆川与左衛門、渡部殿 御板行（判形）申請ケ、所々 望ノ者召寄廣野川原浅立分共ニ、皆川入料を以爲開、皆川田屋・屋敷・名子ノ者共ニ廣野村大野ト申所、皆川屋敷町割共ニいたし、大野村と新村ニ取立御注進ニ可仕存念^二而、開御檢地申請ケ浅立村分田畠五拾石余り檢地ニ相調、段々開足可申所ニ、御半地以後之御仕置ニ御檢地開高共、本郷へ所納可仕旨被仰付、浅立廣野共ニ肝煎へ御所納仕候、其後水損永引開添杯有之候事

一 右浅立村開所之内隠田有之段露頭いたし、当三右衛門不調法ニ被仰付、大塚村ニ身躰此方ノ田屋名子共ニ、御欠所被召上候、勿論三右衛門ハ村かまいニ被仰付、当村きも入万右エ門も、役儀其節被召放候事

一 右開所水除ケ之ためいか川前松川はた、三右衛門申立土手つき立申候、尤浅立村田畠へ除ケニも罷成ニ付而、作場々所を以、浅立村 も人足御多分ニ出シ、中村伊兵衛殿と申人、御普請奉行ニ^而大分ノ普請成就仕、其後川欠ニ罷成候、残り土手今に御座候（「御当国覚書」）

初めの方に出る皆川名、与左衛門は、書替えたもので理由は不明。判形を与え許可したのは、当時の郡代渡部信秀と言うことになる。浅立分の開きが五町歩にも及び、最上川岸には堤防を築くなど、これらすべてを自力でまかなったとすれば、驚くべき財力という外ない。

なお、大野村という新村を計画していたとも言うのであった。

天和二年中皆川三右衛門と申者、五十川舟戸の下より用水堀渡し候^而、浅立ハ勿論廣野ハ柵御林之後、中河原と申所迄田地用水仕り、所々川欠込堰代^茂欠落只今におめてハ、所々に少宛堰形有之斗ニ御座候（「堰由来記」）

とあるが「皆川三右衛門由緒之覚」（『藩制成立史の総合研究』）には、広野村の谷地一〇町歩の開きは、宝永元年（一七〇四）としており、六年間の欠所（所払い）処分はその後のことになっている。

「上河原観音燈明畑為名寄帳、文政五年春」という冊子が、青木家文書の中にある。この名寄帳の合計面積は、一〇町八反八畝二四歩である。これが前述の皆川三右衛門が開いた土地で、欠所の時点で耕地は取上げとなり、年貢は米沢市笹野観音堂の燈明の資に、毎

年当てることになっていたが、これは明治の初め、この土地の所有権について、別当寺である幸徳院と種々協議の末、円満に解決が来、地主権は耕作者に決定したものであった。

広野村は以上のように、多くの人々の力で開拓されたものであるが、その開拓が進むにつれて未墾地が少なくなる。これは極く当り前のことであるけれども、当時の農業経営は未墾地、草生地が有つてこそ成立した。地力を維持するための堆肥原として、山野の草が絶対に必要であった。当時の山地は殆どが公有であり、若干の年貢を納めて利用していた。広野村は、親村である畔藤村の山地に、入会権を設定しなければならなかった。村農民の要望に対して、領主権力も介入し、その成立をみたことであろう。然し、これを伝える史料は見当たらない。とかく二ヶ村の者が、一つの山地に同一の権利を持つことは争いのものであり、これによる大小の紛争は多くの村にあった。広野村対畔藤村では寛永十八年（一六四一）に、些細ないざござがあつたが、創村の浅さから考えて初めてのことであつたろう。その内容と言うのは、畔藤、広野両村が、入相（会）山の内笹平という所を水林、水源涵養林にするため、畔藤村肝煎衆が代官寺嶋へ内証で願ひ上げたところ、百姓中に異存がなかつたら、と言う条件であつたが、広野村では反対を申入れて来た。そこで代官下使青木吉左衛門が広野村へ出向いて、如白（新野和泉）親子と談合したが、合点ならぬ由で力無く立ち帰つて来た。然し捨てて置くわけにもいかず、十王村助左エ門・馬場村九右衛門（肝煎）を依頼し、「色々辛勞被申盡、両二三日ノ内ニ笹平をならし、少々所を水林ニ見立、道をふみ分て山守文二郎ニ此通守可仕よし被申渡其品々両方へ被申届候へて、何もなつとくの由被申候（後略）（青木家文書「於新砥萬覚」と、結局このことは御公儀に聞かれても、私的なものではなく、寺嶋代官へすべてを話し解決を受けるものであり、これを表沙汰にしないといつて、不届き扱いにされるわけがない、というものである。草木が、農業経営に如何に必要大事なものかを、如実に示している史料と言えよう。

10 産 業

稲 作

白鷹町地内で確認されている弥生期の遺跡は、ただ一つだけである。場所は石那田の深山地区しんざんであるが、当時からある。しかしその内容を少しでも具体的に知るには、中世は勿論のこと、近世の初めにも資料はなく、まだまだ時代を降らなければならぬ。

第39表 寛十八立枯状況

村名	一作引	永代引	合計
正夫	15石1斗4升7合	6石3斗8升1合	21石5斗2升8合
滝野	42 .3 .2 .8		42 .3 .2 .8
萩野	83 .0 .0 .3		83 .0 .0 .3
箕和田	5 .5 .1 .1	13 .7 .7 .5	19 .2 .8 .6
下山	13 .8 .0 .5	.3 .0 .8	14 .1 .1 .3
大瀬	35 .6 .4 .0		35 .6 .4 .0

第40表 寛十八御用捨物成

区分 村名	御用捨	外蔵入分	外給人分	附記
栃窪	32石8斗6升6合	石斗升合	石斗升合	壹ツ弍分九リン成 海松分寛16より20迄用捨分 給地給人ノ一割用捨分共ニ
黒鴨	49 .7 .8 .8			
中山	233 .9 .1 .7	26.0.0.0		
大瀬	44 .9 .8 .0	17.8.1.7		
馬場	86 .4 .3 .0			
上	130 .7 .7 .9			
三山	126 .1 .8 .0	19.1.0.7		
高岡	103 .9 .0 .4	156.4.6.0		
滝野	112 .9 .1 .8	137.3.8.8		
萩野	123 .5 .9 .2	103.0.4.3		
箕和田	8 .2 .7 .5	28.6.2.0		
正夫	25 .6 .4 .0	59.8.1.8		
下山	46 .1 .4 .9	69.2.2.4		
佐野原	23 .9 .5 .0	15.9.7.0		
広野	28 .2 .6 .7	91.0.7.3	39.2.5.7	
鮎貝	231 .7 .7 .0	173.9.8.4	489.4.2.6	
十王	110 .6 .4 .8	287.5.0.7	320.4.8.6	
石那田	115 .1 .2 .0	230.4.3.6	114.7.3.4	
畔藤	203 .5 .9 .9	50.3.0.6	967.2.0.0	

第 41 表 寛永十八年御買米

村名	区分	割 付	外 引 方
鮎 貝		130 俵	41 俵
十 王		110	30
馬 場		78	20
畔 藤		150	40
石 那 田		57	13
高 岡		30	14
三 山		22	3
滝 野		28	23
萩 野		20	20

当時の稲作は品種の改良、耕作技術、水利施設そのすべてが未熟なものであった。少しでも天候に不順があれば、ただちに収穫に影響する。降雨・旱天ともにであるから、不作凶作はわずかの悪天候によっておとずれ、近代以前の水田稲作は、災害史の連続でさえあった。寛永十四年（一六三七）に当地方の惣検地が行われた結果、新墾田の登録や隠し田の摘発などにより年貢徴収の増大となつて、農民たちはさらに困窮の度を深めて行つた。四年後の十八年には大不作であつた。次の十九年も同様であつた。これは全国的なものであつたが、原因は早害であつたことが、青木家文書によつて明らかである。領主側はこの異状収穫に対して、年貢減税の措置をとらざるを得なかつたと考えられる。第 30・31 表は、それを裏付ける史料である。第 30 表に於ける永代引きは、数学的には多くはないが、これは水利の不備な所とおもわれ、始めから無理な墾田もあつたものである。第 31 表で記載の無い箇所は、無災害地であるのかも知れない。なお寛十四検地の明らかな村の災害の比率を物成との関係で見れば、箕和田村が二・二パーセント、萩野村一〇パーセント、十王村五・五パーセント、畔藤村が六パーセント、広野村四パーセントであり、萩野村の早害が一番大きかつたことがわかる。第 41 表はその年の買米量である。引方の数字は減免であるうが、稀有ともいえる早害の年にも拘わらず、いかに領主財政のためとは言え、例年通りの買米を実施している。このような結果農村には、何が起つたであろうか。非常な旱天には畑作も被害があり、完全な作況ではない筈で、すなわち雑穀も不作であつたに違ひなく、ついには食料の欠乏となり餓死するものがあり、寺嶋代官は扱村に対して、自分所有の米を貸付けている。

此外五ノ四百卅九匁七分二厘未進分 寛十九ノ春夏在々餓死ニ付^而粗米共二千四百卅式俵一斗四升五合御かし被成代銀拾式ノ
六一七貫百八拾六匁六分七厘 百廿六匁三分九厘ノ内取立申分 小帳も別^而上ル

しかしこの貸物は、一俵で銀八匁八分となつて、五合五勺摺り（^一粗米五五パーセント）とみており、米一俵にして銀一七匁以上になる。ちなみにこの年寛永十九年の本買米の値段は七匁二分、増買米は九匁となつていて、例年になく高値ではあるが、自由価格で貸したものに比べると開きがある。代官としては、扱村の農民が困窮の果に再生産が不可能になれば、ついには自分の責任に終わるので、大量の米粉を貸付けたものだが、そこには初期代官の性格と資力の大きさがうかがわれる。

寛永十九年の早害に対しても、前表のような減免があつたようだが、その数字は見えない。次の記録、

一萩野村百生之内寛十九ノ御用舍石ニ付テ、割之出入申来、田畠悪キ所、身上不成ものに配当候へ由、御公儀 被仰付處ニ、差別なしニ村中取申候事、是非何方迄困窮ノもの共、可申上候申来候（後略）

この申出について、代官側では申し付けた通りである。然し割付の方法は村民が集まつて相談の上ならば、差別なしでも差支えない。すでに村民の加判帳は公儀に提出しているし、最初から異議のある者は、御用舎を返上することであつた。とにかく一人二人の小数意見によつて、一村が迷惑することは許されないことを述べている。又、

中山村百姓共作食ノ訴詔申上ルニ付旦那御挨拶

一作食仕度由尤ニ候へ共、御公儀へ申上候事も不成候、其上喜左衛門自分ニハ、幾度も何米銀をかし可申候哉、利なし粗百五十俵はかし置、其外拾六匁ノ米多分ニ去年春夏之内かし、いまた少しも不相済候得共、此中たね無之由申候へハ、御公儀之御ためと申ながら、粗廿俵余かし候、又々何と思ふやうに不成候事（後略）

冒頭にある旦那とは代官寺嶋喜左衛門のことであるが、後段では、十八、九の両年に一、二〇〇石余の中山村は、公儀に様々^{申上げ}て、百姓共は居ながらにして年貢が皆御用舎となつてゐる。中津川、小国などは殊のほか不作ではあるけれども、そういうことはなく、作食（耕作時の飯米）の請願があつても、御返事^{さえない}のであるから、「よくよく分別いたし堪忍可申候」と言つてゐる。ここで、前記の貸物は、利息なしであつたことがわかる。当時の利息は普通月三パーセントという高率のものであつた。又、この村だけで貸物

一五〇俵とあり、災害の最も激しい村であったとさえ思われる。そのためとも考えられるが、この当時中山村では数々の事件が起きている。彦左エ門は同村の農民であるが、寛永二十年の正月頃餓死している。あとに残ったのは、多額の年貢滞納であったろう。次男は最上に身売りしていたが、請返すため御蔵から借銀をした。それを返済するために、馬場村の親類に質奉公して借銀しているが、それも順調にはいっていない。そして、

中山村彦左エ門よめうり、最上身うり銀村中百生前 引負候ニ付て、御公儀物ニ候而うらせ候事

一此方中山村彦左エ門 御公儀負物有之ニ付而、よめを賣切ニうり付候へ由申付候、少も喜左衛門殿（代官） 右之女ニ

構無之候、彼万七ニ中山村きも入九左エ門うり判も見届、無相違候而かい可被申候、為其如件 寺嶋内

寛廿年霜月卅日

青木 吉左衛門

但たつ川村百生ノ内ニかい主有之由候而文色如此候

諸所かい主へ

右の文中の万七は彦左エ門の子であり、よめは彼の妻である。

右女うり申ニ 御公儀なし申由申候へハ、かい主申様ニハ喜左衛門殿、御構有之ハいやと申ニ付て、右之書付申請候、以来違乱御座候者我等才覚可申候、殊ニきも入九左エ門書付も、御めにかけて申所実正也

寛廿 霜月卅日

中山村彦左エ門子

吉左衛門殿へ

万七㊦

いかに領主への年貢上納が重大なことであっても、その家の嫁女を役人（代官）が命令して、しかも他領への売切りであり、現在の通念とは、隔りが余りにも大き過ぎる。

中山村には、村民の寄附による中山寺の田が二反歩あった。寛永二年からのものであるが、年々の籾と代銀の利子が積もって、合計では三、〇八三匁余にもなっていた。そこへ二年続きの凶作である。村民のあいだからこの銀は、夫錢（一反歩当り熟田畑六文、新開地三文）のために使用したいとの意見が出たが、反対の意見もあって村は二分した。結局、反対意見は肝煎と小数の者であったから、

分配することに決定しているものの、その方法については複雑なものがあった。肝煎派は一四人で、分配を主唱していたものは三〇人を数えた。これは、寛永二十年の二月末のことであった。

同じ年の八月、同村の農民八郎右エ門は、持田の一部を針生村の者に売っていた。収穫した稲を針生村に運搬していたところを、番所役人佐藤監物に見つかってしまった。八郎右エ門は肝煎と対決の結果、はりつけの刑となり、この事件に関係したと考えられる善兵エは成敗、鴨左エ門は追放となっている。ただこれらの人たちは、八郎右エ門・善兵エ・鴨左エ門は、この春の中山寺事件で粃の分配を主張した者であり、代銀の受取はこの三人が代表して連署していて、反肝煎派を代表する者であったろう。春の主唱者と今秋の処刑者が三人迄も一致しているのは、必ずしも偶然とばかりは言えないものがあるろう。

水稲にはまた多雨や低温による不作、これはむしろ早害よりも多くあった筈である。しかし、ある時は思いがけない豊作を迎え、生産者としての喜びを深めたこともあったろう。いずれ作の豊凶については、超自然的なものの存在を肯定しながら、神への祈念が胸に強く去来しており、現在とは違う農民心理であったように思う。

当時にあつては、稗も主要な穀類の一つである。稗は、寒冷もいとわず生長する。しかし食味は、米とは到底比較できない。けれども栄養価は充分であり、山寄りの冷水懸かりの田には、記録こそないけれども、かなりの量の栽培があつたであろう。

一三斗四升五合

ひゑ田御城古堀天水所二付^而毎年作毛取かね申候

荒砥御役屋文書「上野善左衛門死去二付^而萬改申帳」に右の記録がある。古堀は自然湧水を水源としていたので、水量は豊富とはいえず、また冷水でもあり、時には水涸れもあり、そのための作村であつたと思う。これは正保五年（一六四八）の記録であり、荒砥城代上野善左衛門の手作地に含まれておつた。

桑

桑の栽培は、蚕の飼育を前提としていることは無論である。この地方の養蚕の始まりはかなり古いものであるが、拋るべき資料はない。絹は庶民とは縁遠いものであつたが、需要者は恵まれた階級の人々であり、従つて換金は容易であり、かつ有利なものであつたに違いない。一六一五年ごろの編集といわれる「邑鑑」には、御用作物として桑の栽培をみるが、他の作物と列記される場合、いずれの村も桑が初めてとなつてゐる。これは何を意味するものか。生産の全量が他のものと異なり、強力な統制を受けていない。「邑鑑」に、有り又は小有りと記載されている村数は、一〇六ヶ村あつて、これは漆に次ぐ数であるから、領内の普及度は高い。白鷹町内二二ヶ村のなかでは、横越・田尻・箕和田・菖蒲の四ヶ村が栽培をしていないだけである。

第42表 正保三年御買綿

村名	重量	代銀
鮎貝	2貫000匁	150匁
箕和田	250	18.75
深山	400	30
黒鴨	400	30
枋窪	400	30
高岡	400	30
下山	200	15
佐野原	200	15
大瀬	200	15
中山	800	60
萩野	400	30
滝野	400	30
十王	1貫800	135
馬場	1貫000	75
石那田	600	45
畔藤	1貫600	120

○匁の価格ということになる。寛永二十年の石那田村惣百姓の訴詔では、二五六匁で納めたことが記録されている。増買綿はいつの頃始まったか不明であり、これは、「二ハリ出なし」であった。

真綿は現在のように、玉繭・中繭からだけ作ったものであるか。当時の繭は目が少なかったと思われるから、真綿一把二〇〇匁は繭二貫匁も必要であったと考えられる。その価格が銀一五匁である。これは米価と比較するとき、半貢租である買米では四俵強、増買米では三俵七分五厘となる。又、これが自由売買の米価では二俵に近かったのである。上納綿は特に入念に精製したと思われるが、

式百五十目濟村

一当御買綿式百目余相納申處、米沢ニ而御ゑらミ被成、御納戸衆 御返し被成候ニ付而、上々わた早速指上候へ由被仰付候、菟角買綿ニハよき無御座候而、手前のこわたをあけ可申と存候内、打つゝき天氣わるく御座候而、遅々仕御催促被下候、今明日ニ何とそわきわき 上わたを取替申ても、急度御所納可申候、米沢 節々きつく被仰付候ニ付て、御腹立之通御尤候、仍如件

養蚕に対する上杉の領主としての把握は古く、半貢租的であった真綿の買上げ、所請御買綿制によって表現される。その数量は初めは固定されたものではなく、その年々の藩の都合によつたものと考えられる。正保三年（一六四六）の、寺嶋代官扱村の買綿の量は第42表のとおりである。割当量は、村の大小と関係ない。生産量とはどうであったかは、不明である。買上げの価格は二〇〇匁一把が、上で銀十

五匁、中、下は銀一匁下りであったが、目方は「諸代官御土貢納方之覚」に、「御買綿に付テ花青苧式割出 外、強取間敷事」とあって、実際は一把二四

第43表 万治三年 本御買綿増共ニ割付

村名	本買綿	引方	増買綿	間数
佐野原	150目	50目	75匁	2
十王	1,000	143	500	16
大瀬	150	50	75	6
高岡	300	100	150	6
黒鴨	300	100	150	9
中山	600	200	300	10
滝野	300	100	150	9
畔藤	1,200	400	600	36
栲窪	300	100	150	6
三山	300	100	150	7
萩野	300	100	150	7
石那田	350	68	175	15
下山	300	100	150	6
広野村	200		100	6

という御請状を代官宛に出しているのは、箕和田村の村役たちで、寛永二十年十月六日のことで、尚「右ノ御返し綿十月九日ニ上を相納申候」となっている。この場合村では、文中にあるように「わきわき」即ち他から購入したものであろうが、買上額と自由売買とはかなりの違いがあった筈であるけれども、はっきりと示す資料は見当たらない。万治三年の算用帳に、いとわた上一五〇匁の代銀が一四匁六分余、同じ年に同じ物で一五〇匁が二二匁五分で、共に個人の依頼で代官の手によって買われている。いとわたというのは真綿とどのように違うのか不明だが、とにかく自由価格とは大きな開きがあり、若し割当られた農民が現物を持たない場合、高い自由売買品を購入して上納、あるいは代納しなければならぬ。このような専売仕法であったから、村々が窮迫し農民が転落して行く大きな要因であった。

買綿は紅花や青苧などのように、上方市場に移出して利潤を得て領主財政をまかなうものではなく、全領中で六〇貫匁ほどであるが、白鷹町内の寺嶋代官扱いだけで、一一貫目弱となっており、蚕桑地区の四ヶ村は不明であるが当町の合計では一五貫目近くにもなり、全置賜領内の二五パーセントにも達するものであり、当時からすでに当地方が養蚕地帯であったことがわかる。なお買綿には米と同様、増買綿があり、その量は本買の五〇パーセントであった。第5表によってその様子は明らかであるが、表中引き方は、減産事情によるものらしく、これと合せた数字は一六年前のもので、

第5表と全くおなじである。ただ十王村の場合は「此外平林百生引」と付記があり、給人に属する農民が別であることを示している。この表によると、割当の方法は、村の大小や百姓役家数とかなり有機的な関係があったこともはっきり示しているが、三〇〇匁割当の村は百姓役六間が多い中で、滝野村は九間である。なお同帳には伊左沢村は前代官の時から本買のみ、長手・泉岡両村は増だけとある。「御当国覚書」に

一御買綿ハ先規百生望御用綿賣上ケ候哉、花綿共ニ在々不同ニ候、一切不掛村も御座候、又定納いたし来候村も高ノ大小、御役間ニ^茂、不当定納いたし来り候を

以テ今如此、万治之比迄御代官所へ相濟、定夫銀二其代さし次申候、只今ハ定夫銀屋へ青芋御藏手形を以、夫銀二さし次申候、但シ本目式百匁壺把二付而、上綿ハ拾五匁、中わたハ拾四匁宛かと覺申候

とあり、代銀は年貢のある税目と、差引き相殺されたことも明瞭である。

買綿制に対し生産者保護として、米の前貸しである代米があつたが、その数量をつまびらかにする史料は見当たらない。なお養蚕については実態を示す史料はなく、生糸は商人の手によって市場に移出され、それに対しては間接税を徴収していたものと考えられる。

七月十六日

一拾五匁五分 御となり様御用ニ絹まゆ拂升三斗六升かい上ル清左衛門切手アリ在々 かい立日記御座候

慶安四年（一六五一）の算用帳から抜いたものである。これによれば、当時生糸の生産があり、繭は一俵といわれた五斗の価格にすると、銀二一匁弱で市場米二・五俵にもなる。これより六年前の正保二年帳には、絹二疋を最上から購入しており、その価格は銀六八匁で、これは幕府の金一両であることが記されている。購入先の最上は、具体的にどの地方であつたのか不明である。なお御買綿は領主側での必要量であり、紬に製するものであつたという。又、絹繭から糸にするには一八世紀後半にも、素朴極まる方法であつたから、思い知られるものがある。

漆

漆の木は塗料漆の採取木として古くから貴重視されており、実は燈火用蠟燭の原料として重要であり、普通木の実と称されたものであつた。栽培の起源は不明であるが、東置賜郡の高畠町にあつた屋代の庄の年貢に、布や馬と共に漆があつたことでもその古さは証明されよう（第三章第四節）。伊達領の大永三年（一五二三）の植宗安堵状の中に、「荒砥郷の内、畠中在家の内、日光の下川四百苅の内二百苅、三角畠百地、並に年貢八百文の所漆五盃、蠟五貫メ」とあつて、当地方の栽培を示しており、貢租的な把握のもとにあつたことも明らかである。降つて秀吉による「出羽国検地条々」には、「漆木見計年貢可相定事」となっている。当地に於ける太閤検地は文禄三年の施行であり、東置賜郡内の露藤村には写しが残つていて、帳尾には漆の本数が記されている（『山形県史』資料篇7）。当地が上杉領になつた慶長三年（一五九八）の直江兼続書状には、不作の場合永楽銭による代納を指示

し、慶長九年はその五年後であるが「郡中百姓役儀相定覚」にも、同様のことを示してあるという。慶長末年の編集とされている「邑鑑」には、各村毎に御用作物としての漆の有無が記されており、置賜郡中一一ヶ村に栽培が見られ、御用作物四種のなかでの比率は一番の高さとなっている。そのうち当地区内では箕和田・横越の両村だけが栽培されていないだけで、ほかの二〇ヶ村に見られ、この比率は他地方に比して特に高くなっている。

上杉氏の米沢入部当初から、しばらくの間百姓役儀として漆木数二〇〇本に対して水漆は容量で約五合、重量では二六〇匁で、それも欠け目のないように寒中に取立てて、代納の場合是一本一五文の定めであったことが、後年の「諸庁根元記」（米沢市立図書館蔵）や「郷村手引」（同）に記されている。漆の役儀も諸年貢や他の専売統制産物と同じように、総村の責任である村請制を要求されており、これはその後の増産政策にも必然利用されたものと思う。実際置賜郡内の本数は慶安二年（一六四九）で、一四万五、〇〇〇余本であったものが七年後の明暦二年の調べでは、二九万三、〇〇〇余本と、二倍にも及ぶ驚くほどの増加ぶりであった。これは共に役木として登録されたものである。漆の木には男木と女木の二つがあり、男木は実をつけ専ら樹体に疵をつけて、樹液を取るものであり、女木からは実を採取した。この木の実容量一石から、蠟一貫匁を製した。作の豊凶によって、たとえ上納額が決定されたとしても、藩の把握以外の余剰が出来た筈であるが、その余剰は世間相場によって買上げて、自由販売の脇売りは許さなかったことが、慶長十三年の「条々」によって明らかである。漆、蠟の専売制についても、領主の財政によって強弱の度はあり、後年になるに従って内容も変化していく。村々の木の実集荷所（筒番）を一〇〇人と限定したり、余剰の漆は米沢の御用商人に売却することにしたのは、完全売買制の緩和であったけれども、寛文四年（一六六四）にも漆・木の実共にかくし売りや、他領に売ることが厳禁されており、訴人した者へは褒美を出すことにしている。

当時の当地方における、漆と木実の生産や収納の実態は明らかでない。寺嶋代官の下代官であった青木家文書の多くの算用帳や覚書にも記録が少ない。これは、専ら「御買蠟漆役」の担当であったことによるものであろう。

漆についての役儀、年貢の基本は栽培されている木の本数確認から始まる。この作業は数回に及ぶものであるが慶安元年（一六四八）四月に下代官青木氏から深山村の与頭に対して、種々の村台帳二〇部ほどを渡したなかに、「寛七秋中漆内かぞへ、漆日記之事」というのがある。同年七月に、深山村で隣村の鮎貝との間に入会地の紛争が起き、漆の木の所有にも影響するということで、代官に申出た際の文書を証拠として受取っている。

本役

一千貳百拾五本

漆つき申分

一百五拾八本

附益木貳百卅七本を三本貳本ニシテ

一五十四本

半枯百六十式本ヲ貳本ヲ一本ニシテふへ木ノ内入ニ付^而三本貳本やくニ成

ベ千三百卅七本

御やく仕分 寛七

内 貳百十式本

ふへ木

外

一百五十九本

苗木

一式拾本

枯木

寛七十月十八日

寺嶋印

三山村きも入百生中

以上であるが、他の村々のも同じ型式のものであつたらう。未成木三本を二本に数え、半枯木は二本で一本と評価するなど、すこぶる具体的で農民たちの納得のいく方法がとられているのがわかる。前述の明暦二年の調査はこの時から二六年後のことであるが、「御当国覚書」には次のように述べてある。

一 漆御役木御改ハ明元ニ御郡中御改被成候通于今御定ノ本うら故相済候、然處ニ浅立村黒鴨村ハ御非分ノ御檢地故大分ノ木役ニ

罷成百生禿申ニ付^而訴訟申上候へハ万元秋中両村ノ御計直^{カソイ}シノ御檢地御出被成候、其節当村へハ三上佐太右衛門殿猪苗代組今

留太郎殿御出、數日御檢地被成、役木都合四千八拾三本ノ本うら御改于今相勤候、依之其節不納^而有次第相済候、明元 明

三迄ノ間ハ後御改直シニ候四千八拾三本勘定被成候事

当時この外の東根地区村々の漆木数は、広野村が二、八八〇本、畔藤村は二二、五六二本であつたという（『東根村郷土史』）。この明暦の調査本数が大体後年までの役木であつたから、他の村々でも分明なところが多くある。

権力による強制買上げとなった漆の実は、栽培ものは里木ノ実、山地に自生のものは山木ノ実と云われ、村役による集荷と筒番による集荷があり、筒屋において製蠟された。筒屋を営むものは、村では肝煎らの村役人か有力農民であったと思われる。筒というのは、木ノ実を蒸して蠟を製する圧搾機のことである。青木家文書には漆の記録が少ないことは既に述べたが、「於新砥萬寛」中寛永二十年十二月に、次の事件を記している。

一十王村筒判^(番)助太郎賀十二月二日之晩ニ御留物之蠟拾貫目餘り、最上^江罷通し候ハんと段山ニおもむき、打越を参候処ニ、殿

町采女殿御組御足輕高橋弥三、御扶持方佐藤金平兩人出合、右之御留物せんさくおさへ取、御公儀へ御注進申上一類共ニ御法度ニ可仕など、おどし、様々ニ右之兩人一類共ニ手をすらせ、内々ニ而過銀式百五拾匁私ニ取候由(下略)

筒判(筒番)は後年筒判頭という肩書も出来、自営の蠟製造、自分筒の経営者であろう。この者の村でどの程度の有料農民であったかは不明で、肝煎でないことは確かである。統制監視の眼をのがれて他領に密売することは、生命の危険さえ伴っていたが、その必要は再生産のためからのものであった。この事件は表沙汰になっていないが、筆者の青木氏は、筒判助太郎なるものは一两年前には、下山村から来た賀の不縁について内分に金銭を要求したことがあり、「扨々人間之因果は遠近共にあい候間」と、考えのほどを述べている。銀二五〇匁については、当時の質奉公が三年三作で一八〇匁程度、米三〇俵ばかりの額であったから、かなりのものである。又、「権柄をかりわたくしを仕、百生をいよいよつづし候事、さたのかきり御座候」と不正者を難じており、代官役人としての青木吉左衛門の性格を偲ばせるものがある。蠟通しが企てられた一〇貫匁はどれほどの値打ちであったものか、一〇年余り後の承応二年の青木家文書算用帳に、「一、三百匁(承式秋分)且那御用ニ蠟卅六匁三百匁かい上ル代、但銀子百匁二付、蠟十壱貫目ツ、」とあって、かなり高価である。前記慶安二年の定め、代納蠟一貫目銀一九匁は、銀一〇〇匁が蠟二貫三〇〇匁となつて、まさに御年貢蠟は過酷な収奪であったことが理解できる。

領主専売の御留もの、御法度ものとしての漆の実と蠟の他領への抜売り、隠売りは、在地在番の下級士が日夜探索の任にあつたこととは、前記の事件によって明らかで、発覚のうちは厳罰をもって臨み、発見者には賞与をし優遇している。少し時代は降るが寛文六年(一六六六)の「信夫御目安」に、年貢の未進と借金返済のために共同して木の実の抜荷を計画、それが発覚して一六人が磔刑、三人が追放されるということが広野村にあったことを述べている。

慶安元年七月九日の晩、抜荷探索の三名によって山木ノ実四斗七升ほか三品が挙げられ、賞与としてのおの米一俵ずつが支給されている。山木ノ実の採取については、その奉行が年々各村を巡回したらしく、明暦元年七月中、二人が五日間、案内役一人で三日間の賄料銀六匁二分が、下代官青木氏の支払として算用帳に見えている。

尚、各村に設けられた役木には、毎年一升ずつの無償上納があった。成木一本からの収量は、二斗と見込んでいる。明暦元年に決定された各村の役木は、後出(第四節第5項)のように明らかであるが、それを寛永検地当時の屋敷数で割り、一戸平均をみることは危険であるが、広野村四一本、畔藤村二六五本などである。一俵価については当時のものは不明であるが、一七七〇年ごろで銀五匁七分となっている(『十王郷土誌』)。

紅 花

この地方の紅花栽培の歴史は、どこまで遡れるものか不明であろう。用途は染料であり、一部は薬用とするものである。御用植物として「邑鑑」中の村々に栽培の有無が明瞭であるが、置賜領の三ヶ村だけが有となっており、そのうち当地では一四ヶ村に作付けられていて、他の地方に比べて多い。当町で無の村は八ヶ村で、田尻村を除くほかは、西北部にある山寄りの小村である。

紅花に対する領主の貢租としての把握は、「紅花不入分ハ買申まじき事」とか、「紅花御蔵御用程相調、其外は売ちらしニ可成事」と青木家文書にも留書されているように、収穫の全量が統制された専売でなかった。即ち、領主の財政上の都合によって、その必要量が同じではなかったことであろう。この方法は、上杉氏の米沢入部後間もない時からのものであった。

上杉氏時代の初め、当地方における紅花の栽培と、上納割当の様子を知る史料は、正保三年(一六四六)に村々に出した前渡金の額があり(第㉗表)、一四年後の万治三年のものが第㉘表であり、第㉙表は同年からの新規割当村のものである。これによると紅花の栽培は多くなっているが、割当られた間(家)数は、百姓役のそれと符合するものか不明である。なお表中の本紅花は割当の量目であり、本分は前渡金の額、子分はその利子分の量目である。

上納に対する生産者の保護政策は、ほかの専売ものと同じに前渡金(手銀)を出しているが、方法は正月中に前年の年貢の代方と帳簿上で相殺(指次ぐ)するもので、これには月三パーセントの利子を六ヶ月間加算し、前渡金額と利子額の合計は、量目一〇〇匁に対して銀一匁の定法であった。この間の事情は、後年の覚書であるが諏訪文書「御当国覚書」に、「浅立村定納花四匁六百匁ノ代、町銀四十六匁毎年銀方御さし次、花前にかり置申分二付^而青苧御蔵へ相済申、四十六匁へ正月 六月迄三割御利分三匁三分五厘二候ニ付テ、青苧御蔵へ相済申、花目八元利五貫四百三拾匁相済申候、然共正月 六月之間二閏月有之時ハ七ヶ月増テ、子分花御取上ゲニ罷成候事」

第44表 花手ノ銀 (正保三年)

村名	花手銀
十王	120 匁
箕和田	30
馬場	100
深山	6
高岡	10
正夫	6
畔藤	220
滝野	13.33
石那田	30
広野	13.33
山口	80
横越	106.67
高玉	100
浅立	70
田尻	100
鮎貝	100

第45表 万治三年分紅花割出

村名	本紅花	引方	子分	本分	合計
	貫 匁	貫 匁	貫 匁	匁	貫 匁
十王	6.000	1.620	1.080	60	7.080
三山	600	(其儘)	108	6	708
高岡	800	200	114	8	944
畔藤	11.000	5.667	1.980	110	12.980
滝野	1.000	333	180	10	1 180
石那田	2.000	1.000	360	20	2.360
広野	1.000	433	180	10	1.180
計(扱下)	35.400		6.372	354	41 772

と記されている。紅花の干花の価格は一〇〇匁について銀一匁が、上納の定法として不変であったが、一般市場の値はどうであったのか、寛永二十年に石那田村惣百姓が村廻り奉行に訴訟したうちに、「一、御買花百目に付テ銀壹匁ニ御買被成候、内々ニ^而八百目に付テ五六匁斗宛ニ買納申候事」とあるから、上納と一般市価には大きな隔りがあり、なお量目は二割増の秤目までは公認であったから、もし耕作せずとも割当があり、買納めの場合負担はさらに大きかったわけである。

第46表 万三 新規ニ紅花御蔵納

村名	本紅花	引方	子分	本分	合計
萩野	400匁 (7間)	15.58	72匁	4匁	472匁
中山	500 (10間)	19.47	90	5	590
大瀬	200 (6間)	7.79	36	2	236
佐野原	100 (2間)	3.89	18	1	118
下山	250 (6間)	9.74	45	2.5	295
黒鴨	250 (6間)	9.74	45	2.5	295
栃窪	250 (6間)	9.74	45	2.5	295

紅花は半貢租としての上納分と、それ以外は売りちらしの自由販売であったことはすでに述べた。そのため在方に市場が設けられたと思われるが、様子を伝える記録が見つからない。「御当国覚」に、「二古へハ畔藤村町ノ九右エ門ト申者ノ屋敷引屋敷ニ被成、毎年土用入候へハ花所 水花ニ而女童売賣ニいたし、殊にぎわい花町相立候、勿論公儀御用花も相済申由、其後相止青苧御蔵へ相済候由、然ハ九右エ門引屋敷無年貢ハいか様新帳之節村高ニ罷成筈ト存候事」とあるのは、青木家文書の正保二年、慶安元年、承応元年の各算用帳に、

一拾壹匁

北条畔藤両所花場ニ^而役人衆賄入料内七匁八米

一俵四匁ハやさい代

などであるのと何か関りがあるのではないかと考えられる。新帳とは、明歴新帳を指すものと思う。

紅花は春に播種し、夏の収穫であり、薊あひまに似てつぼみや葉にとげを持っており、露をふくむ早朝に花を摘めば、とげはそれほど鋭利でなく、花の精分度も高いとされていた。摘んだ花は蒸して搗き、餅状にする。それを十分に乾燥させ、干花にして上納するものがあるが、前記の水花というのは、摘んだ花そのものをいうのであろう。干花は油紙に包み、さらに苳で梱包した。現在粗製の苳を花むしろと云うのは、ここに起因するものであろう。荷造用の厚紙は深山・高岡・下山の製紙家に、苳は各所の農家に対してそれぞれ前銀を渡して製造させている。寛永二十年の算用帳では銀六〇匁の前銀で三分利となっており、明暦二年のものは三ヶ村一七匁ずつで五一匁となっているのは、上納される花の数量が一定していなかったためであらう。一方苳の方は、寛永二十年帳で前銀三〇〇匁のうち、一〇〇匁だけが畔藤村の生産者二名に渡されていて、ほかは大塚村に渡してある。価格の方は大塚村のものは一〇枚当り銀四匁、畔藤村のものは同じ一〇枚で三匁五分であり、最上（現村山地方）から買ったものは、駄賃銭その他も含めて三匁八分五厘であることが記されている。

さきの第^ハ表の前貸銀合計は一貫五三匁となるが、これを同年で他の地区のを見ると、宮通り九ヶ村で三六六匁余、諸所七ヶ村で二一〇匁、北条通り一二ヶ村が三七〇匁余の、合計二貫匁の銀であり、白鷹町内では一六ヶ村であるが、一貫五三匁であるから置賜領内の五〇パーセント以上の産額であったことがわかる。同年の集荷量は御当買花として一五〇貫七一六匁、御相場買として二貫六五九匁で、前者はもちろん一〇〇匁について銀一匁、後者は一匁五分宛となっている。御当買は前貸銀に相当する量であり、御相場買は前記畔藤の市場で買子を通じて集荷したものであろうか。この記録が掲載されている正保三年の算用帳に「但新宿・金原・安久津町毎年相場買斗納」とあるのは、現在の高島町方面からの集荷を示しているものである。集荷された全量は、荒砥の青苳蔵において梱包作業が行われた。四駄半（一駄三七貫二百匁）と、一五〇斤に作られている。梱包の様子は花袋のための厚紙二、二三〇枚、この値段は五〇枚で銀五匁となっている。花袋はいくつかを合包して莫産で包んでいるが、一駄につき四枚を必要としており、莫産の値段は一〇枚銀四匁である。さらに荷苳三枚で最後の梱包は終りであるが、荷苳の一〇枚は銀一匁五分となっている。青木家の算用帳は、このように入費を精しく毎年記しているが、縄と人足の労銀については、どこにも記録されていない。これは、紅花より一〇〇倍もの量であった青苳についても同様で、村々に割当てられた労力と物資であったと理解するほかあるまい。

置賜全郡中の紅花全部が荒砥のお蔵に集荷されているが、これは収穫量がわが町は総量の過半数を占めていたことによるものである。前記前貸銀が米沢付近にないことは、「邑鑑」に於いても同地方に作付村がほとんど見えず、その後も栽培されていないものであ

ろう。当時は菖蒲黒滝の開墾前であったから、米沢―福島と陸送され、幾内や江戸に出荷された。

青 苧

青苧の名は山野に自生するあかそ、これは太平洋戦争中の繊維不足に際して供出させられたものであるが、これに對してその色彩から呼称されるもので地方語であるらしく、辞典類から推すと苧麻（まお）のことである。その苧麻の別名が「からむし」であって、平安時代の「和名抄」にも記されている。刈取って茎を水に漬け、それを薙で覆って蒸す、すなわ

ち幹蒸しからむの意味であるという。当地方では青苧が一般名であり、領主関係の文書にも青苧と記載される場合が多い。からむしの方は検

地帳（寛十四）の一筆ごとの土地種目に記されており、後年文化頃の土地名寄帳にも同様の記載があるが、そのほかは散見の程度に過ぎず、寛永検地の帳尾にある品等別土地の合計の中にも、青苧畑とされている。

青苧は庶民の衣服の原料であるから、古くからの栽培が予想され、需要は絶対的であり伴って価格の安定さもあり商品作物として栽培する農民及び栽培面積も増加することになり、領主の半貢租的掌握は専売制の中で、收穫量の統制にも強化をよぶこととなる。

「邑鑑」に青苧有りと記されている村は、全郡の中で三二ヶ村であるが、下長井地方に多く、特に白鷹町内では全三二ヶ村の栽培を示しているから、強力な統制下での専売と半貢租的な青苧の対象は、その主体がわれらの郷土であり、我々の祖先達であったこととなる。青苧に対する上杉氏の掌握は、米沢入部間もない頃から始まるが、青木家文書にも、村々に「一、元和四年青苧御検地帳并小日記」と云う帳簿のあったことを明らかにしている。寛永惣検地の際は、「からむし畠」の土地種目を設けて、帳尾には一村の集計が明記されている。からむし畠は、年貢基準の石盛が上畑と同率の反一石であるが、上畑中の青苧畑率は箕和田村四〇パーセント、萩野村三〇パーセント、十王村三七パーセント、畔藤村二七パーセント、広野村二三パーセントである。ほかの村の寛永期のものは、資料がなく不明である。下長井地方特に当地の各村の栽培が隆盛であったことの主因は、地味の肥沃さは勿論であったと思うが、隣接の村山地方の刺激が大きかったこと、また耕地の中の水田率が低く、畑作のうちに集約的なものを取入れ、貨幣獲得を志向したそのあらわれであろう。

領主権力の青苧に対する把握は、収量の全部を対象としており、百姓のくつろぎとして一部の自由販売を許したことはあっても、その期間は短く、かつ変則であった。上杉氏支配前期の青苧に関しては、代官寺嶋喜左衛門が種々活躍している。自由販売を一時許したり、全置賜郡からの上納を五三〇駄と決定することにも、また抜荷密売を発見し捕えた者への褒美を大巾に増して、その効果を進言するなど、異名を青苧代官と云われた程である。この寺嶋代官に仕え荒砥に駐在して、普通扱いの一四ヶ村のほかに、青苧、紅花など

の収納は全置賜領を担当した青木氏の初代吉左衛門と、二代忠兵衛の作成による記録、年毎の算用帳、「於新砥萬覚」などには、青苧に関するものが特に多い。以下、特に明記しない史料は青木家文書である。

寺嶋喜左衛門は、青苧代官として有名であったが、寺嶋の代官であった期間は、慶長年間からで、「一北条右近殿与古旦那御懇意ニ付而其御首尾故は、唯今迄十式三年程」とあり、これは寛永十七年のものであるが、北条が三代目の荒砥城代となったのは慶長十二年で、寛永五年に致仕している。又、慶長二十年のものに右近・与左衛門兩人印の文書も写し取られていて、寺嶋がこの地方の代官であったのは、慶長期からであったことは明らかで、失脚する寛文四年までの五〇数年に及ぶ長い期間であった。この期間は少なくとも二代か三代に亘るとおもわれる。寺嶋家の牌名が、少し後のものとなるが、青木家の過去帳にあることは前に述べた。

一 寺嶋与左エ門相果、右跡先年の与左エ門代ニ、千寿名跡ニと被露不相替、役儀等迄被仰付候、此段助左エ門 申渡ス

一 寺嶋千寿喜左エ門ニ成、跡目御礼ニ罷登候事

以上は共に「慶承日帳」（上杉家文書米沢市立図書館蔵）の記録で、前者は承応三年（一六五四）三月、後者は同年六月のものである。筆録者黒川義忠は同僚朝岡助左エ門らと、政務を裁断したことは「寄合帳」（上杉家文書、米沢市立図書館）にあり、それを更に筆録しておいたものであるが、ここからも寺嶋代官は、数代に亘って勤務したことが明瞭であろう。又同書では、慶安四年の青苧検地施行を寺嶋与左エ門としている。なお与左衛門は隠居名と思われ、同名の記録は前記のもの以外に、深山村と栃窪村の寛永二十年のもの、萩野村と中山村、山口村と黒鴨村との慶安二年のそれぞれ山地についての紛争調停に出て来る。そのほかにも青木家文書には与左衛門の名を見ることが出来、隠居名として世襲的にあったかと思われる。

全置賜領で収穫された青苧は、その全部が荒砥御蔵に集荷され、ここで梱包荷造りの上米沢へ運ばれ、京都方面に送られたことは、紅花と同じであった。これは主産地が現在の白鷹町であり、担当者がこの地方の扱代官であったことも、紅花の場合と同様の理由によるものである。荒砥には寺嶋代官の下代として、青木吉左衛門が常駐し、またおなじ荒砥の山口掃部も石那田肝煎であると共に、秤取りとして事務に携わっていた。これらの事情は「御当国覚書」の中、「度々御代官替ノ次第」に、

一下長井ハ 寺嶋喜左衛門殿

右ハ青苧御蔵役共兼役ニ付、家中ノ面々之小役相勤、青苧上中下見分ケ納ル儀ハ、御公儀人三人宛御出シ諸事青苧御算用ハ寺嶋殿ニ相究候、代銀御渡候も御公儀人別テ山口掃部所ニ、村々きも入ニ御渡候事

第47表 青苧収納量及び梱包物資

年次	収納量	ござ	荷莖	厚紙	油 彡	葛粉
	駄個把	枚	枚	枚	俵斗升	升
寛永 19	442.1.88	1,700				
寛永 20	435	1,523	1,307	25,000	17	46
正保 2	452	1,737	1,364	20,000	15.半	42
正保 3	430	1,047	1,216	17,500	13	35
慶安 1	314.1	1,295		22,500	16.1	43
慶安 2	356.1		1,068	15,000	10.3	23
慶安 4	547.1	1,393	1,665	21,000	15.2	41
承応 1	531	1,393	1,593	31,860	21.7	56
承応 2	(半カ) 457.5	1,484		24,460	20.1	48
明暦 1	523	1,830	1,569	19,420	19.06	50.5
明暦 2	606			24,696	19.21	29.6

と伝えている。慶安元年（一六四八）山口掃部は家督を子十右衛門に譲った際、寺嶋与左衛門が心得として示した五カ条の中に、
 一以来其方御用叶候事、跡々 掃部仕来候通無遅々相叶可被申候、第一青苧の秤取可為肝要候（下略）
 とある。山口掃部は最上戦争に参陣し、広野村の開発にも尽くし、開知行一〇〇石をもつ石那田居住の地侍であったことは、寛永八年そのほかの上杉家の分限帳を見ても明らかで、秤取りの作業はその使用人が担当したことは勿論である。

荒砥の青苧蔵に全置賜領内の青苧を集荷したのは、寛文の初めごろ迄であったという。その後、長井の宮村に御蔵が移された。理由は、「新戸 宮迄の青そ荷物駄賃御徳に罷成、境目を離し旁々御勝手よく候間」と「御当国覚書」は伝えている。

青苧の集荷についても一つの大きな変化は、領主直営から特定の商人に移ったことである。正保四年（一六四七）郡代奉行連書の「相定条々」の中に、「一青苧之事当年ハ如前々、正保五年 西村久左衛門如申越候ニさせ、様子相勘御為御勝手ニ能候ハ、末々迄可仕、其分若勝手悪候は其時分可為相談候事」と、寺嶋喜左衛門宛のものが青木家文書中にある。西村久左衛門は菖蒲の黒滝開鑿に登場して来る者で、上杉家とは古くから縁の深い特権的な商人であった。集荷・梱包・駄送には村々から伝馬送りの馬の雇用、荷造り責任者として二〇駄につき、一人の家臣を必要としており、遠路京都に送ることは、容易なことではなかった。それを西村が、商人として請負うというのである。この方法は翌年から実施されたかも知

(4固で1駄となる)

れないが、主産地であった当地方には、内容としてどのような変化があったものか。青木家文書の算用帳は以前と変りない記載形式であるから、西村の請負は、荒砥御蔵に集荷されたものが梱包荷造りされた後の、限られた部分から始まったではないかと思わせるものがあり、青木家の算用帳は明暦二年（一六五六）分までは、荷造り経費を以前と同じに記している。翌三年の算用帳は伝わらないので不明であるが、寺嶋代官の進言によって青芋の専売統制が五三〇駄に固定するまでの間、即ち正保五年から七、八年は、西村の請負が完全なものでなかったと言えよう。

第_ハ表は、各年ごとに農民から役儀として、当買と相場買の方法で上納させた青芋の量と、その梱包荷造りに要した物資の量である。年次によって集荷量に異同を見るのは、上方市場の動向はもちろん、領主財政上の都合や、作の豊凶によることは紅花の場合と同じである。「一当年青芋近年無之能御座候儀、その隠無之御公儀_ニも左様ニ被為聞（中略）青芋村中ニ一把なり共かくし不申、御蔵へ入申様にと被仰付、御尤ニ奉存候（下略）」とあるのは、正保二年のことであり、表でもこの年は多くなっている。なお表中欠年の原簿は算用帳が伝わらないもので、明暦後は記入されていないためである。集荷量は漸次増加しているが、明暦二年が驚異的である原因は、農民たちがひたすら権力の要請に応え、作付面積の拡大と増産に務めた結果の数字に間違いあるまい。この実績をふまえて翌年から、寺嶋代官の建議があつて、毎年の定納額五三〇駄、その外は百姓くつろぎのためとして、自由売買の売ちらしを認めたものであろう。

明暦三年から青芋畑一反について畝芋二貫八〇〇匁、相場芋五貫二〇〇匁、都合八貫が定法となったが、この形はこの時に始まったものではなく、一五年程前の寛永二十年に、石那田村惣百姓が村廻り奉行衆に訴訟した中に、

一青芋之儀去年中賣散しニ被仰渡候、今年及候共是又御蔵へ御買被成候ニ付テ、上・中・下・下々四段ニ御座候、其上壱反ニ付テ八貫掛ニ被仰付候_而、御さいそく御付被成候儀めいわく仕候事

とあることより確かである。

当地方は青芋の主産地であることには違いないけれども、その生産量を知る史料を発見することは出来ない。青木家文書のうち、「正保三年分諸処ニ青芋御買銀_并御買米_并真綿足_并輕御扶持米ノ銀萬算用渡帳」は、数ある算用帳のうちでは特別な一冊であるが、これから作成したのが第_ニ表である。青芋の上納価格は一把二〇〇匁のもの、畝芋上一匁、中八分、下六分、下々四分と、相場芋上一匁三分、中一匁、下七分、下々四分の定法であつた。なお畝芋は反畝に割当てられるための名称、相場芋はそれ以外のものを相場価格で買上げ

第48表 正保三年青苧御買銀

区分 村名	御相場買一 番苧ノ代銀	御当買一番 苧ノ代銀	銀 計
高玉村	523.42	689.05	1,212.47
横越村	700.49	366.78	1,067.27
田尻村	501.62	370.47	872.09
山口村	1,780.03	561.08	2,342.11
鮎貝村	1,387.19	577.85	1,965.04
箕和田村	234.02	341.28	575.30
深山村	1,670.57	703.27	2,368.38
黒鴨村	2,769.27	903.13	3,672.40
枳窪村	1,692.23	398.23	2,090.46
高岡村	2,671.02	608.40	3,279.42
菖蒲村	604.74	289.79	894.53
下山村	1,738.95	304.14	2,043.09
佐野原村	729.45	315.96	1,095.41
大瀬村	1,764.08	585.99	2,348.07
中山村	1,548.56	1,973.16	3,521.52
萩野村	2,988.57	1,168.49	4,157.06
滝野村	2,862.61	1,214.91	4,087.52
十王村	7,641.25	2,732.85	10,374.41
馬場村	2,131.19	1,311.40	3,423.59
石那田村	2,927.89	630.30	3,558.19
畔藤村	4,709.56	3,330.00	8,039.56
広野村	1,711.38	137.26	1,848.44
浅立村	1,085.75	3,703.83	4,789.58

たものであるが、実際は名目だけの半貢租であった。表のうち御当買は見かけない名称であるが、寛永二十年の記録には、畝双場とあるから、畝苧のことに間違いあるまい、当買と相場の比率が、村によって異なるのは不明である。生産額は十王村が全体の一五パーセントもあるが、農家一戸当りの場合は、むしろ黒鴨村のような所が多かったものと思われる。これを他地区と比較してみると、同帳には置賜領内生産村がすべて記録されているが、代銀で上伊佐沢の六貫七三七匁余が飛び抜けているほか、小滝の一貫六四匁余が大きい方で、残りは単位が下って数百匁程度で、当地方とは違いどこの村も小規模である。

第8表のうち、寛永惣検地の青苧耕作面積がはつきりしている村で、その反当り収入を見ようとしたのが、第9表である。尤も、この試みは八ヶ年の距離があり、その間にかんりの増植、増反があった筈であるから、適当を欠くものがあることは無論であって、むしろ五年後の慶安四年の青苧畑検地の結果を求めるべきであるが、その検地の結果を知ることが出来ない。この当時は収穫の全量が統

第 49 表 青芋反当収入

区分 村名	青芋惣代銀	青芋畠惣面積	反当収入
箕和田村	貫 匁 557.30	町反畝 1.8.5.7	31 匁 (弱)
萩野村	4.157.06	14.0.3.6	29 匁 (強)
十王村	10.374.41	20.3.4.8	51 匁 (弱)
畔藤村	8.039.56	22.3.9.6	31 匁 (強)
広野村	1.848.44	3.6.6.2	51 匁 (強)

制され、一把たりとも自由販売は許されていない。また前に記したように、反当八貫上納の原形はすでに出来ていた。村々がこの割当を完納しても、代銀の結果は畝芋・相場芋の歩合・上中下の品等にも比率差があり、従つて反当収入が村によって差異のあるのは当然であろう。しかし高低にかなりの開きがあるのは、原因が土地の肥瘠によることも考えられるが、惣検地後の増植の進み方、すなわち多くの増反をみた村ほど、表の計算では少なくなっているのかも知れない。

反当収入代銀三〇匁五〇匁の青芋作は、生産者にとつてどれほど有利なものであったものか、これは知るべき資料がなくて不明である。耕耘・除草は殆んどないものと思われるが、収穫してから糸に精製する作業には、かなり多くの労力を必要としたものであるが、当時の労賃一日銀五分(米二升五合)から見れば、相当に有利であったと思われる。米は大かた統制下にあり、年貢と反貢租的性格の買米と、残余の自由売買価では大きく隔りがあり、同年の買米三匁七分、増買米は四匁であるから、青芋の反当収入は米一〇俵にも当ることになる。自由売買は不明であるが、普通は一〇匁ほどであるから、これにしても青芋の方は、稲作程度の有利性はあったと考えられる。おのずから規模には限界があり、畔藤村のように経営規模の大きい平場村でも、検地帳を整理してみると最高で四反、普通の大農でも二、三反ほどであった。

である青芋代米があった。ほかに山地への入会権を設けているのは、紅花と同じ手銀、及び米の前貸しは手銀と代米調べであるが、双方とも村々の生産量に正比例するものではなく、決定にあたっては種々の事情や、要素が勘案されたものであろう。なお手銀惣額は、全郡内一貫六〇〇匁の内のものであり、代米の方は現在の長井市九ヶ村(宮村、伊佐沢村、寺泉村など)と共に、慶安四年は一、〇五〇俵、明暦元年は一、〇二〇俵の中のものである。ともに大部分が、当地で占められている。手銀は、六ヶ月のあいだ月三パーセントの利子であることは紅花の場合と同じで、代米量の年による違いは、上納量が固定する以前だからである。代米は籾のこともあり、正保二年には六合引としての籾であった。籾はかなり精選されたとしても、六合摺りは極めて高い率であ

第50表

青苧手銀及び代米

区分 村名	正保三年 青苧手銀	慶安四年 青苧代米	明暦元年 青苧代米
高玉村	26 匁 67	30 俵	30 俵
横越村	10.	20	20
田尻村	20.	20	20
山口村	36. 67	30	30
鮎貝村	40.	40	25
箕和田村	30.	10	15
深山村	33. 66	20	30
黒鴨村	53. 33	20	30
栃窪村	20.	20	30
高岡村	26. 67	30	50
菖蒲村	13. 33	10	15
下山村	23. 33	10	30
佐野原村	20.	10	20
大瀬村	50.	30	30
平山村	220.	20	40
萩野村	80.	45	40
滝野村	83. 33	60	50
十王村	160.	67	60
馬場村	100.	20	35
石那田村	30.	120	90
畔藤村	166. 17	100	70
広野村		20	10
浅立村	33. 33	50	50

る。値段は反貢租の買米四匁一分であるのに対して、六匁五分となっており、これはこの年に限っているのではない。青苧代米は村々の正租である米方を、「不足ニ濟、則代米請取申分ニ而年貢皆濟ニいたし候」と、「御当国覚書」は伝えている。

「青苧前銀」、これは手銀より高額の前貸銀であった。手銀の方は正保三年帳では青苧買銀惣額の一・七パーセント程度であるが、前銀の方は起源が新しいと言われ、青木家文書を見る限り初出は承応二年（一六五三）で、三年後の明暦二年にも見え、初めは臨時のものであったらしく、恒常化するのはこの後であると思われるが、買銀惣額との比はほぼ一〇パーセントほどであった。このように手銀・前銀と生産者保護があきらかであるが、裏面には強力な生産統制の中で、いよいよ経済的に苦しみ喘ぐ農村の、必然の要請に応じたものと見ることが出来る。

青苧の栽培には、一番芽を焼く方法があった。圃場一面に乾草、特に萱を敷き散し火を放つものである。この青苧焼萱は大量を必要としたので、山地の少ない村は自然不足となるために、領主権力は山地の多い村への入会権を与えている。十王村は特に採草地の山地が少ないため、近隣の四ヶ村と萩、小滝の都合六ヶ村への入会権をもち、蒲生時代以来のものとして伝えている（『十王郷土誌』）。「青苧かやの儀ハ慶長拾六年ニ、北条右近寺嶋与左衛門御時、御公儀青苧御用流草之儀ニ候間、とらせ可申よし被仰候」とあるのは、深山村が栃窪村と山地のことについて争いがあった寛永二十年のもので、これによると鮎貝、箕和田、高岡の三ヶ村が、栃窪村に対し入会権を有している。なお文中の北条右近は荒砥城代、寺嶋は扱代官である。

一態申入候、然^著久しく不申承候、随^而此方 青苧かやかりニ参候処、其村衆当年改テからせましくと被申由、跡々 ながれ草ニ付て、からむしかやハ自由致候間、只今山へ入あるまじき由、いかやうの子細御座候哉、此方百姓中迷惑候段申来候^而、一言申入候、恐惶謹言

慶三

卯月九日

小滝村

清三郎様

参

山口掃部判

青木吉左衛門判

これは十王村関係のものであるが、いずれも生産者保護に積極的な姿勢をうかがわせている。

生産者に対する保護はあるが、生産と流通についての規制は強力であり、青苧は他の統制産物以上にその生産の量・金額ともに高いものであるだけに、統制は徹底されており、そのための掟や達しが青木家文書には数多く記されている。まず収穫前、青苧横目なるものが来村し、作況や予想収穫を調べる。第^二表はその内容であるが、これは毎年のように、特に領境の村を対象として実施されたものと思え、賄の入料が算用帳に継続して見える。下級の役人たちが、村役人である肝煎などに宿泊する賄料は、公儀支払であったが、表の年度は時に規模が大きい。調査の対象は領内の一二ヶ村ほどであるが、そのうち白鷹町内は九ヶ村、残りは伊佐沢や北条郷の萩、小滝などで、年により若干の異動が見える。表中の中山村は、あるいは掛入石中山（現上ノ山市）であるかも知れないが、とにかく惣人数は表外の伊佐沢、大塚二村を加えると延べ一、三〇〇人を越す大がかりなものである。萩野村は寛永十四年の惣検地に際し、青苧の作付は畑が一四町余であるから、一反歩に一〇人強の所要である。

慶安四年（一六五一）に青苧畑の検地があったことは知られているが、惣検地から一五年を経過しており、かなりの増植があるためのものであるが、当地にはその結果が伝っていない。ただ寺嶋代官扱下の当地方で延べ九一五人を要し、下書清帳用の帳紙三束半の購入が算用帳に記されている。

一 青そ御当買御雙場買共ニ是又如毎年之中へ前廉 入念申付、無未進納させ可申由承届候事

一切苧堅御法度之由相心得申候、其上どうゆい苧^并白苧ニ悪きを仕候ハ、縦上^{たとえ}々の青そ成共、下々ニ可被下置よし御尤ニ奉存候、少も悪苧入申ましく候事

一 畝双場之外有次第是又御蔵へ納可申候、わき賣申よし被及聞召候ハ、苧主之儀ハ不及申ニ肝煎組頭共ニ、曲事ニ可被仰付事
一 青苧他国へ通申儀、毎年の御法度ニ被仰付候へとも、尚以耆把なり共通申間敷よしかたく被仰付候、村中誓詞を以申上ル上、少なりともうり通し申由被及聞付候^者、当人之儀^者不及申ニきも入与頭共ニ、御成敗可被成候、其時一卷之御恨申上ル間敷候事

「右條々違背申ニおゐてハ 忝^茂」として、多くの神仏に対する誓約起請文を、領内六八ヶ村のうち北条郷へは荒砥城代足輕、他へは山口掃部の足輕を派遣して肝煎の印判を押させたのは、寛永十七年六月のことである。文中の切苧、どうゆい、白苧は理解できないが、当時の規制の厳しさを窺せるに充分なものがある。なお代官に対しても、「一、在々ヨリ青苧一把成共、くれ申とて取間敷候」と

してある。

このように嚴重な枠の中に在った生産者たちは、貨幣獲得のためには、止むに止まれず他領などへの抜売りを敢えてするものであった。これに対して各番所で、下級士を昼夜巡視させてその発見に努めているのは、他の統制作物と同様であるが、その追落とし、発見については、青木家文書では寛永二十一年八月、五〇把の青芋が初見である。この発見に当った二人に対し、米を払升五斗ずつ褒美として与えている。

置賜全領内で生産された青芋は、全て荒砥の御蔵に集荷され、ここで撰別の上荷造梱包されている。それに必要なござ、莖、厚紙などは、紅花の場合と同様に手銀を生産者に渡し確保している。勿論不足分は最上（莖、ござ）、信夫（紙）方面からも購入している。一駄の皆掛重量は四〇貫であるため、二挺の棹秤を使用していて、目入直しの経費と新品購入は京都からで、金壹両の記録がある。集荷量は明暦二年以前は年により異同があったが、四〇〇駄を上下する数量の荷造りは、御蔵に近く又主産地であった当地内の村々の人足であった。それを「当年 総郡 人足可出事」にしたのは、承応四年（一六五五）からで、人足とは無論無償の公人足であり、百姓役として村々の間数に割当てられたものであろう。その数は不明であるが、当地の祖先たちは堪え切れず、願上げの結果総郡からとなつたものに違いない。

一跡々 青芋人足ニ被召出候内、馬場、十王、ミのわた、正夫四ヶ村并大セ黒鴨ノ代ニ、浅立 加ル分共ニ、慶安元年 替之覚
一拾七間 ミヤ村
一拾五間 いか川
一廿六間 草岡
メ 五十八間

これは下代青木氏が、担当の役所である御作事屋から、写して来た控である。

青芋代銀は初め代官から生産者に渡されたが、慶安元年からは買銀奉行が設けられて、毎年荒砥に出張している。その人数は承応二年（一六五三）で七一人、明暦元年には四二人とかなりの数と言えらる。当時の青芋蔵（荒砥）の大きさは不明であるが、慶安元年の「青芋請取御蔵立直り申二付而材木之覚」によれば、棟木の長さ二二間とあり、「古材木残り申覚」には「四本奉行物置、中門ノ柱」とあるから、一部は事務室や物置きが中門造りになっていたのであろう。

青木家文書には、青苧に関する記録が多い。もう一つだけ抄出して最後とする。

一慶安元年季五月四日 端午迄雨風つよく、青苧殊外吹いたため候、同八日九日風一通つよくふき、弥青苧そんし百性迷惑之由申来候、則此旨米澤へ九日二申上ル

これによるものか同年の集荷は、三一四駄で最低の記録である。また、高岡村では、虫害により減免の願いを出した。惣検地のところで触れたように、荒砥上町の農民与三エ門が、青苧畑を偽って野菜畑として検地を受けた心情は、これまで述べたような統制の厳しさを考えれば、充分に理解できると云えよう。

領主権力による専売のための御用作物の栽培は、その圃場が一筆ごとに検地帳に登録された青苧に限らず、必ず上

雑 穀

畑を用いての作付であつたと思われるから、残りの中下畑へは単純な雑穀などの作付であつたらう。当時は質的に高い購入肥料とてなく、堆厩肥が主であり、それも全耕作に多量に施し得るほどもなく、従つて窒素の必要量の少ない荳科の作物か、それとも肥料の少なくて済みものが選択されたに違いない。畑作物は自家消費のほかは、小商品として換金のためのものであり、胡麻や荳油、果菜類も多くの栽培をみたものと考えられる。しかし当時の経済の状態は、貨幣交換が未熟であつたと思うから、どの程度に在郷の市場を利用できたものかとなると、答える史料は見あたっていない。

第32表は畑作物の生産に関するものでなく、むしろ雑税の一つとして捉えるべきものであるけれども、名称の関係から揚げて置く。なお表の銀合計は一一三匁五分二リン、寛永十九年から九年分のものである。新戸のうち「百卅間分」とあり、一間分は八分五リン三毛五つであり、軽微であるが領主台所用の、雑穀購入のための税金であらう。

畑作の雑穀や野菜の価値について、幕府は、慶安元年（一六四八）にいわゆる慶安御触書を、私領大名領まで布告して来た。その中に、

一（前略）食物を大切に仕べく候に付、雑穀専一に候間、麦粟稗菜大根そのほか何にても雑穀を作り、米を多く喰いつぶし候ハぬやう仕べく候、飢餓のときを存出し候へバ、大豆の葉小豆の葉小角豆の葉芋の落葉など、むざと捨候儀ハ勿体なき事二候

としてある。これはいわれる迄もなく農民たちは、封建制という支配体制のなかで、知識としてではなく、からだをもって感じ取つていたことである。

又、
 一萬種物秋初に念を入撰み候て、能種を置き申べく候、あしき種を蒔候へば、作毛あしく候事

一作の巧者なる人に聞、其田畑の相応したる種をまき候やうに、毎年心がけ申べき事

附り、しつけみに作り候てよきものあり、又つくりし

つけみを嫌ふつくりもあり、作に念入候へば下田も上田も作毛になり候事

「しつけみ」というのは、連作のことであろうか。これらは、農民たちにとって、長い歴史の経験のなかで、いまさら教えられるまでもなく、常識となっていたものである。

一少は商ごころもありて、身しんじょう上もちあげ候やうに仕べく候、その子細八年貢のために雑穀を賣候事も、又は買候にも、商ごころなく候へば、人にぬかるものに候事

も同様である。半永の代納分と自給以外の必需品を得るためには、粗末な食生活さえ切りつめても、余剰生産物を商品化しなければならなかった。

主要雑穀にも半貢租の買上制があり、品目ごとの割当量は、明らかな限りあげてきた。その残余は在方市場の荒砥や鮎貝の市日に、又は買子などによって換金し得た

表5 2表 御台所へ上ル雑穀ノ銀

村名	総銀	割付間
畔藤	30 匁 7 分 2 厘	36
滝野	7 . 6 . 8	9
萩野	5 . 9 . 7	7
中山	8 . 5 . 3	10
大瀬	0 . 8 . 5	1
佐野原	1 . 7 . 0	2
下山	5 . 1 . 2	6
高岡	5 . 1 . 2	6
三山	5 . 1 . 2	6
枋窪	5 . 1 . 2	6
黒鴨	3 . 4 . 1	4
石那田	12 . 8 . 0	15
十王	21 . 3 . 3	25

第53表 雑穀其の他価格

年号	品目	数量	代銀	単価	生産地
寛永十九年	胡麻	二斗五升	二十五匁	五升七匁	畔藤村
寛永二十年	〃	二俵	七十九匁九分	俵四匁	畔藤村
正保三年	〃	三俵	四十五匁	俵十五匁	
慶安元年	粟	七百	三匁		
慶安四年	熟瓜	一駄	一匁二分		広野村
慶安四年	〃	一駄	一匁三分		広野村
承応元年	〃	百四十	三匁五分		
承応元年	〃	六十	一匁二分		
寛永十九年	豆柿	二俵二斗	四匁八分	俵二匁	三山村
正保二年	〃	二俵	三匁九分	俵一匁五分	
慶安二年	葛粉	三石	三十五匁	俵十四匁	
慶安四年	〃	三斗二升	十五匁	俵二十匁	十王村
承応二年	大豆	七俵		俵十一匁	
万治三年	大麦	一石五斗	十三匁五分	俵三匁七分	
万治三年	荳油	五斗	十五匁		
明暦二年	あずき	五斗	十匁	升二分	広野・畔藤

ものとおもいますが、その実態をあきらかにすることは不可能である。史料が、ほとんど存在しないからである。そこで代官の手によって、公務を離れて専売のもの以外の農産物を買上げた記録から、一端だけでもうかがうことにしたのが第53表である。

不備なものであるが、資料がないことにはいたし方なしである。値段の点で胡麻は巾が大きく、先に述べたように早災の年に高いことがわかる。自由売買であるから、一般に高いのは無論であるが、大豆一匁は同じ年で、買上げでは四匁七分であった。寛永十九年、当地での大豆は、俵一七匁もするので抑制に乗り出している。自由価格が上昇することは、買上制維持のため不都合があったことによると思われる。ともかく大豆は食生活にとつて、重要欠くべからざるものであるだけに、常に米価に匹敵していたことがわかる。品目のなかで豆柿は澁をとるためのもの、荳油は食用にするものではなく、防湿のため紙類に塗るためのものである。

記録にこそ残らないが、このほかにもいろいろな作物があったと思う。そのなかで楮は鮎貝、箕和田、深山、高岡と、川東地区では下山に製紙業があり、特に下山村では江戸に輸出しているので、かなりの原料需要があったことであろう。

一多葉粉吞申間敷候、是は食にもならず、結局以来煩に成るもに候、其上隙もかけ、代物も入、用心あしく候、万事に損なるものに候事（「慶安御触書」）

たばこは種ヶ島に鉄砲が伝つて以来のもので、「代物（金銭）も入（必要）」といわれても、嗜好者かなり増加していたものである。上杉領では早くから、水田を潰して栽培することを禁じている。

此外
一 七升 たばこ畠ノ高
一 三升 なたささけ畠高

これは、石那田の山口掃部の場合である。七升という地高は屋敷のうちであるから、一二坪の畑である。「江戸平林殿へ梨子一箱、被出候二付（中略）ありのミは新戸 参候、代なし」は万治三年帳にあり、この類の記録はほかにない。

製紙

製紙の技術が平安朝ころ、すでに東北地方に秀れたものがあつたことは、「枕草子」の内容によつて明らかである。しかし、その産地は明かではない。当地方に於ける製紙の発祥もわかっていないが、近世の初め頃は相当に盛んであつたことが、青木家文書から窺われる。生産のあつた村は、鮎貝、箕和田、深山、高岡それに下山の五ヶ村を数える。このように多くの村が製紙業に従事するようになった原因として、自然生の山楮の豊富さに、一応は求めることができるが（奥村幸雄著『深山紙』、そのほかにこの地方が青苧と紅花の生産で、領内屈指の地域であつたことをあげることが出来る。先に、青苧と紅花の生産状況を見て来たが、主産地であるばかりでなく、後述するように梱包荷造用として、特殊な厚紙を大量に必要としたのである。これを現地近くから調達することが、領主にとって重要なことであり、畑地に楮を植え農閑期の副業として、農民たちの一部が積極的に応えた結果であつたと思う。生産量は領内消費を超え、遠く江戸までも移出するようになり、すなわち「上り紙御役銀」が存在した。又、藩から依託をうけ、「御かミスき」ともなつた。

「下長井之内箕和田村検地帳」は、稀れに伝わる寛永十四年のものであるが、名請人の内、いつも（出雲）、次左工門の両名には、「御かミスき」の肩書がある。これは、領主の御用によつて製品を納めるものであろう。二人の農業経営は第Ⅱ表のようであるから、農閑期の副業であつたと考えられる。次左工門は名子一人とその屋敷が登録され、有力な農民であつた。「御かミスき」の特点については不明で、多くは上納であつたから、ほかの村に比べて、代官の手による買上げは記録に見えない。しかし所々に「箕和田紙」とあり、

第54表 箕和田村製紙家農業

人名	屋敷	田	畑	合計
出雲	4畝21歩	1町3反9畝13歩	4反4畝20歩	1町8反4畝3歩
次左衛門	7畝15歩	7反3畝9歩	6反8畝20歩	1町4反1畝29歩

固有名称詞化していることは、伝統と生産量の結果と思われる。ここには他の村のように、「上り紙御役銀」はなかった。明暦三年の税制大整備にともない、各村に新帳簿の作成が必要になったとき、

明三ノ二月十八日

一百匁 今度新帳ニ付紙買銀理左エ門ニ渡ス、重_而村 可出分

はそのためであり、箕和田紙は直ちに上納されたことであろう（本節第7項、済方改申新帳を参照）。

紙の用途は記録用の帳紙をはじめ、障子紙などがあり、用途に応じた漉方があり、周辺で生産されたものは、帳紙・中折・三ツ折・大ほう・小つがる・大つがる・つがるたん・糊入りちりおき・はななみと、多くの種類があり、一つ一つの特性など不明なものが多い。これらは地方消費のほかは、多く移出されてゆく。

一百九拾八匁 御歳暮かミ御用御はななみ三折式千三百四拾五帖かい上ル代（寛永十九年）

八帖 一百九拾式匁八分四リン 下山三折紙御せいほ御小遣ノ御用共二度々買上ル此かミ式千式百七十八帖

（寛永二十年）

このように、大量の紙が買上げられている。このほかに寺嶋内の下代官藤右エ門（宮）、庄右エ門（不_明）、吉左エ門（荒砥）使用の、大ほう及び箕和田紙の四八〇帖（寛永十九年）も見える。又、少数の買入れは数多く記録にあるが、価格の方は帳紙銀一分〇二分、大ほう四分一リン、ミのわだ一匁、三折はながミ共に五分、糊入一匁三分、ちりおきは二分五リンで、共に一帖の値である。次に最も大量に必要であった青苧、紅花の荷造用を見る。これには厚紙・油紙用厚紙の二種類があつて、寛永十九年には四四七駄の青苧分に、油紙厚紙として九六〇枚の消費で、青苧、紅花を合せると、三一、六五〇枚となる。価格の方は青苧で五〇枚一帖銀七分、紅花で五〇枚一帖銀五分ずつであるが、紅花用のうち一、一九〇枚は相場買いであるため、同数が銀一匁で二倍になっているのは、ここにも「御買物」の性格が生きていたことが分る。

このように大量の紙が必要であったから、地方の生産を超える部分は、時には信夫紙（福島県）と隣領の最

上紙も購入することがあった。最上紙の一帖は四八枚で、当地方の五〇枚とは異っており、大ほう一帖の値は京銭で三七文で、米沢銀にすれば二分二リンほどとなり、当地のもの半分値であった。このことは、さきの購入は不足というより、安価によるものであったかも知れない。これも寛永二十年の記録である。尚、この年の算用帳の中で、紙のための支出総額は、銀八〇〇匁ほどであるから、米に換算すると、この年は大凶作で自由価格では銀一六匁もしたため、五〇匁にしかならない。しかし代官の手を經ないものもあつたから、本当の総額ではない。

この当時、製紙生産に携わる農家がどれほどあつたものか、公簿によって判明するのは、箕和田村二戸、下山村六戸だけである。そのほかは鮎貝村一人（文八）、深山村も一人（助七郎）のみである。尤も、鮎貝村には課税も見えないから、極く少数であつたと考えられる。課税は「上り紙御役銀」であるが、深山、高岡ともに銀一匁九分ずつで、これは年々変りはない。下山村だけが、銀八匁二分と多くなつてゐる。下山村明曆新帳によつて、生産者はどういふ農民であつたかをみると、

式拾石五斗五升	源 藏
拾八石九斗四合	惣左エ門
拾石七斗四升七合	源右エ門
八石五斗三升八合	久 八
七石六斗九升七合	藤三郎
拾七石七斗一升二合	助七郎

であつて持高に差があり、半分が再生産能力も疑わしい。或いは、そのための理由であつたかも知れない。もともとこの村は小村で耕地は少なく、大規模農は育っていない。課税は「紙御役銀本納」となつていて、六人とも二一文半と平均の額である。これは生産量が同程度にあつたものか、あるいは役銀が少額であるために、平均であつたのかも不明である。税額の表示は、ここでは永楽錢である。永楽錢一五文で銀一匁替であつたから、銀一匁四分強となる。この計算で行くと前々年の明曆元年までは村で銀八匁二分、それを永楽錢にして六人で割れば二〇文五分となるから、明曆新帳では各種の増税があり、「紙御役錢」も軽微な増税（一文）となつたものである。深山、高岡の「上り紙御役銀」の銀一匁九分を永楽錢に直せば、二三文五分となつて、下山村の一戸当り負担と二文の差である。このため深山、高岡両村の生産者は、或いは一戸程度で、少かつたとも考えられる。

先に生産者に対しての保護の有無を疑問としたが、左の記録がある。

又、荷造用厚紙への前渡銀は、深山・高岡・下山とも銀一五匁ずつであった。

林 産

郷土には、耕地に数倍した山が存在する。東に白鷹山系が南北に連なり、西には朝日岳を背景にした一、〇〇〇メートルほどの山脈が、これまた南から北に走り、北部に於いても東西を繋ぐ山である。従って山の資源は豊富であるが、当時は様々な制約が加えられており、各地に領主御林が設けられ、その外の大方は村持とされ、所有権は領主にあり、利用権も完全に許されてはいなかった。すなわち山漆は実を採るために、そして用材になる樹種は伐ることを禁じている。寛永二十年荒砥城代が死去した時、御林の管理に油断がないように、山守達から請状を取っているが、それによると菖蒲の後方萩野までの長原山に、山守兼横目として下屋敷の者一人、山守として十王一人、萩野一人、神参（深山）山守一人、貝生の所峽山守兼横目が足軽から一人、山守として馬場のもの二人が任命されている。御林は各村、各地に設置されており、畔藤村寛永検地帳の名請人にも山守が見え、山口村には二名の記録がある（植木家文書）。深山村で公道の橋普請の際、許可なく御林の松の木を切った山守が死刑に会ったのは、寛永二拾年のことであった。村持の山の利用範囲は、牛馬の飼料と肥料源としての採草に限られており、所によっては御鷹場の設置があつて、その附近は絶対に開墾してはならず、「此御鷹場之通、開作候儀あととより御法度ニ候、以来尚以少成共開間敷候、若右之旨相背者有之ハ、早米沢へ注進可被来者也」

という高札が立っていた。惣検地以後、農民ばかりでなく、下級士も少しずつ開墾しており、畔藤・広野・石那田の村役・開墾主・作人たちが連名で、「御用捨被下候儀、過分至極ニ奉存候」とあるのは、開墾違反に対する謝罪で寛永十七年六月のことである。この外には「鳥網を引まじく」とされており、鳥獣の減少を懸念する。侍たちの遊技である鷹狩を考慮してのことである。

数々の制約の中で、林産といえる程のものはどれ位あったものか。燃料としての薪を、深い山中から運ぶ方法に、「流し木」というのがある。水量の豊富な谷川を塞ぎ止めてそこに多くの木を集め、いきなり堰を破って材木を水と共に流下させるものである。実淵川の流し木は、鮎貝、荒砥の家中衆を消費の対象としたと考えられるが、その量や額についての記録はない。「一黒鴨村之儀ハ田地一切

無御座候、山のはけミ斗ニ(軍)御くんやく仕候」とあるように、流し木は黒鴨村の産業といえる。深山村では山を越えた最上領一ツ沢（朝

日町）に、天文元年（一五三二）から借地権をもっており（深山区有文書）、ここでも流し木があり、黒沢という所が「ながし付申処」であったが、その販売先はどこであったか不明である。黒鴨村は実淵川添いに広い山地を持ち、田尻、横越、九反田、山口、鮎貝の諸

村から年貢をとって入山を許し、山口村よりは鋸がら、まげおけの現物納があり、横越村の炭焼きからは特別に年貢を取っている（慶安二年「植木家文書」）。

一百九拾弍匁

黒鴨三山村へ御城ノ材木代ニ拂申候

内

一八十四匁

柱卅本長一丈三尺五寸五葉松

一百八匁

式間貫二間引六拾丁

（正保二年）

一百四十八匁八分

平林様御用材代黒鴨村ニ渡ス

（承応元年）

そのほかも青木家の算用帳にみえる。山地には山年貢があり、ほかに「流木代」もあったが、この地方に見える村はない。本節第7項で、本途物成のほかに各村の浮役をみたが、「上り松茸」という特別なものが黒鴨村だけにある。額は銀一〇匁であるけれども、水田稲作のない同村のために、豊富な自然の林産の一部を課したものである。銀一〇匁には一二〇本の松茸を現物納するものであったが、そのほかにも自由の買入れがあった。正保二年算用帳に、黒鴨松茸として一八九本、銀九匁四分五厘とある。当時の一日労銀々五分と比較すれば、高価であったと考えられる。

一当年初^而深山村 松茸上り候（中略）七浜エニ申付候、むさと餘人此山へ入候^而松茸不申様ニ可申付候（後略）

寛永二十年のことである。この時栃窪村からも、松茸が取ちらしにあったことが報告され、深山村と同様の趣意の差紙を出しているから、いよいよ規制の手は多方面にわたっている。

定

川 漁

一此川通にてあミ引ましき事

一鵜をつかふましき事

一同其村のれうし成ともわが儘に舟を乗、河狩仕間敷候、惣^而かしか成共とるましき事

右通可相守、若違背之ものあらば、見合に訴人可罷出、御褒美可被下者也

この高札は寛永十七年（一六四〇）六月二十二日、最上川筋に立てられたものである。翌月初めに代官は、広野、畔藤、生部、下山、佐野原、大せ、石那田、馬場、みのわた、高岡の村役と漁師から請状を取り、あまつさえ「子共二川かり不申様ニ申付候事」を命令している。当時最上川、実淵川には小さい魚は勿論、川鱒や川ざいなどの大きい魚も数多くいて、童児の手にさえ容易に捉えられる程で、それが自家消費にも換金にもなり得たのである。しかし領主権力は右の文書の通り、強い態度で制約を振りかざしている。その反面、代官となると「松川舟場 佐野原村迄あミ引かせ候、大小うほ數廿五六とられ申候、御休息二下山村きも入久三郎所へ、旦那も被為寄候、何も寄申候、酒食共ニ馳走申され候事」とある。これは、前年の夏である。「今度ますを取、上申様ニと被仰付ニ付て御請状之事」で始まる内容は、黒鴨、三山、高岡三ヶ村の村役と、漁師らの連名になるもので、長文のものであるが、当時の漁法や制限などを知り得るものであるから、次に掲げる。

一 さねふち川之儀ハ、先年ニ□□鮎貝方之流木多分ニきり、春中 九月十月迄なかし木申ニ付て、ます之儀ハ不及申ニ、さここ成共只今ハ見へ不申、併被仰付儀ニ候^而、三ヶ村之者共相談仕、村きり二川を留申て、ますあゆ取申ニおゐてハ、則差上可申候、若わきわき賣かいも仕由、被及聞食候^而訴人罷出候^者、当人之儀ハ不及申、肝煎与頭共ニ曲事ニ可被仰付事

一 さね淵川へ他郷之者も唯今迄參、或火ふり或かちか落、或つりうほ仕者御座候間御礼を一枚宛三ヶ村へ被下置候様ニ、奉存候事

一 黒鴨之者申上候、最上御領内川へ川やくを濟、鱒取申儀ハ先年相定、八月一日 川自由仕候へとも、是もぬるまたと申川斗、黒鴨之者自由仕候、其外之川へハ勝手御座候ても、一切入不申候、就中一兩年最上御領分も御法度きつく、被仰付由候て、番等を付置、物不申川へむさと入申様ニ候へハ川狩道具をおさへ、おいたされ申候間、自用仕儀不罷成候、去年之儀ニ御下伺之御用などハ、右ぬるまたと取上可申候、是も銀相当ニ不被下置候へハ、獵師共も迷惑仕候、何分も御意次第に仕可申候へとも、右脚法度之様子くわしく、為御知申上度と存、如此ニ御坐候、為其御請状、仍如件

寛永十八年七月六日

三ヶ村の肝煎五名、漁師も共に五名ずつ、最後に村中とし、宛名は代官寺嶋喜左衛門である。これは翌日の夕刻に加判し、「米沢ニ

上ル」としてある。

釣魚やかちか落し、それに火ぶりなどの漁法はなつかしく感じられるが、鵜を使う漁法は普通にあつたものか、記録はこのほか発見されない。当時、築の漁法が上流の歌丸にあつたことが上杉家の記録にあるけれども、この附近にはなかつた。算用帳には、年毎に数度にわたり最上鮎を上げており、築は下流の左沢にあつたことがわかる（青木家文書）。価格は一〇尾当り銀二匁八分位、自由米価に比べると寛永二十年は高価であつたから、七升ほどにもなる。地元からの購入が記録に見えないのは、釣魚では量が足りなかつたものか。一方鱒と川ざいを見ると、同じ年で「一参匁二分ます四本ノ代、黒鴨村猟師共飯米ニつまり申由ニ付^而如此、老本に付^而八分宛」で、これは特別の場合で低価であり、普通は一本銀三匁五分から四匁で、深山村と黒鴨村から同年の買上げ記録がある。川ざいの方は前年の記録では同じ老本でも、銀二匁五分から五匁五分と開きがある。これは魚の大小によるものである。六年後の慶安二年（一六四九）の、菖蒲村からの川ざいは、一尺八寸のもので銀三匁五分と記してある。鱒と川ざいの記録は、算用帳に多くあるけれども、価格はいつも同じ程度であつた。

自然の恵みである食料資源、川魚による蛋白質の摂取が容易であつたにもかかわらず、一般には禁漁であり、庶民には縁遠い存在であつたのが当時の姿であつた。直江兼続の作とされる「四季農戒書」の一節、「百姓に似合にどぜうなとほり、いわしの一つやきなりとも参らすべし」も、実際には当時から四、五十年も後の、元禄のころとされている。

近世前期の農村は、職業上の分化はまだ完全なものではなく、いづれも多少の違いはあつても、耕作のかたわらの

麴こうじ 製造

兼業であつたと思われる。この意味からいえば先に見た、養蚕や製紙、川漁、流し木も副業的なものであつた。青芋の収穫調整は秋には終り、稲の脱穀調整は年貢米の上納を年内中に済ますと、積雪の中の農閑期に行う。この期間中、再生産に必要な農具の補給や補修があつたが、同時に貨幣獲得も必要なことであつた。主要農産物が、年貢の上納や領主専売によって、換金し得る物資が極端に少なかつたところから、副業収入の道はおのずから求むべきものであつた。このことは、零細農にあつては特に情況が緊迫するものがあつたであろう。当時の副業的な職業の種類の内、かち・大か引・はくらくなどは検地帳に見られ、他に本山・番匠・木引・馬口労・伯楽などがある。尤もこれらの中には、副業をこえて専業の者がいく人かおつたことは確かであろう。

「於新砥萬覚」中寛永十三年（一六三九）には、

一我等取次分十八ヶ村きも入衆へ申渡、印判之日記取申候、かうしや一間二付テ当年 拂升式斗宛役米罷出申付候、町奉行衆

喜左エ門へ御状有

として各村の麴屋の調べがある。それによると石那田村五人、広野村三人、馬場村五人、萩野村二人、畔藤村七人、鮎貝村一三人、十王村三人で、残りは散逸したと見えて中断の記録になっている。各村ともに、肝煎と連署して届けたものである。しかし同年の「米沢へ為上申物共覚」に、「一かうししらべ日記い上四十三人」とあるので、蚕桑地区四ヶ村と浅立村を除く一八ヶ村には、四三の麴製造に従事している家があったことを示している。麴が味噌醸造用だけのものでは、

第55表

麴製造人（寛永17年） 営農規模

人名	村名	字名	屋敷	田	畑	合計
四郎左衛門	萩野	柿ノ木ノ下	反七歩 5.21	町反七歩 1.0.8.7	町反七歩 1.9.5.27	町反七歩 3.0.9.25
与三左衛門	〃	不			2.5.27	2.5.27
惣左衛門	畔藤	き	7.0	2.8.2.10	1.7.2.20	4.6.2.0
右馬之助	〃	不	3.3		1.0.0	1.3.3
次左衛門	〃	川				
右衛門	〃	不				
弥左衛門	〃	は				
鴨之助	〃	不				
万九郎	〃	つるま	1.0.3	2.0.4.3	3.4.2.8	5.5.4.23

寛十九

一十月廿九日之晩掃部方 足輕衆被申付、町中やさかし内々いたされ候處ニ、下屋敷多右エ門、中町七兵エ、はゞ同町久蔵濁酒少し隠置候由、即米沢へ御注進申上筈二候へとも、かうしハ殿町 出候由申候而、一在所之迷惑と申（後略）

ともあつて、濁酒の製造は禁止されていた。一八ヶ村中の四三名におよぶ麴製造者は、どの程度の経営農家が副業として取り入れていたものであろうか。これは領内に惣検地がせこうされた直後であるから、寛永検地帳を見れば明瞭になる筈である。そこで検地帳が存している村で、麴製造農家はつきりしている萩野村と畔藤村を検討すると第55表のようになる。村内での有力農家は経済力も大きいから、当然であつたと思う反面、零細農や水呑と格付けされた者も両村に存在しており、一人は馬医の「はくらく」も兼ねている。又、十王村三人中一間の重蔵院は、羽黒派の修験である。なお表のうち不明のところは、検地帳に見ることが出来ないものである。

諸所味増かうし屋御あけ被下二付^而、只今 来ル三月廿日まへ、かうしいたし候へ由被仰付候過分奉存候、廿日過候者、則むろ相止可申候、少も違背仕候者、如何様ニも曲事ニ可被仰付候、いづれも承届如此連判申所実正也 仍如件

寛廿老年

二月十八日

畔藤村 次左エ門^印

はら

同 村 弥左エ門^印
たきの村 太郎右エ門^印

麹製造の期間は、極く限られた短かい期間であること、又各自に室（むろ）の設備のあったことも明らかである。一ヶ月程度の期間にどれほどの製造量があったものか、これは全く記録がない。多くは委託製造で、原料の米は委託者持ちであったと考えられ、これは各自が米の生産者であること、貨幣支出は極力ひかえなければならなかったこと、などから容易に推測されるところである。各村の麹屋の数と寛永検地帳に記載される屋敷数を比較すると、萩野村三六間―二間―、十王村八〇間―三間―、畔藤村一二五間―七間―、広野村五〇間―三間―となって、製造人一戸について、二〇戸前後がその委託者あるいは購買者になっている。しかし鮎貝村の一三人は村の規模に比べて多く、近くに水田率の少ない村、また全く水田のない村があり、そうした村への販売のための営業であったと思われる。

諸 職 人

「邑鑑」には各村の総戸数を記し、次いで役家数、村役人戸数のほか寺山伏諸職人座頭らを一括して記録している。このため、諸職人の戸数はわからない。生活の多様化と貨幣経済が進むにつれて、必然的に職業は分化するから、この時期には荒砥、鮎貝の在町のある地域には、かなりの職種と相当の職人が存在したものと思われる。尤も、先にも触れたように、本業か兼業かのけじめがはっきりせず、農耕のかたわらの者も多かったであろう。しかし、職人の技能は時に応じて領主にも必要であるため、「邑鑑」には普通の労働負担、夫役を免除されたものとして、特別に扱われたものであるうし、また生活基盤の弱い者が多かったことも、確かであった。ともかく職人が専門化するには時代が降って、庶民の生活水準がある程度向上するまで時間が必要であった。

職種としては大工職、鍛冶職が生活にも生産にも最も重要であり、記録にも多く出て来る。このほか木引、大鋸引の木材関係、それに桶職も重要であったが、石切、畳さしなどは庶民とは少しく距離のあるものであったと思う。このほか記録には見えないが、屋根職、下駄職などは生活と関係が深く、必ずその存在はあったであろう。

萩野村と畔藤村の寛永十四年検地帳には、名請人の右肩に「かち」と附記されたものがある。この表記方法は、普通住所地名であるけれども、この場合「鍛冶」職人と考えられる。鍛冶職は農村に於いて、農具の鋤鎌の製造、修理に絶対に必要であり、また建築の際の釘の製造も重要であった。畔藤村には、他に「大か引」と附記された者がいる。これは大鋸引で木引職と同様であろう。以上の人々は、検地帳の名請地がいたって少なく、現代風に言えば第二種兼業農家であった。

諸職人に対する課税は、大工職の外見あたらない。当時の雑税の一種に「まさかり役」というのがあって、これは元山職のものであらうけれども、当地区には存在しなかったと見え、記録にはあらわれない。大工職は普通は「番匠」と呼ばれていて、大工名は、当時棟梁とか元締めのような存在を指している。番匠はもと番の工匠の意味で、番は交替のことであり、中世に於いて、荘園領主や社寺に

奉仕した手工業者のうちでも、建築に従事する者たちのことであつた。番匠役銀はいつ開始されたのであろうか。青木家文書では正保四年（一六四七）が初見で、同家算用帳では降つて寛文三年（一六六三）にしか見えない。それによると、

一 拾式匁 番匠役銀

毎年のことく（朱書）

いしなた

はぎの

一 三匁 孫三 一 三匁 二郎兵衛

内

くろふし

一 三匁 新蔵 一 三匁 八郎右エ門

となつてゐる。寺嶋代官の扱村一四ヶ村で、番匠職が四人とは少な過ぎ、この人たちだけが専業であつたとも考えられる。役銀三匁は正保のも同額であり、米にすれば一斗五升か一斗ぐらいのもので、高負担というほどのものではなかつたであらう。

この時期に一定区域から、番匠職の内、大工式というものを選任している。大工式というのは、同業者の元締格というものであろうか。

今度改石那田村市左エ門大工式相定申事

一新砥御城、御公儀蔵、石那田・馬場・拾王・瀧野・萩野・中山・大瀬・佐野原・下山・正夫、拾ヶ村之大工式申付候事

一堂塔、宮井石もすゑ申家、同蔵、貫をも通シ掘立家成共、番匠之入候家かさ市左エ門仕候事

一在々ニて本山番匠、御公儀御役をも不仕うへニ、一切細工為致間敷候、若我儘ニ仕候者則道具を押取可申事

一他郷之番匠成共、其亭主とし相談いたし市左エ門ニ、理^{ことわり}を仕候者細工為致可申事

これは正保四年三月十二日に、領主の事務担当吏から荒砥の山口掃部と、下代官青木、大志田三名宛のものであるが、大工式の性格と内容はほぼ明らかであらう。

最後に、当時に於ける諸職人の労働賃金を掲げる。

(前略)

- 一 三拾六匁 番匠七十式人ノ作料銀一人ニ付テ一日ニ五分宛其外三石六斗米
- 一 六匁 小引作料五間分一間ニ付^而壹匁二分ツ、

(後略)

寛永十九年に、下山村にあつた御番所を、大瀬村に移した際の記録の一部である。この外の記録も同様であり、番匠の一日の賃銀は銀五分と、米五升を支払つたものである。米五升が銀一匁ほどであれば、一匁五分の日料となる。木引単価の間(一坪)は、この時期不変である。鍛冶、桶屋の類も記録にあるが、内容の性質上一日の単価は記載されない。

明元七月廿八日

- 一 三匁六分 上置八てうさし申手間銀、此外米三斗六升

置職の記録はこのほかにも見えるが、日料銀の明らかであるのは一つしかない。これも番匠と同様、通貨と米とによって支払われている。尚、一置の単価をみれば、銀四分五厘と米の四升五合ほどである。ちなみに当時の農作業の労銀は一日銀五分で、米二升五合の価と同じくらいであった。

二 農民統制

御礼場

近世初期は職業の分化が未熟で、たとえ諸職人などとして存在しても、農業を兼ねる者がほとんどであった。このため農民を把握することが領主権力として、最も大きな施政の課題であり、命題であったことにはいささかの疑いもない。如何にして農産物を把握し、また増大させるかが、大きな主題であったわけである。このため数々の禁令が「条々」、「定」として、農民にのしかかって来るのであるが、伝達手段としては「御礼場」を設けている。「礼の辻」とも言われ、三叉路或いは十字路が選ばれている。御礼場は当地では、荒砥、鮎貝にあった。伝達手段は御礼場を利用するほかに、在村に対し村役の手を通じての周知方法があり、留書の存在はそれを裏付ける。御礼場は街区に設けられ、そこを中心として、定期市も発展していったと思われる。宿駅間の距離は、ここを基点としたものであろう。御礼場がこの地方に設けられたのはいつであったものか、青木家が伝える寛永十九年の算用帳に次の記録がある。

一 升四匁式分三リン

寛永十九七月新戸鮎貝御礼場柵ノ木仕直し申番匠作料諸所奉行衆拂申分

右内

一 拾四匁七分五リン

あゆかい分番匠廿九人半ノ作料但一人ニ付而一日五分ツ、此外一石四斗七升五合ハ彦右エ門拂米ニ御

算用可申候

一 六匁式分八リン

同所いしきき仕置シつちたね可申の三寸くきの代共ニかぢ与二郎ニ渡ス吉池甚作切手上ル

一 拾三匁二分

新戸分番匠廿八人ノ作料此内廿八人ハ上二人ニ付テ一日五分ツ、八人ハ中同四分ツ、

御礼場補修の記録は、この後にも見られる。石を積んで高くし、その上に木柵をめぐらしている。補修は二ヶ所とも、三〇人近い番匠を要していることにより、その規模がかなり大きなものであることが理解される。位置についての記録はないが、荒砥には後年の刊本である「東講商人鑑」の挿画に依れば、横町と仲町の交叉するところに、それと思われるものがある。鮎貝の方は、内町と大町の交叉点であった（本庄家文書）。

御法度

「条々」、「定」として禁令が公布されれば、それは御法度としての効力を發揮する。農民統制に關係する禁令は、

数も限り程と思われるが、寛永十八年（一六四一）六月に出されたものは、一七条から成る長文のもので、それだけに組織的な内容を持つものである。その中には「累年御法度候、猶以堅被仰付候」とも見え、以前からのものが重ねて発令されていることが解かる。田畑は荒すな、たばこは作るな、違反するものあらば当人は追払え、村役人は責任を持って、年貢諸役は惣請で村の共同責任であり、百姓が摺切れ身上ならず、果ては欠落すれば「村中 急度可相勤事」、贅嫁の縁談は肝煎地主に届けて勝手はまかりならん、祝儀定めの酒代は「跡々のことく銀子廿匁たるべき事」、百姓で家職を忘れて年貢を未進し、その上悪事を企むような者があれば、たとえ「親子兄弟也共隠なく申し上其在所を追出すべき事」などである。

この他に切支丹については五人組、十人組の中で幾度も改め、怪しい者は訴え出るように、又喧嘩口論諸勝負のほか「相撲大酒前々有幾来御掟之通事」という一条もあって、禁令のわくは非常に大きいものであった。

第56表 近世初期の処刑

西暦	年号	年月日	村名	罪状	刑罰	人	附記
1637	寛永	14.	大瀬	隠田	成敗	2	隠田47石4合
1642	寛永	19.	鮎貝	不明	成敗	1	
1642	寛永	19. 3	九反田	抜荷	成敗	1	塩ノ抜荷
1642	寛永	19. 4. 15	三山	不明	磔刑	1	
1642	寛永	19.	高玉	不明	成敗	1	
1642	寛永	19. 4. 15	下山	窃盗	成敗	1	白米一俵半盗ム
1642	寛永	19. 4. 15	下山	窃盗	成敗	1	上子
1642	寛永	19. 8. 29	中山	法度違反	磔刑	1	持田ヲ針生村ニ売ル
1642	寛永	19. 8. 29	中山	法度違反	成敗	1	上共犯
1645	正保	2.	横越	未進欠落	成敗	1	
1646	正保	3. 6. 5	三山	盗材	成敗	1	盗材教唆
1646	正保	3. 12. 11	萩野	窃盗	成敗	1	塩ノ馬荷窃盗
1646	正保	3. 12. 11	萩野	窃盗	成敗	2	上共犯
1646	正保	3. 7. 12	萩野	窃盗	成敗	1	五百川領ノモノ
1646	正保	3. 2. 15	馬場	法度違反	成敗	1	博奕けいせい宿
1649	慶安	2.	高玉	未進	成敗	1	

一從諸在郷他国之金掘に参、并日料取わたりばたに参候儀累年御法度候、猶以堅被仰付候、もし違背之者有之ハ訴人に出へし、

其者之家財を潰し其上可為褒美、付 自然商に越候とも、妻子小扶持之心当もな
く長く帰らすハ、中一年相待三年共成候
ハ、其妻子に似合之ものを取合、田地
をつくらすへし、縦其男程へて帰来言分
仕候、具ニ承引致間敷事

冒頭的一条である。金掘りや、日料取りも禁止である。農民が耕作から離れることは、所定の生産物時代に支障を来たすからである。違反した者の田地は取り上げ、訴えた者へ与えるほか、褒美も約束しているが、耕地を持つことが必ずしも有利でなかった時代であり、果してそれに応ずる農民があつたものか疑問のあるところである。

又、後段の出稼留守中の妻子に再婚を強要している点など、現在の感覚ではとても考えられない事が多かつた。

御法度に違反することは直ちに罪人として召捕えられ、口聞き（訊問）の上で刑量が決められる。判決には先例があるにしても、裁判者の主観裁量が最大であり、第三者の嘆願に上る擁護方法があつても、法的に弁護の効力がある

ものではない。第55表は上杉家文書「寄合帳」と青木家文書から、当地の人が受けた極刑だけを選んだものである。この中には年貢未進が原因となったものもあり、悲痛の感と戦慄さえもよおさせる。当時の刑の特徴である連座制は、一般への教化という目的のためである。大瀬村のように、五人組までが過料を取られることがある（本節第6項）。罪人の財産は闕所として没収され、残された妻子は年貢未進の場合その代として売られ、そのほかは追放として処理されることが記録に多い。寛文年間（一六六一〜一六七二）、広野では貨幣獲得のため漆実の抜売したことが発覚、大量一六名の者が処刑されたと言う（「寛文目安」）。以上のような不幸な出来事は、関係者も悪夢として伝えにも残さず、すべて歴史の中に埋もれていった。尚表中、人名は省略してある。

土地制度 江戸幕府が土地の永代売買禁止の令を出したのは、寛永二十年（一六四三）である。これは全国の大名領にも一律であったが、上杉領ではこれに対して、何らの方法もとらなかったと言われる。この禁令の目的は、農民の間に貧

富の差が甚しくなるにつれて、無力農民の年貢納入が滞在する一方、一部の者に土地の集積が大きくなれば、領主権力と対立するおそれがあったからに違いない。然し、貨幣経済の浸透が未熟な後進地上杉領では、むしろ反対に無力農民を潰してまでも、年貢納入と諸役負担の確実な有力農民を確保して置くことが、より安全な策であったからであろう。

封建制下に於ける土地の所有権とその保証には、甚だあいまいなものがあつた。年貢未進やそのほかの事情によって、直ちに領主権力から所有権を否定され、耕作・利用権に過ぎなかつたところもあつた。当地方に残る土地売買証文は、先に『瀧野誌』から引用した元和四年（一六一八）のものが最も早い。然しこれは山地であり、村と村のものであつた。同書は、山林付きの畑地を、永代売りにした証文（寛永十七年）を載せている。証文中の「軒徳政御国替地徳政同様の事出来候共」異乱のない旨の拒否文言は、当時の世相を正しく伝えるものがある。寛永二十年に馬場村の農民が年貢未進のため、家・財産ともに売却された中で、田二反の代銀が一〇〇匁とあり、ほかの田地は買手がないために、田地に十才になる「子をそへ一口にうり申」とある。これは当時の農業経営が、生産物の大半を年貢として徴収されるため、労働力以上の耕地は不必要となることを示している。二反で銀一〇〇匁は一反で銀五〇匁であり、米五俵ほどの値段である。二町歩余りで米の七、八俵であるから、特別な事情によるものかも知れない。高率の年貢と諸役の負担、低い生産性、労働者の払底による賃銀の高騰、当時はどこにも近世的な土地集積、地主制発生の素地はいまだなかつた。

耕作権、利用権の移譲形式には、以前の散田がある。散田は古く発生した言葉であるが、当時は小作と同義語に使われている。納税、諸役負担の義務は、所有権の有無にかかわらず、実際の耕作者にあり、検地帳の名請人が耕作者となる。所有権が他人にある場合、其分・散田・小作と右肩に表記した。畔藤村検地帳には散田と作子の一筆があり、萩野村検地帳には、後のものか朱筆による分付

があるから、その数割は小作であろう。箕和田村検地帳に何も記されていないのは、表記方法に統一がなかったためと、納税に差支えがなかったからであろう。十王村のもので個人の名寄帳には、小作と書かれている。以上が当時の耕作権の認め方である。

耕作権の移譲には代償として、散田代、小作料が存在しなければならぬ。しかし当時の低生産性の中で、領主への高率な年貢により、耕作者の労働力資本の投下に対する代償としての取り分のほかに、残余はなくなる程である。領主制の成立しなかった大きな原因は、ここにあった。

「散田のしきせん」というのが、青木家文書中に見られる。敷金は権利金というほどの言葉であるから、地主、敷せん、散田小作という形で、耕作権の移譲が、成立したものに違いなからう。

人身売買

逃散

耕地の所有権を譲る場合、その価格が極めて低いものであることは、すでに見た通りである。しかし農民の生産手頻度が高い。そして竟に貨幣が極度に不足した時、最も普通にとられた方法は、労働力を売ることであった。通貨、米沢銀を借りる、その代価として労働力を提供するという公式は、簡単であって不思議はない。然し当時身を売ることとは、債権者に身体の自由を委せることでそれは奴隷に近く、人格は当然否定されるものであった。人身売買は幕府法、藩法でも禁止されてはいるが、禁令の陰にはいつも違反の行為が存在していたのである。

一自他国之者にかきら須、男女の売買有之ハ、其所の代官きも入に理候て、明白に商買すべし、むさと売引仕、後日に申分出
来候者、本直ハ買主の損失たるべし、付 質置の者も右同前事

寛永十八年に出された「條々」の一節であるが、これでは代官と肝煎に通知するだけで、公然と許されているのである。身を売ることとは自発的な場合は少なく、債権者、領主権力による強要のものが多い。

一老入 母年五十是ハ只今うり候ハ、五十匁ニもかいて御座あるましく候とも前銀ノ筋目ニ候請取候へ由申付候事（後略）

この家の当主は二十歳を過ぎたばかりの者であろう。当人は勿論、五十歳の母と十歳の弟を売るように命令されている。寛永二十年四月のことである（青木家文書「於新砥萬覚」）。

一五十匁 上下や高玉村彦右エ門鮎貝四郎右エ門兩人体付 十三か身ノ代 年九ツ

一八拾匁 同 才三が身ノ代 年十三

一百式拾匁右同 おせん身ノ代 とし十六

(前掲文書)

慶安三年に荒砥上町の農民が「御所納未進ニ付而急度御欠所申候」になり、未進の額は銀四八八匁余で、うち田地屋敷から家までが銀二九〇匁で、家財は銀三匁四分で売り払い、なお不足が多いので三人の子供を売っているのである。この子供達は、その後譜代の下人として、一生を通して働き続けることになるのである。

一此方中山村彦右エ門 御公儀負物有之二付^而、よめを売切ニうり付候へ由申付候、少も喜左衛門殿 右之女ニ構無之候、彼万七中山村きも入九左エ門うり判も見届、無相違候^而かい可被申候、為其如此

寺嶋内

青木 吉左衛門

寛廿年霜月廿日

これは買手が、将来寺嶋代官から異議申し立てがあることを予想して、商談を渋っていたのに対し保証を与えたものである。最上方に売ったのであるが、年貢未納が、このように嫁を売らねばならないなどは驚きのほかない。

以上のほかに体制に反抗するものや、暴れもので手におえない者などは、徒(いたずら)者として、他領に売り払うことがあり、その記録は多く見るところである。他領に売れば後難のおそれがなく、高価でもあったからである。その場合番所の通判が発行される。

一三八と申小者売切ニ相渡候、但ぜろあいけ大寝てんくわハ 廿一日の内談合申候、其過候^者爪さき三寸うり渡申所実正也、為其仍如件

慶安貳年四月廿九日

新戸いしな村

兵 右 エ 門印

中人 鮎貝村五郎右エ門 殿

かい主近平村

内 記 殿へ

文言中には理解しがたいものがあるが、もし二一日の間に身体や行動に欠点がある時は、契約内容変更の相談に応ずるといふものであろう。

三年三作、或いは五年五作と期間を制限して借金する。条件は労力提供であるが、この場合も身売りといわれている。期間が過ぎると同時に、元金を返すのが普通である。若し定められた期間内に返済出来なければ、労力提供者は譜代の下人として、自由を束縛されたままである。この型式を「質奉公」というのは、労力提供者は人格としてではなく、物と見做されるからである。まず当時の契約の文書によって、内容をつぶさに見ることにする。

借用申銀子之事

合百人拾匁ハ 本分町国印也

右借置申所実正也右之質物ニハ高玉村□□□□と申もの みつのとひつしの年 きのえ申の年迄 二年二作年き相定さし置申候

一此内逃盜仕候ハ、其身一たい銀、口入返辦候事

一ヤミ煩ハ壹日二日ハ御用拾可被申候も、それ過申候ハ、壹日五分ツ、の日料銀相済可申候、若たかり候ハ、双方半分建ニ被成可被申候

一ほまち物ニハ米壹俵 しきせ物ニハあさ物ニまい可被下候ニ相定申候、此内御国替村替新古之御とくせい御代官替、いかようのむつかしき出来申候共、少もいき申ましく候、若喧 口論仕候^而相果候ハ、本銀百人拾匁相立可申、右本銀百人拾匁相立申、貳年二作過申候^者右之清右エ門御返可被下候、為後日仍如件

高玉村人主

寛十九年極月廿六日

宝 蔵 坊

同村口入

市郎左エ門

あゆかい内町

筆 取

玖 蔵 殿へ

久 兵 エ

「右通ニ申さため、先々うり付申候」ともあるので、質奉公も「売る」といわれていたことがわかる。質奉公による借財には利子はないが、期間中に働いても元金は一銭たりとも減ることはない。この形式は、労働者の払底が因をなして、労働量はある程度評価され、元金の減少する「居消し奉公」となるのであるが、その史料の初見は延宝六年（一六七八）まで、待たなければならぬ。

年貢未進の結果、処分を受けそうになったとき、人体の苦痛を避ける方法には逃亡がある。逃散、遂電なども云われ、普通には欠落と記録されている。この欠落に対して権力は隣接の領主と結んで、互いに人返しを盟約している。上杉家記録には、最上領の者が逃亡して来た際、鮎貝で捉え先方に戻した事件が掲載されている。青木家文書にも関連記録がいくつかある。逃亡者はたとえ成功しても、残された家族、家産が処分されることを思い、精神上の痛みに堪えかねて、ひそかに帰郷するものもあった。

鮎貝村の鍛冶職内蔵助の賀夫婦は、御蔵分と城代分の年貢を、多分に滞っていたので、舅の内蔵助に賀夫婦を「被相渡候処ニ、当春不図内蔵助何方へか欠落申」したので、共同責任をもつ五人組は、手を尽して尋ねていたところ、「六月中内蔵助当村常安寺へ参、欠落候へ共何方へ参候ても、可仕様之まり罷帰申候」であった。この結果、与（組）頭、与子共が相談して、賀夫婦の子供を売って年貢を済ましている。寛永二十一年のことである。また同じ年の五月遂電していた馬場村の農民が、滝野村の親類の家に帰ったところ、密告者があつて捕えられ縄付されている。これは米沢に披露すべきであるとしているが、その後のことは記録されていない。

欠落逃亡と人身売買の記録は、寛永十七年頃から多くなり、夥しい数に上っている。これは寛永惣検地の結果の重負担が背景をなしていることは、疑いない。

階層の 農民の階層は領主への年貢諸役を直接負担するものと、名子・まわきなどに二分される。前者は本百姓で、村落の**分** 指導者にも成り得る者である。両者の違いは土地所有の有無と多寡であるが、一定限度以下の者に間脇・脇屋・水

呑みがあり、又、譜代・名子・被官らは、隷属性の強弱による呼名である。これらの前代からの遺風が村の中に生き続けたのが、近世初期の農村であった。本百姓層の中には、前代の土豪武士の系譜をもつ者もいる。太閤秀吉は征服地に刀狩りを行って兵農分離を進め、職業武士を城下に集住させ、農村からは武備が一掃される。然し長い間の伝統は、武力や法令だけでは容易に変わることはない。武士を捨てた有力者は、依然として在地での力を維持している。「刀わきざし武器已下惣不似合道具に物ヲ入、百姓の家職を忘れ」と寛永十八年に村々に「條々」を出しているのは、このためであったと考えられる。身分上武士以外の者が、姓氏を公称することは許されないが、当時の記録を見れば、免許を与えられた家でなくとも苗字を使用しているいくつかの例を散見出来るのは、彼等が完全に領主権力の前に屈していなかった証拠とも言える。

しかしこれ迄の農村の社会構造、階級の構成も大きな流れによって、より近世的なものへと、徐々にではあるが、変容して行くのである。この過程を具体的に捕捉するものとして、よく「明暦新帳」が引用される。明暦新帳についてはすでに本節の中で触れたが（第7項）、その方法は寛永物検地の各人の名請高と、明暦新帳の各人高を比較して、階層の分化の実態を見るものである。同じ村に寛永検地帳と明暦新帳が共にあることが条件となるから、ここで可能なのは箕和田村だけである。しかし同村は小村でもあり、果して適当であり、標準になり得るかは、疑問がないわけではない。

第51表が同村の寛永十四検地帳と、明暦納方新帳を至高順に比較したものである。これによると先に懸念した通り、同村の階層分化は公式通りに進んでいない。その理由には、小村であるために大農が初めから存在しなかったこと、同村は二つの資料のあいだに、村高が一五パーセントも少なくなっていること、などが考えられる。尤もこれらの資料では他村への所有、出作が明らかでないから、

第57表 箕和田村個人持高

寛 永 1 4 年		明 曆 3 年	
氏 名	持 高	氏 名	持 高
与五右衛門	石斗升合 33.7.1.0	作右衛門	石斗升合 33.4.2.5
五郎右衛門	31.8.4.7	五兵衛	30.9.8.7
次兵衛	28.7.3.0	清左衛門	25.3.5.0
次郎左衛門	24.0.7.7	五郎兵衛	23.8.2.8
五郎兵衛	23.3.7.2	長五郎	19.7.2.7
出雲	23.5.5.7	三右衛門	19.6.3.1
右馬之助	22.2.5.2	与一郎	18.5.6.3
九郎兵衛	22.2.3.1	又右衛門	16.6.4.3
小平次	21.0.4.8	次左衛門	14.4.2.1
長作	17.2.1.0	七藏	11.5.6.4
次左衛門	17.0.2.7	長四郎	11.4.7.2
新右衛門	15.1.3.1	次右衛門	10.9.6.5
文二郎	11.9.3.7	藤兵衛	9.7.2.0
内藏助	10.7.9.5	瑞岩寺	8.3.8.6
瑞岩寺	8.7.2.5	太郎右衛門	8.2.2.4
長作	8.6.1.0	孫市	7.5.9.4
孫三	2.5.2.8	与惣右衛門	2.1.3.0
助作	2.4.4.0	次右衛門	1.3.3.5
惣二郎	2.0.0.0	内藏主	9.7.5
小平次隠居	1.8.0.0	弥兵衛	7.0.5
源七郎	1.2.0.0	西明院	2.4.0
又右衛門	0.2.0.0	藤次郎	1.8.5
		久三郎	1.3.5
		三四郎	2.5

源 藏	20.5.5.0
惣 右衛門	18.9.4.0
助 七郎	17.7.1.2
長 四郎	15.5.6.4
半 三郎	15.7.6.1
助 作	15.4.5.1
惣 八郎	14.2.6.2
藤 右衛門	13.0.6.3
瀬 兵衛	12.6.1.5
孫 市	11.7.2.3
源 右衛門	10.7.4.7
長 三郎	9.7.8.3
弥 作	8.8.2.2
久 助	8.6.0.5
久 八	8.5.3.8
法 泉坊	8.2.7.3
助 七郎	7.8.4.6
平 右衛門	7.5.3.2
長 次	6.4.7.9
藤 三郎	3.0.6.1
忠 五郎	2.1.0.1

全貌を知り得るものではない。同村では寛永十六年に、現職の肝煎五郎兵エが死亡した時、息子は借財のため米沢の武士某に身売りしており、後任には致し方なく妹智の長作がなっている。これらから村落内部にかな

りの上昇と転落があったと思われるが、名請人について二つの資料中近似のものが少なく、明らかにすることは出来ない。この二つの資料の中で一〇石以下の者は、明暦新帳の方がその数が多い。第 58 表は、下山村の明暦新帳のから作成したものである。この村には寛永検地帳が発見されておらず、それとの比較はできない。下山村は規模も小さく、箕和田村とほぼ同じであり、農民数も同様である。大規模農もまた存在しないし、一〇石以下の割合も同様に高いけれども、一石程度あるいは一石未満は存在せず、全体に平均的であると言ふことが出来よう。なおこの村には荒砥城代手作地と、在番士五名の名請地が五石近くあった。

12 民衆のくらし

一 番 鶏どり

月体の運行を基にして作られた曆法は、隣国の中国で発達して、早くから我国に伝えられており、近世の初めごろ起るものであり、月体が地球を廻る二九日余の大陰曆では、たちまちにして誤差が生れるため、三年に一回、五年に二回ぐらいの割合で閏月をもうけたり、一筋を一五日前後の二四節で、できるだけ太陽曆に近づける努力が払われている。当時の記録に「初五月」と書かれてあるのは、閏月の場合の初めの月をさしている。大陰曆では自然の運行を計るほかに、中国の五行説、十干十二支の組合せを年と月に配したほか、迷信も俗信も加わり、一日の善悪が規定されているため、人間の生活を必要以上に縛る結果となったことは、現在も通過儀礼、冠婚葬祭に生き続けているところである。

寛永初年羽黒一山の支配であった佐野玄誉が、後に米沢に来ており、門下の山伏に曆の作り方を伝授したが、そして出版されたものは「一時李山曆として其名京落まで響けり」(『米澤市史』)とあるから、現米沢市李山から出版された曆は、当地方にも流布していたものであろう。

一年を一二月に、一日の時刻を一二分することは、洋の東西ともに紀元前からのものである。大陰曆の時刻の表示には、十二支が使われており、一区分は現在の二時間にあたる。即ち午前零時の子の刻に始まり、午後の零時は午の刻になるから、午前、午後、少後の言葉の発生はこれによつたものである。当時の生活では時間把握が大ざっぱであるから、朝・昼・昼下り・日暮れ・暮合いなどで、半刻とぎ(一時間)程が単位であつたと思われる。近世の中後期になると、時間の表示は十二支よりも、専ら四か九までの六つの数詞を用いる。然し順序は四・五・六・七・八・九でも、数え方は逆である。即ち現在の十時が四ツで二時間ずつ逆行し、六時が六ツで十二時が九ツとなる。これを一日二回すれば、明六ツ暮六ツともなる。

時刻を計るには、原始的な日時計から、水・砂などの減量による方法が古くからあつたにしても、一般には全く使用されておらず、太陽・月・星の位置による測定が普通であつた筈である。これらの方法は経験に依るもので、驚くべき正確度をもっていたことは、時計普及以前の生活経験者には、直ちに理解されるところである。曇天と降雨のときは事情が違つても、人体には本能として、また経験の積み重ねによる時間測定能力が備わり、俗にいうところの腹時計は、その一つである。このほか利用されたものに、雄鶏の鳴き声が

ある。西洋種との交雑以前の雄鶏は無雑作には鳴かず、時刻の推移を判断する感覚と能力を持っていたという。

十一月廿四日

一御用捨石有之由ニ付^而 一二番鳥ニ小出迄罷上り それより藤右エ門方同道ニ^而 罷上り候 以上

寛永十八年（一六四一）に下代官青木吉左衛門が、同僚と共に米沢に出張した時の記録である。一番鶏（どり）は午前二時付近であり、三番鶏が夜明けであることは、子供のための民話にもあるところである。

衣

遠い祖先たちが長い歳月をかけて、樹皮や野草から繊維を取ること成功し、それを衣料の原材料にした。更に努力と研究が続けられ、そのための特用作物も栽培し、又養蚕による繊維も利用されて、漸次身体の保温から装飾まで発展して来るのが、衣料の文化である。しかし何ごとも強力な権力による支配の中では、衣服もまた規制される。これは経済能力の如何にはよらず階級の序列を守るためと、庶民の担税力の保持だけを要求した結果にほかならない。

重而仰出候御法事

一跡々 御法度ニ候へとも尚以被仰付候、在々にてもめん 外、けんふ類ハ不及申つむき成共ましましき事
一帯廻りとも二もめん 外仕ましく候事

（中略）

右條々毎年御法ニ候へとも近年ハ猥ニ成候よし、被及聞召かたく被仰付候、就之、在々横目御出し見合次第ニ御とらへ候^而、村中男女共ニ急度可申渡、もし違背のもの有之ハ、きも入与頭共ニ曲事ニ可被仰付候
以上

これは寛永十八年六月、奉行から寺嶋代官宛の達しである。また同月に、

一跡々 毎年被仰出候御法度のことく、紬 外上衣きへからす
一又ものちりめんさや、はふたへ嶋の小袖
一又ものもめんぬのこの上ニけんふさやの帯

とも代官中に出されているが、これは給人武士とその従者を対象にしたものであった。

一百姓身持、男女ともに小衣裳類ハ不及申、家作刀わきさし武具已下惣而不似合道具に身ヲ入、百姓の家職を忘れ、無分別故御所納方を未進し、わきわき 過分に借物を仕、摺切候故にあらぬ事をたくミ、徒事にかゝる者あらは、縦親子兄弟也共隠しなく申上、其在所を追出すべき事

これも、同月に出された「條々」の一部である。法度、条々にある対象は、庶民の中の一部少数であり、一般とは縁の薄いものに違いなかった。この頃の衣料の原料は、青苧である。青苧は精製中に出る滓の中に、多量の繊維が混じっている。それを丹念な作業によって表皮部分を除き、自家用の糸を製した。青苧による衣服は保温力に弱く、感触はあらく、染色にも適していない。しかし、強靱であるという取り柄が、庶民のものたらしめていたのである。記録にあるように、木綿製品はあつてもまだ一般に普及しているとは言えず、それだけに高級なものであり、伴って高価でもあつた筈である。

人体の保温にはかならず綿が求められるけれども、木綿からの者はなく、ほかの物で用を足している。蒲の穂・苧滓などである。諸在郷から市日に出張して、米沢で売るものの中に「おわた」があつた。これが、苧滓から作つた苧綿である。当時寝具である蒲団は、庶民には普及されていなかったという。そのため厚くて重い夜具があり、また藁の保温力も最高度に利用されたことは、容易に理解される。

食 主食の米にはある程度の精白があり、一日の食事の時刻が、朝・夕・夜から、朝・昼・夕になって来たと言われる。

一節米つき人足 百生一間二付テ老人宛 但三日詰たるべし 代ならハ一日五分ツツ

これは、「長井郡諸給人納方」の中的一条である。節米つきとは冬期間、多くの米を精白して置くことで、これは給人武士のことである。用具は立臼と手杵の原始的なものであつたから、精白度は現在と比較にならないものである。庶民の場合はお更であり、野菜その他を混入して米の消費を極力おさえる努力のあつたことは、不作に対する備蓄のほかに、田畑の年貢の半分は米納であり、余剰米は売却して貨幣化する必要があつたからである。山間の村では水田が少なく、従つて米は不足であるから、主食は稗・粟・黍・蕎麦の雑穀であつたことも想像に容易である。

山口村

寛十六八月十九日 九月卅日迄

一拾六匁八分 飯米ノ代

右八十四人 一日ニ仕^而三度ツ、ノ御賄拂升壹升ニ付テ貳分宛ノ価ニシテ 壹人ニ付て一日ニ壹升ツ、米合八斗四升
一五匁九分 みそ塩の代

銀^々廿貳匁七分

寛十七年八月五日ニうけ取申候

きも入 忠三郎
使 助左工門

この記録は、「寛十六年分青芋御横目衆御賄入料覚」中のものである。一日三度の食事で払升一升とあるのは、副食物代共に計算されているものである。大人一回の食事には、一盃の二合五勺が標準とされていたからである。このほかの記録に、一日の食費として、農作業一日労費と同額の、銀五分を支払っている所がある。然し副食物の内容は、一切明らかでない。副食物では多くの川魚、鳥類など、畑谷の大沼から「はたや鮎」、左沢からと思われる「やな鮎」の購入記録が毎年見えるが、これは給人武士や、米沢の商人層のもので庶民とは関係のないものである。

調味の源である塩は、全く権力の統制下にあつた。統制の枠内で正保三年、十王村の者が、馬四、五匹で最上領から購入している。又、代官手前の塩という記録があり、密売のため処刑もされている。価格は、記録にない。

住

「石那田町藤七郎火本^二、極月十四日之子之刻火事出来、助次郎、内蔵助、二郎兵エ、助次、万七い上六人家やき

申候、則主膳様舟場迄御出候へとも消納申ニ付て御帰、御同心衆斗我等共あたり迄、留守中と言、用心候へよし申候事」は寛永十六年の記録である。荒砥の火事について鮎貝城代春日主膳も、消火のために舟場まで出張したが、すでに鎮火したため帰城したというのである。この火災に対して藩は、直ちに復興のため菖蒲村後方の、お林長原山から、罹災者に対して材木を与えている。その記録は、次の通りである。

留

荒戸ノ内石那田村百姓共、極月十四日之晩火事ニ逢申ニ付て、材木申請事

- 一拾貳本者 長さ壹丈一尺柱
- 一六本者 同式間梁
- 一八本ハ 同九尺ノさす
- 一四本ハ 式間角木
- 一貳本ハ 長さ九尺ノムナキ
- 一廿本ハ 同ほそ木二間
- 六十二本ハ 次助本百姓五間道具
- 六十二本ハ 内蔵助同理(ことわり)
- 一八本ハ 長さ壹丈柱
- 一四本ハ 同式間梁
- 一壹本ハ 同式間棟木
- 一廿五本ハ 同二間ほそ木
- 四十六本ハ 藤七郎水呑但三間道具
- 一四十六本ハ 満 七 右同
- 一四十六本ハ 二郎兵へ右同
- 一四十六本ハ 助次郎 右同
- 合三百八本 木數大小
- 合三百八本 嶋田 近藤
- 右通長原御林ニ而可被下候 仍如件

日付は火災の翌十七日、石那田村肝煎宛のものである。これによると、本百姓と水呑みとは、住居の規模にも違いがあるのがわかる。梁間と同じ二間であるが、桁間の方は本百姓二名が五間であるのに、水呑百姓は三間、さらに柱の長さには両者に一尺の違いがある。柱の一丈一尺は、平屋では通念からすると長いけれども、これは土中にある長さを埋めて、位置を固定するためである。庶民の住

居で柱に礎石を用いるまでには、この後一〇〇年近くも必要とすることは、いろいろな資料によって明らかかなところである。屋根の構造は、本百姓、水呑みともに寄せ棟であつて、切妻でないのが当時普通であつたことが明瞭である。屋根材は萱で、勿論平屋建築である。外観は以上の通りだが、内部の構造は一切明らかでない。けれども一枚の板敷もなく、糠・藁その上に莖を敷いただけの粗末なものであつたことは、確かである。広さについては罹災という特殊な事情にあるから、普通はこれよりはやや大きかつたものと考えられる。間仕切りはあつても障子などは考えられず、簀や莖の類であつたと言われる。母屋についた下屋・廂、それに付属建物の納屋・畜舎・雪隠などは、記録にあらわれず不明である。

当時に於ける建築技術が、農民層の場合に見られるような、程度の低いものばかりであつたのは、衣類でも見たように、「惣而不似合道具に身ヲ入」れることを禁じた、権力の強い規制の結果にほかならなかつた。

正保五年（一六四八）閏正月に、新戸城代が病死した（上野善左衛門）。その時の調査によつて城の規模は明かで、本家は三間梁の一三間で、ほかに付属建物も多い。内部構造を見ると、敷居・鴨居、障子にはあかり障子・腰障子ともに有る。襖には唐紙と墨絵のものがある。勿論板敷で、畳は多く敷いてあり、菅畳もある。縁通りは、六尺の広さである。また基礎は礎石があり、柱を載せているのが記録に見える。慶安四年に「虚空蔵堂御造営二付、御入料ノ内吉左エ門拂申候」の中に、

一五匁五分五厘 どうつきノ輪かね一貫六百匁かい代四分八分わに仕手間賃七分五厘共二此外かぢニ米拂升七升五合清兵エ

可相渡候

とあることによつて、地固めの胴築が施されていたことが解かる。

通貨と度量衡 およそ経済活動や経済行為は、通貨の媒介によつて成立し表現されるから、その時の制度と事情を理解しておく必要がある。日本としては、天徳二年（九五八）以来銭貨の鑄造はなく、中国からの渡来銭がもっぱら流通していた。

渡来銭には多くの種類があつたが、その中で量も多くまた良質のものは永楽銭であり標準ともなつた。前領主蒲生氏の税制が、永楽銭で表示されているのもそのためである。永楽銭のほかに多種の粗悪銭があつて鏹銭（びたせん）と云われ、価値は四分ノ一であり、京銭とも呼ばれていた。なお永楽銭や京銭は一枚が一文で、一疋（二〇文）、一貫文（一、〇〇〇文）と計算される。江戸幕府が金銀貨を鑄造し、それを統一貨として流通させたが、渡来銭との交換は金一両が永楽銭一貫文、鏹銭は四貫文である。永楽銭は単に「永」ただけ表記されることも多い。

通貨にはこのほかに領内だけで流通する、藩内貨幣が多くの大名領で採用されており、上杉領には秤量貨幣の銀がある。金や銅の貨幣はもっぱら定量であるが、銀は一般に秤量の切遣いが普通である。上杉領では銀貨幣の流通が特に多く、全く標準貨幣の位置にあり、すべての価格が銀建てを用いている。この米沢銀には二種類あって、上銀と町銀がそれである。上銀と町銀とは等質のものでなく、標準の上銀に対して町銀は、七パーセント（普通七部と書く）の差があった。形状はともに亀甲型であり、文字の極印があり、町国（極）印銀とも表記されている。二つの銀のうち、普通には町銀が用いられているが、これは量が多かったこと、また良質の上銀は、領主の方で使い惜しみしたことによるものであろう。当地の臼ヶ沢の産銀も上銀或いは町銀になったと考えられる。

米沢銀は全国に数ある領国貨幣のなかで、上質のものではなかったという。そこで幕府の統一貨幣との交換には、金一両に対し六六匁から六八匁（寛永二十年）、また七二匁（承応二年）などの相場であった。一分金は壹両の四分の一であるから、米沢銀一七匁換えなどである。渡来銭では永楽銭が一五文換え、京銭はその四倍の筈であるが、六九文七分六厘（寛永二十年）、八〇文（正保二年）、七二文（承応二年）と、相場に変動がある。相場変動は京銭にもあって、一分金は京銭一貫文が公定であるのに、一貫二六〇文（寛永二十年）と見える。こうした変動は一領内だけのものであるのか、また全国的なものか不明であり、原因としては、流通量の過不足にもあったと思われる。幕府が寛永通宝を新鑄するのは、寛永十三年（二六三四）からで、価値は鏹銭と同じ金壹両に対し四貫文であった。この通貨が、米沢領に流通するには量的に不足と見えて、青木家文書には表れない。

同閏四月朔実

一式百目

古国印式百式拾二而一ハリ部入上ル御てかたアリ

同五月二日

一三百九拾匁四分六リン

今国印三百十四匁一分二古国印 八十四匁共二上ル古銀ハ一ハリ部引テ七拾六匁三分六厘ニシテ如此御切手アリ

明暦元年分の算用帳には、このほか古国印銀古銀・今国印銀・今銀の記録が数ヶ所もあるが、これはこの年の算用帳に限るものである。さきに述べたように、町銀は七パーセント上銀に比して高くなっているが、古国印銀などは一〇パーセントであり、全く種類の違うものである。

以上のように当時の通貨事情は、古くからの渡来銭の二種、幕府の新鑄金銀、それに領内貨幣の数種類も加わり、本位貨幣と補助貨

幣の制もなく、すこぶる複雑を極める状態であった。幕府はこうした事態に対して、永楽銭の使用禁止と、寛永通宝の量産によって整備に力を尽くすが、全くの統一をみるのは、五〇年も要し元禄頃になるといわれる。なお米沢銀は秤量であるから、単位は匁、以下分・厘・毛・弗（ふつ）となるけれども、実際は微量で秤量できないから、計算上の数字となる。他領との商取引は京銭・幕府貨幣によって成立しており、「老分判百拾兩^二而請取申候、但老兩^二付^而六十六匁宛」（寛永二十年）とあるように、かなり大量の幕府貨幣が流入していたことがわかる。

「此外九拾匁ハ 御年貢青苧代米ノ銀共ニ、御納戸ニ^而秤ノ掛ベリニ候、重^而上可申、申候事」

慶安四年分の算用帳の帳尾に、朱筆でこのように記入されている。銀は秤量貨幣であったから、秤の感度にもより、特に下代官の方で、数回に及ぶ支払いのあとでは、量目に不足が出ることもあったであろう。このようなことは個人間にもあって、常に争いがあったといわれる。然し、そうしたことの具体的な史料は、みつかっていない。

度量衡も、経済生活と密接にかかわる。長さ、重さは現在慣用しているものと、大体において同じであろう。然し、容量の枡は違っていた。これよりさき豊臣秀吉政権は京枡をもって、全国統一のものと決定しているが、上杉領が新京枡を採用するのは、寛文十年（一六七〇）からであるという（宝月圭吾『中世量制史の研究』）。

領主が収取する年貢米と買米、それに領主側が貸付ける米、その他の諸雑穀に、単位としての俵がある（漆、油、酒など液体の計量単位は盃）。しかし一俵の容量が明示されておらず、また当時の枡には納枡、払枡の二つがある。青木家文書に、次のものがある。

一拾老匁式分五厘 右荷札削申上番匠九人作料米銀共ニ内六匁七分五厘ハ米方四斗五升分青苧代米七匁五分ノ価ニシテ如此

明暦元年の算用帳のなかで、青苧・紅花の荷造り入料のうちの記録である。これと同年の青苧代米の割付、その他も合わせ見ると、一俵の容量は五斗であることがわかる。一方領主側で地足軽扶持なるものを、各村に割付しているのは、五斗四合を単位として値を定めている。尤もこれは俵とは示していなくても、取る方であり、青苧代米は貸す方であるから、僅かのちがいのあるものである。枡はともに払枡となっている。払枡と納枡との差が、どれほどかはあきらかでない。ただ払枡八石五斗三升は（一七俵三升）、納枡一六俵三斗七升七合であるという（「万治三年算用帳」）から、差は僅かなものである。然し、大量の上での違いは大きい。ともかく払枡、納枡の二つを、一方向的な理由から自由に用い、一升という単位は同じでありながら、二重の収奪をあえてしたところに、問題があったと云える。

一升之儀御定之京升ニ壺合式勺増え升、古来ヨリ用申候、年貢升ハ右之升壺斗入之升ニ仕納申候

附 米沢領町在々ニテ用申升ハ、京枡ニ付一合二勺之升用申候（米沢市立図書館蔵「上杉家年譜」）

寛文八年（一六六八）、幕府から領内使用の升について、返書を求められた時のものである。十月八日から幕府が指定した新京枡の採用になるのであるが、旧枡五斗入りの米一俵は、新京枡の容量にすると、五斗六升俵と云うことになる。当時の米は、現在より同じ容量でもいくらか軽かったのであるが、五斗六升俵では容量、重量とも大きく運搬に不便なものであつたに違いない。また年貢の米も新京枡で量れば、一・三五倍であつたことを理解して見るべきである。

筆 取

文化という言葉の内容は広いが、ここでは専ら当時郷土の、文字による文化の一面を窺ってみるものである。近世初期というのは中央と言われるところでも、中世の延長と名残りが主であり、はっきりした近世らしさへの第一歩には、まだまだ遠いときである。例えば近世文学の主流である俳諧方面を見ても、芭蕉・西鶴・鬼貫らの中世期的なものからの脱皮、新しさへの海岸が、一六七〇年代の後半であることから理解されよう。このような時に東北地方の片田舎であり、領主の城下からも遠い当地では、文字の普及程度が、極く一部に限られていたことは否定出来ない。

領主権力が意志の伝達を必要とした時、文字の理解能力が前提となる。ために村役人の資格も、一定の能力保持者でなければならず、有力農民層も、年貢諸役の理解と不正を防ぐ自己擁護の手段として、文字の習得をしなければならなかったものと思う。それでも普及度は、驚くほど低かつたことは疑いない。

当時の地方文書、その中の質証文などには、債権者、仲介人と並んで、「筆取」が署名加判している例を見ることが出来る。筆取は現代風に理解すると書記であり、又内容案分の作成者でもある。この筆取は、案文内容の条件とは無関係の立場にある。しかし後日紛争が起きた場合、作成と書記者の責任を明らかにするため、署名も加判もしているものである。この「筆取」が存在したことは、当時における文字理解の普及が、一部に限られていたことを、如実に示しているものである。文字の習得の方法に、私塾などの機関があつたとは思えない。あるいは父と子、または先輩と後輩などの関係が、冬期の農閑を利用して習得したものである。十王地区の松田家には寛永五年（一六二八）刊行の字典があり、三冊中の二冊を伝えている。この稀有の存在は、当時の文字による理解の程度が、高さや深さにおいて、安易な判断を拒んでいるのかも知れない。当地には、荒砥、鮎貝の在番士のほかにも、屯田士の性格のものは、他の地方より多く在住している。これらは下級の武士であつても、文字の理解や教養は、職業と地位の威厳のためにも、必要欠くべから

らざるものであった。

同日

一五卷 物ノ本廣野将監方 帰候事

一八随兵日記 一八幕口伝書

内

一八家伝集 一八幕言

一八聞言条々 (後略)

寛永十八年十一月、下代官青木吉左衛門の留書によるもので、五冊の書が刊本か筆写本であるものか不明であり、またどのような内容の本であるかもわからない。ただ家伝集とあるのは、後年のものではあるが、同人筆写の和歌集の評釈書が残っているから、この方面のものとも考えられる。広野の将監は有力農民であろうが、これらの人々には教養のために、または娯楽としての読書があったことがわかる。

青木家文書中の「於新砥萬覚」の編集時期の上限は、慶安三年(一六五〇)で、下限は下代官解任の寛文四年(一六六四)、或いはその後とも考えられるが、表紙の袋の中には、次の記録が見える。

丁とした 娘も志うとの気のような 新町

有 難 い 恋人にたすけの小屋が有り 小桜

今 盛り 風呂やの柵にせきもない 上伊佐

なつかしい 今に故郷が忘れらぬ 〃

此 足 て 西国まわるきになつた 今泉

よい春と 目出度い年を重ねたり 泉

十五番勝

のほりかけ 水の中から直ねを附る 御蔵同人

雑俳の中の一型式が、当地の祖先たちに愛され、それも歌合せのかたちを借りて、楽しんでいたことがわかる。後段の地名は作者の住所であるが、この風潮は川柳の発生したころも同じであったから、一七世紀前半のものであろう。

14 在町の成立と発展

横越村

貨幣を媒介とする商業行為が始まり、町・市の成立を見て進展する歴史の過程は、史料の不足から、当地方のもの

新町を明らかにすることは、至難というより不可能に近い。在町の成立するところは、小城下・宿駅・神社仏閣の門前などであり、鮎貝には伊達領のころ、すでに四日町・大町・内町・元町・桐町の五町名が存在した『鮎貝の歴史』前編とされるが、明確な史料によるものではなからう。



第15図：横越村新町市札（鈴木宏氏蔵）

横越村に新町が設けられたのは、慶長十一年（一六〇六）のことである。これは白ヶ沢鉱山が栄え、鉱山労働者らの増加に伴い、地元の要請に領主権力が応えたものであった。この前年には宮村（長井市）の新町が設けられているが、当時の在町についての性格や、領主権力の意図がどんなものであったのか、史料によって見よう。

定 横越村新町

- 一 本役之家は公儀御役儀ニケ年用捨 但給人役伝馬宿送之事
 - 一 本役之外之者は役儀御免之事
 - 一 他所より罷越候者同前之事
 - 一 市の日 三日 八日 六斎たるべき事
 - 一 さほの外河原おこし候通三ヶ年休たるべき事
- 右条々不可相違者也

慶長十一年四月二十八日

春日右衛門 判

この定書は町の検断職であった鈴木氏が伝えるもので、縦三五・五センチメートル、横四八・五センチメートルの板に書かれたものである。

横越村白ヶ沢と申す御金山、永々多分栄え、尤も其始之儀は文龜年中より、慶長年中まで凡そ百年余栄え申たる事に候、右付諸国の者共多分入込み、市町相立申候に付、何れとも横越村肝煎等の支配に可仕様無御座候、其後新法に市奉願上候所早速御叶被下置、横越村新町と市札、慶長十一年四月二十八日春日右衛門殿御判に、被成下置其節先祖和泉檢断被仰付候（鈴木家文書『旧山形県史』）

これは第四章第三節3項で引用した「鈴木源五右エ門書上」の一節である。なお後年の同家文書に、

（前略）右は先祖源吾と申者、越後以来の免許にて三代目和泉と申もの、最上御陣の節、武具、馬具被下、道案内被仰付、御歸陣の節馬上免許被成下

慶長年中白ヶ沢金山繁昌の節諸国の者共入込、横越肝煎支配二相成兼候に付、九反田町相立、右檢断職被仰付、但し右和泉九百苺の新開申立候に付、九反田町というなり（『蚕桑の郷土誌』）

同家の後年の文書（『蚕桑の郷土誌』）によれば、九反田町の屋敷は二四軒である。このうちの何軒かに、本役の百姓役を負担すべき者がいたことになる。しかし二ヶ年は免除であるが、給人武士の荷物や領主の荷物を運搬する義務、すなわち伝馬の役がある。後年の上杉家記録には伝馬の数が、荒砥・鮎貝ともに十匹ずつとなっている（『米沢雑事記』『山形県史』資料篇3）。横越村新町には白ヶ沢鉱山の鉱石が、領主の荷物として大量にあつた筈であるから、記録には無くとも相当の伝馬が用意されていたことは疑いない。鈴木和泉が領主から任じられた檢断という役職は、村における肝煎とおなじで、町方支配のための職名であつたが、最上戦争に参加したとか、土豪的地主であるとかの有力者が任命されたものである。九反田町は横越村にあり、完全に独立分離したものではない。宗門改めの一部、鉄砲改めなどは独立していたが（諏訪文書「御当国覚書」）、年貢は横越村を通すもので、特別な形のものであつた。横越村新町の市日は定書が示すように、三と八の付く毎月六回（六齋）に限って、周辺住民の交易を認めたものであるが、市役銭の徴収権は檢断にあつたと考えられる。市の日に、どのような物が商品であつたのか不明である。

横越村新町はこの後、何時迄継続したのか記録にも伝えにもない。荒砥の市日も、三と八の日であつたが、これは横越村新町の権利を譲渡したものと、鈴木家の伝えにあるから白ヶ沢の廢鉱と共に終りを告げたもので、僅かばかりの短かい期間であつたとも考えられる。しかし九反田町という特別な形は、その後も継続されており、鈴木家に事情があつて、一時檢断職および免許という特権を失うことになるが（小嶋家文書）、同時に町も消滅したものであろう。なお鈴木家の文書は以上のほかに、『蚕桑の郷土誌』に詳しい。

定期市 領内の在町に市の開設を認めることは、前にみたように権利を与えると共に、領主荷と給人荷を運搬すべき義務の
と馬市 伝馬役を申し渡すことである。当時、常設の見世(店)はなく、六斎市が多い。すなわち荒砥は三と八の日、鮎貝

は五と十の日であり、現在も名残りとして一部は受け継がれている。荒砥と鮎貝には伊達領のときから小城主がおり、上杉氏の時代となっても、領境警備のための武士が配置されており、小城下の姿であり、最上川東西の中心地をなしていた。しかし、純然たる消費階層の存在は疑う余地があるから、市日における商業活動の大きさは、どれほどのものであったものかと、首を傾げざるを得ないものがある。「邑鑑」によれば荒砥は石那田村、馬場村を合わせても、役家二七、肝煎小走五、総人数六六〇である。鮎貝は役家三〇、肝煎小走三、総人民六〇五である。先の横越村は役家一一、肝煎一、総人数は一七五という規模である。尤も、荒砥・鮎貝の在番武士らのおの三〇数名は、このほかであるけれども、現在考えられる市街の概念とはかなりの距離があった。それでも軍防上の町割には、ある程度家数が並び、青木家文書には寛永の末年、荒砥には上町・中町・新町・今小路などと記されている。

商業の発祥については、伊達文書(「塵芥集」)にも、「他国のあきんど」、「市町」とあり、長井市の長沼牛翁著の「牛の涎」には、「上杉景勝公御入国(慶長六年)之節、御尋ねに付書上げ申所」として、商家や諸職人そのほかを多くあげている。そのうち玄穀屋(米屋)

五、八百屋六、酒造家九、酒店一、温鈍屋(うどん)三などと、一〇〇軒近く記載され、揚屋三、遊女一三人ともあり、商業都市としてかなりの様子を伝えているが、「邑鑑」記載の官村は一三三戸、小出村は八九戸であるから、当時の言い伝えを記録したものである。商業の始まりは、年貢の代銀納部分が必要としての活動から、各地に開拓されたものであろう。しかし、余剰物資が蓄積されたとしても、消費者の存在がなくては成立せず、職業の分化と消費生活の高度化によって、非自給物資が生れる。次に青木家文書により、市日の様子をうかがう。

寛永二十一年の七月二十七日、十王村の農民六名が、市で販売するため、おのおの払升一斗五升の米を袋に入れ、米改め衆先達に承認の符を受けに来たが、その日は申込者が大勢おり、遠路境目の衆を優先したために、時刻は日没となってしまう。そこで米改衆は次の市日にするように、米は先達に預けて置くように指示して帰る。ところが米主たちが、各自の米を宿藤左エ門方に運搬のため、馬に積もうとしたところ、そこへ二人の足軽が来て、御法度に叛くものとして、馬から荷を切り降したというのである。この事件が表沙汰となり、足軽茂兵衛と馬場村先達の口述書が荒砥城代上野善左衛門に出され、十王村からは米主六名と肝煎、与頭それぞれ二名ずつ連

署の詫状を出している。これは米沢に申達すべきであるが、領境のことであるから内済に努力した旨の、下代官青木氏の添書がある。また、

御請状之事

一 当村之太郎右工門と申者、今廿二日ニ当町へ綿壺把うりニ参申候へ共、うれ不申ニ付^而、十王村ノ内関寺与五右工門親類ニ御座候ば、当春相果申候、今後見廻不申候間、子共ノ所へ届ニ参候処ニ、右わた持参ニ付^而、御あしかる衆見付被申、わたをおさへ被申候、兼^而御法度をも不存、町のやくをも寄不申罷通由、様々御詫言申上候へハ、他郷之者ニ^而様子も不存候由被聞召御届、綿を返し申候へ由御足軽衆ニ被仰付、御返させ被下候儀過分至極ニ奉存候、已来之儀ハ当町へわた持参うれ不申とて、宿ニ符をつけ致預ケ置、重^而之市ニうり可申由相心得申候、仍如件

山口村わた主

正保貳年六月廿四日

太郎左工門

同村きも入

上野 善左衛門御内

忠 兵 エ

又兵衛へ

右ハ御城へ上ル留

この日の違反は同じ綿売りのことで、十王村の二人も現品を押取られており、請状が併記されているが、山口村のものだけ引用した。これより先の寛永十六年、

一 馬場十王其外御年貢米ふち米ニ、あゆかい村市日にて買米多分ニ有之由、閏十一月廿一日ニ井上左馬丞方 書状之写

という書出しのものは、鮎貝の市日において、馬場、十王そのほかの農民たちが、領主の蔵米を、年貢米や割当ての地足軽扶持米のためと称して多分に買求めているのは、実は禁止されている売買のものではないかと、鮎貝城代春日主膳の家臣が疑問を投げかけ、その来書に答えているものである。それによれば、下代官青木忠兵衛と大志田彦右衛門（宮通り下代官）は、買主及び村役にも、年貢米のための購入であることの請状を取っているし、「八九匁之高値なる米、中々うり米、あき内ニハかい申ましく候哉」としてある。また甚内町（荒砥上町）の廿日市で、年貢米扶持米として一〇俵の米買いがあった事を付記し、文中には「買申米之手かた」ともある。

以上により在町の定期市の様子は、領主の蔵米が売られたこと、これを購入することは年貢米や半貢租米、それに自己の飯用に限られ、売却することは禁止であったこと、そのための手形を必要としたこと、生産者が売る場合はあらかじめ符を受けて添付すること、若しその市で売れなかった場合は、次の市日に出すように宿に預けて置き、持ち帰ることは法度であったこと、売り手は定められた町役（銭）を徴収されたこと、また市の秩序を守るために下級士の監視、領主権力の介入があったことなどが窺えるものである。正保三年（一六四六）の五月五日の鮎貝の市日には殺傷事件が起きているから、足軽たちの監視は必要であったろうし、とかく市日には周辺から多数の者が集まるため押売押買、喧嘩口論、諸勝負、相撲を取ることも禁じた定書が、小松や赤湯の馬市のために出されていたという（『藩政成立史の総合研究』）。

次に、この時代の物価を青木家文書の算用帳から拾うことにする。なお価格の表示で匁・分は米沢銀、文は京錢で多くは山形領から購入したものである。

寛永十九年（一六四二）

ごき（食器）二 一匁、ごぎ五枚 一匁七分五厘〜二匁四分、莛一〇枚 一匁二分五厘、手桶 八分、手水たらい 三分、手水ひしやく 六分、葛粉一升 三分〜四分、鴨四羽 一貫一〇〇文、雁二羽 二貫一〇〇匁、生鴨ノ子二羽 三〇〇文、うずら五羽 五五〇文、鳥籠 五〇文、ざる 一五文、宿泊料一〇〇文

寛永二十年（一六四三）

葛粉一升 六分、酢一八盃 三匁八分六厘、鱒四本 三匁二分、手桶 三分、ひしやく 一分、手水たらい 三分五厘、青しき一分ト一〇〇文、鳩籠 二〇文、鳩入物ふご（三）三〇文、雀籠 一〇文、山形一泊 七六文

正保三年（一六四五）

絹一疋 六八匁（二両）、ごぎ五枚 二匁、きし付ノ表ごぎ六枚 三分三厘、青しき一 五〇〇文（六匁二分七厘）、尾長二掛 三六〇文

慶安元年（一六四八）

墨大一〇丁 二匁五分

慶安二年（一六四九）

白布一端 五匁〜三匁一分

承応元年（一六五二）

馬舟 七分、手水鉢 三分五厘

万治三年（一六六〇）

塩引一 五匁、いか一〇〇枚 三匁五分、酒一〇〇盃 一二匁五分（一升＝五分）

などである。なお当時の米価は、寛永十九年は旱害不作で一俵一六匁は特別で、普通年は七、八匁一〇匁程度であり、労銀は農作業については一日銀五分、諸職人はその三倍以上であった。

馬市は、慶安ごろの上杉家記録には、領内一カ所の市場で、春は三月二十五日から、一市場一六日間開かれ、当地では一〇番目に鮎貝に於いて、八月二十六日から九月十四日迄であったという。当地方は地味が肥沃で野草も豊富であるから、馬の飼育もたしかに盛んであり、鮎貝の馬市には近村からも参加したであろうし、一六日間は馬の飼料になる大豆・糠・藁・稗は言うに及ばず、「何も商賣有様ニ可仕事」で、米穀の売買も許されていた。馬商人はもちろんの事、多くの諸商人も参加して、大きな賑いであったろうと想像される。市の方法は糶りであったと考えられるが、軍馬、宿駅伝馬用と、それに農馬と、当時は馬の価値が甚だ貴重なものであるため、飼育者に対しても、種々保護を加えた結果のものであった。

最後に、城下米沢とは距離の関係からあまり深い関りはないと思うが、在々より商いに出る者を対象にした定めが領内村々に出されておおり、これを掲げる。

御請状之事

一米澤町中へ在々 薪青物惣而うり物七月二十五日、ミせちんあらためて相定事

一たき木 馬忝疋二四文 歩荷二八忝文

一長木ノ類 右同前

一ひ物類 忝文

一畳 四文

一蔵 芋 馬ニ忝文 歩荷忝文

一米 八文

一青物 忝文

一糠 藁	右同
一ござ筵	馬弐文 歩荷壺文
一とぼし松	弐文
一おわた	弐文
一たはこ	壺文
一古かね	右同
一ふるて	弐文
一うちわた	壺文
一女ノ取筒	右同
一おこし米	壺文
一くりわた	壺文
一くた物	弐文
ズ拾九品	

右通村中へ被仰付候、うり物罷出候者共ニ急度可申付候 仍如件

この文書留は年号を欠いているが、正保三年（一六四六）のものである。これにより荒砥・鮎貝の市日にも、大方同じ品物の売買があつたものと、想像して誤りはなからう。

二 交通・運輸

道 路

道路の発達には地方の場合、専ら生産力の高さに比例するから、近世初期の様子は、想像以上に未熟なものに違いなかった。当時の通行人は人のほかは牛馬だけであつたから、幅員は狭く、工具や技術も充分でないために、路線の位置は最も工事の容易な箇所が選定された。しかも全部が徒歩であるから、最短距離を必要とすれば、山中の峠を利用することも多かつた。

領内の主要道路は城下米沢の「札の辻」を基点として、各地に走っていたが、当地には最上川の東西に二線、南から北に縦貫しており、東側では荒砥から萩野中山に分れるのがあり、いずれも村山郡に通っていた。道路は生活上、経済的にはもちろんのこと、軍事上にも重要な意味をもつものであるから、他領境には通行を取締り、物資の移動を監視する番所が設けられており、当地には特に多く（本節第4項）、上杉氏が半領になつてから新設されたのを加えると、黒鴨・栃窪・高岡・平田・滝野・それに中山には二ヶ所も、時期によつては三ヶ所も設けられている（米沢市立図書館蔵「国境絵図」）。領内主要道は、年貢米及び統制下にあつた主要農産物の輸送、軍事上からも距離が把握されており、後世のものであるが「米府鹿子」によると、米沢大町の札の辻を起点として、次のように記されている。

萩野中山迄

十三里六町十一間

栃窪庄内堺迄

十二里一町四十一間

土地丈量では六尺五寸が一間であり、また家屋などの建築では、中京間の六尺三寸一間が定着していたが、石那田村三番坂にあつた碑石に、「荒砥三番坂鮎貝阿弥陀檀迄五百七間半、右之内（中略）但以糸尺六尺五寸定之」と見えるから、この通りで間違いない。

正保二年（一六四五）五月、「繪図之儀二付テ、山かたへ上野善左衛門殿、并喜左衛門所、状こし申候留」中、荒砥城代上野善左衛門から、山形へ出されたものによると、「（前略）自江戸諸国繪図被 仰付候、因茲当領より境目道通、馬次之村迄間打候而、一里山被申付候、近日其役人罷越道之間打可申候間、内々其御心得被成置（後略）」で、幕府の命によつて、繪図面作成のため道路の測量もし、一里山なるものを作ることを申しつけられている。同年五月十二日の昼下り、測量班のうち一手は萩、小滝から滝野村に入り、もう一手は舟場から「新戸町中繩引被成候」とある。その時の様子は、「二道ノ間并国境御覽二付テ御廻之衆御出候覚」によると、

御年寄衆
富所 三郎兵衛 殿
関原 三左工門 殿

御使番衆
栃木 弥次右衛門 殿
林邊 八右工門 殿

間打(組)
一与
志賀 善左工門 殿
東條 作兵衛 殿

田中 大 蔵 殿 筆取 竹田 勘六
永井 柰 兵 殿

同
林 三郎左衛門 殿
山田 勘解由 殿 筆取 正木 市兵

右のうち富所組が鮎貝方面から来たもの、栃木組が萩、小滝から来た組である。記録されている人名は責任ある立場の者だけで、実際の人数は、「御物書繪師右上下共二八九十人可有事」と、宿泊と賄いの指示にあるから、驚くべき人数といわなければならない。この大人数の賄と宿泊には、石那田・馬場両村の肝煎をはじめ、一〇戸の農家ですましているが、「何かと遅々腹立られ迷惑申候」の混雑ぶりであった。現在当地には、一里塚という地名がいくつかある。これは前記の測量のときの、一里山が元になっているのかも知れない。

馬次

領内主要道路添いの村には「馬次」、「荷次」がある。村に「問屋」を設けて、そこに定められた馬と人夫を常勤させて置き、領主関係の荷、商人荷、そのほか通行人に対しての賄などを給与する機関であり、宿駅のことである。

その管理者が問屋であるが、荷物は上下の駅まで輸送する責任があった。現在も下山地区の奥山家には、かつては旧街道筋に住んでおり、「とうや」であったという伝えが残っているが、これは「馬次」を管理する家であったと思われる。馬次には各駅間の、一駄(三七二〇〇匁)単位の賃銀があったことは勿論である。慶安元年(一六四八)の六月、二人の奉行から八名の代官に対して、次のような尋ねがあった。

今度海道痛駄銭御さため可被成申候、兼^而村々ニ^而取来候駄賃ノ内、当年自分々々ニ^而引下ケ取候由、被及聞召候、今程駄賃何程宛取申候と銘々、御尋書付可被遣申候、御両所被仰候覚

これに対する答書の写しで、当地方に係る留書は次の通りになっている。

- 一新戸 下山村馬次迄上道卅丁 本荷一駄二付テ五分
 - 一下山 大瀬迄上道一里八町 同八分 小坂有
 - 一大瀬 最上領杉山迄拾五町 同五分 道悪敷所二付テ高値ニ御座候、なわノ様なる所^并ニ少し坂も御座候
 - 一新戸 中山迄一里半 同老勿宛山坂共ニアリ
 - 一中山 最上領はたや迄一里半 同老勿宛山坂アリ
 - 一中山 同築沢迄二里 同老勿二分山坂アリ
 - 一新戸 宮小出迄畔藤通上道三里 同老勿川アリ
 - 一同所 あゆかい迄上道廿六町 同四分 川アリ
- 外
- 一ミヤ 鮎貝迄上道弍里 本荷一駄二付テ老勿 から尻五分
 - 大舟木迄上道三里 弍勿 馬次迄
 - 一鮎貝 とち窪迄同老里半 同老勿 からしり五分 山坂アリ
 - 一栃窪 最上領大舟木迄同一里半ニ 老勿宛 山坂アリ

右道只今迄駄賃取来り申分ニ御座候由 具ニ馬次肝煎共ニ承届候 以上

慶安元年六月廿日

(青木) 吉左エ門

これによって当時の宿駅、馬次のあった村を知ることができるが、馬次間の距離は現在と違う所が少し見える。駄賃で、荒砥および鮎貝から長井市宮までが銀一匁というのは、当時の農業賃銀五分の二人分ということになる。

青木家文書に寛永十九年の末に、大瀬、下山の両村が荷次(馬次)のことで争った記録がある。事件の内容の理解は十分にできないが、大瀬村からの荷を、下山村の荷次を無視して荒砥まで付け通したことにあられるらしい。これは下代官らの扱いになるが、両村共大きな損得には関係はない。しかし感情が絡んで、解決は長びいたとある。記録のなかに「(前略) 拾五六年以来下山ニ^而荷次いたし、少分

の駄賃をも取申候（後略）」とあり、また「（前略）跡方右近、与左衛門様両村のためを思食、荷次をも下山へ被仰付候（後略）」ともある。北条右近が荒砥城代になるのは、慶長十二年（一六〇七）からで、寺嶋与左衛門は当時の扱代官であった。荒砥と下山の馬次の距離は三〇町と極端に近く、争いの原因もこうした所にあったと思われる。また下山村への設置は、史料が示すように、斯かる小村に對し、貨幣獲得の手段として与えたものであろう。又、当時は下山村に番所があったからでもあろう。

主要道の補修は藩の負担によるものであったが、必要な労力不足は、農民達が年貢のほか一間（軒）につき一〇〇人以上も徴収された百姓役によったことは、記録には見えないけれども、疑いのないところである。当時であっても、道は各地に限りなく続いていた。それは花のお江戸にも、京や大坂にも。しかしそれを利用することは、庶民にとって夢であつたらう。が、領主や上級家臣の江戸在勤に伴う「江戸御買夫」として、村々から数人の男達が行っていること、また十王村某家の娘が御はした（下女）として身を売り、万治三年（一六六〇）に遠路江戸まで旅するなどは、全く特別である時代であつた。

橋 梁

当町の中央部を最上川が南北に貫流しており、最上川には東西の山を源とする中小の河川が、いくつも注いでいる。そこを横断する道路は、かならず架橋の必要がある。架橋には経費が大きく、高度な技術を要するため、主要道の橋はすべて領主財政でまかなわれている。青木家の算用帳には数多くの出費が、多年に亘り記載されている。とは云え、内容は資材では釘類、ほかは大工の工賃ぐらいであり、用材は領主のお林から、また労力は道路と同様、百姓役による徴発であつたからであろう。ここで数ある記載の中から、東西二つの川の架橋の記録をみる事にするが、いずれも掛替えのものと思える。

三山村中善寺はし注文之覚

- 一四本 わく木長サ貳間 まわり四尺
- 一八丁八 ぬき長サ貳間 栗かなら二面
- 一四本 おもぎ長サ四間半 まわり四尺
- 一八丁 おも木のつぎ木 長サ貳間廻り四尺
- 一貳丁 まハリ木長サ壹丈 廻り四尺
- 一廿丁 はね木長サ貳間半 栗か漆なら
- 一七間 はしいた長サ壹丈アツサ三寸ニシテ
- 一六丁 おさへふち長サ ヒロサ五寸 アツサ四寸

一廿丁 かすかい但古ノかすかいノ外

一三百五拾本 六寸釘

一三拾本 七寸釘 但おさへふちおも木ノ次共ニ 此ノ外古釘アリ

正保二年初五月廿四日

山口掃部 殿

青木吉左工門 殿 参

小河原 久兵衛 印

畔藤村思ひかは橋掛直申ニ入可申材木之覚

一八本 わく柱廻式尺五寸 長サ九尺

一拾六本 わく貫長壺丈廻壺尺五寸

一三本 おも木四間半廻三尺五寸

一三間半 板長九尺あつさ式寸

一式本ハ はり長壺丈廻式尺

一四本 おさへ木二間半廻四寸角

一八本 わく柱但川欠ノ所へ

一七百 ようじ木但此外入申所ハふる木成共遺可申候

木數も四拾壺本大小共ニ板ようし木ノ外此通中勘定ニ御座候

慶元 五月廿日

大工八郎右工門

丹雅樂丞 殿

有村善助 殿 参

二つの記録を見れば、当時の架橋についての構造、規模と技術の程度もうかがえる。用材に不足のない時代であったから、かなりの体積のものばかりである。工法について、中善寺橋は長さ七間に対して、橋柱が四本であるのは、川の中に二組の橋脚を立て、桁（お

も木)は両岸の石組に載せたものであろう。橋巾は一丈で、三寸厚みの板を並べ、六寸釘で打ちつけており、中々のものであったろう。こうした橋も風雨にさらされ、橋板がいたむことがあり、補修の出費が多く記録されている。特に寛永二十年五月に、左沢領主である酒井宮内一行の通行に際しては、

寛廿五月十五日

一六匁三分

寛廿ノ夏中三山村中善寺ノ橋酒井宮内殿御入數御通ノ由ニ付テ俄ニいた斗打付申番匠小引の作料おさへふち
共ニ奉行船山権右エ門切手売

とあり、番匠一〇人と木引一間分の経費になっており、初めの架橋はよほど古いものであろう。

石

那

当町を南北に貫流する最上川は、盆地を全く二分して、東西の両郷ともに川向い郷、あるいは向い衆と呼んで

田

渡

いるのは、川をいつも障碍として意識した、祖先達の古くからの発想によるものである。両岸の荒砥・鮎貝には

伊達氏時代から小領主が存在したことも、特殊な地形に起因したものである。この最上川に船を渡して、東西両郷の人たちが交流し始めたのは、いつの時代からであったろうか。勿論明らかでないが、領主の管理のもとで、公共としての性格と任務をもつのは、近世になってからのものと考えられる。両岸ともに舟場といわれる地名が現在もあり、「舟屋敷」なるものが青木家文書にあり、後年の「納方帳」にも記載されている。近世初期の渡船および船運については、明らかにすることは史料的に難しいのであるが、青木家文書をたよりに少し、見てゆきたい。

当時、川を横に利用する渡し舟はあったが、縦に利用した舟運が存在したのか、記録の上では全く不明である。しかし、後述するように渡し舟の購入先は酒田であるから、全くとは言いきれない。黒滝の難所があり、大瀬村から下流は他領で、自由な航海には支障があったろうが、上流の領内には利用される筈であったのに、記録は発見できなかった。まず次の記録から見ると。

寛廿年分中舟渡勸進銀之覚

一拾匁

六ヶ村卅九間ニ割符

其外四匁ハ掃部直二石那田分うけ取申候

内

一八匁三分 瀧野村九間分
一壹匁八分 萩野村七間分
一壹匁六分 中山村拾間分
一壹匁三分 大七村五間分
一五分 佐野原村貳間分 与右工門 済候
右之外五分寛十九分も不渡候由則同前二渡ス

一壹匁五分 下山村六間分 久三郎 返ル
十匁五分佐野原両年分入うけ取申候

右之通村々へ拙者まわり勸進請可申候共、跡々ハ貳人手間ニ而舟を渡し申候間、只今ハ我等壹人ニ而舟を守申候而、住還遅々可申と存、今日中も迷惑ニ存候、就其 跡々 申請申分六ヶ村之勸進銀ハ、御手前 御引替被下候、忝次第ニ奉存候、村々衆若何かと被申候者、重而我等罷越子細可申分候
仍如件

中舟渡ノ舟守

寛廿年十月十六日

清左工門 ㊦

青木吉左衛門 殿へ

勸進とは、寄付を受けることである。各村の役家数に応じて、その額は一軒で銀二分六厘ほどとなって、当時定められている農作業労銀の一日五分からすれば、半日分ばかりで、多額という程のものではなかった。しかし記録に見える通り、前年もあったのだから、連年ということになる。後文の、御手前（下代官青木吉左衛門）が引替えた六ヶ村とはどこであるのか、また金額の明示もないが、役家数に割賦であるから、ここにあるものよりは多かつたものと思う。後文によると以前は舟守は二人であったとあり、中舟渡というのは、ほかに上下の舟渡しがあつたものか。領主経営である渡舟の実際は、ある程度の寄付の強要によって支えられていた事がわかる。次に、

一正三ノ七月十日ニ御公儀ヨリ鮎貝新戸渡舟御かわせ候ニ付_而丹雅楽丞_并下筋案内_者馬場村惣九郎 酒田へ罷下候 金渡申候手形
之写

新戸前渡候大舟壹艘御買金請取申覚

一拾兩 壹分判 三山村御過金

一八兩三分ト銀五匁 同 中山村御過銀六百匁ニ_而一分ニ付テ拾七匁ツ、町かい仕候由

合拾八兩三分ト五匁 金銀共ニ

右通両村之過役を以酒田へ罷下、舟相調候様ニと御公儀 被仰渡候、慥請取申候、重_而舟買申候て御算用可申上候、仍如件

上野善左衛門与(組)

正保三年七月十日

丹雅楽丞 印

寺嶋喜左衛門 殿へ

其外壹分ト銀九匁余慶とらせ分ニテ自分ニ被相渡候、是又重_而算用可申候 以上

これも同年の算用帳で、代金一九兩と銀八匁九分で、深山、中山両村の過銀の不足に、金一分と銀三匁九分が支払われている。深山、中山両村の過銀・過役は額としても大きく、意味も明らかではない。しかし二つの史料から見ると、渡し舟の購入代金は、その多くが領主財政からのものでなく、近郷の利用村から、勸進あるいは過銀という形で集められている実態であった。このほか青木家文書には、渡し舟の補修の経費が度々記録されている。

当町を流れる最上川の主流は、普通松川と呼ばれていたもので、石那田渡の名は後の記録によるものである。この渡し舟は、明治になつてからの架橋まで続く。渡し舟の方法は架線を利用して、川を直角に渡すものではなく、ある主流から斜に渡して目的地に着くものであるため、時には事故もあつた。利用者は賃金を払ったものか、「諸国一統諸士賃銭出さず、其外町在は賃銭差し出すべき筈」(『米澤市史』)は、上杉時代も中ごろの記録である。

15 宗 教

神 社 この頃には教派神道とてなく、神への信仰は崇拝と呼ぶべきものであった。中世の末から近世の初めにかけて、武士的系譜をもつ在村の土豪大農が解体の道をたどる中で、この勢力家たちの崇拝した氏神は、部落共同体的な鎮守として性格をかえて行く時である。もともと自然崇拝と祖先崇拝から出発した日本の神々は、渡来の仏教と抱き合せ、習合の形となったが、本来の姿を全く変えているものではなかった。伊勢の大神宮は、古い時代に皇祖神を合祀してから、国家の宗廟としての理論を成立させたが、布教が東北地方に及ぶのはいつの頃であったものか。熊野信仰が早くから普及して、伴って鈴木姓を全国に残した事とは違い、時期的には降るものである。然し「お蔭参り」といって、父子・夫婦・主人奉公人の間で、それぞれ相手には無断で伊勢神宮に飛び出して群集を成し、道中は歌い踊りながらの熱狂的なものであるが、慶安三年（一六五〇）が最初の大規模なものであったことから、伊勢信仰はこの地方にもかなり滲透していたものと考えられ、その記録の初見は寛永十五年（一六三八）である。

伊勢之太夫次郎殿新戸へ御下りわき御杖御留候事

大神宮為御初尾右書付之通被遣目出度神納申候、弥於社前祈念可仕候、此旨村中へ御心得頼申候、何も御仕合能御参宮待入候付、重^而我等代官指遣候ハ、書状ニ此判形を相そへ可申候、御引合可慎候、其外ニ御杖賦者候ハ、彼者諸道具^并荷物等預り置可参候段、此方急度可申付候

寛十五

八月吉日

三日市太夫次郎 印

秀吉 花押

出羽国下長井代官所参（青木家文書「於新砥萬覚」）

これによると、当時すでに伊勢神宮があった事がわかる。然し、一般庶民とは遠い距離にあったにちががなく、そのために初尾を献して神符を得る代参の方法があった筈である。これを史料から見ると、

亥ノ二月廿四日

御伊勢様へ御初尾上ル時請取申候

一三拾匁[㊦]

三日市七太夫殿御下之時直ニ上ル太夫二郎代

印

これは、正保三年算用帳中の畔藤村の分である。このほか箕和田村一五匁、深山村一五匁、黒鴨村二〇匁、栃窪村二〇匁と同様記事がある。正保三年帳は青苧・買米・買綿の代銀との差引が主であり、上記されていない村々は初尾を直接献じたものであろう。太夫次郎なる者は、この地方の担当であったと思われる。次に代参については、

万四卯月三日

一、式百四拾六匁六分七リシ 万四分吉田道与 宇治へ御参詣ニ罷立夫丸八人の路銀

万治三年（一六六〇）の算用帳にあるもので、なお同帳には「万三分御代参某御かし夫遣銀」として銀七〇匁のうち、一三匁余が寺嶋分で、また「万四分上方へ為御代参」に某の御かし夫路銀、一三匁余の支払いが記録されている。以上の通り、当時の伊勢信仰は代参、それも庶民の中からではなく士分の者であったことがわかる。

祖先たちは、自然的人為的にきびしい拘束の中の生活で、いつも超自然のものを信じ、そこから精神の慰安を求めることが有効な生き方であった。有力者は神仏に財貨を寄進もしたし、庶民は深く手を合わせて現世来世の幸せを祈り、厳禁されていた異教切支丹も信じなければならなかったのである。反面この庶民の弱さを利用して迷信や、偽装宗教なども横行したことも考えられる。寛永二十年の春のこと、真似山伏が伊勢の御祓い配りに来たので、前出の太夫次郎の書付で穿鑿したことがあった。そして、

（前略）以来も徒者参候者承届可仕候、近年ハ色々まねものあるきて、或は朝日躍わたりみろくおとりなど申廻候間、少（ママ）ならず造作を入心被つけ申事

ということがあったのである。

領主は領内の有名な神社・寺院に対して、社寺領を給しているなかで、郷土では、

一、二十五石 鮎貝八幡（寛永八年分限帳）

となっている。当時税率からいえば、二五石×〇・三六で九石の米が収入となる。尤も半石半永であるのは、社寺領でも変りはないが。これが、年間の祭祀料であるから、祭祀の費用もこれからの支出となる。鮎貝八幡の祭礼は、公儀（藩）で行っていたのである。

上杉氏がこの後減封になったとき、社寺の禄高も当然減ることになり、鮎貝八幡は幕末まで僅かの社領を有していた。社寺領はこのほか、当地にはなかった。一般にはきびしかた年貢貢租税も、宗教関係者にはやや軽減されるところがあったと見えて、

一寛永拾五年御検地ニ山伏ニハ居やしき御引被下候処、きも入百姓談合いたし役儀申掛候事迷惑ニ存候、此以来^者御役儀御用御用捨被成置可被下候事（青木家文書「於新砥萬覚」）

村々の窮状ぶりを視察するため、奉行衆が出張したのが寛永二十年秋である。その時の「村廻衆へ今度長学申上候口書之事」中の一条で、八幡別当今蔵、荒町長学二人のものである。当時の八幡は八幡大菩薩の神仏習合であったから、別当は修験僧とか山伏が多かった。この文章も、鮎貝に関するものであろう。

瑞竜院の訴訟

高玉の瑞竜院は創建が古く準勅願所でもあり、盛時には末寺数百にも及んだと言われた。米沢の林泉寺はもと越後の春日山にあり、謙信が若き日参じたという寺である。これが領主の移封に従って会津、米沢と移って来ており、宗派は共に曹洞宗である。この両寺院が寛永十七年（一六四〇）、争いのために幕府に提訴することがあった。内容は、瑞竜院は古くから勢力を有し、同宗寺院を統べていたのであったが、新来の林泉寺が領内の総録司になった事から、瑞竜院が本山の総持寺に訴えたところ、総持寺では仏家の儀式である江湖会を開くには、首項法度状というものを必ず瑞竜院から受けなければならないとし、この段階では瑞竜院の勝訴となった。これに、林泉寺が服さないための争いである。八月八日瑞竜院龍梵と畔藤村永泉寺、中山村中山寺らは、幕府に訴えるために最上へ走ったのである。これに対して藩は須崎鞞負に、五〇人の配下をつけて追うが及ばなかった。二年後の十月三十日に、この両寺院の争いは、幕府寺社奉行と幕府支配の三ヶ寺との仲裁によって、解決をみたのである（『米澤市史』）。

現在瑞竜院には以上についての記録は見えないが『米沢大年表』では、寛永十九年十月三十日「米澤林泉寺、高玉瑞竜院と江湖会の事を争つて之を幕府に訴えた、幕府之を調停して事無きを得た」を、瑞竜院記録として掲げている。以上の経過を上杉家記録「定勝公御年譜」（米沢市立図書館蔵）によると、

寛永十七年八月十八日

同日去ル二日之夜高玉村瑞龍院欠落、黒藤村永泉寺・中山村中山寺・随光寺最上へ引退クニ付、同三日須崎鞞負ニ命シ組ノ輕率

五十人召具シ、高玉村へ赴クトイへ共小僧一人残置、随龍院相見へス、依テ右ノ趣米府ヨリ言上ス

寛永十九年六月

同夏六月九日今般高玉村瑞龍院目安ヲ寺社奉行所へ差出スニ付、即松平出雲守、安藤右京進裏判ニテ、春日山林泉寺出府スヘキ由命有り、同日林泉寺ヨリ右目安ニ付、出府スヘキヤノ趣昨日使僧薫咄ヲ以相窺フ

寛永十九年七月五日

同五日高玉村稻荷山瑞龍院公事ニ付、目安答書林泉寺再應差上、瑞龍院答書引合糺明ノ處、瑞龍院五箇條有之、法式之通ニ瑞龍院申付ヘキ由林泉寺へ命セラル、仍千坂高治（江戸家老）ヲ寺社奉行中へ遣サレ瑞龍院仕置申付候由御届アリ、同十月十日後證之二札渡サル趣ハ

として、次に仲裁ニヶ寺の来書がある。内容は瑞龍院が本山総持寺から受けた壁書について、先に三ヶ寺の扱いによって解決した以上「再乱申間鋪候」とある。ほかの一札は、瑞龍院門下で聚会があれば届出て、首項法度状を受けること、江湖会興行の際も首項法度状は瑞龍院から受けること、然しこの両条は「於林泉寺、自今以後不可用」というのである。これは、三ヶ寺から林泉寺宛のものである。

寛永十九年十二月

同冬十二月三日林泉寺ヲ以テ瑞龍院訴論之儀、林泉寺利ヲ得ルニ依_而謝シ奉ル、仍テ御書ヲ納

遠路御使僧祝着之至存候、如承意今度之申分貴老御利運ニ相濟、於我等満足申事候、將又当地御逗留中ハ何角致無沙汰心外之至候、猶明春下国経上以面談申述候 恐々謹言

十月 三日

林 泉 寺

御 居 判

とあって、一件は終了している。以上によると、初めに引用したように「事無きを得た」のではなく、瑞龍院では古くからの権威が林泉寺のほか限定され、林泉寺側に利があり、瑞龍院は敗訴に近かったことは明かであった。

この紛争当時の領内情勢は、総検地が完了して農村支配の基礎が固まり、給人武士に対しても領主権力の絶対化が進んでいた時で、その権力が宗教界にも介入したものと考えられる。林泉寺は古くから上杉氏と因縁があり、瑞龍院は伊達氏時代から当地方に強く根を

おろす旧勢力であるが、新しいものが古いものに勝ったということになる。林泉寺がこの後の寛文四年に、全領内伊達・信夫・置賜郡の総禄と、常江湖会を許されるのを見ても、藩の意向をうかがうことが出来る。

一八月三日ノ朝ニ瑞竜院御無凶ニ候、永泉寺、瑞岩寺何も一類同前被仰付、俗人御寺中ニ居候て、難渋申由被及聞、御足軽五十人持として、須崎鞞負殿并喜左衛門殿も、八月三日の夜半ニ宮迄御下候事

寛永十七年の青木家文書中のもので、文中の月日も人名も同じであるから、瑞竜院・林泉寺事件のものであることは疑いない。「俗人御寺中ニ」は内容不明であるが、権力介入を合理化するためのものであったかも知れない。もともと備忘の記事からは、全貌は窺い得ない。

近世初期は、村々に寺院や修験の数が多かった。これは検地帳を整理してみても、また各地に当時の寺院跡と伝えられる所が多くあることによっても明らかである。寺院の中には、四〇石〜六〇石の大農経営が少なくない。この土地集積は寄進によるものもあるであろうが、称名寺のように門前に六供の坊舎をもつ僧団もあった。自給のための必要によるものあり、作人・傭人による経営は、一般農民と同じく分解の一途をたどりながら傾斜して行くものであろう。なお当地の真言宗寺院が次々と、長井市の遍照寺の末寺に組入れられるのは、元文五年（一七四〇）からである（『遍照寺史』）。

二 郷土の切支丹

切支丹

切支丹についても、前項の宗教のなかに含めて記述されるものであるが、白鷹町の場合、古切支丹の動きの深さ、拡がりの大きさに、特別なものがあるだけに、別項を設けて述べることにする。

切支丹は基督教の一派カトリックのことで、日本への伝来は天文十八年（一五四九）、耶蘇会士フランシスコ・ザビエルの鹿児島上陸から始まる。伝来当初は南蛮宗・伴天連宗などとも言われ、音訳による表記も吉利支丹が最も多かったが、後に切支丹が普遍化する。教理の平易性が、特に庶民の中に滲透して行った最も大きな原因であったと思う。九州に伝わったものが中世末には京都地方に及び、織田信長は一向衆の抵抗に利用するため、京都に南蛮寺を建てて庇護することがあった。次の豊臣秀吉は九州征討の帰途、長崎に居た宣教師を追って、初めて禁止する。その後日本二十六聖人の殉教が世に名高く、徳川幕府も引続き厳禁するため、近世の中頃迄には、一部の隠れ切支丹を残して終息することになる。

当地に切支丹が伝って来るのは、いつの頃か明らかでない。秀吉の禁止の反面にはキリシタン大名も幾人かおり、徹底したものでなく、当時この地の領主であった蒲生氏郷も天正十八年（一五九〇）に、入信受洗しているのである。このためか猪苗代地方には入信者が特に多かったのも、ここから米沢地方に伝播されたものと考えられるが、はっきりしている訳ではない。徳川幕府からの、切支丹禁止に関する米沢領への達しは、慶長十七年（一六一二）頃からであるが、大名私領についての禁止は未だ厳重なものではなかったのは、幕府権力が、未熟であったためであろう。然しこうした状況のなかには、後年米沢で処刑された甘糟右衛門が洗礼を受けており、領内には武士、庶民ともに信者が増し、先の荒砥城代であり、奉行兼郡代の最高職にあった志駄義秀は、「領内の切支丹三千人」と語るほどになっていたのである。幕府は次第に各大名にも禁止、弾圧を強く指令して来るようになる。しかし領主景勝はそれに応ずることなく、領内に切支丹が存在しないことを強調していたのである。これは夫人血縁の公卿が信者であるためと言われている（佐藤吉蔵「置賜地方に於ける切支丹事跡の概論」『米沢史料叢書』第3巻所収）。

佐野原地区の竹原に通称切支丹畑、切支丹屋敷と言われている所がある。ここは切支丹の教会堂が建っていたと伝えられる所で、前面を旧街道が通っており、附近には当時用水池であったという小さな湿地があり、ここでは信者達が血痕のついたものを濯すすいだとの伝

第59表：切支丹による寺院の退転

寺院名	移転前(1)	〃 (2)	移転地
泉蔵院	佐野原	荒砥	鮎貝村八幡
宝性院	高岡		鮎貝村西口
文殊院	高岡		
岡応寺	高岡		畔藤村松岡

(1)「置賜地方に於ける切支丹研究」『史苑』第一輯所収
 (2)佐藤吉蔵「置賜地方に於ける切支丹事蹟の概論」

学の研究成果を一応の基礎にして、当地の切支丹の理解を深めることは順序であろう。

慶長十九年（一六一四）は大坂冬の陣のあった年だが、キリシタン大名高山右近が捕えられて国外追放となり、ほかに四〇〇人も宣教師、信者が捕えられ国外に流刑となり、この他七一人の信者を、青森県の外ヶ浜に流している。そこへ宣教師アンゼリスが慰問に訪れたことから、東北地方の切支丹は一斉に活潑化するといわれる（「置賜地方に於ける切支丹の研究」『史苑』第一輯）。アンゼリスは往復の途すがらも、伝道を怠ることはなかったのである。このアンゼリスは置賜の地にも伝道の足を伸ばしているといわれ、「高い山を二つも越した」と報告書にあるのは、会津―大峠―置賜への道であったものであろう。彼がこの模様を書いたもの（「長崎イエズス会報告書」）には、自然の猛威と迫害の中で、全く身命をかけた伝道行であったと云われる。アンゼリスに従って東北地方に広めた宣教師は四人いるが、この地方と関係があるのは二人で、バアデレとジュアン・ヤマとされる。またガスバスという宣教師は、中心が山形地方であったけれども、行動の半径を広げ荒砥地方にも及んだと言われる（前掲書）。これら宣教師の活動期は、元和（一六一五―一六二三）の年代で終っており、宣教師たちは、後にすべて捕えられ殉教している。

寛永五年（一六二八）十二月十二日の夕刻、米沢城下の郊外北山原は雪に覆われていた。にわか騒々しくなると、ここは切支丹宗徒の刑場となったのである。獄卒の高く振り上げた刀がひらめいた一瞬、信者たちの魂は次々と昇天していった。中には、二人の幼女もいた。異様な光景におびえて母を求めて泣き叫んだが、その声がとだえると共に幼児の魂も天に昇っていった。鮮血と白雪、この凄

えもある。仏教の影響で肉食が禁止であったことから、すべて異様なものに見えた幻視幻想が生んだ伝えであろう。

当地の切支丹はここを本拠として、教線を広げて行ったことは間違いない。川東地区では隣村の大瀬・下山は言うに及ばず、十王・萩野と、また川西地区では高岡・黒鴨から、更に南へも進んだものと考えられる。一時は、寺院の退転を余儀なくさせたのである。切支丹が多かったと伝えられる地域には、寺院が不自然に少ないが、全く存在しない所があるのは、古老の伝承が虚構でないことを示している。第59表は、昭和初年の調査によるものである。

切支丹が置賜地方に伝えられた経路は、明確でないと述べたが、洋書をふまえた先

惨な現場は、静かな闇の中に包まれてゆく。甘糟右衛門一家一族使用人、男女一七名の処刑は、米沢領における迫害史の第一頁である。

郷土の切支丹が重要な位置を占めるものとは言え、地元に残る資料は極めて少ない。従って、他方から求めて窺わなければならない。勿論上杉家文書にはあるが、当時の宣教師たちが本国スペインに書き送った通信、洋書からも明らかにされなければならないものもあり、研究書も夥しい数にのぼっている。これらのものを全部読むことは至難なことであり、手近なものを利用して進めて行きたい。

佐野原の教会は、アルバンと言われた。宣教師カルベスの天音かとも考えられ、カルベスが出羽に布教したことは、洋書にあるという。教会のほかに切支丹鍋の存在も伝えられ、これで米を炊けば普通より驚くほどの飯の量になるという奇蹟があり、流転の末山形立石寺に一時落着き、その後個人の手に移り行方不明であるという『荒砥町誌』。大瀬地区の観音はキリストを祭るとの伝えがある。弾圧迫害のもとで仏教に偽装したマリア観音は有名であるが、大瀬のものは一箇の四角な自然石である。

「タツトキ ヤウカリ シチヤノサカラ メントウ ホメタツトリ玉へ ヲレヂナキトガヤドサレタマフ デウスノ御母 ビロジ
ンサンタ丸ヤサマ ホメタツトマリ玉へ アメン ゼンス」(佐藤吉蔵前掲論文)

祈禱の経文は、このようなものであったという。宗教経典を他国語に訳する場合、適当な言葉がない時には原語の音をそのまま用いるのは、仏教の場合も同じであった。然し宣教師は信者に対して、出来るだけ深く意を説明したことは勿論であろう。内容意味の誤解は、信仰の上に大きな問題があったからである。これを現代語訳にすれば、

「聖キ御聖体ノ秘蹟ヨ 讚メ称ヘラヨカシ 原罪ノ汚ナク宿サレ給フ天王ノ御母童貞聖母マリヤ様 讚メ尊トマレ給ヘ アーメン
イエズス」(前掲論文)

となる。勿論、原語はラテン語である。このほか原語で使われたものに伴天連パテレン(宣教師)、イルマンイルマン(伴天連の助手)、ハラインハライン(天国)、オラシヨオラシヨ(祈禱文)などがあった。

クルスト 夫人の血縁(甥)が切支丹であるために、領内の信者をもかばっていたと言われる景勝は、元和九年(一六二二)起請文に死んで、次は定勝の代となる。この時期になると、切支丹の弾圧、迫害もいよいよ厳しさを増していた。東北の切支丹が最初に大迫害をうけるのは、仙台伊達領での元和八年からで、同九年には信者六〇名の処刑殉教がある。また秋田佐竹領でも

寛永元年（一六二四）に、三三人が火刑にされるなどで、その後も断続的に大迫害が起っていたのである（置賜地方に於ける切支丹事跡の概論）。これに呼応するかのように、洋書によると米沢城下附近では、七三名にも及ぶ大迫害、処刑殉教があったのである。これらの信者の中には、名の知られた武士とその家族がおり、多くの庶民も数えることが出来る。男も女も、八〇歳の老人から壮年の者、三歳の女兒もおれば一歳の男子も記録されているのである。処刑の方法は斬首と磔刑であったが、信者の中には自ら進んでキリストと同じに磔を願いだしたものや、逆磔もあったのである（『米澤市史』）。

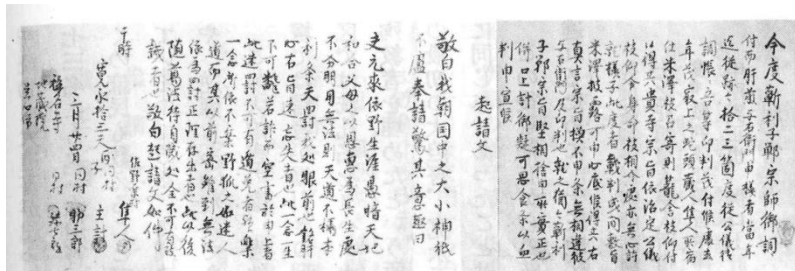
この大迫害の際、当地の切支丹たちに、如何なる影響があったものかは、どこにも記録は残っていない。高岡の狐塚では信者が鋸引きの刑に会い、あとに村人たちが供養のため植えたと伝える大きな白つつじの株があった。十王地区では洗礼名をヨハンナと呼ぶ十六歳の美少女が、萩野川原で磔にあったと語り継がれていた。また萩野地区にも、殉教者を埋めたという所があった。これらは、全くの虚説ばかりではあるまい。事実とするとその時期は、米沢領での最初の大迫害、寛永五年（一六二八）であった筈である。郷土の切支丹で権力の圧力に屈した転宗は、後述のように同じ年であったことは、その裏付けとなるものであろう。

この後も幕府からの厳命があり、領内の弾圧は止むことを知らなかった。そこで佐野原村の者四人は、身の危難を逃れるために、十王地区の称名寺ほかに対して、血判の誓詞を出している。

今度斬利子鄣宗師御調二付而、肝煎与右衛門申様者、当年迄従跡々拾二三箇度従公儀御調帳二、吾等印判^茂付候處、去年^茂最上之蛇頭藏人隼人所宿仕、米澤被召寄、則籠舎被仰付候得共、貴寺宗旨依治定公儀被仰分、身命被相介処亦無心許就様子、此度^者載判成間敷旨米澤披露可申心底候得共、右眞言宗旨換不申候、無相違彼与右衛門及印判也、就之猶今斬利子丹宗旨堅相捨申所実正也、併口上計御疑可思食條 以血判申宣候

起請文

敬白 我朝国中之大小神祇不慮奉請驚 其意趣曰夫元来依野生涯愚暗天地和合父母之以恩惠、為長生處不分明用無法則天道不称本利條天罰我處眼前也、銘肝心右旨速忘失者也、此一念一生可翻若詐而空書於申上者、此迷罰不可有遁免者歟、樂一念所依不案野狐之如迷、人道而其以前密雖到無法依為罰正理存出者也、此以後随方法待自滅處全不可有破誠者也、敬白起請文如件



第16図：称名寺斬利子鄣起請文

于時 寛永拾三天丙子三月廿四日

佐野原村 隼 人[㊤]

同 村 主 計[㊤]

同 村 助三郎[㊤]

同 村 弥七郎[㊤]

血判

稱名寺

地藏院

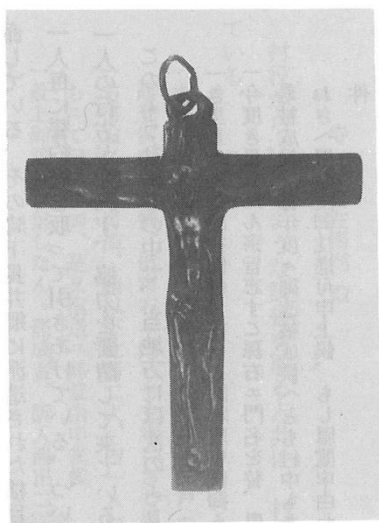
覚心坊

以前から十二、三回も調べを受けており、去年は最上の信者二名に宿を借したために、米沢に呼び出されて牢入りとなったが、称名寺ほかの計によって「身命相介處」であるから、危機感あふれる状態が読みとれる。称名寺のほかの寺院の所在地は不明であるが、佐野原地区には寺跡といわれる所があるから、称名寺とほかの寺院の所在地は不明であるが、佐野原地区には寺跡といわれる所がある

から、称名寺と本末の関係にあった寺院であったと思われる。この起請文はこの後十年ほどは効力をもっていたが、予期しない厄災のため反古となる事態が生ずるのである。

称名寺にはこの起請文と関連文書のほかに、外国製の古い十字架の有ることは有名である。この十字架が寺にある理由は、佐野原村の土屋嘉左エ門宅で、萱屋根の裏から発見したものを、寺に納めたのであるという。また一説では最上川で漁をしたとき、網にすくいあげたものであるという。同家には妙齢の娘がおったが、ある病のために美髪が抜けてしまい、本人、両親ともに嘆き悲しんでいるのを、切支丹のヤマ行者の力で奇蹟的に治癒する。これによって一家は勿論のこと、近在近郷の人たちが、話を聞き伝えて、悉く入信したという。

称名寺に現存する十字架は、縦九センチメートル、横七・五センチメートルの鋳出像で、上部に縦一・二センチメートルばかりの金輪がついてあり、キリストの磔刑を表した鋳出像である。キリストの頭髪の附近に、i・n・R・jの四文字がある。これはラテン語の頭文字で意味するところは、「ユデアの王はナザレトのイエズスである」といわれる（前掲論文）。



第17図：称名寺十字架

訴人 と 称名寺に隼人ら四名が起請文を書いた次の年、寛永十四年にこの地方では惣検地が実施されており、中々多忙に明
牢 舎 暮れたことであつた。十月には、島原の乱が起きている。この乱は、領主の苛政に対して農民たちが立ちあがった
ものであるが、指導者と農民の中に多くの切支丹がおり、攻略に手間どり、落城は明春までかかる。幕府はこのため、更に弾圧をきび
しくする。弾圧の理由は、秀吉時代には不明確であつたが、徳川政権にとつて、キリスト教がもっている反体制的なもの、絶対平等の
理念に危惧を感じたのが主であつたろう。早くもつぎの年の秋になると、

覚

一 ばてれんの訴人 銀子貳百枚
一 いるまんの訴人 同 百枚
一 きりしたんの訴人 同 五拾枚
訴人によるべし

右訴人いたし候輩はたとえおなじ宗門たりといへども、宗旨をころび申出においては其咎をゆるし、御褒美御書付のごとく可被
下旨被仰もの也

寛永十五年戊寅九月十三日 『赤湯町史』

と領内に達せられている、褒賞の銀子が大量であること、条件が寛大であることは、ただちに幕府の意図の大きさを示している米沢
藩でも十二月には、幕府が提示した額に、重ねて褒美をやるから「親子兄弟ニヨラス可申出之者也」と触れている。明くる年の四月、
一家臣の使用人夫妻が訴えられて、吊し殺しの刑となり、主人の家は取潰しに会っている。村々には切支丹担当の横目を派遣し、「田
舎には不似合のもの、山中の木地挽」などに注意するよう厳命している。その時下長井郷に派遣された横目は都合五名であるが、深山
幽谷を捜しても見当たらないので、村々から一人毎に誓約書を取って引きあげている。ついで十二月に幕府は、外人宣教師一名を、山形
方面で召捕つたが、もう一人の行方が知れず、協力を要請して来ている（青木家文書「於新砥萬覚」）。

このような動きの中で、当地方には次のような事が代官を通じて行われている。

一 き里したん御改被仰付、在々 請状取申候御うけ状事

一今度き里したん宗旨志すこ孫右エ門名を替、奥筋ニ隠居候由被^{およほ}置聞召御穿鑿御座候ニ付^而、若在々ニ左様之者紛居やと御尋被成候、毎年度々御改被成候へとも村中もあやしきもの無御座候、自然他国之者落居も無之、医者万事の真細仕參者候^者、おさへ置急度御注進可申上候、もし隱置申由わきわき 申上候^者、肝煎与頭之儀^者申ニ不及、村中曲事ニ可被仰付候、仍如件
寛永十六年
霜月十二日

寺嶋善左衛門 殿

(前掲文書)

村役からはこのような請書を取ると共に、村中請も取り、名子・脇屋・隠居・寺山伏ともに厳達することを申付けている。

一大将市右エ門と申者、乗物にて今月中ニ江戸へ為御上被成候、奉行ハ小林十右衛門と申侍にて、内衆兩人御付被成村送にて罷登候由申来候、但市右エ門ハ十文字ニさし繩にてからけ申候よし申来候

一右市右エ門ニ付添、賄以下仕者二人、内一人ハ最上所生之由、壹人ハ他国之者ニ御座候哉慥ニ不申候由、是ハふたしを御うちにて伝馬^二而、是又宿送ニ罷登由申来候

一最上御領分き里したん^ニ罷成者、訴人罷出^二一、三十人籠舎仕居申候、最も江戸ヨリ御一左右次第^二、如何様にも可被仰付候由

(前掲文書)

外人宣教師が山形で捕えられたことが伝わると、中山村の肝煎をひそかに出張させて様子を探らせ、寺嶋代官に出した報告書である。大将市右エ門は外人ベルナルドウの日本名であり、大将は彼の地位を示すものである。ベルナルドウは一六年以前に東北に下り、寛永四年から山形を中心として伝道布教しており、この時捕えられたのである。また、先の「志すこ孫右エ門」はフランシスコで、孫右エ門は日本名である。これは、前年に仙台で捕えられている(「置賜地方に於ける切支丹の研究」『史苑』第一輯)。

この頃の上杉家の記録には来る月も来る月も、切支丹についての厳命が幕府から届けられていて、異宗教がもつ新しい思想、異質ではあるが宣教師から感じられる高い文明文化が、如何に体制側から恐れられていたかを示している。このように厳重な幕府の方針にし

たがって、「一村中、うけ状一本つゝ取、きも入五人組下寄他国へも響候程きづく」と、代官に命じている。そこで下代官青木吉左エ門は下僚と相談して、この地方は領境であるため、「栃窪中山瀧野はき野大瀬村又跡方きりしたん宿も仕、門徒に罷成者共御座候間、佐野原も堅やさかし」を申付け、石那田、鮎貝は城下であるが、同様に家探しをしている。こうして不安と緊張があたりに満ち、無気味な状態が続いていたのである。寛永の年号は、二十一年十二月に改められて、正保元年となる。その翌年の十一月二十六日、幕府の宗門奉行からの奉書が上杉家の江戸邸に届けられ、「其方領内ニキリシタン有之由、訴人出ル則白状之趣注進別紙差越し、ただちに召捕つて報告せよというのである。その中に、

最上久内白状

歳四十四、五 隼 人
歳三十年 同子新蔵
歳二十年 同男 子
歳五十年 同 母

此者米澤領永井之内サンノ原村ニ、百姓イタシ罷有候キリシタン宗門ニテ御座候、十七年以前迄類門故付合、宗門慥ニ存知候、其後コロヒ候儀不承候

右之通訴人白状候之間、於米澤籠舎被申付、穿鑿之様子重_而可有注進候 以上（上杉家文書「定勝公御年譜」）

差出人は幕府宗門奉行井上筑後守、宛名は上杉喜平次である。幕府は前年切支丹を禁じて、訴人の場合は大量の褒美を与え、訴人が若し類門であっても罪科は問わないという布告を出している。然し、褒美を目当てにした訴人は期待より少なかったと見えて、訴人は召捕えられた者の拷問による白状がほとんどであった。最上の久内は陣馬村（現山形市）の切支丹で、捕えられて江戸送りとなり、拷問による身体の苦痛に堪えかねての結果である。内容も、一七年以前は信者仲間として付き合いはあったが、其後転んだ（転宗）とは聞いてなく、隼人ら家族の年令などは全くの確証のない記憶によるものである。一七年以前とは大迫害のあった寛永五年（一六二八）にあたり、米沢藩の切支丹政策にとって、この年は大きな画期であったことがこれからも窺える。

一正式ノ十二月六日ニ佐野原次左エ門きりしたんノ由、江戸ニ_而最上ノ久内と申者申上ニ付_而、天下様御奉行所 兵部小殿（江戸家老千坂高治）へ被仰渡由、同五日ノ晩申来候_而妻子欠所いたしニ、丹雅楽丞山口掃部兩人被参候、其上次左エ門最上へ有違候間、

かため(最上)もかみへ佐野原 三人迎ニ指越候、遅参ニ付而同六日ニ忒人前後次左エ門とも二六人、無相違其口御通し給候へ由、書状を五百川成原与助、若月長兵衛兩人へ申入候、但私儀ニ無之候間次左エ門ハ縄下ニシテ被相通可給候、書状具ニ志たゝめ遣候以上(下略)(青木家文書「於新砥萬覚」)

但し、荒砥城代には通知が来ていなくても、何分御公儀のことであるから、「御左右無之處」に兩人を遣したとある。この文書は荒砥駐在下代官のものであるが、次左エ門は隼人が改名したものである。幕府が指令してから一〇日目に、現地での動きとなつたのである。隼人の次左エ門は、現在の朝日町に行つていたものを、護送のため五人も出張して、縄付の上米沢へ送り、六日後には米沢で取調べをうけている。「寄合帳」によると、取調べ奉行の来次左近宅であつた。即ち正保二年極月十一日に、

一江戸井上筑後殿より最上久内と申者訴人白状、佐野原隼人きりしたん之由十七年以前迄参會候由申来候ニ付而、隼人を召捕今日口を聞候へハ、尤も最上の将監と申者之引合ニて、寛五八月罷成候共御法度つらく候故、同年にころひ即宗門道具新戸代官青木吉左衛門、同肝煎山口掃部見申所ニて破捨、同村稱名寺と申眞言宗ニ成候由、村之肝煎百姓同稱名寺も請状被出候故、其事書物江戸へ遣候

一隼人同子新蔵兄弟新太郎右隼人妻新蔵妻何も籠舎(上杉家文書「寄合帳」)

となつており、この時すでに同人の妻、長男とその妻、また次男である新太郎の一家五人が捕えられて、入牢となつていたのである。隼人が称名寺に対し起請文を出してから、九年経過しており、信仰はすでに捨てていた。そこへ、ある者が拷問の苦しみと口聞きと言われる訊問の結果から、大へんな渦の中に巻き込まれてしまうのである。

拷問 切支丹の穿鑿は、毎年休むことなく続けられ、厳しく且つ執拗であつたから、不安と恐怖が祖先たちの念頭から去

口書 らなかつたものであろう。そこへこの事件が、現実として降つて来たのである。佐野原は小村であつただけに、驚きが大きかつたであろう。隼人が早くも十二日に訊問があることを知つた村では、対策として事実を上申して弁護することにした。また下代官青木吉左衛門らも力を添え、称名寺の証明ともども使用人を飛脚にし、夜通しで米沢に登らせている。まず佐野原村からのものは、

一 隼人き里したんころび申事、寛永五年極月宗門御穿鑿御座候ニ付^而、即妻子共ころひ申候、宗門道具代官肝煎之見所ニ^而焼捨、新戸村稱名寺と申眞言寺之寺を申請、月待月忌被下など仕候事一村慥ニ存候、此旨少も偽無御座候、年々度々御穿鑿にも右之段申上被聞召届之儀慥ニ御座候、為其如此 以上

与右エ門と書付候

きも入	七右エ門	印
百姓与頭	作	内
市右エ門	印	二郎兵エ
二郎左エ門	〃	藤右エ門
主	殿	二右エ門
兵	作	孫七郎

(青木家文書「於新戸萬覚」)

また、稱名寺からのものは次の通り。

一 佐野原村隼人宗門之儀、寛五以来拙僧手前 毎月の守、^并日待日待をも其身頼申候、其外旦那筋目聊以相換儀無御座候、村中並ニ仕候、全有増偽無御座候、為其如此 以上 稱名寺 印

(前掲文書)

右の二通は留書であるが、案文にも年号日付がなかったのは、余りにも取急ぎのためとも考えられる。これは「寄合帳」にもある通りで、「翌十三日二早々江戸へ被遣御用之由申来候」だったのである。切支丹隼人が捕えられたのは十二月六日だが、残された家族は、財産を没収され、是非なく寒空のもとで、路頭に迷わなければならなかったのではないか。

御請状之事

一人[㊦] 是ハ次左エ門子ニ成候時杉沢ノ庄兵エニ養子ニくれ置申候、庄兵エニ少のことをきめ候て

おや次左エ門所へ参り居申候ニ付、次左エ門子ニ罷成候

第30表 切支丹隼人（次左衛門）家族（上杉家文書：青木家文書ニヨル成人年令ハ久内白状ニヨル）

続柄	性別	年令	逮捕年月日	附記
隼人	男	四五	正保2・12・6	江戸入牢後行方不明
妻	女	五〇	正保2・12・8	久内白状ニ母トアリ、籠死
新蔵	男	三〇	〃	館山村ヨリ逮捕
妻	女	二〇	〃	承応2・11・26帰村
新太郎	男	〃	〃	〃
妻	女	〃	〃	慶安4・4・24病死？
源三	男	〃	〃	〃
四男？	男	〃	〃	〃
五男？	男	〃	〃	〃
ひやく	女	〃	〃	〃
いつほ	女	〃	〃	〃
おた	孫	一？	〃	新太郎子か？

仰付候、為其御請状仍如件

請状仍如件

正保貳年十二月九日

寺嶋 喜左衛門 殿 参

次左衛門の残り家族六人は、本来ならば米沢に送るべきであるが、監視のための番も差入れの賄も、全部が村負担となり、小村では堪え難いので村の内に預かる。そのためには、乳呑み子さえも責任を持って預かると云うのである。当時次左衛門の家族構成は、第30表のように一人である。罪人牢舎の者が村から出た場合、費用は出身村負担であり、

一人㊦ 次左エ門子 久二郎〇
 一人㊦ 同人子新蔵むすこニ次左エ門孫ニ候 おた〇男
 一人㊦ 同人子 ひやく〇男
 新太郎
 一人㊦ 同人よめ 但慶安二年四月二十四日
 二果申候米澤へハ其事ニ候 女 房
 一人㊦ 同人むすめ いつほ
 六人㊦
 右之通小郷と申し米澤へ皆々のほせ申候へハ
 番其外賄等ニ付て、村中たちまち可仕様無之候
 而村ニ預り置申候、夜白（ヒル）共ニ番を付置
 人頭六人ノ内だき子成共うせ不申候ニ可仕候、
 自然人頭うせ申ニおいてハ惣村中曲事ニ可被

佐野原村きも入

与右エ門㊦

同 百姓

藤右エ門㊦

村 中㊦

（同文書）

一 佐野原村隼人籠舎いくともはてなく候而、籠賄公儀 可仰付候、さ候へハめしたきめし持候者無之間、欠所を一人相渡候へと、
 賄米は欠所米可相渡、塩・味噌・薪類ハ銀壹

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
隼人	新蔵妻	新蔵	新蔵妻	新太郎	源三妻	源三	久二郎	ひやく	いつほ	おた
本人	妻	長男	嫁	次男	嫁	三男?	四男?	五男?	長女	孫
男	女	男	女	男	女	男	男	男	女	男
四五	五〇	三〇		二〇						一?
正保2・12・6	正保2・12・8	〃	〃	〃						
江戸入牢後行方不明	久内白状ニ母トアリ籠死	館山村ヨリ逮捕	承応2・11・26帰村	〃	慶安4・4・24病死?					新太郎子か?

匆宛可相渡候由

「寄合帳」

正保三年二月四日に、関係主脳の奉行たちが合議制で決定をみた記録である。隼人の入牢は長引いて、いつ果てるともなかった。従って、佐野原村は負担に耐えきれないからであろう。飯炊き・飯もちは、年貢未進などによって質になっている者を当てる。賄米はやはり闕所の分を、ほか、塩・味噌・薪などは銀一匁ずつ、これは公儀から出すというのである。

木家文書が原史料であるから疑いない。然しこの後の上杉家文書によると、一家で五人の逮捕者が見える。即ち当人夫婦、長男夫婦、次男である。正保三年六月十日に幕府へ出された答書に、酒井河内守(左沢領主)の足軽、左馬允の白状訴人によって、佐野原村の藤八郎、勘四郎の二名の逮捕令がある。藤八郎はただちに捕えられたが、勘四郎は逃亡していた。勘四郎は以前に隼人の口入れ仲介によって、上長井の長手村に質奉行に出ていたが、欠落ちしたため、隼人は口入れの責任を取って長男新蔵を代人として務めさせていたのであるから、新蔵の逮捕は長手村からであろう。残りの隼人妻、新蔵妻、新太郎の三名の逮捕は隼人の逮捕(六日)後、村中が請状を出す九日前の筈であるから、村には如何に異様な空気がただよっていたかが想像される。一家族一人は当時としても大きく、思うに隼人は、この村の本百姓であったと考えられる。尚、少し後の承応二年(一六五三)十一月二十六日の、「四人者其所之慥成者二可被預置之候」なる幕府奉書

上杉家文書
「定勝公御年譜」

に、「米澤サンノ原隼人子」として、新蔵のほかに同弟文左エ門とあるのは、第3表中のい

ずれに該当するか不明である。最後の孫一人は、次男の子（おた）であろうか。それは、新太郎の妻が逮捕を免れているからである。隼人一家がこのように大量逮捕に会うのは、不運と云うほかに言い様がない。

佐野原村ではこの後も、断続的にはあるが、数人が捕えられている。山口村にもあったが、それらは第②表の通りである。しかも、すべてが捕えられている者の白状によるものである。「寄合帳」に、「一佐野原藤八郎最前のことく一切不相替、明日こうもん可申付由」で、藤八郎は結局、山形の次左エ門と、小松の治右エ門の二人を白状訴人としたが、拷問の結果であろう。しかしこの白状の寺右エ門はすでに山形で入牢しており、小松の者は以前に死亡しておった。隼人が白状訴人したのは正保三年の夏であったが、山形の藤右エ門はその二、三年前に行方不明になっていたので、「筒様二行衛不知者申上候儀不届候、弥御穿鑿被成類門白状候様二御申付可然候事」とは、幕府役人からの指令であった。隼人は寛永五年に転んでから一八年、起請文を出してからも一〇年になっていたから、他領の信者の動向などは知る由もない。逃亡したものを白状するなどは、不届至極と言われ、「この上白状するように申付け」とは、拷問せよと同義語である。山口村の作左エ門は、延沢银山にいた加右エ門の白状によるが、「寄合帳」の正保四年五月三日に、

一山口村作左エ門口を被聞候、親ハきりしたんこと、其身ハ一向不存候由申候

となっており、親を訴人としたかにも見える。同年六月十日の幕府からの来書には、加右エ門が訴人したのは親作左エ門であり、子の作左エ門でなかったという。よって「彼の者を慥かなる者に預け置くべし」で、釈放されることはなかった。なお、同じ山口村の源右エ門は一度だけ史料にあらわれるだけで、そのほかに判明することは全くない。箕和田村の源右エ門も、一回だけ「慶承日帳」（上杉家文書）の慶安二年十月七日に、「二みのわた村きりしたん源右エ門籠舎事」とあるだけで、前後はわからない。この源右エ門は、年月日が特に近いだけに、同一人とも考えられる。然し記録は、共に原史料だけに疑いの残るところである。

口聞 「口聞」とは、裁判法廷での訊問である。逮捕の動機はすべてが逮捕者の白状によるところの、全く芋蔓式にたぐりよせられた者ばかりであった。

次に、逮捕者が、何故切支丹を信仰したかを検討したい。然しこの願望は、ただちに崩れてしまう。もともと容易に見ることの出来る史資料とは、権力によって作成されたものであるから、如何にしてこの反対制の異教を根絶するかという目的のために同類信者の掘り出しに、終始していたことを伝えるものばかりだからである。

孫七拷問之上申口

一二四五年以前蛇ニクハレ申候時、右ノ主計此宗門ニ罷成候得ハ、蛇喰直リ申候由ス、メ申ニ付而薬ヲモライ申候、其後御法度故右之者共同前コロヒ申候

これは佐野原村の孫七が、農作業中虻に噛まれた時、先述の起請文に連署している主計は、自分も虻にかまれたことがあるが、切支丹であったために速やかに全したことを話し、薬も与えて入信を進めたというのである。薬は伴天連から伝えられたものか、それ以上信仰の精神力が快を早めたことも疑いない。当時の庶民は、生活・精神ともに苦しみが多い中に、自然的なものに加えて権力による苛性収奪があつたが、人間としての生き方を求める心はあつた。宗教と信仰、神と仏、特に寺はどの村にもあつた。中世の初期に興つた浄土門など、民衆のための宗教として第一歩を踏み出していた。然し寺院も、体制の中に組みこまれて、支配機構の一部にさえなつてしまい、庶民の魂の救済とは縁が遠くなつていた。そこへ切支丹伴天連、入満の布教が始まる。最初から、異人に対して親近感のある筈はなかつた。然し彼等の熱烈な信仰は、容易に人を感化してやまず、教養という贅肉を持たない庶民たちには、異質も違和感もなく、ただちに信仰の中に飛びこんでゆけたのである。

正保三年二月二十九日、「切支丹宗門佐野原村隼人口書到来、井上邸へ差出サル」とあるように、口書調書は米沢から江戸の幕府奉行所に送られたが、明確な内容は伝わっていない。同年六月十日の「寄合帳」に、

一 佐野原藤八郎召出口を御聞候、尤二十八歳ニてきりしたんニ相成、三十ノ歳寺嶋与左エ門代ニころひ、諸道具迄焼捨候、其後ハ宗門之心無由、訴人酒井河内殿足輕左馬亮も一切不存候、右之通江戸へ口書遣候

ともある。領内の信者は、かの大虐殺のあつた寛永五年の迫害を境に転宗している。その時、転宗したというあかしを立てるため、

代官所役人、村役人の前で、宗門道具を焼き捨てたとある。宗門道具といわれるものの中には、偶像があった。今でこそ基督教は偶像を礼拝しないけれども、当時は聖像聖体があり、信者を判定するのに踏絵を考案したのもそのためである。切支丹はこの後も禁じられて壊滅するから、当時の宗門道具、偶像も残るものはないと考えられる。然し偶然と考えられるものが高岡地区、黒鴨地区に存在する(第18図)。勿論精巧なものではなく、地方の人の作で荒彫りといえるもので、高さ一九センチメートル、巾七センチメートル程で、材質は木である。いずれも構図は十字を主体としている。高岡方面の切支丹は、早く終息したために、迫害の厳しさが比較的緩和であったから奇しくも残ったもので、これが熱禱オラシヨの対象とされた聖像であったと思われる。

米沢の牢舎の上拷問にあった切支丹たちの信仰の程度、容易に消すことが出来なかったであろう。称名寺起請文の前書には、前年に最上の信者の宿をしており、また訴人白状の中に寛永五年以後にも、たがいに交流していたとするものもある。忘れようとしていた旧信者らは、捕えられて牢舎拷問にあった時、果てしもない身体と精神の苦痛に会い、忘れかけていた信仰心が蘇って来て、心の中では深い信仰と熱烈な祈りを捧げながら、拷問に堪え抜き、ついに精神の自由の勝利者となったと考えられる。正保三年二月十日の「寄合帳」に、

一 佐野原村隼人妻と新蔵妻を籠舎 可出と申處、隼人妻ハ江戸 訴人之書立、四人之内うつし候^而、如何と申候

ということがあった。彼らの運命は、全く荒波に翻弄されるままであった。

米沢に捕えられた当地の切支丹のおの終末は第②表の通りであるが、その中で江戸へ護送されたのは隼人、藤八郎の二名である。二人は、先に山形の切支丹が江戸送りされた時の様子のように、縛られて手の自由を失ったまま馬に乗せられ、各宿駅の伝馬を乗りついで、江戸に登って行く。長い責苦によって痩せおとろえ、精神力によってのみ支えられる身体、特に雨の日の光景などは眼頭にちらつく。

当地の切支丹の主な舞台は、佐野原であった。これは、大迫害の前にアルバン教会の本拠がここにあり、信者の層が広くかつ深かったからで、このため探索の目標にされたとも考えられる。大量逮捕は、村にどのような影響を及ぼしたのか、勿論伝えも記録もない。この村の「邑鑑」に記載される村高は八五石四斗余で、家数は五間となっていて、総人数三六人の小村である。それが寛永十四年の惣検地では村高が一八七石九斗余と二・二倍になっている。家数は不明である。隣村の下山村は惣検地から二〇年程経過した明暦二年の調で、村高が二九三石余であり、これに対する農家数は二五戸である。これと比較して考えることは妥当とは言えないが、切支丹の騒



第18図：クルス 高さ19cm
(高岡芳賀彦一氏蔵)

ざが大きかった頃、佐野原村の戸数は二〇戸未満であったと思われる。この村から逮捕者を出した家は七、八戸にのぼると見られ、人数の上では二〇人程を数えることが出来る。以上の数字から、村内の様々な条件が破壊されてしまったと想像することは容易である。尤一〇年近くに亘るものであり、初めの数年が高潮期である。最初隼人が捕えられた時、村では肝煎はじめ多くの者が連署して嘆願した。その中の五人組頭作内の女房も、後に捕えられる混乱ぶりである。村人たちは多用に追われ、田畑の耕作も自然おろそかにならざるを得ない。収穫減は年貢の未進となり、生活をも破壊することになる。年貢は村請制の共同責任を堅く制約していたから、逮捕者の分も負うことは勿論であった。青木家文書の多くの算用帳は、年次ごとの各村の年貢未進額を記しているが、佐野原村が連年に亘って特に未進が多いのは、切支丹迫害によるもので、ほかの条件からは考えられないところである。

承応三年（一六五四）三月、天皇崩御があり大赦令が出された。条件があつて、「今般禁裏崩御ニ付、大赦令之儀ヲ仰出サル是ニ依テ国々在々之科人赦免有ベシ、（中略）公儀ヨリ御預人切支丹之外」は、全部赦免すべき旨が幕府の命令であつた。

類同

族然

米沢領の切支丹弾圧迫害は、寛永五年までを第一期とし、それ以後は第二期といえる。第二期の弾圧は明暦、万治ころ迄で、その後は上杉家文書にも記録は消えるようになり、散見しても訴人を勧める幕府の公式文書ぐらいになる。当時の米沢上杉領は置賜郡のほか、伊達、信夫の二郡であったが、この中で切支丹として捕えられたのは、上杉家の記録に七〇人ほど見える。その内当地の関係者は、これまで見て来たように、二〇人を超えるのであるから、如何にこの地方が盛んであったかがわかる。これらの人々は米沢で牢死したものの、行方不明の者を合せると八名にもものぼり、そのほかは記録にないが、このうちの幾人かは数年後許されて、帰郷した者もあった筈である。そして家系が続くことになるが、権力は常に監視を怠らなかつた。即ち信者であった時の子を本人同然と呼び、転宗後に生れた子を類族としたのである。類族はこの後五代までで、六代からはじめて監視の対象外とされる。切支丹はじめ、庶民の中に極めて自然に抵抗を感じることなく受け入れられたことは、先に書いた。しかし子孫は数代に亘って監視差別を受けることから、切支丹とは何か異状なもの悪徳でもあるかのような、錯覚にも似た考えが、民衆の中に根強く滲透していったものであろう。

同前、類族への差別監視は、本人の死亡した場合などに具体的にあらわれる。十王称名寺が伝える文書の中に、書付を以申上候事

一我等家中 出候凶書先祖御尋、就中邪宗門之類にも有之かと御吟味被遊候、此者二おいて古切支丹之類族ニ無御座候、唯今杏山ニ居候凶書祖父夫婦同人夫婦親夫婦古切支丹之類ニ無御座候、唯今凶書母ハ石那田村孫兵エと申者之娘ニ御座候、何れ孫兵エ子供持不申候^而其類ニ無御座候、凶書祖父親迄も凶書と申し、兄弟も無御座候^而一類持不申候、併凶書^茂三代共ニ貴寺御旦那分ニ御座候、三代前ハ慥ニ覚不申候、此者元来我等先祖ニ付添へ我等十王村古来之者にて、諸事我等先祖同前ニ勤来者ニ御座候へハ古切支丹一類ニ無御座候、其身類門も持不申何事も代々私等近筈の者之に御座候、無御氣遣宗門之御請合も被遊申上へく候、為後日仍如件

十王村

当歳七十四ニ成候

斎藤 長左エ門^印

貞享四卯八月十六日

稱名寺様

同人子

長三郎[㊦]

肝煎

内記殿

とあり、自分の先祖は古切支丹でなかったこと、従って現在の自分は類族でないことを、数回にわたって弁護している。これによつて当時の庶民は類族として差別監視されることが、如何に迷惑であり不利でもあったことが想像される。この頃幕府から「前々切支丹宗門之者相果候ハ、死骸ハ塩詰ニ仕着置、切支丹奉行差函次第ニ可仕事」(貞享令)という達しが来ている。その年の十一月二十三日の上杉家記録に、佐野原村で同然の者が病死したので、塩詰にして十王村称名寺に埋葬し、その旨を飛脚が江戸の幕府方に届けたとある。これに係する称名寺文書は、次のものである。

御請状指上申事

一 当村太郎左門より死骸番之儀、昨晚拙者仕筈肝煎申付候^而ニ付、昨暮方ニ罷越番請取申筈ニ御座候ニ、夜中ニ罷成越申^而ニ付、

不調法之段被仰付候尤至極ニ奉存候、此段米澤江御披露可被遊所ニ、肝煎組頭を以御訴訟申上候へハ、御披露之儀御赦免被下有難奉存候、立而私番之時ト少も不念仕申候者、急度御披露被遊、如何様ニ茂越度可被仰付候、為後日仍如件

貞享四年十一月二十四日

佐野原 藤右工門

上杉家の記録にあるこの太郎左工門は、隼人の子であり六十六歳の病死であった。これから逆算すると寛永二年（二六二五）生れで、隼人が信仰中であるから本人同然であり、父が捕えられた正保二年には二十歳になっているが、第8表の誰に当るかは不明である。同じ年に米沢の李山で、古切支丹の婿が病死して、やはり塩詰の上検死をうけている。翌貞享五年（一六九二）八月、佐野原村では類族の幼児が用水池で溺れ死んだことがある。六歳の男の子に子守りをさせて置いたところ、僅かの隙に水中に落ちたのであった。そこで親はもちろんのこと、五人組、組頭、肝煎共に連署して、称名寺に対して嘘いつわりでない請状を出している。この請状によると、代官所にはいち早く届けていることがわかる。幼児の水死などは敢えて珍らしい事ではないが、類族であるだけの理由で、五人組は当然のこと、肝煎にまでも大きな迷惑を及ぼしている。また同年の二月に、佐野原村の主計の娘が死亡するが、先例の如く取扱い、届書にも例の通り塩詰めと記されている。父主計は称名寺に起請文を出した一人で、隼人らが捕えたとき逃亡したとされているその人である。娘は村内に縁付いており、すでに老人であった筈であるが、そこまでの記録はない。この年は秋に改元されて元禄となっているが、この事件の二月を元禄元年としている上杉家記録は、のちの編集によるもので、原史料ではないためのものである。

寛永の初めから正保、慶安ごろ迄は、切支丹の弾圧によって当地方は全く暴風雨におそわれたと同じであった。それから四、五十年が過ぎると、あらしの後の静けさで、類族の死の記録が僅に残るだけである。その最後に近いものは、おなじ称名寺文書中の次のものである。

御訴状之事

佐野原村転切支丹孫七郎曾孫同与七郎子太郎兵エ、六十八二^而当十二日ニ病死仕候ニ付^而肝煎組頭五人組之者共死骸見届ケ、病死ニ紛無御座候付^而、拙僧導師土葬取置申候、取仕舞之躰不審成義無御座候、為後日仍如件

元文元年十月

塩井宇八郎 殿

小越三郎兵衛 殿

増子伝右衛門 殿

古切支丹孫七郎は孫七と同人と考えられ、彼が捕えられたのは七六年以前である。孫七郎から家系を数えると子・孫・曾孫・玄孫の四代目に当っており、切支丹のことなどは常の常識から消え去っていた頃である。尚、宛名の最後は、当時の扱い代官である。

正保二年から数えて一四五年後は、寛政元年（一七八九）であるが、この年の九月作成のものに「出羽国置賜郡古切支丹^并類族存命覚」が、山口地区公民館文書の中にある。百数十年を経てあり、内容の信憑性にはいささか疑いなしとしない。この内当地に関係するものでは、本人と本人同然として、隼人・隼人後妻・本人三男・藤八郎・藤八郎忝の五人である。まず隼人について訴人・牢舎・十月二十七日の江戸送りなど変りはないが、後に行方知れずとなり、「父安久津隼人と申由、仙台領^江参候由申伝候」とある。尤も別のものに、安久津村隼人が、佐野原村のものと同じ一人と思われる記録がある。隼人妻は後妻となっており、「新蔵と申者之妻ニ候、新蔵病死以後隼人ニ嫁申候」とある。新蔵は隼人の長男で夫婦ともに、初めから父母と共に捕えられており、これは間違いであろう。隼人三男は米沢の館山で竹田姓を名乗り上杉の家来となり、元禄十六年十一月二日、七十五歳で亡くなったとされている。藤八郎については、米沢牢舎から江戸送りとなるのは、正保三年九月二十七日であるがその後は行方不明となっている。本人の忝七右エ門は、延宝八年（一六八〇）四月五日病死とあつて、牢死か病死かは記されていない。

次の「右之類族」のうちに、隼人曾孫・玄孫二人と、藤八郎玄孫一人の記録がある。隼人の子が半左エ門、孫が三右エ門であるが、そこへ上杉の家来中村善之丞の子を養子にしたのが、長太郎である。玄孫の長蔵はその子で、館山村館山寺の檀徒であるのは父子とも同様である。また次代の善蔵は、長蔵と同じ中村家からの養子であるが、姓は中村で生家の中村を名乗り、旦那寺は米沢東寺町の善勝寺としてある。最後の藤八郎玄孫は、藤八郎の子が養子に行つたところの家系で、米沢南寺町福王寺がその旦那寺としてある。以上によると、佐野原村切支丹の子孫たちは米沢附近に残つたことになる。隼人長男は先述したように、長手村の農家に質奉公に出ていた

が、このことと関係がなかったか。とは云え隼人の三男がすでに竹田姓をもつのは、たとえ軽い士分としても不思議である。時間の経過が、監視を形式化させたのであろうか。なお、「古切支丹類族存命覚」は幕府に出されたもので、合計して二二名を扱い、当時の類族存命者は七人、ほかに行方知れずが二人だけであるのは、家系は五代を過ぎる者が多く出たため、対象者がこのように減少したものであるろう。藤八郎玄孫の中村善蔵は、文化十年（一八一三）に病死しているが、当時、領内類族の生存者はわずかに十二指を折るだけになっていった。

宗 門 改 帳

天文十八年（一五四九）にザビエルが鹿児島に上陸して布教してから、近世初頭までのおよそ一〇〇年ばかりの間、キリスト教は国内の海辺でも山間地方でも、あまねく行き亘って、新しい思想・道徳観・世界観や言語風習にも影響を与えたばかりか、文学・絵画から医学・天文・航海・測量・地理など、数え切れないほどの分野に、新鮮なものや注いでいる。これらは総称してキリシタン文化と呼ばれるものであるが、このうちどれ程のものが、当地方に影響をもたらしたものであろうか。布教時期が遅れると共に、享受すべき素地が貧しかったことから、先進地方とは趣のちがうものがあるろう。

当時仏教徒であることの証明に、各戸に持仏堂を設け、埋葬地には墓碑を建てて先祖の礼拝を怠らず、切支丹の迫害から身をかかわしたと言われ、その時期は島原の乱後とされる〔『米沢市史』〕。宗門改帳は、毎年仏教徒であることを、旦那寺の印判によって証明してもらうものでもある。宗門改帳は地方によって宗門人別帳とも言われ、この作成は幕府の指令によるもので、米沢領では貞享二年（一六八五）十一月、「御家中ニ令条ニ曰」の「覚」に「私領村數貳百一拾六箇村、并御預所三拾一箇村相定候通、帳面ニ可調之」〔上杉家文書御年譜〕からであろう。宗門改帳は各戸毎の家族を調査して、上段に旦那寺を記し寺の印判を押す。詳細な調査は六年毎に行ない、途中の年次は増減だけの記入である。この改帳は村を単位とした調査方法を採用し、肝煎文書中しばしば見られるが、後年のものが多く、初期のものは見当たっていない。次に改帳の前文を掲げ、権力の志向するものを窺う。

一切支丹宗門就御改、下々迄銘々急度僉議仕候処、不審成者無御座候事

一古切支丹之類族常々之行跡、疑敷無御座候事

一帳面書載申男女之内、若此以後不審成儀茂於有之へ、早々可申達事

このほか二条が前文にあり、帳尾後文に、

右御帳面書載申男女下々迄、宗旨遂穿鑿檀那寺之印判相調、其外前書之通組中共委細吟味仕候處、相違無御座候、為後日仍如件として、村役から所管の役人宛に出されたもので、時代によつて語句に多少の違いはある。宗門改帳は、切支丹の類族が根絶してしまふと、所期の目的は全く失ない、今度は戸籍調査として、新しい存在価値が生れて来ることになる。改帳が残っていれば、当時の村の様子を知ることが出来、また長期間のものがあれば、家族構成の変化や人口の推移動態を知るのに、またとない格好の資料となる。近世初頭の切支丹弾圧から生れた宗門改帳も、途中から目的を変えながら、明治の壬申戸籍まで生命を保つて生き伸びている。なお村役が作成したものに、寺の印判を求める作業は在地下級士の任務であることが、山口八ヶ森、石井家の文書に見られる。

宗門改帳と並行して行われたものに、寺請・寺払の制がある。この制度は人口の異動、転出入に際して、まず転出する場合、所属する寺院から証明のため寺払証文を受け、これを転入地の村役に提出して寺替となれば、この方の寺院から前方に送るのが寺請証文である。証文の案文には、邪宗門切支丹でないことを、請合う文言のあるものが多い。

宗門請合一札

一越後国岩般郡鵜渡路村市兵エと申者祖父親代永禅宗^二而^一当寺旦那無紛候、其地^江縁定^二而^一罷越申候、此者宗門之儀ニ付、何方^茂

構無之慥成者ニ御座候、若公儀御法度之宗門と申訴人御座候ハ、拙僧申披可仕候、為後証之寺請合仍至如件

越後国岩船郡御公領鵜渡路村

享保五年子ノ八月

仏澤寺^印

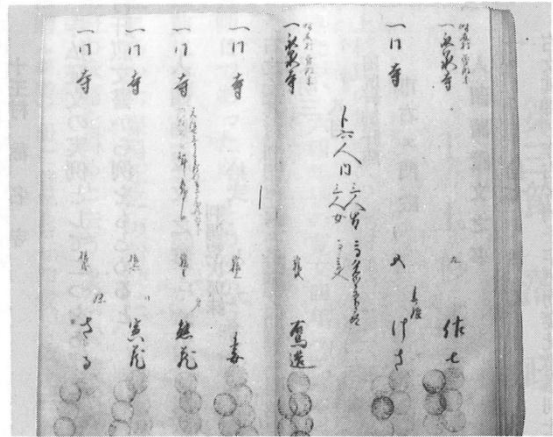
〔^一荒砥
町誌^一〕

寺拂證文之事

一貴寺旦那市太郎賀宇吉儀、只今迄当寺旦那ニ御座候處、勝手道を以寺替ニ仕度由願ニ付^而、其□□ニ候間貴寺にて御形可被成候、於拙寺構無御座候、為後日寺替拂証文仍^而如件

享和四年子ノ二月

ハギノ泉福寺^印



第19図：天保五年畔藤村宗門改帳
(衣袋庄三郎氏蔵)

十王村 称名寺

〔『十王
郷土誌』〕

寺弘証文の実例として二つをあげた。又肝煎の間でも、人頭請弘の証文を取り交して転出入を確認している。田尻村肝煎文書から例をもとめると、

人頭拂証文之事

判頭惣次郎妹

一 拾貳 とみ

右之女其村判頭作兵エ子宇之助妻ニ罷越申候、就之来春宗門御改之節、其御元へ御書上可被成候、此方相除キ可申候 已上

天明三

小出村きも入

八月

藤 助[㊦]

田尻村御肝煎

市右エ門殿

人頭請証文之事

一 拾七 きん

右女其御村作右エ門子宇之助妻此度離別仕、当村判頭兄弥之助所へ罷越帰申由候、依之来春宗門御改、当村ニ書附可申候、

其元御帳御除キ可被成候 已上

宝曆六年

石那田村肝煎

閏十一月廿六日

太 七[㊦]

田尻村御肝煎

甚内殿

特に婚姻に関するものを選んで掲げた。このほかの異動、出奉公、入奉公も同様の手続きを必要とする。文中に来春とあるのは、毎年の二月が宗門改帳の作成時期であったからである。

切支丹の教理はともかく、信者たちに反対制の行動がなかったのに、弾圧迫害は一方的なものであった。このような弾圧迫害が現実であり且つ予想される中で、当町の祖先たちがひたすら心に自由を求め、権力の前に身をさらしたことは、英雄的行為であった。